

令和6（2024）年度こども家庭庁
子ども・子育て支援等推進調査研究事業

特別養子縁組制度推進のための
効果的な支援方法等の検討に関する調査研究
報告書

令和7（2025）年3月

HITOTOWA INC.

事業要旨

本調査研究では、養子縁組あっせんに必要とされる効果的な支援方法等を検討することを目的として、全国の自治体・民間あっせん機関等の養子縁組支援に関する取り組み状況を明らかにするとともに、当事者である養子及び養親が支援を受けた経験やニーズ等を調査・分析した。

➤ 自治体・民間あっせん機関アンケート調査

全国の自治体における取り組み状況や民間あっせん機関の活動状況を把握し、養子縁組あっせんにおける支援課題や制度全体の課題等を整理するために、全国の児童相談所設置自治体（悉皆、78箇所）及び民間あっせん機関（悉皆、22箇所）を対象にアンケート調査を実施した。回収率は、自治体 71.8%、民間あっせん機関 68.2%だった。

➤ 自治体・民間あっせん機関等インタビュー調査

養子縁組あっせんに関する効果的な支援や望ましい事業のあり方を検討するために、有効な取り組みについて、自治体 1 箇所、里親支援機関 2 機関、民間あっせん機関 3 機関の合計 6 機関を対象にインタビュー調査を実施した。

➤ 特別養子縁組に関する養子・養親アンケート調査

養子縁組の各段階（研修、縁組成立前養育、縁組成立後）における望ましい支援のあり方について、当事者である養子・養親の意見を踏まえて検討を行うため、WEB でのアンケート調査を実施した。調査対象者は、特別養子縁組が成立した 15 歳以上の養子及び 2004（平成 16）年 11 月 1 日～2024（令和 6）年 10 月 31 日の間（直近 20 年間）に特別養子縁組が成立した養親（いずれも令和 6 年 11 月 11 日現在、日本に住んでいる方）とした。有効回答数は養子 31 件、養親 535 件だった。

➤ 特別養子縁組に関する養子・養親インタビュー調査

これまでに受けた支援の経験と要望、養子縁組の各段階（研修、縁組成立前養育、縁組成立後）で受けた支援や改善が必要なこと、今後必要な支援・制度等について詳細を把握するため、グループでのインタビュー調査を実施した。調査対象者は、特別養子縁組が成立した 18 歳以上の養子及び 2004（平成 16）年 11 月 1 日～2024（令和 6）年 10 月 31 日の間（直近 20 年間）に特別養子縁組が成立した養親とし、養子 3 名、養親 3 組 4 名に協力いただいた。

➤ 報告書の作成

本調査研究の結果を踏まえて報告書を作成した。報告書には、自治体（児童相談所）や民間あっせん機関が今後の支援を行う上での参考となるよう、「特別養子縁組の効果的な支援を行うための留意点（案）」を盛り込んだ。

➤ 検討委員会

専門的助言を得るために、8 名の有識者からなる検討委員会を設置し、4 回開催した。

目次

事業要旨	2
第1章 調査研究の概要	1
I. 調査研究の実施概要	1
1. 背景・目的	1
2. 実施内容	2
II. 検討委員会の概要	3
III. 報告書の公表方法	4
IV. 本報告書における用語の使い方	4
第2章 自治体・民間あっせん機関アンケート調査	5
要旨	5
I. アンケート調査概要	7
1. 目的	7
2. 調査対象	7
3. 調査方法	7
4. 主な調査内容	7
5. 回収結果	7
II. アンケート調査結果	8
1. 自治体調査結果	8
2. 民間あっせん機関調査結果	22
第3章 自治体・民間あっせん機関等インタビュー調査	29
要旨	29
I. インタビュー調査概要	32
1. 目的	32
2. 調査対象	32
3. 調査方法	32
4. 主な調査内容	32
II. インタビュー調査結果	33
1. 明石市 こども局 明石こどもセンター	33
2. かわさき里親支援センターさくら（社会福祉法人厚生館福祉会）	35
3. 養子縁組里親支援機関 ブレス・ユー（社会福祉法人栄光園）	40
4. NPO 法人ミダス&ストークサポート	44
5. 社会福祉法人日本国際社会事業団（ISSJ）	48

6. 医療法人団諍友会 田中病院.....	54
第4章 特別養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査.....	61
要旨.....	61
I. アンケート調査概要.....	64
1. 目的.....	64
2. 調査対象.....	64
3. 調査方法.....	64
4. 主な調査内容.....	64
5. 回収結果.....	65
II. アンケート調査結果.....	66
1. 養子アンケート調査結果.....	66
2. 養親アンケート調査結果.....	86
3. 養子アンケート クロス集計結果.....	118
4. 養親アンケート クロス集計結果.....	120
第5章 特別養子縁組の支援に関する養子・養親インタビュー調査.....	127
要旨.....	127
I. インタビュー調査概要.....	129
1. 目的.....	129
2. 調査対象.....	129
3. 調査方法.....	129
4. 主な調査内容.....	129
5. 調査実施時期.....	130
II. インタビュー調査結果.....	131
1. 養子インタビュー調査結果.....	131
2. 養親インタビュー調査結果.....	139
第6章 調査研究の総括.....	147
I. 児童相談所・民間あっせん機関等を対象とした各調査結果のまとめ.....	147
1. 支援の課題と各支援機関の取り組み.....	147
2. 養子縁組の支援体制.....	149
II. 養子・養親を対象とした各調査結果のまとめ.....	152
1. 支援を受けた経験と課題.....	152
2. 支援制度に対する要望と今後について.....	155
III. 今後の検討について.....	157

第7章 特別養子縁組の効果的な支援を行うための留意点（案）	159
I. 支援方針の検討	162
II. 普及啓発・リクルート	162
III. 養親候補者の研修	163
IV. 養子縁組成立後の支援	164
1. 基本的な視点	164
2. 支援のポイント	165
V. 出自やルーツ探しに関する支援	167
VI. 児童相談所と民間あっせん機関の連携	168
第8章 資料編	171
I. 参考文献	171
II. アンケート調査票	172

図表 2-1	7
図表 2-2	養子縁組支援の実施機関と支援内容（複数回答）	8
図表 2-3	妊娠葛藤相談窓口の設置	9
図表 2-4	妊娠葛藤相談窓口を設置している場合の新規の妊娠葛藤相談件数(令和5年度)	9
図表 2-5	新規の妊娠葛藤相談件数(令和5年度)のうち過去に別の妊娠葛藤相談を受けた件数	9
図表 2-6	特別養子縁組成立件数（令和5年度）	10
図表 2-7	養子縁組里親の登録数	10
図表 2-8	養子縁組里親として委託中の世帯数（※1）	10
図表 2-9	社会的養護のもとで暮らす子ども数（※2）	10
図表 2-10	令和元年度～令和5年度の合計の特別養子縁組成立件数	10
図表 2-11	自治体別の特別養子縁組成立率（令和元年度～令和5年度単年度平均）（参考値）	11
図表 2-12	自治体別の特別養子縁組成立率（令和5年度）	12
図表 2-13	過去5年間の成立件数のうち、令和6年9月1日時点で状況把握ができる割合	13
図表 2-14	過去5年間の成立件数のうち、令和6年9月1日時点で状況把握ができる割合×過去5年間の合計の特別養子縁組成立件数	14
図表 2-15	過去5年間の成立件数のうち、令和6年9月1日時点で状況把握ができる割合×縁組成立後支援をしている機関	14
図表 2-16	特別養子縁組に関して実施している補助事業（複数回答）	15
図表 2-17	特別養子縁組に関して今後特に強化が必要な支援内容（複数回答）	17
図表 2-18	令和6年4月の児童相談所運営指針改正を踏まえた縁組成立後支援に関する考え	19
図表 2-19	新規の妊娠相談件数(令和5年度)	22
図表 2-20	新規の妊娠相談件数(令和5年度)のうち過去に別の妊娠相談を受けた件数	22
図表 2-21	特別養子縁組成立件数（令和5年度）	22
図表 2-22	養親候補者の登録者数	22
図表 2-23	令和元年度～令和5年度の合計の特別養子縁組成立件数	23
図表 2-24	過去5年間の成立件数のうち、令和6年9月1日時点で状況把握ができる割合	23
図表 2-25	特別養子縁組に関して今後特に強化が必要な支援内容（複数回答）	25
図表 4-1	回収結果	65
図表 4-2	アンケートを知ったきっかけ	66
図表 4-3	性別	66
図表 4-4	現在の年齢	67
図表 4-5	現在の年齢（年代別）	67
図表 4-6	現在の家庭で生活を始めた時の年齢	67
図表 4-7	養子縁組成立時の年齢	67
図表 4-8	養子縁組成立時の年齢（年齢別）	68
図表 4-9	養子縁組の仲介をした機関	69
図表 4-10	養子縁組成立後、養子縁組の仲介をした機関に限らず、1回以上受けた支援の種類とその満足度	70

図表 4-1 1 養子縁組家庭で生活する上で課題に感じた点（複数回答）	71
図表 4-1 2 養子縁組の成立後に受けられる現状の支援制度に対する全体的な満足度	72
図表 4-1 3 現在の生活についてあてはまること	73
図表 4-1 4 我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査（こども家庭庁 長官官房参事官 （総合政策担当）,令和 5 年度）における回答（参考）	73
図表 4-1 5 子が 15 歳以上の養子縁組家庭の生活実態調査 報告書（日本財団,2017 年 4 月）にお ける回答（参考）	74
図表 4-1 6 養親から真実告知（テリング）を受けた経験	75
図表 4-1 7 養親から真実告知（テリング）を受けた場合、最初に受けた時のおおよその年齢	75
図表 4-1 8 養親から真実告知（テリング）を受けた場合、最初に受けた時のおおよその年齢	76
図表 4-1 9 養親とのマッチング理由を聞いた経験	77
図表 4-2 0 養子縁組に関する記録へのアクセス方法を知っているか	77
図表 4-2 1 養子縁組に関する記録へのアクセス方法を知っている場合、どのように知ったか（複数 回答）	78
図表 4-2 2 養子縁組に関する記録を得ようと思った経験	78
図表 4-2 3 養子縁組に関する記録を得ようと思った経験がある場合、初めて得ようと思った年齢	79
図表 4-2 4 養子縁組に関する記録を得ようとして実際に試みた経験	79
図表 4-2 5 養子縁組に関する記録を得ようとして実際に試みたことがある場合、初めて試みた年齢	79
図表 4-2 6 養子縁組に関する記録を得ようとして実際に試みたことがある場合、養子縁組に関する記録 を得るためにアクセスした先（複数回答）	80
図表 4-2 7 養子縁組に関する記録を得ようとして実際に試みたことがある場合、希望する記録を得るこ とができたか	81
図表 4-2 8 養子縁組に関する記録を得ようとして実際に試みたことがある場合、希望する記録を一部 得ることができた、または全く得ることができなかった理由	82
表 4-2 9 自分の出自に関する情報について知りたい範囲	83
図表 4-3 0 今後、未成年であっても希望すれば養子本人の権利として養子縁組の記録にアクセス できるようになる場合、何歳くらいからがいいか	83
図表 4-3 1 養子に、養子縁組の記録にアクセスできることをどのようにして伝えるべきか	84
図表 4-3 2 アンケートを知ったきっかけ	86
図表 4-3 3 性別	86
図表 4-3 4 現在のご自身の年齢	87
図表 4-3 5 現在のご自身の年齢（年代別）	87
図表 4-3 6 現在のお子様の年齢	87
図表 4-3 7 現在のお子様の年齢（年代別）	88
図表 4-3 8 養育開始時のお子様の年齢	88
図表 4-3 9 養子縁組成立時のお子様の年齢	88
図表 4-4 0 養子縁組成立時のお子様の年齢	89
図表 4-4 1 養子縁組の仲介をした機関	90

図表 4-4 2	養子縁組を検討した当初の主なきっかけ（複数回答）	91
図表 4-4 3	養子縁組の検討を始めてから課題に感じた点（複数回答）	92
図表 4-4 4	養子縁組の成立前に受講する研修で扱って欲しい内容（複数回答）	93
図表 4-4 5	養育開始の直前（委託前）のご自身及び配偶者の就労状況	94
図表 4-4 6	養育開始時の育児休業の利用状況	95
図表 4-4 7	育児休業を利用したい意向があったが利用できなかった場合の理由	95
図表 4-4 8	養子縁組の成立時、養子縁組の仲介機関から、成立後に受けられる支援についてどんな案内を受けたか	97
図表 4-4 9	養子縁組の成立時、養子縁組の仲介機関から成立後に受けられる支援として「他の養子縁組家庭との交流方法」の案内を受けた場合の具体的な方法	98
図表 4-5 0	養子縁組成立後、養子縁組の仲介をした機関に限らず、1回以上受けた支援の種類とその満足度	99
図表 4-5 1	養子縁組成立後、養育をする上で課題に感じた点（複数回答）	100
図表 4-5 2	養親に対する国や自治体の制度として、特に拡充が必要だと思う制度（すでに利用している制度も含む）（複数回答）	101
図表 4-5 3	養子縁組の成立後に受けられる現状の支援制度に対する全体的な満足度	102
図表 4-5 4	真実告知（テリング）実施の経験	103
図表 4-5 5	真実告知（テリング）を実施した場合、最初に実施した時のこどものおおよその年齢	103
図表 4-5 6	真実告知（テリング）を実施した場合、最初に実施した時のこどものおおよその年齢（年齢別）	104
図表 4-5 7	マッチングの理由を聞いた経験	105
図表 4-5 8	養子縁組成立時に、仲介機関から養子の出自に関する情報提供があったか	106
図表 4-5 9	養子縁組成立時に、仲介機関から養子縁組に関する記録へのアクセス方法について情報提供があったか	107
図表 4-6 0	養子縁組成立時に、仲介機関から養子縁組に関する記録へのアクセス方法について情報提供がなかった場合、アクセス方法をどのように知ったか（複数回答）	108
図表 4-6 1	今後、未成年であっても希望すれば養子本人の権利として養子縁組の記録にアクセスできるようになる場合、何歳くらいからがいいか	109
図表 4-6 2	養子に、養子縁組の記録にアクセスできることをどのように伝えるべきか	109
図表 4-6 3	真実告知（テリング）・生い立ちの整理・出自やルーツ探しに関する支援を受けた経験・満足度と、養子縁組の仲介をした機関	118
図表 4-6 4	他の里親や養子縁組家庭・養子同士の交流に関する支援を受けた経験・満足度と、養子縁組の仲介をした機関	118
図表 4-6 5	生みの親やその親族との交流に関する支援を受けた経験・満足度と、養子縁組の仲介をした機関	119
図表 4-6 6	親子関係に関する支援を受けた経験・満足度と、養子縁組の仲介をした機関	119
図表 4-6 7	養育開始の直前（委託前）のご自身及び配偶者の就労状況と、養子縁組の仲介をした	

機関	120
図表 4-6 8 養育開始時の育児休業の利用状況と、養子縁組の仲介をした機関	120
図表 4-6 9 育児休業を利用したい意向があったが利用できなかった場合の理由と、養子縁組の仲介をした機関	121
図表 4-7 0 真実告知（テリング）・生い立ちの整理・出自やルーツ探しに関する支援を受けた経験・満足度と、養子縁組の仲介をした機関	121
図表 4-7 1 他の里親や養子縁組家庭・養子同士の交流に関する支援を受けた経験・満足度と、養子縁組の仲介をした機関	122
図表 4-7 2 生みの親やその親族との交流に関する支援を受けた経験・満足度と、養子縁組の仲介をした機関	122
図表 4-7 3 親子関係に関する支援を受けた経験・満足度と、養子縁組の仲介をした機関	123
図表 4-7 4 養子縁組の成立後に受けられる支援制度に対する全体的な満足度と、養子縁組成立後、養子縁組の仲介をした機関に限らず、1回以上各種支援を受けた経験	124
図表 4-7 5 養親に対する国や自治体の制度として特に拡充が必要だと思う制度（すでに利用している制度も含む）（複数回答）と、養子縁組の仲介をした機関	125

第 1 章 調査研究の概要

1. 調査研究の実施概要

1. 背景・目的

国の「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」は、令和4年2月に「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書」を取りまとめ、特別養子縁組・養子縁組がより一層推進されるよう、縁組成立前の十分な養育に関するアセスメント及びマッチングに加え、親子の関係性構築を支援し、縁組成立後の支援を強化していく必要があるとした。これを踏まえ、各都道府県が令和6年度末までに策定する次期都道府県社会的養育推進計画においては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続していく必要があるとされている。

しかし、特別養子縁組の令和4年の成立件数は年間580件（令和3年は683件）となっており、国が定めた目標には達していない状況である。現在、民間あっせん機関と児童相談所の養子縁組あっせんには、支援プロセスや制度上の様々な違いがあり、また、それに伴って養親希望者・養子となる子どもや養子縁組家庭が受けられる支援が異なっている実情もある。

都道府県知事等の許可を受けた民間あっせん機関が行う養子縁組あっせんは、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）に基づき、子どもの最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならないとされている。リクルートから、研修・アセスメント、マッチング・縁組成立前養育、縁組成立後まで、各機関による支援が行われているが、「養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業」や「養親希望者手数料負担軽減事業」を実施していない自治体も多く、民間あっせん機関であっせんを受ける養親候補者の支援に自治体間で格差が生じている状況にある。一方で、児童相談所における養子縁組あっせんは、あっせん法の規定による趣旨を踏まえることとされており、自治体によっては民間フォスタリング機関等と連携して支援を行っている場合もある。令和4年度の調査によれば、成立件数が0件の児童相談所も3割以上に上っており（HITOTOWA, 2023）、特別養子縁組の推進にあたって必要な支援や、それを後押しする自治体の事業等の検討も望まれている。また、令和6年4月1日に施行された児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）においては、里親支援センターが児童福祉施設として位置付けられ、今後、養子縁組家庭を含めた支援のあり方の検討も必要になると考えられる。

そこで、本調査研究では、全国の自治体における取り組み状況や民間あっせん機関の活動状況、養親希望者・養子となる子ども・養子縁組家庭のニーズを踏まえ、養子縁組あっせんに必要とされる効果的な支援方法等を検討することを目的とする。

2. 実施内容

(1) 自治体・民間あっせん機関アンケート調査

全国の自治体における取り組み状況や民間あっせん機関の活動状況を把握し、養子縁組あっせんにおける支援課題や制度全体の課題等を整理した。妊娠葛藤相談の実績、国の事業に対する自治体の取り組み状況、養子縁組に関する独自の取り組み、養子縁組の各段階（リクルート、研修・アセスメント、マッチング・縁組成立前養育、縁組成立後）における支援課題等について、全国の児童相談所設置自治体及び民間あっせん機関に悉皆で調査を行った。なお、同時に、後述する「特別養子縁組に関する養子・養親アンケート調査」の実施協力が可能な自治体及び民間あっせん機関を募集した。

(2) 自治体・民間あっせん機関等インタビュー調査

養子縁組あっせんに関する効果的な支援や望ましい事業のあり方を検討するために、有効な取り組みについて、情報収集を行うことを目的にインタビュー調査を実施した。検討委員会での議論を踏まえ、「養親希望者手数料負担軽減事業」を実施している自治体（1箇所）や養子縁組里親を専門とする里親支援機関（2機関）、「妊娠相談」「養親候補者の確保・育成」「成立後支援」「養子縁組に関する記録の開示やルーツ探し」等に注力している民間あっせん機関（3機関）の合計6機関を抽出し、望ましい支援や事業の在り方の検討に有効な事例を収集した。

(3) 特別養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査

養子縁組の各段階（研修、縁組成立前養育、縁組成立後）における望ましい支援のあり方について、当事者である養子・養親の意見を踏まえて検討を行うためにアンケート調査を行った。調査対象者は、特別養子縁組が成立した15歳以上の養子及び2004（平成16）年11月1日～2024（令和6）年10月31日の間（直近20年間）に特別養子縁組が成立した養親（いずれも令和6年11月11日現在、日本に住んでいる方）とした。なお、本調査の実施にあたっては、「自治体・民間あっせん機関アンケート調査」で実施協力が得られた自治体・民間あっせん機関を通じて、調査票を配布した。調査内容や手法については、日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針を参考とし、検討委員会で倫理的な観点での内容検討を行い決定した。

(4) 特別養子縁組の支援に関する養子・養親インタビュー調査

これまでに受けた支援の経験と要望、養子縁組の各段階（研修、縁組成立前養育、縁組成立後）で受けた支援や改善が必要なこと、今後必要な支援・制度等について詳細を把握するため、養子・養親に対するグループインタビューを実施した。調査対象者は、特別養子縁組が成立した18歳以上の養子及び2004（平成16）年11月1日～2024（令和6）年10月31日の間（直近20年間）に特別養子縁組が成立した養親とし、養子3名、養親3組4名に協力いただいた。なお、調査内容や手法については、日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針を参考とし、検討委員会で倫理的な観点での内容検討を行い決定した。

(5) 報告書の作成

調査研究結果及び検討委員会での検討結果を取りまとめ、報告書を作成した。報告書には、自治体（児童相談所）や民間あっせん機関が今後の支援を行う上での参考となるよう、「特別養子縁組の効果的な支援を行うための留意点（案）」を盛り込んだ。

II. 検討委員会の概要

(1) 体制

本調査研究を実施するにあたり、専門的助言を得るために、学識経験者や自治体・民間あっせん機関の担当者、養子縁組の当事者である養子・養親の8名からなる検討委員会を設置した。

【構成員】

- ・ 石井敦氏（養親、里親、南はなみずき会会長）
 - ・ 大場亜衣氏（社会福祉法人日本国際社会事業団（ISSJ）事業統括部長）
 - ・ 姜恩和氏（目白大学人間学部人間福祉学科教授）
 - ・ 高橋温氏（新横浜法律事務所弁護士）
 - ◎ 林浩康氏（日本女子大学人間社会学部社会福祉学科教授）
 - ・ みそぎ氏（養子、特別養子縁組家庭支援団体「Origin」代表）
 - ・ 山口美紀氏（東京都福祉局子供・子育て支援部育成支援課里親担当・課長代理）
 - ・ 山下奈美氏（福岡市こども総合相談センターこども支援第1課里親係長）
- （50音順、◎は委員長）

【調査実施者（事務局）】

- ・ 西郷 民紗 株式会社 HITOTOWA
- ・ 佐藤 祥子 株式会社 HITOTOWA
- ・ 青山 めぐみ 株式会社 HITOTOWA

【こども家庭庁】

- ・ 福永 佳也氏 こども家庭庁支援局家庭福祉課 児童福祉専門官
- ・ 武居 貴裕氏 こども家庭庁支援局家庭福祉課 課長補佐

(2) 開催状況

検討委員会は全4回で、以下の通り開催した。

開催時期	主な検討内容
第1回 (8月21日)	・ 調査実施計画案の検討 ・ 自治体・民間あっせん機関アンケート調査概要案及び調査項目の検討

	・養子・養親アンケート調査概要案及び調査項目の検討
第2回 (10月3日)	・養子・養親アンケート調査票の検討 ・自治体・民間あっせん機関等インタビュー調査実施概要案の検討 ・養子・養親インタビュー調査実施概要案の検討
第3回 (1月31日)	・自治体・民間あっせん機関アンケート集計結果の報告 ・自治体・民間あっせん機関等インタビュー調査結果の報告 ・養子・養親アンケート集計結果の報告(速報値) ・報告書構成案の検討
第4回 (3月7日)	・自治体・民間あっせん機関アンケート及び養子・養親アンケート追加分析の報告 ・養子・養親インタビュー調査結果の報告 ・報告書案の検討

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討委員会		◎		◎			◎		◎
(1)自治体・民間あっせん機関アンケート調査		作成	配布・回収		集計				
(2)自治体・民間あっせん機関等インタビュー調査									
(3)特別養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査		作成			配布・回収		集計		
(4)特別養子縁組の支援に関する養子・養親インタビュー調査									
(5)報告書の作成									

III. 報告書の公表方法

株式会社 HITOTOWA の公式 WEB サイト (<https://hitotowa.jp>) にて公開した。

IV. 本報告書における用語の使い方

- ・ 養子縁組：特別養子縁組のこと。
- ・ 生みの親：養子となった(となる)者の(実)父母(こどもの出生により、当該こどもの父母となるべき者も含む)のこと。
- ・ 養親候補者及び養親希望者：養子縁組によって養親となることを希望する者または養親となる(べき)者のこと。
- ・ あっせん法：民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)のこと。
- ・ なお、法令や既存の調査研究、本アンケート調査及びインタビュー調査から文章・用語を引用している場合の用語・漢字の表記方法は、当該引用元の表現に準じた。

第2章 自治体・民間あっせん機関アンケート調査

要旨

<自治体の主な調査結果>

【養子縁組支援の実施機関と支援内容】

- ・ 「アセスメント」「マッチング」「縁組成立前の家庭への支援」「縁組成立後の支援」は児童相談所、「普及啓発・リクルート」は児童相談所と里親支援機関（フォスタリング機関含む）の両者、「研修」は里親支援機関（フォスタリング機関含む）による実施がそれぞれ最も多かった。

【妊娠葛藤相談】

- ・ 妊娠葛藤相談窓口を設置しているのは、回答のあった自治体の58.9%を占め、窓口を設置している自治体における令和5年度の新規妊娠葛藤相談件数は合計11,588件（1自治体あたり平均463.5件）だった。

【こどもの委託や養子縁組】

- ・ 令和5年度の特別養子縁組成立件数は合計238件（同平均4.3件）だった。また令和6年3月末時点の養子縁組里親の登録数は合計5,518世帯（同平均98.5世帯）であり、そのうち養子縁組里親として247世帯（同平均4.4世帯）が委託中だった。社会的養護のもとで暮らすこども数の合計は23,944人（同平均427.6人）だった。
- ・ 令和元年度からの5年間における特別養子縁組成立件数は合計1,376件（同平均25件）だった。そのうち令和6年9月1日時点で状況把握ができる割合は「100%」と「10%未満」が20.8%と最も高く、自治体による差が大きい。

【国庫補助事業】

- ・ 特別養子縁組に関して実施している補助事業は、「あてはまるものはない」の割合が69.6%で最も高く、次いで「養親希望者手数料負担軽減事業（25.0%）」だった。
- ・ 養親希望者手数料負担軽減事業を実施していない理由としては、「事業実施の必要性が低い」「実績が少ない・ニーズ把握が困難」「予算・財源確保の課題」等が挙げられた。
- ・ また、国の補助事業に対して期待することとして、「養親に対する負担軽減（費用・休業補償）」や「養子縁組成立後の支援の充実」等の意見があった。

【養子縁組に関連する支援】

- ・ 養子縁組に関して今後特に強化が必要だと感じる支援内容については、「真実告知（テリング）」の割合が55.4%で最も高く、次いで「妊娠期の相談支援」「縁組成立後の養親への支援」が39.3%だった。具体的な内容としては、真実告知のタイミングや方法に関する支援、生みの親との面会支援、特定妊婦の出産までの医療的・心理的なケア、里親登録を継続しない場合の縁組成立後における継続支援の枠組みを課題視する意見等があった。
- ・ また、選択肢以外の強化が必要だと考える支援内容として、児童相談所のケースワークのスキルアップや広域自治体でのマッチング、小学生のこどもや施設生活が長期になったこどもの養子縁組等が挙げられた。
- ・ 令和6年4月の児童相談所運営指針改正を踏まえた縁組成立後支援に関する考えについて、「特に従来からの変更は予定していない」の割合が62.5%で最も高く、次いで「支援のあり方をこれから検討する予定である」が28.6%だった。後者の具体的

な内容として、里親支援センターの活用による縁組成立後の支援拡充や社会的養育推進計画の見直しの中での検討等が挙げられた。

- ・ 養子縁組の支援に関して特に工夫していることとして、養親に対するこどもの情報の伝え方、フォスタリング機関による縁組成立後の関わり、里親登録の有無に関わらない交流会の実施、児童相談所職員向けの特別養子縁組サポートブック作成、嘱託弁護士を活用による児童相談所長申立て等、多岐にわたる意見があった。
- ・ 特別養子縁組制度全体について改善が必要だと感じることについては、周知啓発の強化、制度知識・実務者の教育の充実、申立に関する改善や出自を知る権利等の明確化等の意見があった。

<民間あっせん機関の主な調査結果>

【妊娠相談】

- ・ 新規妊娠相談件数(令和5年度)は合計2,162件(1機関あたり平均144.1件)だった。

【こどもの委託や養子縁組】

- ・ 令和5年度の特別養子縁組成立件数は合計165件(同平均11件)だった。また令和6年3月末時点の養親候補者の登録数は合計120世帯(同平均9.2世帯)だった。
- ・ 令和元年度からの5年間における特別養子縁組成立件数は合計933件(同平均71.8件)だった。そのうち令和6年9月1日時点で状況把握ができる割合は「100%」が61.5%で最も高く、次いで「90%」が30.8%だった。

【国庫補助事業】

- ・ 国の補助事業に対して期待することとして、養親に対する負担軽減(自治体間や児童相談所と民間あっせん機関間の格差是正、育児休業制度の見直し)や、事業者の安定的運営のための支援・改善に関すること等が挙げられた。

【養子縁組に関連する支援】

- ・ 養子縁組に関して今後特に強化が必要だと感じる支援内容については、「養親候補者の啓発・リクルート」の割合が66.7%で最も高く、次いで「縁組成立後のこどもへの支援」が53.3%だった。具体的な内容としては、こどもの様々なニーズに応えることのできる養親のリクルート・研修の必要性、病児・障害児委託後の長期支援、養子への情報開示の条件や方法の支援等の意見があった。
- ・ また、選択肢以外の強化が必要だと考える支援内容として、妊産婦用のシェルターや養子のレスパイト、親子ショートステイ、心理職による地域支援等の拡充を希望する声が見られた。
- ・ 養子縁組の支援に関して特に工夫していることとして、委託に際する関係機関に向けた勉強会やミーティングの実施、縁組成立後の養親・養子同士の交流会、出自に関する記録用に生みの親との面談や詳細な記録を残すこと等が挙げられた。
- ・ 特別養子縁組制度全体について改善が必要だと感じることについては、周知啓発の強化、制度知識・実務者の教育の充実、申立に関する改善や出自を知る権利に関する国の積極的な関与や、民間あっせん機関経由の縁組に対する経済支援の拡充、広域連携等を求める意見があった。

1. アンケート調査概要

1. 目的

全国の自治体における取り組み状況や民間あっせん機関の活動状況を把握し、養子縁組あっせんにおける支援課題や制度全体の課題等を整理することを目的とする。

2. 調査対象

全国の児童相談所設置自治体（悉皆、78 箇所）及び民間あっせん機関（悉皆、22 箇所）。

3. 調査方法

児童相談所設置自治体及び民間あっせん機関に WEB アンケートを送付・回収した。調査実施期間は、令和 6 年 9 月 11 日～令和 6 年 10 月 25 日。

4. 主な調査内容

- ・ 養子縁組支援の実施機関と支援内容（自治体のみ）
- ・ 妊娠葛藤相談の実績
- ・ 国の事業に対する自治体の取り組み状況／民間あっせん機関における国の事業の活用状況
- ・ 養子縁組の各段階（リクルート、研修・アセスメント、マッチング・縁組成立前養育、縁組成立後）における支援課題
- ・ 養子縁組の支援に関して特に工夫していること
- ・ 制度全体について改善が必要だと感じること

※特段の断りのない場合は、令和 6 年 9 月 1 日時点の状況について回答。

※調査結果中の自由記述回答については、主な内容を任意に抽出し、一部編集した上で取りまとめた。また、集計の結果、割合が 0%となった選択肢については、グラフ上に表示していない場合がある。

5. 回収結果

自治体から 56 件、民間あっせん機関から 15 件回答があった。

図表 2-1

	発送数	回収数	回収率	有効回答率
自治体	78	56	71.8%	100.0%
民間あっせん機関	22	15	68.2%	100.0%

II. アンケート調査結果

1. 自治体調査結果

(1) 養子縁組支援の実施機関と支援内容

「アセスメント」「マッチング」「縁組成立前の家庭への支援」「縁組成立後の支援」は児童相談所が最も多く、「普及啓発・リクルート」は児童相談所と里親支援機関（フォスタリング機関含む）の両者による実施が最も多く、「研修」は里親支援機関（フォスタリング機関含む）による実施が最も多い。

(n=56)

図表 2-2 養子縁組支援の実施機関と支援内容（複数回答）

	全体	普及啓 発・リク ルート	研修	アセスマ ント	マッチン グ	縁組成立 前の家庭 への支援	縁組成立 後の支援
1. 児童相談所	(56) %	37 66.1	32 57.1	48 85.7	49 87.5	52 92.9	39 69.6
2. 里親支援センター	(56) %	10 17.9	12 21.4	10 17.9	10 17.9	9 16.1	8 14.3
3. 里親支援機関（フォ スタリング機関含む）	(56) %	37 66.1	38 67.9	26 46.4	27 48.2	36 64.3	34 60.7
4. その他	(56) %	3 5.4	4 7.1	1 1.8	2 3.6	5 8.9	5 8.9

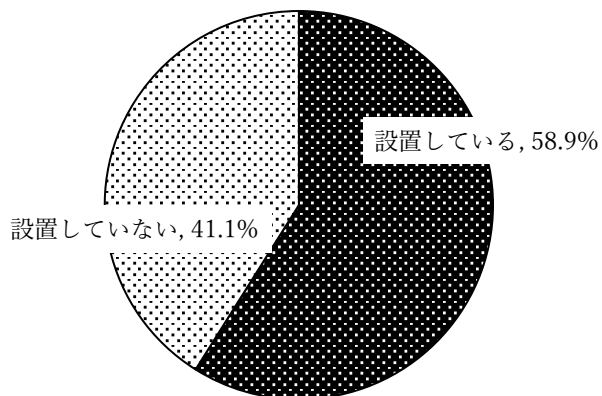
(2) 妊娠葛藤相談

① 妊娠葛藤相談窓口の設置

「設置している」が58.9%、「設置していない」が41.1%となっている。

(n=56)

図表 2-3 妊娠葛藤相談窓口の設置



※運営方法は自治体の直接運営・委託運営いずれも対象とした。

② 妊娠葛藤相談窓口を設置している場合、新規の妊娠葛藤相談件数（令和5年度）及びそのうち過去に別の妊娠葛藤相談を受けた件数

図表 2-4 妊娠葛藤相談窓口を設置している場合の新規の妊娠葛藤相談件数(令和5年度)

(n=25)

単位：件

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
11588	463.5	274	0	3123

図表 2-5 新規の妊娠葛藤相談件数(令和5年度)のうち過去に別の妊娠葛藤相談を受けた件数

(n=9)

単位：件

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
39	4.3	0	0	36

(3) こどもの委託や養子縁組

- ① 特別養子縁組成立件数（令和5年度）、養子縁組里親の登録数、養子縁組里親として委託中の世帯数、社会的養護のもとで暮らすこども数

(n=56)

図表 2-6 特別養子縁組成立件数（令和5年度）

単位：件、無回答：1箇所

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
238	4.3	3	0	28

図表 2-7 養子縁組里親の登録数

単位：世帯

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
5518	98.5	75.5	4	504

図表 2-8 養子縁組里親として委託中の世帯数（※1）

単位：世帯

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
247	4.4	2.5	0	38

図表 2-9 社会的養護のもとで暮らすこども数（※2）

単位：人

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
23944	427.6	303.5	50	2207

※1 養子縁組里親として委託中の世帯数には回答自治体以外のこどもを委託している家庭も含む

※2 乳児院・児童養護施設等の児童数 + 里親・ファミリーホームへの委託児童数の合計値

※養子縁組里親登録数・養子縁組里親として委託中の世帯数・社会的養護のもとで暮らすこども数は令和6年3月末時点

- ② 令和元年度～令和5年度の合計の特別養子縁組成立件数

(n=55)

図表 2-10 令和元年度～令和5年度の合計の特別養子縁組成立件数

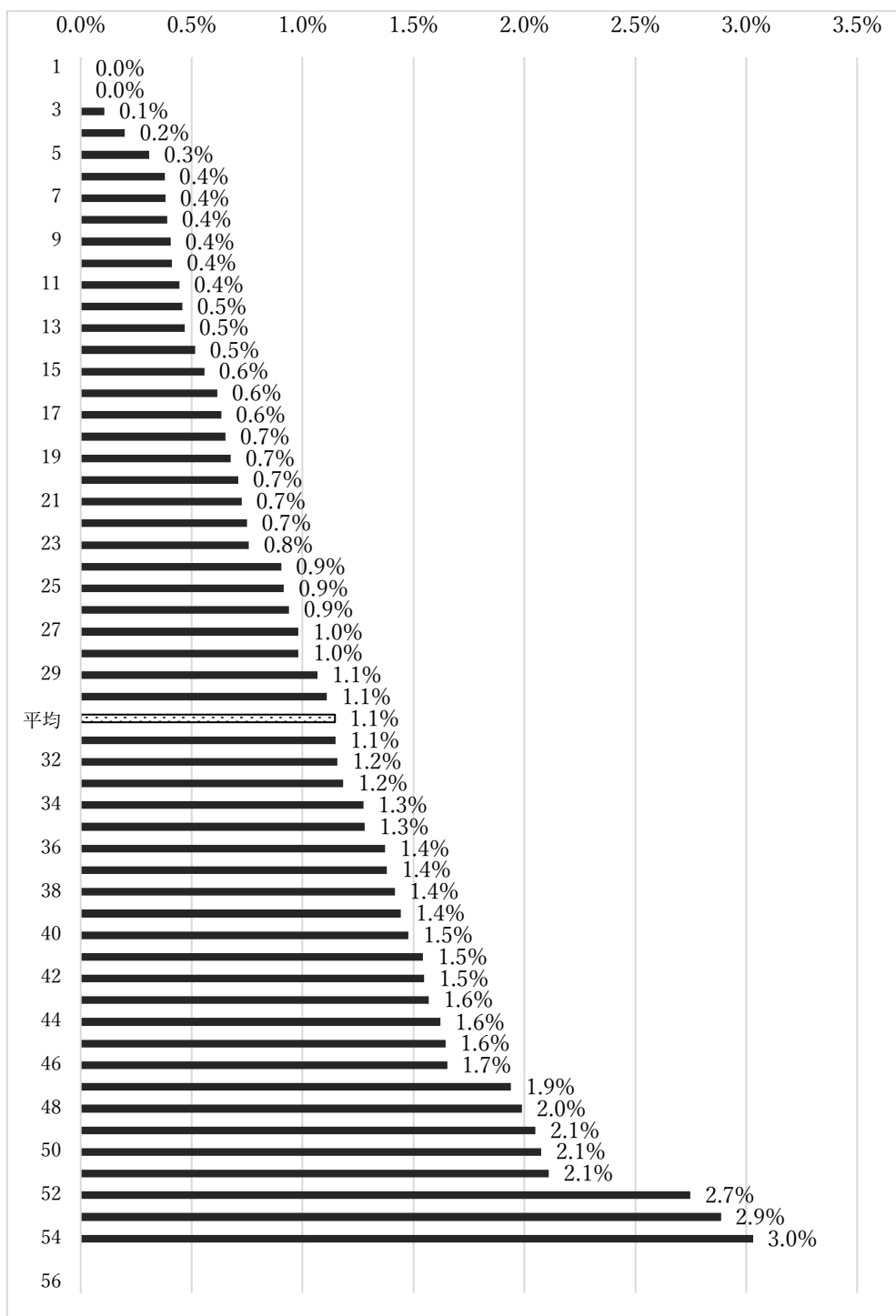
単位：件

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
1376	25	16	0	176

③ 自治体別の特別養子縁組成立率- 1

(n=54)

図表 2-1-1 自治体別の特別養子縁組成立率（令和元年度～令和5年度単年度平均）（参考値）



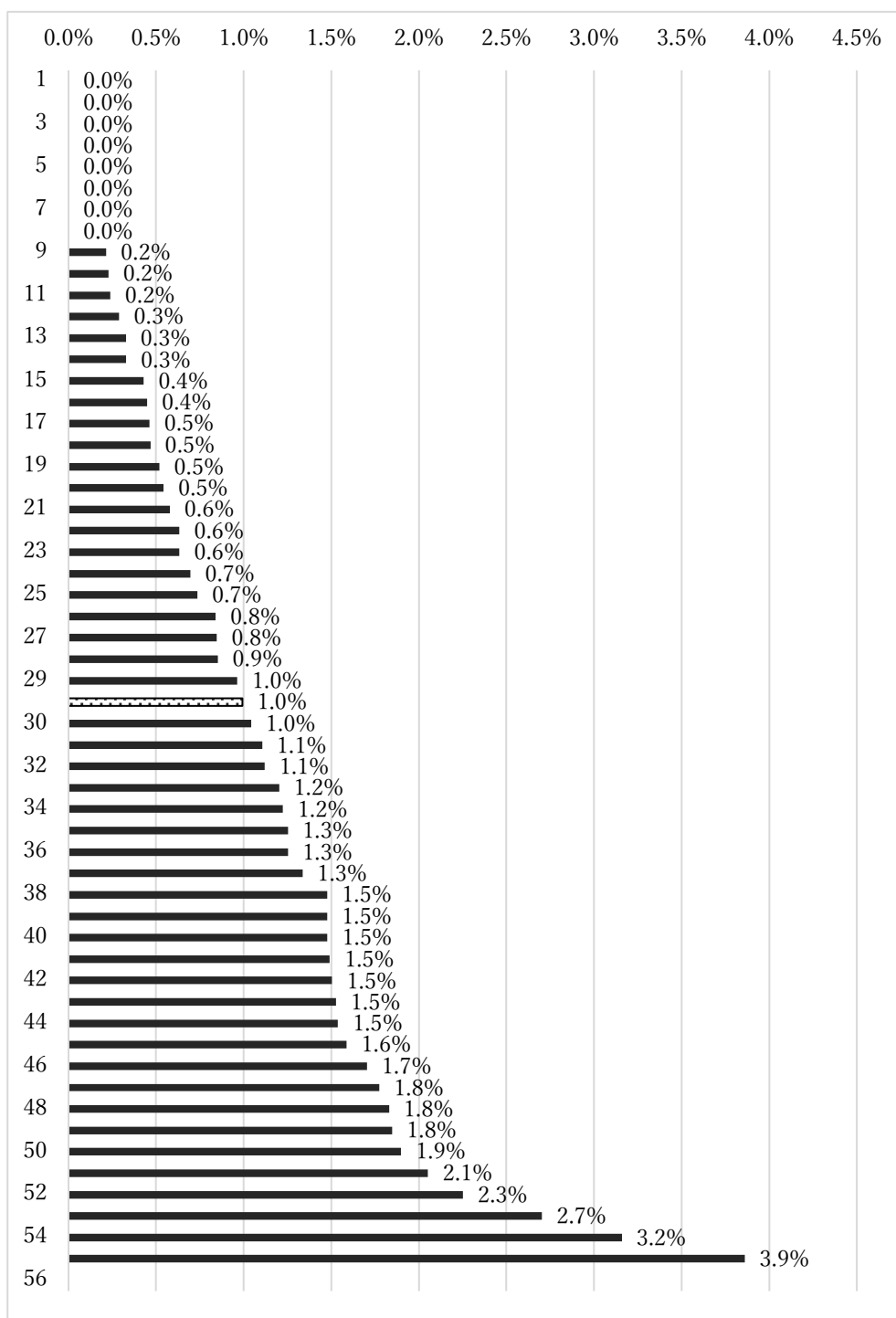
※特別養子縁組成立率（令和元年度～令和5年度単年度平均）＝特別養子縁組成立件数の単年度平均
 ／（特別養子縁組成立件数の単年度平均+社会的養護のもとで暮らす子ども数※（令和6年3月末））

※乳児院・児童養護施設等の児童数 + 里親・ファミリーホームへの委託児童数の合計値

④ 自治体別の特別養子縁組成立率- 2

(n=55)

図表 2-12 自治体別の特別養子縁組成立率（令和5年度）



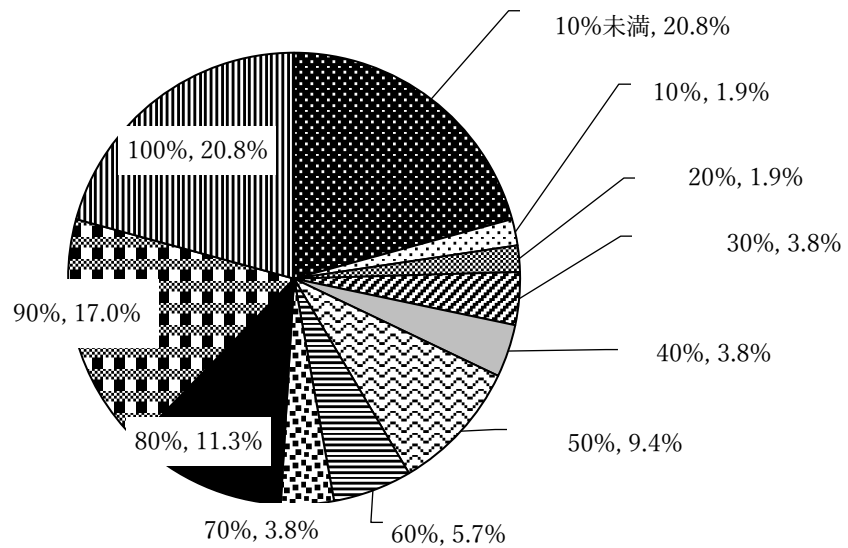
※特別養子縁組成立率（令和5年度）＝令和5年度特別養子縁組成立件数／（令和5年度特別養子縁組成立件数+社会的養護のもとで暮らすこども数※（令和6年3月末））

※乳児院・児童養護施設等の児童数 + 里親・ファミリーホームへの委託児童数の合計値

⑤ 過去5年間の成立件数のうち、令和6年9月1日時点で状況把握ができる割合
「100%」と「10%未満」が20.8%で最も多く、次いで「90% (17.0%)」となっている。

(n=53)

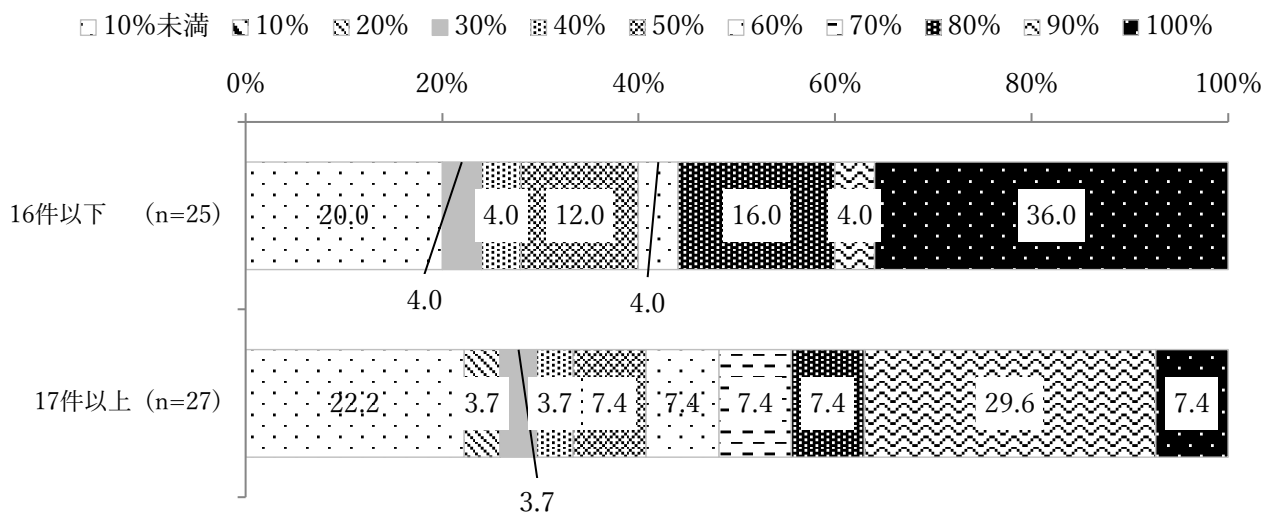
図表 2-13 過去5年間の成立件数のうち、令和6年9月1日時点で状況把握ができる割合



⑥ 過去5年間の成立件数のうち、令和6年9月1日時点で状況把握ができる割合（クロス集計）

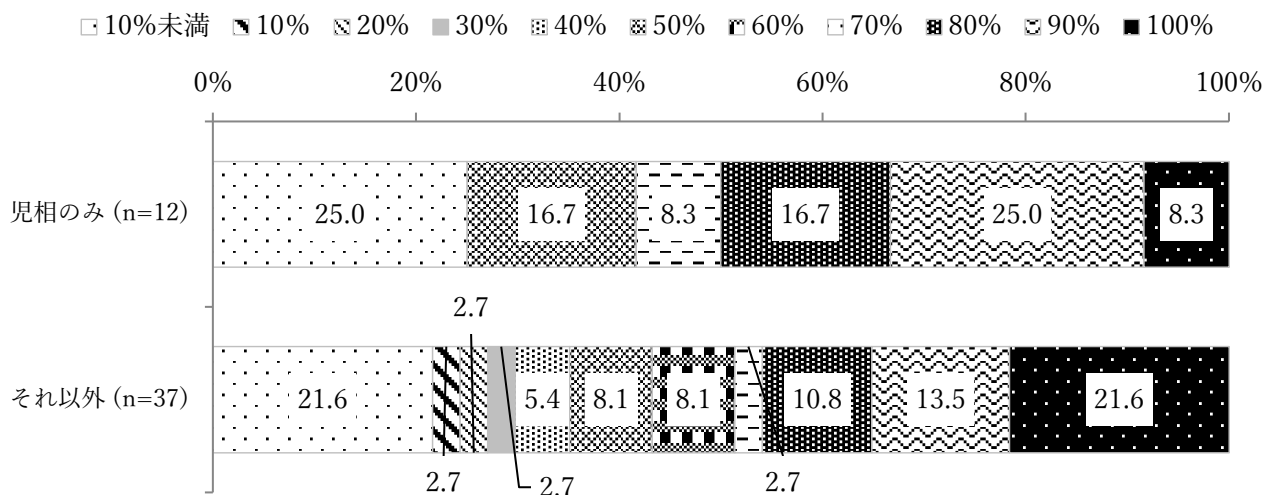
(n=52)

図表 2-14 過去5年間の成立件数のうち、令和6年9月1日時点で状況把握ができる割合×過去5年間の合計の特別養子縁組成立件数



(n=49)

図表 2-15 過去5年間の成立件数のうち、令和6年9月1日時点で状況把握ができる割合×縁組成立後支援をしている機関



※「児相のみ」は、縁組成立後支援の実施機関として児童相談所のみを選択した回答、「それ以外」は、里親支援センター・里親支援機関（フォスタリング機関含む）・そののみを選択、または児童相談所と、里親支援センター・里親支援機関（フォスタリング機関含む）・その他を選択している回答の合計値

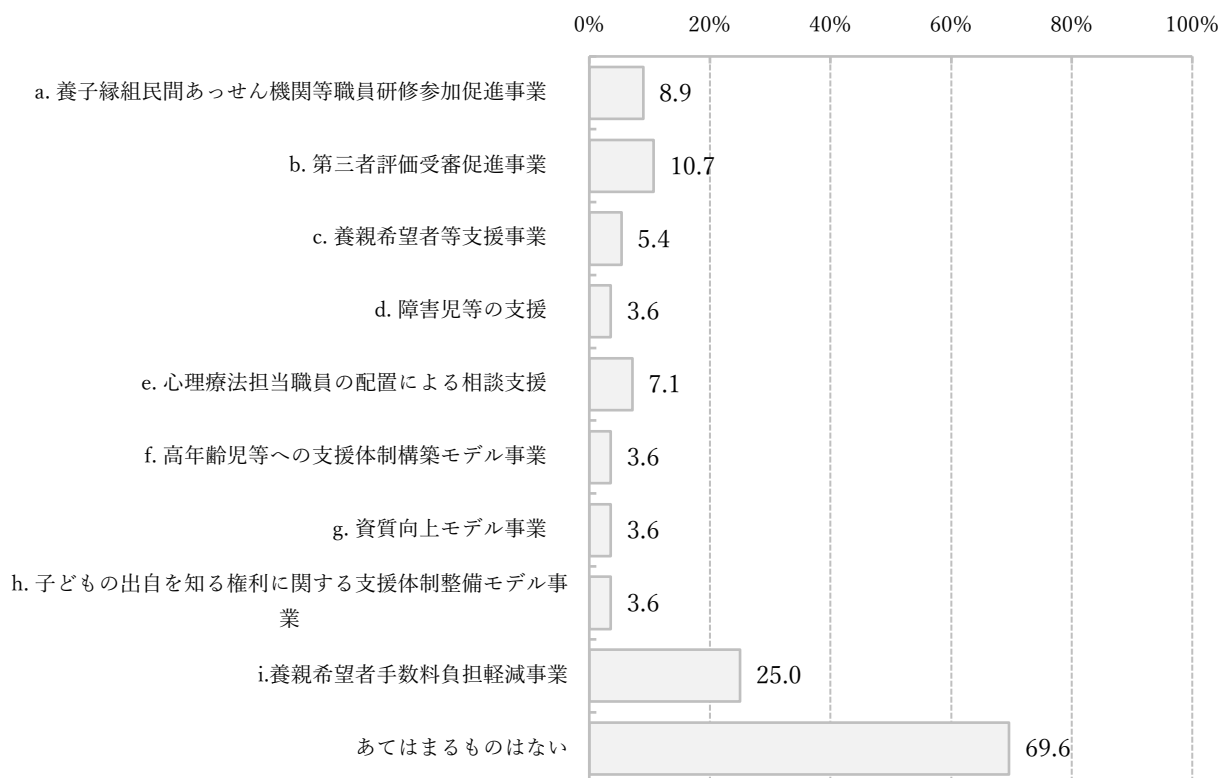
(4) 国庫補助事業

① 特別養子縁組に関して実施している補助事業

「あてはまるものはない」の割合が 69.6%で最も高く、次いで「養親希望者手数料負担軽減事業（25.0%）」となっている。

(n=56)

図表 2-16 特別養子縁組に関して実施している補助事業（複数回答）



② 養親希望者手数料負担軽減事業を実施していない理由（主なもの）

<同事業を実施する必要性が低い（15件）>

- ・ 近隣に民間あっせん機関がない。
- ・ 本市に所在する民間あっせん機関に登録する養親希望者のほとんどは、本市外に居住されている方であるため、本市の市費を投じる必要性が低い。
- ・ 国の施策として民間あっせん事業を推進するのであれば、本来、国が運営補助金若しくは、法的位置づけを明確にした上で措置費を支払う仕組みとすることが必要ではと考えている。

<実績が少ない・ニーズ把握が困難（11件）>

- ・ 養親希望者などから事業化の希望がでていないため。
- ・ 成立件数が少ないため、事業のニーズ把握が困難であるため。

<予算・財源確保の課題（11件）>

- ・ 限られた財源の中、児童養護施設等の人員体制に対する支援など社会的養護が必要な子どもに対する支援を優先したい。
- ・ 補助率は高いものの、市の負担があり財政的に厳しいため。

<その他（8件）>

- ・ 本県では養子縁組里親登録を推奨してきたため。
- ・ こどもを養育里親に委託することを優先して考えているため。
- ・ 養親希望者手数料負担軽減事業について、把握していなかったため。

③ 国の補助事業に対して期待すること

<養親に対する負担軽減（費用・休業補償）>

- ・ 養親希望者のマッチング支援として休業補償や遠方の乳児院等に向かう際の費用弁償等の充実
- ・ 乳幼児のマッチング等に係る旅費等への十分な予算措置。
- ・ 育休制度の緩和（1歳を過ぎて養子縁組した場合にも育休を取れるように）する。
- ・ 里親委託から養子になった場合、措置費が止まるので1年程度の経過措置（措置費の支給）を設ける。

<養子縁組成立後の支援の充実>

- ・ 養子縁組後の支援の充実。
- ・ 里親支援センターの役割として、養子縁組里親の養子縁組成立後の支援も必須業務とし、措置費に含めていただきたい。
- ・ 縁組成立後に一定期間利用できるレスパイト事業。
- ・ 縁組成立後の子どもが相談・利用できる支援機関（ライフストーリーワーク・子どもサロン等）
- ・ 縁組成立後の養親の相談窓口・サロン
- ・ 当事者同士の集まり（デイキャンプや宿泊事業）など、養子縁組成立後家庭向け事業に対する補助
- ・ 養親、養子の研修事業への補助

<その他>

- ・ 養子縁組における障害児支援体制の構築
- ・ 婦人科医からの情報提供・周知（治療を始める前に養子縁組制度を説明）

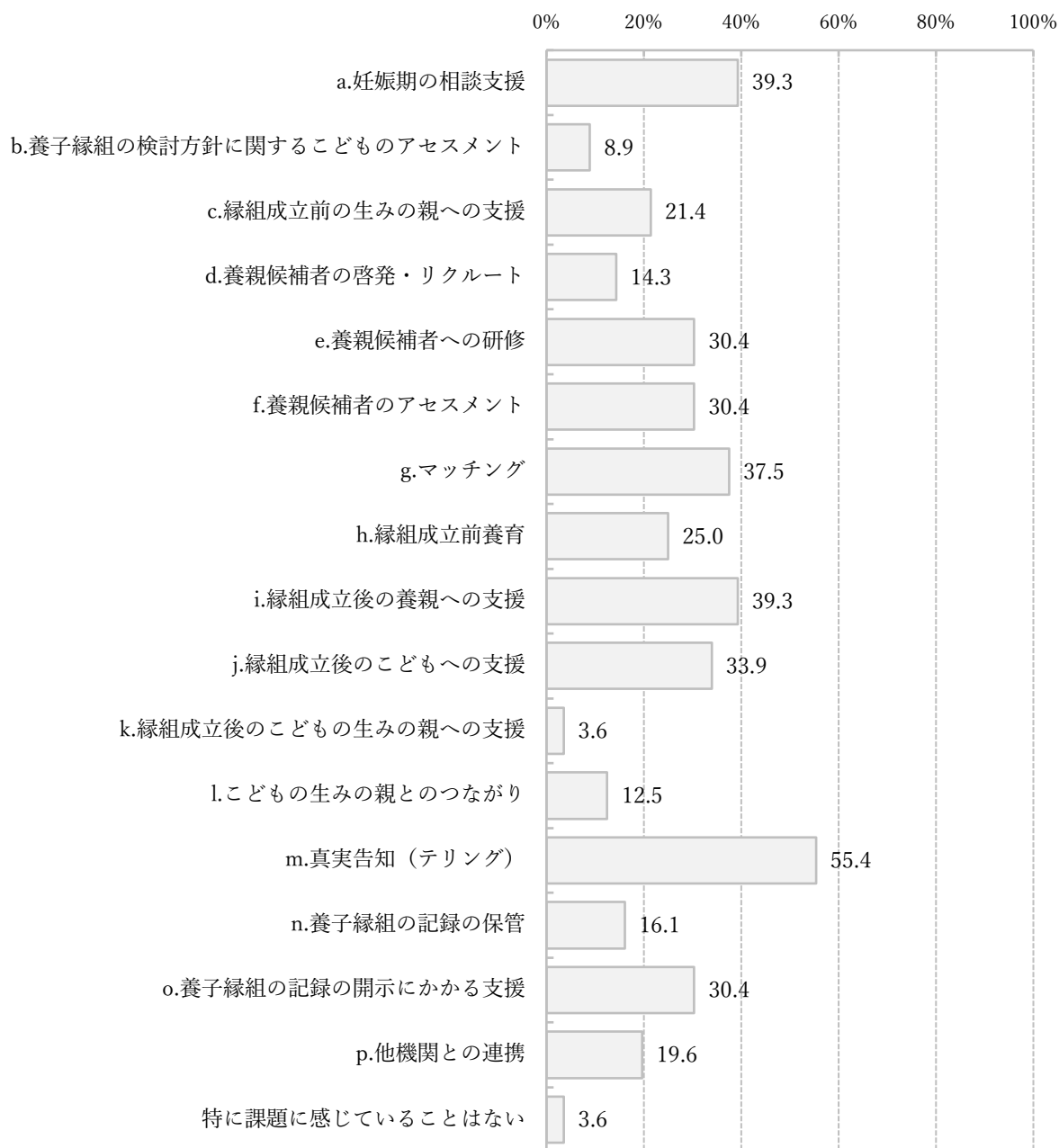
(5) 養子縁組に関連する支援

① 特別養子縁組に関して今後特に強化が必要な支援内容

「真実告知（テリング）」の割合が55.4%で最も高く、次いで「妊娠期の相談支援」と「縁組成立後の養親への支援」が39.3%となっている。

(n=56)

図表 2-17 特別養子縁組に関して今後特に強化が必要な支援内容（複数回答）



② 「特別養子縁組に関して今後特に強化が必要な支援内容」の具体的な内容（主なもの）

1) a,b,c,(妊娠期の相談支援、養子縁組の検討方針に関するこどものアセスメント、縁組成立前の生みの親支援)について

- ・ 生みの親が「育てられない」という選択を決断するまでの支援。
- ・ 母子保健との連携など予期せぬ妊娠等に寄り添った支援体制の充実を図る必要がある。
- ・ 妊娠期の相談支援を強化するための妊産婦等生活援助事業（委託）。
- ・ 特定妊婦の早期発見および特定妊婦の出産までの医療的ケアと出産から養親への引き渡し前後までの妊産婦の心理的なケアが必要。

2) d,e,f,g,h(養親候補者の啓発・リクルート、養子縁組候補者への研修、養親候補者のアセスメント、マッチング、縁組成立前養育)について

- ・ 選定の根拠を可視化できるよう、委託事業所と協同でツールの作成を行っている。
- ・ 養親の養育能力について委託前のアセスメントが困難なため短期の委託受け入れ等の実施について検討。
- ・ 委託後の金銭面にかかる内容や、社会的養護のこどもへの支援方法（虐待経験やトラウマ等があるこどもの背景や特性等）といった内容を強化する必要。
- ・ 登録希望者には丁寧なガイダンスを実施するものの、関係機関との協力や真実告知の必要性について、当初は理解を示していても縁組成立後に態度を急変させる方等もあり、こどもの福祉のために里親の質の担保が課題と感じている。

3) i,j,k(縁組成立後の養親への支援、縁組成立後のこどもへの支援、縁組成立後のこどもの生みの親への支援)について

- ・ 養子縁組が成立すると、児童相談所の支援が閉止となるため、その後の支援の枠組みが曖昧である。
- ・ 縁組成立後に里親登録を継続しないケースは児相のケースとしての関りの根拠がなくなるため、支援の継続が難しく、市町や里セン等との連携が重要である。
- ・ 民間フォスタリング機関に、フォスタリング業務とあわせて縁組成立後についても5年目途の支援を委託。

4) l,m,n,o (こどもの生みの親とのつながり、真実告知（テリング）、養子縁組の記録の保管、養子縁組の記録の開示にかかる支援)について

- ・ 特に養子縁組成立が乳幼児の場合、真実告知をするタイミングや方法について悩まれる里親が多い。
- ・ 産み親との面会支援の是非。
- ・ 記録の永年保存。
- ・ 真実告知についてまとめた冊子。
- ・ 真実告知の時期・方法等について、早い段階から適切に行うことについて支援する必要がある。
- ・ 生みの親とのつながりについて、民間あっせん機関では子どもの希望に応じて対応し

ている一方、児童相談所においてはその支援ができていない現状がある。

5) p(他機関との連携)について

- ・ 児童相談所・市町村・医療機関における妊産期から特別養子縁組までの連携した支援の在り方。

6) 選択肢以外で今後特に支援を強化する必要があると感じること

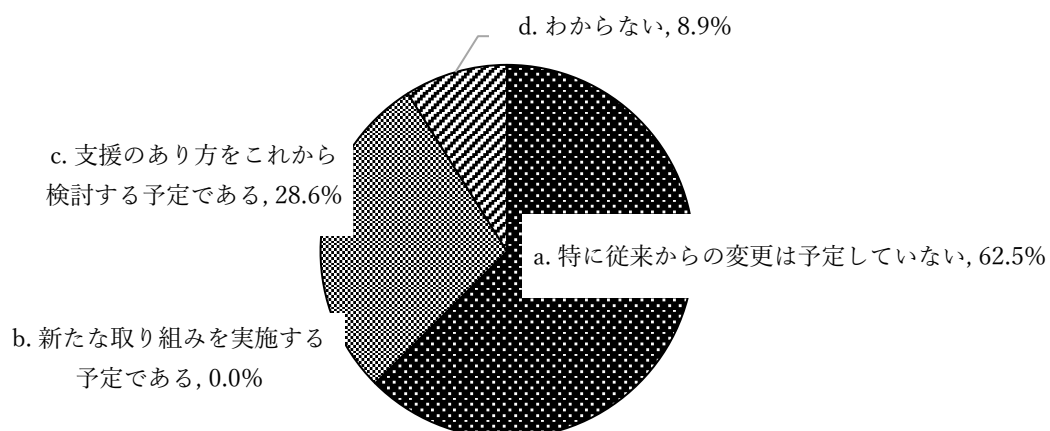
- ・ 障害のあるこどもの特別養子縁組。自治体を超えてマッチング先を検討できるような仕組みができればと感じる。
- ・ 特別養子縁組制度についての地域及び社会への理解促進のための普及啓発
- ・ 生みの親が縁組を反対すれば児童相談所は縁組の支援を諦めがちであるため、縁組に向けた児相のケースワークのスキルアップが必要
- ・ 小学生年齢や施設生活が長期になったこどもの縁組への支援
- ・ 養子の記録の開示等を求められた際の支援
- ・ 乳児院から養護施設への措置変更を可能な限り減少させるため、乳児院と里親（養親希望者）とのマッチング機会の増加が必要
- ・ 新生児に愛着障害を生じさせないため、早期に特定の親代わりの人とマッチングさせていく必要があることを、関係者全体が意識共有しておく必要がある。

③ 令和6年4月の児童相談所運営指針改正を踏まえた縁組成立後支援に関する考え

「特に従来からの変更は予定していない」の割合が62.5%で最も高く、次いで「支援のあり方をこれから検討する予定である」が28.6%だった。

(n=56)

図表 2-18 令和6年4月の児童相談所運営指針改正を踏まえた縁組成立後支援に関する考え



④ 「令和6年4月の児童相談所運営指針改正を踏まえた縁組成立後支援に関する考え」の具体的な内容

＜a. 特に従来からの変更は予定していない＞

- ・ すでに縁組成立後の里親及び里子を対象としたサロンを開催している。
- ・ 当市では養子縁組希望里親は多いが、養子となるこどものケースがほとんどないため。

＜c. 支援のあり方をこれから検討する予定である＞

- ・ 令和7年度から県内に里親支援センターを設置予定であるため、縁組成立以降、どういった支援が出来るのか今後検討していきたい。
- ・ 具体的な内容までは決まっていないが、里親支援センターを活用して、養子縁組成立後の支援の拡充を検討している。
- ・ 業務委託先との役割分担。
- ・ 社会的養育推進計画策定の中で検討。
- ・ 社会的養育推進計画の見直しを踏まえ、特別養子縁組の更なる推進を図る。必要に応じて、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判なども検討していく。

⑤ 養子縁組の支援に関して特に工夫していること

＜妊娠期・縁組成立前に関すること＞

- ・ 新生児段階から間をおかず里親に措置することにより、里親里子双方の愛着が順調に形成されていくよう特に配慮している。

＜縁組成立後に関すること＞

- ・ 養子縁組成立前（児童相談所が閉止する前）に成立後の養育支援や子どもの発達等の相談先を説明している。
- ・ 特別養子縁組成立後、特に動きが無い場合でも訪問等で生活の様子を確認している。
- ・ フォスタリング機関が第一義的に関わることにより、縁組成立後も支援者が変わることなく支援を継続する。
- ・ 里親登録の有無に関わらず、特別養子縁組の家族を対象としたつどいを年2回開催している。
- ・ 児童相談所の支援が終了したあとも、支援が継続できるよう里親支援機関とのつながりや他の里親さんとのつながりができるよう支援を行っている

＜出自・真実告知に関すること＞

- ・ テリング絵本を作成し、養親に手交している。
- ・ ライフストーリーワークのために、生みの親からこどもに対してへその緒やこどもにあてた手紙、生みの親の写真などの提供をお願いしている。
- ・ こどもの情報は、担当福祉司が文章化しそこに書かれている全てを養子縁組里親に伝えることで養子縁組里親がこどものバックグラウンドをしっかりと受け止められていることを確認しながら進めていく。

＜その他＞

- ・ 民間あっせん機関から子どもを受託した養親に対し、同居児童調査のための家庭訪問を通じ、児童相談所で実施している乳幼児親子勉強会（0～2歳までの乳幼児を受託している養親・里親・受託児対象）を案内し参加につないでいる。
- ・ 嘱託弁護士の法律相談を活用し、ほとんどのケースを児童相談所長による申立てを実施している。
- ・ 県内児童相談所職員向けにサポートブックを作成し、特別養子縁組を前提としたケースに対する支援の流れや具体的な事例等について関わる職員間で共有・周知をしている。

⑥ 特別養子縁組制度全体について改善が必要だと感じること

<周知啓発に関すること>

- ・ 若年層への教育・啓発や予期せず妊娠した場合の相談先の周知。
- ・ 養子縁組制度の社会的認知度や理解度の向上

<制度知識・実務者の教育に関すること>

- ・ 家庭裁判所の申立において、第1段階の申立は児童相談所長による申立ができるようになったが、書類を整理するのに苦勞する。
- ・ 養子縁組の対応した経験者も少なく、事例が発生した場合の対応が手探りの状態でかなり時間を要する。

<申立に関すること>

- ・ 申立の際に、里親（養親候補者）の本籍地等の個人情報親権者（生みの親）に通知される可能性が高く、そのことで申立に難色を示す里親（養親候補者）が一定数おり、最低限の情報のみが親権者（生みの親）に開示されることを期待する。
- ・ 児童相談所で特別養子縁組を目指す場合、生みの親に負担金がかかってしまい、民間あっせん機関との差が生まれてしまう。養親に対して里親手当が給付されないように、生みの親についても検討が必要だと感じる。
- ・ 児童相談所長による養子縁組適格申立の対象範囲の明確化

<出自を知る権利等に関すること>

- ・ 子どもが出自を知る権利を明確に示して欲しい。
- ・ 生みの親と子どもをどの程度繋ぐのか。
- ・ 生立ちの整理や出自を知りたい子どもへ納得できる形で成育歴を説明したいが生みの親の個人情報をどこまで開示できるか法整備が必要。

<その他>

- ・ 里親等委託率の目標設定については、見相が関わって特別養子縁組を成立させた事例についても加算してカウントする等配慮していただきたい。※特に3歳未満児童（養育委託措置のみで判定される里親等委託率のみでは、養子縁組の成立数が反映されず本当の意味でのパーマネンシーの確保率の判定はできないと考える。）

2. 民間あっせん機関調査結果

(1) 妊娠相談

① 新規の妊娠相談件数（令和5年度）及びそのうち過去に別の妊娠相談を受けた件数

(n=15)

図表 2-19 新規の妊娠相談件数(令和5年度)

単位：件

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
2162	144.1	24	0	591

図表 2-20 新規の妊娠相談件数(令和5年度)のうち過去に別の妊娠相談を受けた件数

単位：件、無回答：1箇所

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
13	0	0	0	4

(2) こどもの委託や養子縁組

① 特別養子縁組成立件数（令和5年度）、養親候補者の登録数

(n=15)

図表 2-21 特別養子縁組成立件数（令和5年度）

単位：件

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
165	11	4	0	39

図表 2-22 養親候補者の登録者数

単位：世帯、無回答：2箇所

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
120	9.2	4	0	41

※養子縁組候補者の登録数は令和6年3月末時点

② 令和元年度～令和5年度の合計の特別養子縁組成立件数

(n=13)

図表 2-23 令和元年度～令和5年度の合計の特別養子縁組成立件数

単位：件

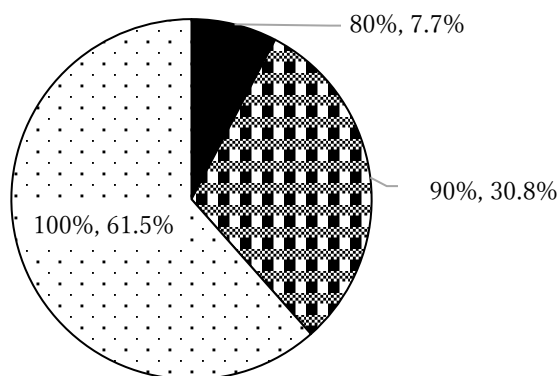
合計値	平均値	最小値	最大値	中央値
933	71.8	4	254	29

③ 過去5年間の成立件数のうち、令和6年9月1日時点で状況把握ができる割合

「100%」が61.5%で最も多く、次いで「90% (30.8%)」となっている。

(n=13)

図表 2-24 過去5年間の成立件数のうち、令和6年9月1日時点で状況把握ができる割合



(3) 国庫補助事業

① 国の補助事業に対して期待すること

＜養親に対する負担軽減（自治体間や児童相談所と民間あっせん機関の間の格差是正、育児休業制度の見直し）＞

- ・ 児相で縁組されるのと同様に試験養育期間の養育手当支給、医療証の発行等、養親負担軽減の為の補助を期待したい
- ・ 国が補助事業を展開していても、管轄自治体での予算確保がされていない為補助事業の申請ができない。
- ・ 民間機関から子どもを迎える育て親の方々の経済的負担が大きい。社会的養護が必要な子どもを迎えている育て親の方々に対しても、各種手当を受けられるような制度を設けて頂きたい
- ・ 育休が1歳までで病児・障害児・高年齢児委託や裁判の長期化への配慮がなく、審判確定しないとこども医療証や保育園の申請すら拒まれる自治体もある。

＜事業者の安定的運営のための支援・改善＞

- ・ 障害児等支援や高年齢児等支援は、健常新生児委託の何倍もの労力と費用を要する状

況となることを鑑みると、補助額が極めて少ない。

- ・ 心理職を雇用して生みの親・養親・養子への支援を積極的に実践している事業者には心理職のための補助をしっかりとつけ、その取り組みの中身を見て事業者への補助額を設定していただきたい(養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業、養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業)
- ・ 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業を、あっせん機関職員が求めている法・指針・制度の解釈の質疑応答や改正への要望の集約をする機会にしてほしい。

<その他>

- ・ 記録の保管やアクセスに関する見直し
- ・ 生みの母の出産費用の無償化

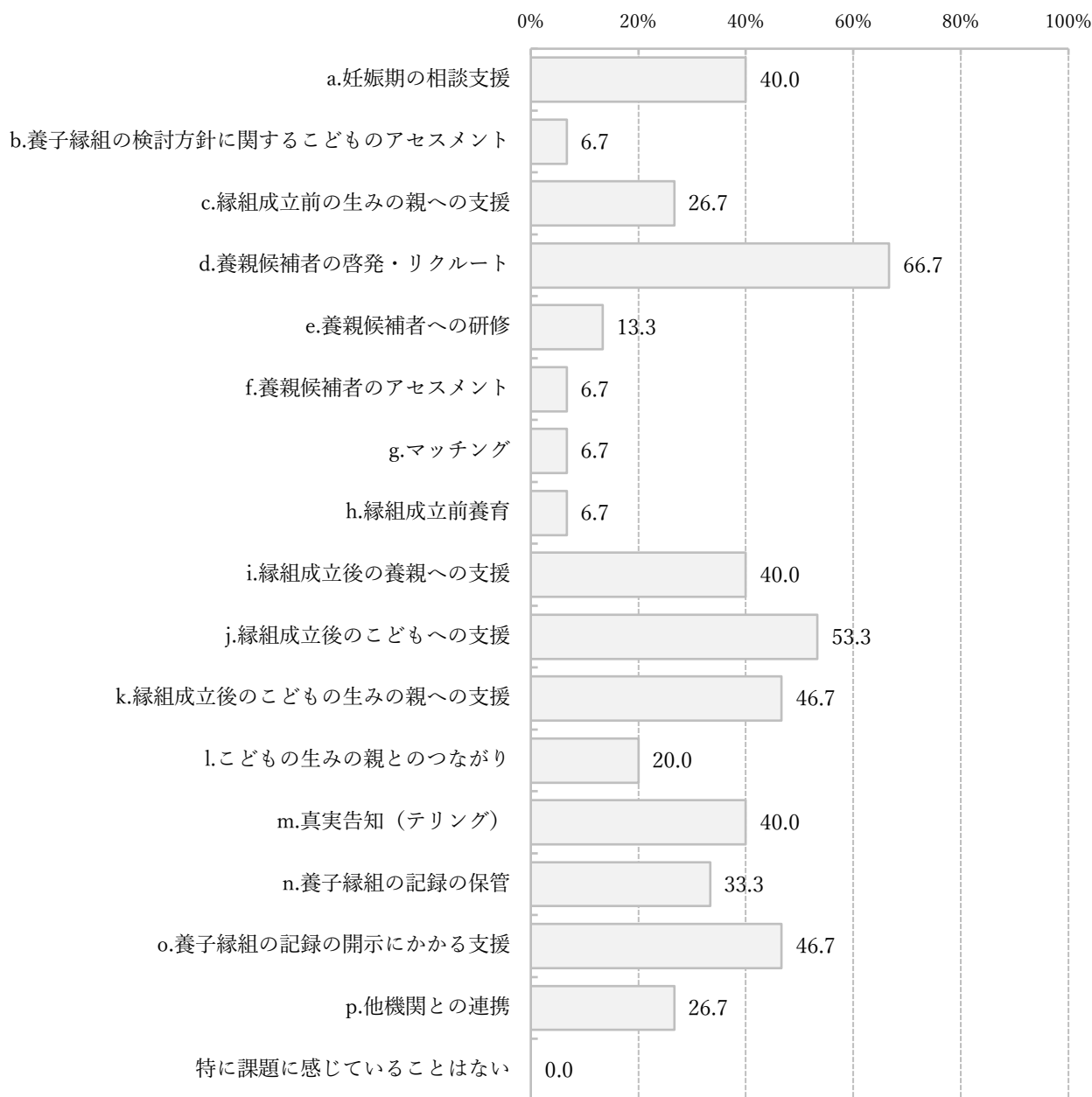
(4) 養子縁組に関連する支援

① 特別養子縁組に関して今後特に強化が必要な支援内容

「養親候補者の啓発・リクルート」が66.7%で最も高く、次いで「縁組成立後のこどもへの支援（53.3%）」となっている。

(n=15)

図表 2-25 特別養子縁組に関して今後特に強化が必要な支援内容（複数回答）



② 「特別養子縁組に関して今後特に強化が必要な支援内容」の具体的な内容（主なもの）

1) a,b,c,(妊娠期の相談支援、養子縁組の検討方針に関するこどものアセスメント、縁組成立前の生みの親支援)について

- ・ 子どもを委託した後、生みの母をケアする施設がなく産後すぐに通常の生活を始められる生みの母に何か支援ができないかと思案している。

2) d,e,f,g,h(養親候補者の啓発・リクルート、養子縁組候補者への研修、養親候補者のアセスメント、マッチング、縁組成立前養育)について

- ・ 養親不足状態が続いている。
- ・ 養子候補児童の一定数に医療・発達のニーズがあることや、複雑な家族背景を有することから、子どものさまざまなニーズに委託に応えることのできる養親のリクルート、研修が必要。
- ・ 養親希望者（候補者）の育児に対する考え方の違いが、かなりある。

3) i,j,k(縁組成立後の養親への支援、縁組成立後のこどもへの支援、縁組成立後のこどもの生みの親への支援)について

- ・ 病児・障害児委託後の長期支援、子どもの発達の課題に伴う養親の疲労や夫婦関係をサポートする地域支援。

4) l,m,n,o (こどもの生みの親とのつながり、真実告知（テリング）、養子縁組の記録の保管、養子縁組の記録の開示にかかる支援)について

- ・ 年長者の養子縁組家族に対する情報提供。生みの親との交流が中断してしまっている養子当事者への支援。
- ・ 真実告知について、当団体の養親の会で勉強会や情報共有を行っている。
- ・ 子どもへの情報開示の内容や条件や方法。
- ・ 養子のルーツ探しを目的とする情報開示請求については、公平かつ養子当事者が満足 of いく開示のあり方を探っているものの、開示事例の経験と蓄積が十分ではなく、かつ手探りで実践している状態にある。
- ・ 縁組に関連した記録を、国で集約して保管して頂けるようにして頂けることを希望している。

5) p(他機関との連携)について

- ・ 児童相談所との連携はしやすくなっているが、担当者が多忙を極めているために、連絡が取りにくい状態に陥ることが度々ある。メール等により連絡が容易に取れるようになることを希望している。

6) 選択肢以外で今後特に支援を強化する必要があると感じること

- ・ 障害のある児童に対する相談支援。
- ・ 生みの親が出産後に落ち着いた状態で子どものことを考える時間をとるために委託前に児童を一時養育する場所が必要。

- ・ 全都道府県に、妊娠週数に関わらずすぐに入所できる妊産婦用のシェルターが必要。
- ・ 一民間機関だけでは全国に居住する養子縁組親子にすぐに対応し続けることは困難なため、養親が疲弊したときに利用できる養子のレスパイト、親子ショート、ショートステイ、心理職による地域支援を拡充してほしい。

③ 養子縁組の支援に関して特に工夫していること（主なもの）

<妊娠期・縁組成立前に関すること>

- ・ 生みの親自身が養育できる可能性を最後まで模索し答えを出せるような支援。
- ・ 障害や疾患を抱えたこどもの委託後の子育てや将来のイメージができるよう養親に利用可能な地域の社会資源等の情報提供を行っている。
- ・ 委託へ向け、医療機関や児童相談所、施設、保健センター、役所との連絡調整が難航する場合、積極的に勉強会やミーティングを働きかけ、理解を深めてもらえるよう歩み寄る。

<縁組成立後に関すること>

- ・ 育て親同士の交流、子ども同士の交流。
- ・ 当事者の意見を聞き、その時の当事者のニーズに合った研修を毎年不定期開催している。

<出自・真実告知に関すること>

- ・ 研修や図書の出版などを通じて真実告知に関する支援を行っている。
- ・ 出自を知る権利を最大限保障するために、生みの親と複数回にわたる面談を実施した上で詳細な記録を残すこと。

④ 特別養子縁組制度全体について改善が必要だと感じること（主なもの）

<制度知識・実務者の教育に関すること>

- ・ ケースワーカーや里親支援専門相談員が多くの施設に配置されているが、施設内での異動があり、養子縁組に関する知識、経験、スキルが蓄積されていない。
- ・ 養子縁組の対応した経験者も少なく、事例が発生した場合の対応が手探りの状態でかなり時間を要する。

<申立に関すること>

- ・ 第1段階の申立を児童相談所長だけでなく、民間あっせん機関からも行えると養親希望者の負担が軽減される。
- ・ 児童相談所長申立を必要とするケースについて、ある程度明確なケースの指標となるものの提示をして欲しい。
- ・ 養育不可能な生みの親が委託後の翻意をした場合、児相なら養育里親への切り替えで家庭養育の継続が可能、民間なら引き上げで子どもは施設へ行くことになってしまうこと。

<出自を知る権利等に関すること>

- ・ 民間機関だけではできないこともあるため、国による積極的な関与が必要である。
- ・ どんな縁組家族でも利用可能な養子の生い立ちを整理やルーツ探しの相談に応じる支援機関等。

<民間あっせん機関経由の縁組に対する経済支援の拡充>

- ・ あっせん事業者における養親希望者へのあっせん手数料を無料化できるよう補助して欲しい。
- ・ 遠方だと費用面においても訪問が難しいため、特別養子縁組家族への見相からの支援をもっと手厚くしていただきたい。

<児童相談所間及び民間あっせん機関と自治体の広域連携>

- ・ 児童相談所では育て親がいないために、民間機関に連絡を入れてくる場合がある。またその逆も然りであり、管轄地域や都道府県を越えた、児童相談所相互の連携も容易になることを期待する。
- ・ 受益者が居住する自治体の管理下に必ずしも民間あっせん機関がないため、各自治体があっせん機関と連携・協働する必要があると感じる。

<その他>

- ・ 日本に生活拠点を置く外国籍夫婦や国際結婚夫婦の場合、「日本国内において児童が養育されること」という条件には反していないにも関わらず、日本国籍を有しないという点で国際養子縁組に該当する現状。
- ・ 養親希望者の不足。

第3章 自治体・民間あっせん機関等インタビュー調査

要旨

<自治体の主な調査結果>

- ・ 養親希望者手数料負担軽減事業（以下、手数料負担軽減事業）を実施しており、管内に民間あっせん機関がない自治体として明石市にインタビューを実施した。明石市では、令和元年から児童相談所「明石こどもセンター」が設置されたほか、里親支援に特化した「あかし里親センター」を公益社団法人家庭養護促進協会に事業委託して運営している。
- ・ 手数料負担軽減事業は令和4年度から実施しており、利用実績は令和4年度が1件、令和5年度が1件。市では頻繁に養子縁組が必要なケースが発生するわけではないため、当事業を実施することで養子縁組里親を支援するという位置付けとしている。
- ・ 他の自治体がこの事業を取り組みやすくするためには、事業を単体で推進するのではなく、こどもの福祉を全体的に拡充していくという計画のもと、マクロの視点で施策の中に位置付けていくことが重要という指摘があった。また、補助率が上がると、自治体の持ち出しが減り、都道府県や中核市等で予算措置しやすくなるという指摘もあった。

<里親支援機関の主な調査結果>

- ・ 今回インタビューを行った、川崎市にある「かわさき里親支援センターさくら（以下、センターさくら）」及び大分県にある「養子縁組里親支援機関ブレス・ユー（以下ブレス・ユー）」はいずれも養子縁組に特化した里親支援機関である。前者は令和2年9月から、後者は令和6年4月から開設し、後者は乳幼児総合支援センターの1事業として位置付けられている。なお、川崎市のフォスタリング事業、大分県の一部事業は別のNPO法人が受託している。
- ・ 支援体制は、センターさくらが8名、ブレス・ユーが3名となっている。センターさくらでは、全ての業務に常勤職員の全員が関わる体制としており、登録前から成立後までチームとして関わり続けることで、養親との関係を深める工夫があった。
- ・ 支援対象者については、センターさくらでは「養子縁組里親名簿に登録されており、川崎市の児童相談所で委託を受けた家庭」としており、養育里親として委託されていた家庭が養子縁組をしたケースは支援対象とならない。養育里親から養子縁組をした家庭が成立後支援を受けたい場合、養子縁組里親として再度登録の必要がある。民間あっせん機関で養子縁組をした家庭や転居をした家庭も支援対象とならないため、当事者団体を紹介したり、出身の乳児院と連携してフォローしたりして対応していた。ブレス・ユーでは「大分県全域の養子縁組里親と養子縁組が成立した家庭」が支援対象となっており、民間あっせん機関で養子縁組をした方や他自治体から転入した方、里親登録をしていない方も含まれる点に特徴がある。
- ・ 普及啓発・リクルートから登録までの流れについては、2機関とも児童福祉審議会での審査や認定、児童相談所による家庭訪問以外は主に自機関で実施していた。また、ブレス・ユーは、児童相談所と一緒に生みの親との面談にも関わり、将来のライフストーリーワークに活かすためにつながりをつくったり、同意を得て情報を記録したりしており、こどもの出自を知る権利の保障に向けた試みがみられた。
- ・ 認定前研修は、2機関とも自機関で養子縁組里親向けに実施しており、センターさくらでは1日目は養育里親と合同で里親制度や社会的養護に関する内容を、2～3日目は養子縁組里親に特化した内容を別々実施していた。
- ・ マッチングについて、センターさくらでは、児童相談所から書面で提供を受けたこどもの情報だけでなく、乳児院に連絡を取ってこどもと直接対面し、情報収集を行う工夫が

あった。また、年齢等だけでなく、雰囲気似ている等、様々な要素でこどもに合う家庭を検討し、養親希望者の年齢、実子の有無等ができるだけ違う家庭を2～3組候補としてマッチング会議で検討しているとのことだった。

- ・ 成立後支援では、2機関とも養子縁組家庭のサロンや交流の場、講座が実施されており、真実告知や養子に特性があるケース、小学校の不登校等の悩みを抱える家庭には、相談対応や個別のサポートも行われていた。
- ・ 児童相談所との役割分担や連携の状況については、設立当初に書式のアレンジや児童相談所が支援していた未委託里親との顔つなぎ等に苦労したという声があったが、2機関とも乳児院として関わっていた養子縁組家庭との関係性が引き継がれている点が強みとなっていた。なお、連携の課題として、こどもの委託を受ける前後と児童相談所の関わりが閉止する前後で担当児童相談所及び里親担当者が変わってしまう点について、センターさくらより言及があった。
- ・ 養子縁組を専門とした里親支援機関があることのいい点としては、養育家庭と養子縁組家庭では悩みや押さえるべきポイントが異なるため、特化した支援が提供できることや、成立前後で長期的な成長に寄り添えること、一貫して同じ職員が対応できること等が挙げられた。一方で課題としては、未委託里親が増えていること、里親登録を養子縁組里親と養育里親で別に行う必要があること、医療機関等他機関との連携、妊婦支援の必要性等が挙げられた。

<民間あっせん機関の主な調査結果>

- ・ 妊娠相談からの養子縁組の支援を行っている NPO 法人ミダス&ストックサポート（以下、ミダス&ストックサポート）、自機関での縁組か否かを問わず養子縁組後のルーツ探しを支援する社会福祉法人日本国際社会事業団（以下、ISSJ）、医療機関として養子縁組あっせんに取り組み、他の民間あっせん機関も活用できるツール等の開発に注力している医療法人団諍友会 田中病院（以下、田中病院）にインタビューを行った。
- ・ 支援体制は、非常勤及び常勤の合計でミダス&ストックサポートが12名（東京及び和歌山）、ISSJが8名、田中病院が3名だった。
- ・ 妊娠相談については、全国からの相談に対応するミダス&ストックサポートと、地域に根ざして活動する田中病院に特色が見られた。前者は年間400～500件の相談のうち多くが妊婦の受診支援から始まるといい、メールでの相談が多いことから、やり取りが途切れないよう内容等にも配慮して対応していた。後者は、養子縁組につながる相談は年に数件だが、山口県内の特定妊婦からの相談が多く、行政とも連携して支援をしているとのことだった。
- ・ 養親希望者の確保・育成については、ミダス&ストックサポートでは養親の数が減っている課題があり、養親希望者が登録審査に合格する割合を増やせるよう、夫婦間の関係にアプローチする心理系の研修を取り入れていた。田中病院においても、現在登録中の養親希望者が少なく、自機関で養親希望者が見つからない場合は、児童相談所に相談することもあるが、各自治体で養子縁組に対する方針が異なる点を課題として言及していた。また、不妊治療の早い段階から養子縁組の選択肢を視野に入れてもらうことが重要だという指摘もあった。
- ・ 成立後支援について、ミダス&ストックサポートでは真実告知の研修や、年に数回、全国や地域ごとの交流会があるほか、養親向けのコミュニティサイトも運営していた。一方、田中病院では、成立後1年半の間、支援者と養親がチームで応援ミーティングを行って支援するほか、サロン（勉強会）には別の機関で縁組をした家庭も含める取り組みがあった。また、成立後の養子縁組家庭の声をもとに、行政手続きを円滑化するためのマニュアルを作成し、児童相談所や民間あっせん機関に配布する取り組みも行っていた。
- ・ 養子縁組に関する記録の開示やルーツ探しについては、田中病院及びISSJがそれぞれ

の強みを活かした支援を行っていた。まず田中病院では、こどもの出生後に養親が産院訪問をしたり、生みの親とこどもの様子を写真等に残したりして真実告知に活かせるようにしていた。また「養親への態度に配慮が感じられない」「精神状態が不安定」等の例外を除き、生みの親の出産後～1ヶ月検診までの間に養親との面会を行う取り組みを数年前から行っていた。次に、ISSJは、かねてから成人した養子の出自に関する問い合わせにも対応してきた経験をもとに、令和2年度から「養子縁組後の相談窓口」を立ち上げ、養親や養子のこども、生みの親の家族等からの相談を受けている。国内外で10代から70代以上までの年齢の方から問い合わせがあるといい、そのうち6割程度が実際の相談支援に進んでいるとのことだった。具体的には、メールやZoom、電話等でインタビューを実施し、本人の期待とISSJが提供できる支援内容を説明し、目標設定を擦り合わせながら支援方針を検討した上で、本人が納得すれば同意書を交わし、ルート探しに係るリスクも説明し、理解を得た上で支援を始める。目標設定により支援内容や期間は異なるが、生みの親に手紙を書くことを支援したり、児童相談所、乳児院、家庭裁判所等に問い合わせして記録の開示申請を支援したり、生みの親と会う準備を手伝ったりするほか、当事者の気持ちをエンパワメントすることも重要だということだった。特に記録の開示を受けるにあたっては、当事者と相談を受ける側がいきなり対峙するよりも、間に立って緩衝材となり、交通整理する第三者機関があると当事者の心理的な負担が減る点に、ISSJが入る意義があるということだった。その他にも相談者の期待値の調整、その後起こる波及効果等について、想像を巡らせることができるように、働きかけることも重要かつ苦慮する点として挙げられた。問い合わせは年々増え、直近1年（令和5年11月～令和6年10月）は91件となっており、今後も増える可能性があると考えられることにも触れられた。

<今後の支援制度のあり方について（全機関の主な内容）>

- ・ 現在、支援において特に課題だと感じる点は、生みの親の同意要件が養子縁組を進める上でのハードルとなっていること、養親の金銭的負担があること、手数料負担軽減事業の実施有無が自治体によること、育児休業の取得に関すること、医療機関の受診に関すること、特別なニーズのあるこどもの養子縁組に関すること、出自を知る権利の保障に関すること等が挙げられた。
- ・ 今後の支援や制度のあり方としては、養子縁組に特化した形の里親支援センターの設置、医療機関における制度の啓発、社会的な子育て支援、養子縁組に関する記録を中央機関で保存・管理すること、成立後支援の拡充の必要性等が挙げられた。

1. インタビュー調査概要

1. 目的

養子縁組あっせんに関する効果的な支援や望ましい事業のあり方を検討するために、有効な取り組みを情報収集することを目的とする。

2. 調査対象

参考になる取り組みを有すると考えられた児童相談所設置自治体及び里親支援機関、民間あっせん機関を対象とした。

<自治体>

- ・ 明石市 こども局 明石こどもセンター

<里親支援機関>

- ・ かわさき里親支援センターさくら（社会福祉法人厚生館福社会）
- ・ 養子縁組里親支援機関 ブレス・ユー（社会福祉法人栄光園）

<民間あっせん機関>

- ・ NPO 法人ミダス&ストークサポート
- ・ 社会福祉法人日本国際社会事業団（ISSJ）
- ・ 医療法人団諍友会 田中病院

3. 調査方法

個別面接（半構造化インタビュー）を行った。調査実施時期は令和6年11月～令和7年1月。

4. 主な調査内容

- ①機関概要（設立の経緯・実績、支援体制等）
- ②実施している取り組みについて（支援を始めた背景や実情、具体的な支援内容、対応実績、支援をする上で重要な点等）
- ③今後の支援制度のあり方について（現在、支援において特に課題だと感じる点、今後の望ましい支援や制度のあり方等）

※上記内容を基本としたうえで、自治体には「養親希望者手数料負担軽減事業」に関する内容を、里親支援機関には「支援の対象者」「普及啓発・リクルートから縁組成立後支援までの流れ、特徴」「児童相談所との役割分担や連携の状況」「養子縁組を専門とした里親支援機関があることの良い点、課題だと感じる点」の観点を加えて聞き取りを行った。民間あっせん機関には「妊娠期の相談」「養親希望者/養親候補者の確保・育成」「縁組成立後支援」「養子縁組に関する記録の開示やルート探し」の中から各機関で注力している取り組みをピックアップして聞き取りを行った。

II. インタビュー調査結果

1. 明石市 こども局 明石こどもセンター

(1) 機関概要

① 概要・支援実績

- ・ 令和元年に児童相談所（明石こどもセンター）及びあかし里親センターを設置した。後者の運営を公益社団法人家庭養護促進協会の神戸事務所に事業委託しており、里親制度の普及啓発・リクルートや研修、相談対応、里親の養育能力向上等を行っている。民間の強みを活かし、独自の伝達手段を活用して広報や説明会ができるのは連携の良さである。
- ・ 特別養子縁組の成立件数は令和5年度が1件、令和元年～5年度の合計が4件。
- ・ 明石市では養育里親と養子縁組里親の両方を同時に登録できる。養育里親に登録しているのは令和6年4月1日時点で78組、うち27組が養子縁組里親としても登録している。
- ・ 研修は、養育里親の研修を受けていただく中で、養子縁組里親に必要な内容も追加で受けられる形式としている。
- ・ 基本的には縁組成立後の半年以内に支援をしっかりと相談を受けることが多く、半年以降の相談はあまり受けたことがない。民間あっせん機関で縁組をした家庭については、各機関で真実告知の支援や養子縁組家庭のコミュニティがあると聞いており、そちらに引き継がれている。また、里親登録が続いていれば明石市としても毎年訪問することになるので、相談を受ける機会は確保できる。明石市は短期間こどもを預かる市の子育て短期支援事業の担い手としての「ショートステイ里親」を推進しているので、養育里親として活動が続けやすいことも、登録を継続する理由になると理解している。

② 支援体制（令和6年12月時点）

- ・ 明石市として里親委託の推進を一つの行政目標としており、リクルートも含めて市全体で支援していく土壌ができている。
- ・ 明石こどもセンターの「さとおや課」の職員は6名、あかし里親センターの職員は2名。さとおや課では一連のフォスタリング業務を総合的に担い、職員は専任としている。他自治体ではケースワーカーと兼任している場合もあると思うので、その意味では手厚く、里親と顔の見える関係を築けている。
- ・ 児童相談所では市町村の機能と、広域自治体としての児童相談所の機能を担っているため、要保護児童対策地域協議会等から特定妊婦の情報が入りやすい環境になっている。

(2) 実施している取り組みについて

① 養親希望者手数料負担軽減事業を始めた背景・理由

- ・ かねてから民間あっせん機関での養子縁組には費用負担が発生すると認識していたため、国の方で当事業の負担割合が増えたタイミングで予算要求し、令和4年度から事業を開始した。

- ・ 明石市ではこどもを核としたまちづくりを基本理念として掲げており、社会的養護下のこども支援にも力を入れているため、その大きな流れの中での一つの施策として位置付けていたものと考えられる。
- ・ 特別養子縁組の成立件数が多くなく、頻繁に養子縁組が必要なこどものケースが発生するわけではないため、当事業を実施することで養子縁組里親を支援することができている。

② 養親希望者手数料負担軽減事業の開始以降の利用実績

- ・ 令和4年度1件、令和5年度1件となっている。当事業を利用された養親が縁組をした民間あっせん機関は、近隣だけでなく遠方のところもあった。

③ 事業を利用した養親希望者の反応

- ・ 利用されたうちの1組は、当事業がなければ養子縁組が実現しなかったという経済状況の家庭ではなかったが、「費用を助成してもらえてありがたかった」という感想をいただいた。自治体として特定の民間あっせん機関を勧めることはできないため、民間あっせん機関をご自身で探しておられたが、登録してすぐにマッチングされたようだった。
- ・ 里親登録をされる際、養子縁組希望の方には当事業の説明をしているので、利用者が知ったきっかけになったと思われる。また、民間あっせん機関を利用する場合であっても、養子縁組の話が具体化すると明石市の方にも相談に来られるため、その段階でも改めて説明をしている。

④ 他の都道府県や中核市等が当該事業を取り組みやすくするために必要だと思うこと

- ・ 人口規模が大きい自治体の方が、利用者が多くなる可能性が高いので、むしろ予算措置が難しいケースもあると思う。補助率が上がると、自治体の持ち出しが減り、都道府県や中核市等で予算措置しやすくなるのではないかな。
- ・ 明石市もそうだったが、この事業を単体で推し進めるのはインセンティブ面やニーズ面からも難しいだろう。自治体において、こどもの福祉を全体的に拡充していくという計画のもとに、この事業も包含されるよう位置付ける等、マクロの視点で施策の中に位置付けていくことが重要と考える。
- ・ 年度を跨いでの申請・手続は経験していないため、手続きの方法について他自治体の例等も知れると良い。

⑤ 今後、民間あっせん機関の養親希望者の負担軽減を図るために必要だと思う取り組み

- ・ 民間あっせん機関はたくさんあると思うが、それぞれの特徴や手数料等にもばらつきがあることに鑑みると、最初の窓口として包括的に相談ができるところがあると良いと思う。
- ・ また、過去の民間あっせん機関の実態調査を拝見したところ、こどもの生みの親からの申し込み件数と養親希望者からの申し込み件数がアンバランスな機関もあった。そうした状況がもっと周知されると、例えば、養親希望者が、少し遠い民間あっせん機関であってもこどもが多いところに相談するといった発想も可能になるのではないかな。

- ・ 民間あっせん機関の第一印象について、「お金を払って子どもをもらう」というイメージを抱いている養親希望者もいる。各機関の透明性や取り組みの公共性について、もっと国から発信いただけると、民間あっせん機関を利用するハードルは下げられるかもしれない。
- ・ 今後特別養子縁組が増えていく中で、申し立てや行政機関での手続きをサポートする自治体側の担当者も、制度や法律等を学べる場があると良いと感じる。

(3) 今後の支援制度のあり方について

- ・ こどもの状況から見た時には特別養子縁組を選択肢に入れた方が良いケースでも、生みの親の同意要件があるため、ハードルが非常に高い。そうすると児童相談所経由での特別養子縁組はなかなか進まず、望まない妊娠や若年妊娠の方がアクセスしやすい民間あっせん機関に対象の子どもが多くなっていくので、行政としては側面的な支援をする形にならざるを得ないと考えている。

2. かわさき里親支援センターさくら（社会福祉法人厚生館福祉会）

(1) 機関概要

① 設立の経緯・実績

- ・ 川崎市では、平成 24 年頃から養育里親の支援に関しては NPO 法人キアセット（以下、キアセット）に事業委託をしてきたが（平成 24 年 4 月～川崎市より里親支援機関事業受託、令和元年 4 月～フォスタリング事業として受託）、養子縁組や季節里親の支援は児童相談所が担っていた。
- ・ 市内に乳児院は 2 つあり、いずれも里親委託や養子縁組をかねてから推進してきた。さくら乳児院でも、施設でできることの限界（職員の入れ替わりがあること等）を踏まえ、児童相談所と自立支援計画を立てる際、できるだけ里親や養子縁組を選択肢に入れられるよう提案してきた。
- ・ 基本的に、川崎市では飛び込み出産や未受診のケースについては、最初から養子縁組の可能性を探っており、生みの親の同意が取れない等難しい場合は養育里親への委託や施設入所という方針。
- ・ 令和に入る頃（平成 30 年～）、特別養子縁組の対象児童が増えてきたこと、児童相談所が虐待対応で多忙であること等を背景として、養子縁組里親の支援について包括的に事業委託を行う方向となり、プロポーザルが行われた。当法人がフォスタリング機関として採択され、令和 2 年度 9 月からセンターさくらを開所し、養子縁組の支援を受託することになった。今のところは 1 年ずつの契約となっている。
- ・ フォスタリング機関となってからは、特別養子縁組は年間 5 ～ 6 件の委託件数で推移している。年齢は新生児から 3 歳代まで。

② 支援体制（令和6年12月時点）

- ・ 通常フォスタリング機関の仕様書では、トレーナー・リクルーター・相談員等の役割に応じて配置人数が決まっているが、当センターでは、その基準は満たしながら全ての業務に常勤職員の全員が関わる体制としている。家庭や地域ごとの担当も設けていないため、登録前の面接をした家庭と、成立後まで関わり続けることで、養親との関係が深まる良さがある。
- ・ 常勤職員は、相談員が4名（責任者、心理支援訪問員、トレーナー、その他1名育児休業中）、事務員が1名。それ以外に非常勤職員として、縁組ひろば等をサポートする職員、心理職（学齢期の相談を担当）、リクルーター（地域連携）がいる。

(2) 実施している取り組みについて

① 支援の対象者

- ・ 養子縁組里親名簿に登録されており、川崎市の児童相談所で委託を受けた家庭が支援対象。養育里親として委託されていた家庭が養子縁組をしたケースは当センターの支援対象とならず、（養育里親のまま養子縁組が可能）キアセットの支援対象となる。養育里親から養子縁組をした家庭が成立後支援を受けたい場合、養子縁組里親として再度登録の必要がある。
- ・ 現在、養子縁組里親家庭で一番年齢が高いこどもは小学5年生。養育里親から養子縁組をした家庭では成人以上のこどももいる。
- ・ 養子縁組里親に登録している家庭は約75家庭。この10年間で35～40組に委託しているので、うち半分くらいは成立後支援を受けるために登録を続けていることになる。残り半分は、委託を待っているか、民間あっせん機関から委託を受けている家庭。現在は、ほとんどの家庭が成立後支援を受けるために登録継続を選択する。
- ・ 登録更新（5年に1回）をしないか、市外転居をした場合には養子縁組里親としての登録が切れてしまう。市外転居のケースについては、現在は出身の乳児院にお願いをしてフォローしており、近郊であれば誕生日に訪問に行ったり、手紙のやり取りをしたりしている。
- ・ 民間あっせん機関で養子縁組をした家庭は対象外となってしまうため、民間あっせん機関か川崎市の里親会から派生した、社会的養育家庭を支える会（ピアサポート）を紹介する等して役割分担している。市外から転入してきた養子縁組家庭についても対象外となっている。こうした家庭も支援してほしいという声はあるが、枠組みや体制等の問題で着手できないのが実情である。

② 普及啓発・リクルートから縁組成立後支援までの流れ、特徴

- ・ 説明会・面接は当センターが実施したうえで、里親登録申請書は児童相談所に提出してもらう。その後、認定前研修を当センターが実施し、さらに施設実習の結果も踏まえ、児童相談所が家庭訪問調査を行う。その後、児童福祉審議会があり、全て完了すると登録と

なる。1回目の面接と2回目の面接の間には児童相談所と報告・協議し、予め申請書を交付して問題ないか確認している。認定前研修の後にも振り返りを児童相談所に共有し、児童相談所による家庭訪問調査は最終確認の位置付け。

- ・ 研修は3日間で、1日目はキアセット（養育里親）と合同で里親制度や社会的養護について扱い、2～3日目はキアセットとは別々の内容としている。
- ・ 登録からマッチングに至るまでは平均して半年ほどで、早い方は1～2ヶ月の場合もある。マッチングの流れは、次の通り。児童相談所からマッチングをしたいこどもの情報が届く→当センターからそのこどもに合う養親希望者の情報を児童相談所に共有し、児童相談所と協議した上で、最終的に候補とする養親希望者を2～3組決める→マッチング会議で委託する養親希望者を決定する→児童相談所から電話連絡する。
- ・ マッチングにあたり、こどもの情報は児童相談所から書面で提供を受けるが、それだけではわからないので、乳児院に連絡を取って直接話を聞きに行き、できるだけこどもにも直接対面して情報収集をしている。年齢等だけでなく、雰囲気似ている等、様々な要素でこどもに合う家庭を検討し、養親希望者の年齢、実子の有無等ができるだけ違う家庭を2～3組候補とするようにしている。
- ・ 委託後2ヶ月間は児童相談所、こどもの出身施設とローテーションを組み、2週間に1回程度訪問する。その後落ち着いてきたら、1ヶ月～2ヶ月に1回、いずれかの機関が訪問している。
- ・ 委託後支援ではさくらんぼ（養子縁組家庭が自由に集える場）、パパ会・ママ会、フォローアップ講座（年3～4回）を実施している。講座では毎年ライフストーリーワークを扱い、去年と一昨年に実施した徳永先生の講座では、希望者は個別相談につながった。ライフストーリーワーク、真実告知の講座は関心が高く10～15組が参加する。子育てのノウハウに関する講座は5組程度。オンライン・会場のハイブリッドにすると参加者が増えた。
- ・ 出自に関する情報は、カンファレンス（委託時または委託後2か月、成立時、児童相談所のケース閉止時のいずれか）で把握している。養親に渡す書類を当センターにも共有するかどうかは担当によるが、養親と同じ量の情報は得ることができている。以前は生みの親の写真や手紙があるか等も把握できないまま養親の対応をしており難しい部分があったが、今は把握できている。
- ・ 真実告知の相談の他、小学校の不登校や行き渋りの相談は増えている。4～5歳になるとかんしゃく、発達に関する相談もある。小学校高学年で不登校になったこどものケースでは、こどもも当センターに週1回程度通って遊んだり話したりして時間を過ごしている。生い立ちの話をすることもある。

③ 児童相談所との役割分担や連携の状況

- ・ 最初は、例えば申し込みや面接の書式は児童相談所で使っていたものをアレンジする等、細かな点で引き継ぎが必要となり大変だった。
- ・ また、児童相談所が支援していた未委託里親との顔つなぎには苦労した。研修のお知らせ

せをご案内し、参加してくればスムーズだが、児童相談所が支援してくれると思っている家庭との関係構築等、配慮が必要なこともあった。当センター開設前に里親登録をされていて委託につながった家庭は、カンファレンスに参加して児童相談所から紹介してもらい、マッチング・交流の段階から顔合わせができる。

- ・ 引き継ぎの時点で既に養子縁組が成立していた家庭については、もともと乳児院として関係性がある家庭が多かったため、成立後支援にスムーズに移行できた。
- ・ 川崎市には3つ児童相談所があるが、去年までは1つの児童相談所に複数の里親担当がいた。今年度からは各児童相談所で新たに里親担当が配置されるようになったため、情報が分散してしまい連携しづらい状況になっている。里親への対応にも影響が出ているのではないかと心配している。このようになった背景としては、里親担当が1か所に固まってしまうと他の管轄児相の未委託里親をフォローできない課題があったと聞いている。未委託の時には地域の管轄児相の里親担当が養親希望者とやりとりをするが、こどもの委託を受けると、こども担当の児童相談所の里親担当に代わる。さらにその後縁組が成立し児童相談所の関わりが閉止するタイミングで、また地域の管轄児相が担当になる。ひとりの里親担当が一貫して担当できないため、連携が難しい要因にもなっている。そのためカンファレンスの際には、30分前に集まってもらい、当センターからこれまでの経緯等を説明するようにしている。当センターは一貫して同じ職員が対応でき、養親の特性や状況もよく理解しているため、養親から児童相談所とのやりとりについて相談を受けた際には間に入って調整することも多い。

④ 養子縁組を専門とした里親支援機関があることの良い点、課題だと感じる点

- ・ 真実告知やライフストーリーワークは、養育家庭と養子縁組家庭で未来が変わるため、押さえて欲しいポイントも違う。そのため、研修をそれぞれに特化してできるのはいいことだと思っている。特に養子縁組の場合は生みの親との交流がないことや、児童相談所の関わりが無くなる中でどう地域の関係機関とつながるか等、前提が養育家庭と異なっている。
- ・ 課題として、養子縁組里親の登録者数は微増だが、未委託里親が増えてきている。ダブル登録は可能だが、同時には登録ができないため、どちらを先に登録するか決める必要がある。養子縁組里親として登録した上で、なかなか委託が来ずに養育里親にも登録したい場合は、ケアセット側で同じ登録プロセスをもう一度行うことになる。例えば希望者から同意が取れれば、面接の記録を共有したり、児童相談所の判断で施設実習を数日免除したりという配慮はあるが、登録に半年ほどかかることを踏まえると、本来は1回の研修でダブル登録できる方が望ましいと考えている。この4年で4～5組ほど、養子縁組から養育という順番でダブル登録した家庭があるが、養育里親が不足している実情もあり、ほとんどが養育里親として委託を受けている。
- ・ ただ、養子縁組里親も十分に確保できているかと言われるとそうではなく、欠格事由には該当せずとも委託に心配のある養子縁組里親もいる。最初の面接で、リスクも含めてよく考えてもらうように説明しているが、「大丈夫です」「なんでも受け入れます」と言い

張ってしまうケースがある。研修や施設実習で変化を見ながらフォローしており、親族の理解等、問題がはっきりしている場合はアプローチしやすいが、そうでない場合は難しい。

- ・ 委託後、こどもに試し行動があり、児童相談所と当センターで手厚くフォローしていたが、結果的に不調となってしまったケースも経験した。委託後の家庭はLINE相談が利用できるが、夜中にも相談の連絡が来て継続的に対応しており、手を尽くしたが難しいケースであった。養子縁組家庭ではなくなってしまうため、制度上は今後の対応は児童相談所がすることになるが、当センターとしても一度関わった責任があるので、できることはしたい気持ちはある。一方で、ライフストーリーワーク等もきちんとされていない段階で、養親との関係性もある当センターがこどもに会うことが適切かどうかは悩ましい。このようなことが起きないように、今後のマッチングや支援に活かしていきたい。

(3) 今後の支援制度のあり方について

- ・ 川崎市で計画の見直しを行っている。国の方でも年間1,000件以上の特別養子縁組の成立を目指すという目標がある中で、縁組は少し減ってきており、1,000件を目指すことがいいことなのか考えている。母子分離しなくてもいいケースもあるが、一方で例えば生みの親との交流がないまま成人まで里親家庭で過ごすことになるケースもあり、法的な安定が必要なこどももいる。縁組が増えることを望んでいいのか、捉え方が難しいと感じている。
- ・ 養育里親家庭で育ち、生みの親と全く交流がなく、こども自身も15歳以上で「この家庭で暮らしたい」と意見表明をしている場合は、児童相談所がその意見を汲んで生みの親に働きかけることができると良いと思う。一方で6歳くらいのケースではなかなか難しい印象がある。そういう面で民法改正（養子の上限年齢引き上げ）は意味のあることと捉えている。0～3歳くらいのこどもが縁組の中心になる状況は、今後もあまり大きく変化しないのではと思う。
- ・ 養子縁組の生みの親の同意については課題に感じている。こどもにとっては、生みの親のもとで暮らせないのなら、できるだけ早く新しい家庭で愛着関係を築けた方がいいと思うが、家庭裁判所の調査で同意が撤回されそうなケースがある。2歳から3歳まで養親希望者のもとで育っており、撤回されればこどもにとっても家庭にとっても分離体験になってしまう。もともと同意ありで児童相談所長申立をしているが（基本川崎市は児童相談所長申立をしている現状）、同意がなければ児童相談所長としては申立の継続が難しいと考えている。
- ・ 今後、当センターが里親支援センターになった場合、養育里親の支援もする前提になると思うが、現状のように複数の機関で役割分担をしている良さもあるので、養子縁組に特化した里親支援センターがあってもいいのではないかと考えている。ただ、里親支援センターの設立要件にある「自立支援」の部分は、社会的養護からの自立支援が前提とされており、養子縁組だと当てはまらない。安定した養子縁組家庭で育っていたとしても、

自立する難しさはあり、真実告知やライフストーリーワークも自立支援として位置付けて欲しいということは市にも伝えている。

3. 養子縁組里親支援機関 ブレス・ユー（社会福祉法人栄光園）

(1) 機関概要

① 設立の経緯・実績

- ・ 戦後の窮乏と困難のなか、混血児を温かく迎える施設として、昭和 25 年に財団法人基督教栄光園が発足。その後昭和 26 年に児童養護施設を、昭和 27 年に乳児院を開設し、その後社会福祉事業法施行に伴い、昭和 29 年に社会福祉法人栄光園となった。第 1 種社会福祉事業として児童養護施設と乳児院の設置経営を行い、第 2 種社会福祉事業として保育所の設置経営を行っている。なお、県内では唯一の乳児院となっている。

【乳幼児総合支援センター】

- ・ 乳児院として高機能化・多機能化を目指しているなかで、施設の老朽化による建て替えのタイミング等、複数の状況が重なりセンターへの機能転換を行うことになった。令和 6 年 4 月に開設し、建物の 1 階は乳児院、2 階がセンターとなっている。大分県はかねてから施設に対するサポートも積極的で、当法人としても、今後地域の子育て支援等に注力していくべきだと考えていたため、それならば乳幼児総合支援センターの形態が適していると考えた。以前から各市町村と連携して様々な事業を実施していたが、より多様な家庭のニーズに対応できるようになった。
- ・ 令和 3 年に日本財団と大分県が「家庭養育推進自治体モデル事業」に関する協定を締結し、里親委託の推進等に取り組んでいる背景があり、令和 4 年度から、当法人もセンター開設にあたっての事業の整理や施設整備等の支援を受けた。
- ・ センター設立後は、乳児院を 3 つのユニットとすることで、より愛着形成がしやすい環境を整備することができた。
- ・ 地域向けの支援では、子育て短期支援事業として実施しているショートステイ・レスパイト専用の居室ができたことで、受け入れを 5 名まで増やすことができた。乳児院の子どもたちの病気の感染のリスクが減ったほか、職員にとっても負担が減った。
- ・ 加えて、親子ショートステイの受け入れも開始した。2 階に 2 部屋の居室があり、育児に疲れているが子どもと離れるのも抵抗がある方に人気がある。その居室は、里親とのマッチングや、養育里親から家庭復帰するに際しての養育支援に利用されることもある。
- ・ さらに、かねてから取り組んでいる養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業のほか、支援対象児童等見守り強化事業では豊後高田市および国東市（令和 4 年度から）と契約し、市から依頼を受けた家庭を訪問、親子の見守りを行っている。
- ・ 子育て支援では、プレママ・プレパパ教室（お世話や沐浴の仕方等）や、離乳食教室、親子ふれあい教室を実施している。また、別府大学と連携して夏祭りやクリスマス会を実施しており、学生にセンターの取り組みを周知する場になっている。

- ・ こどもの居場所支援では、保護者が帰宅するまでのこどもの支援やこども食堂、地域交流イベントも実施しており、ヤングケアラーや貧困家庭・母子家庭のこども、母子生活支援施設のこども等に利用されている。

【養子縁組里親支援機関 プレス・ユー】

- ・ 乳幼児総合支援センターの1事業として、令和6年4月から養子縁組里親に特化した支援を行うプレス・ユーを始めた。リクルート、募集説明会、認定前研修、養育相談支援（アフターフォロー）を行っている。今年度までは日本財団の支援を受けているが、令和7年度からは大分県の委託事業となる。
- ・ 養育里親の支援については、NPO法人 chields が県から一部業務を委託されているが、養子縁組里親についてはこれまで児童相談所が推進していた。栄光園は乳児院として養子縁組家庭の縁組成立後の支援をしてきたことから、養子縁組里親との繋がりも持っていたため、大分県から声をかけてもらった。また、年に2回開いているサロンに、こどもが縁組成立後も顔を出していたこともあり、支援機関を一から立ち上げたと言うよりはすでであった活動を仕組みに落とし込んだ印象に近い。
- ・ 令和5年10月より、一般社団法人ベアホープから継続的にコンサルテーションを受け、それまで児童相談所が担っていた募集説明会や認定前研修（養子縁組里親に特化した研修は児童相談所が3年以上前から実施）の資料づくりや講義の準備、真実告知や生みの親への対応（児童相談所と一緒に面談から関わり、将来のライフストーリーワークに活かすためにもつながりをつくっている）についてアドバイスをもらっている。
- ・ 児童相談所が担ってきた業務を引き継ぐにあたり、1年間児童相談所に研修生として勤務し、里親に関する業務を学んだ。
- ・ プレス・ユーの開設時点で養子縁組里親には40組程度が登録されており（令和6年4月時点）、そのうち半数程度は養子縁組が成立している状況。開設後、4組が新たに登録した。令和4年4月以降、養子縁組が成立したのは8件となっている。

② 支援体制（令和6年12月時点）

- ・ 乳幼児総合支援センターの職員は全員で40名。そのうち、プレス・ユーは3名で担当している（乳幼児総合支援センターの里親支援と兼任、令和7年度から専任としていく予定）。内訳は里親等相談支援員兼トレーナーが1名、里親支援専門相談員2名。

(2) 実施している取り組みについて（養子縁組里親支援機関 プレス・ユー）

① 支援の対象者

- ・ 大分県全域の養子縁組里親と養子縁組が成立した家庭の親子が対象となる。
- ・ 民間あっせん機関で養子縁組をした方や、他の自治体から転入した方、里親登録をしていない養親も今年から対象となっている。
- ・ 他自治体の場合、その自治体で縁組をしたことが支援の条件になっていることもあるが、対象から外れた家庭が悩みを相談できる先がなく、孤立してしまうのは課題だと感じる

ので包括的な取り組みをしている。

② 普及啓発・リクルートから縁組成立後支援までの流れ、特徴

【申請から登録まで】

- ・ 申請から登録までの流れは①～⑩に分けることができるが、⑨⑩の審査や認定以外、一貫して支援に関わっており、養親希望者と密にコミュニケーションを取ることができるのが特徴である。施設実習も当センター内の乳児院で実施できる強みがある。

＜申請から登録までの流れ＞

①募集説明会を実施、②申請前面談、③認定前研修の受講、④施設実習、⑤確認面談、⑥プレス・ユーへの里親登録申請書の提出、⑦プレス・ユーによる家庭訪問調査、⑧児童相談所による家庭訪問調査、⑨大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会での審査、⑩里親登録 ※里親認定、登録は大分県。

【マッチング】

- ・ 養子縁組に関しては、実習を受けたタイミングと実際の委託までにタイムラグがあることも多いので、委託が始まる少し前から養親が安心して子どもを育てられるようにサポートしている。新生児や乳児の委託が多いため、例えば退院するとき一緒に家庭に行ってミルクや沐浴について伝えたり、相談に応じたりしている。
- ・ あらかじめ、どんな子どもでも温かく受け入れてほしいという話をしているので、養子縁組の話があった子ども（特に新生児）については細かく養親との相性を見るということとはしていないが、比較的年齢が高い子どもの場合は、時間をかけて養親と関わってもらった。

【縁組成立後支援】

- ・ 以前から県下で地区ごとの里親の集まりがあったが、乳幼児を育てている里親の集まりはあまりなく、また養子縁組里親と養育里親では悩みどころが異なるため、栄光園では養子縁組里親と養育里親を分けたサロンを実施してきた。具体的には、実子になっていく養子縁組里親の場合は明るい話題も多いが、養育里親は比較的困り感が強い悩みを相談しているような印象である。養子縁組里親支援機関となった今年から養子縁組が成立した家庭は誰でも来られるようにしたことで、養子縁組里親の登録が終了しても当事者同士が繋がる仕組みにしている。
- ・ サロンには過去10年ぐらいの間に縁組をした方々が集まっており、前回のサロンには40人以上参加していた。こどもの年齢が一番上でも小学校高学年。サロンの内容は、養子と養親を分けて悩み相談をする場にしており、多いのは真実告知についての話題。基本的に当機関としては場を提供しているスタンスで、特別な講座等はしていない。当事者同士で連絡先を交換して個別に集まったりもしている。
- ・ 真実告知については悩みの声を聞いているが、まだ個別に家庭訪問をして相談に応じる段階にはなっておらず、今年度は研修を実施した。
- ・ 養子に課題や特性があるケースをサロンで把握し、担当職員と心理士で訪問してこどもの様子を確認したり、養親の話を開いたりしている。養育里親は関係機関とつながりや

すく援助もあるが、養子縁組は成立後に児童相談所との関係が離れてしまうため、同じような状況でも対応や支援が手薄だという課題がある。実子となっても血は繋がっていないというところで、様々な葛藤を抱えている養親も少なくない。情報提供や訪問、相談等、できる限りのフォローはしているが、県からも支援の拡充を期待されている部分である。

【生みの親への支援】

- ・ 具体的な支援を提供することまでは進んでいないが、こどもの出自を知る権利を考え、児童相談所の面談に同行し、生みの親と対面してご自身の情報を記録したケースはある。生みの親もこどものためなら、ということで協力してくださる。

③ 児童相談所との役割分担や連携の状況

- ・ 養子縁組里親のリクルート・認定前研修・申請までの手続きはブレス・ユーが行い、申請・認定・登録は県の方で行うことになっている。今年度はまだ一緒に支援をしているところもあるが、今後は申請・認定・登録以外の部分は徐々にブレス・ユーに移行していく想定。
- ・ 登録後は、養子縁組の話が挙がってきたときに、待機している養親のもとへお話に行くところから児童相談所と一緒にブレス・ユーが支援に入っていく。委託後は、児童相談所と一緒に、または単独で家庭訪問にも行っている。
- ・ 養子縁組の申し立ては、第一段階を児童相談所長が行っており、第二段階を養親が行っている。第二段階からはブレス・ユーも関わり、もし一緒に家庭裁判所に行つて欲しい等の要望があれば支援する。
- ・ 縁組成立後の支援については、相談や家庭訪問等をブレス・ユーが行っている。
- ・ 大分県は、県と児童相談所と施設がうまく連携できていると感じる。連絡も取りやすく特に大きな課題は感じていない。

④ 養子縁組を専門とした里親支援機関があることの良い点、課題だと感じる点

- ・ 養親にとって相談できる機関があるというのが良いことであり、また成立前後の期間に限らず、長期的にこどもの成長とともに寄り添えることは大変重要な点だと思う。
- ・ 事業を始めたばかりで課題がまだ分かりきっていないが、今後養子が大きくなった時に支援や当事者同士のつながりを必要とするかもしれない。その時に対応していけるような施設でありたい。
- ・ 今後、病院等、他機関との連携も強化したい。これまで児童相談所が間に入っていたからこそ情報を得られていた側面もあり、ネットワークづくりは課題。
- ・ 当センターが稼働しはじめてから、九州の他の乳児院や自治体からも関心を寄せられており、やはり特別養子縁組の支援は乳児院が担うべきではないかと感じている。また、今後は妊婦への支援も並行して実施すべきだと考えている。現在、大分県では妊娠相談は助産師会が行っているが、本来的にはその段階から関わると生みの親が育てられない場合の支援が考えやすいはずである。

(3) 今後の支援制度のあり方について

- ・ 縁組成立後の支援が何もない状態であるのが課題だと感じる。望まない妊娠から養子縁組になる家庭が多いので、こどもにも様々な特性や課題があることも少なくない。一般家庭になったから終わりというのではなく、成立後からこそが大変で、色々な支援につながっていく必要があると考えている。

4. NPO 法人ミダス&ストークサポート

(1) 機関概要

① 設立の経緯・実績

- ・ 妊婦の支援活動から始まった団体で、平成 28 年に NPO 法人化。あっせん法成立後は特別養子縁組のあっせん事業を行っている。理事長が社会福祉士の資格を取るために通っていた大学を卒業するタイミングで、妊娠・出産・子育ての大変さが重なった体験があった。母子支援に関わりたいと思い、当団体を立ち上げた。
- ・ 当団体では、ホームページの問い合わせフォームや電話等を通じての相談が多いが、特に病院につながっていない妊婦からの相談が多く、まずは妊婦を病院に連れて行く支援が中心となっている。相談件数は年間 400～500 件あり、そのうち最終的に特別養子縁組が成立する件数としては、設立当初から年間 40～50 件で推移している。
- ・ 病院や役所から年間数件の相談連絡がある。NPO 法人ハピネストを介して児童相談所と連携することもある。
- ・ 相談者の年齢層としては 20 代が多いが、30 代や 40 代からの相談もある。妊娠相談から始まるケースが多いため、新生児委託が約 9 割となっている。

② 支援体制（令和 6 年 11 月時点）

- ・ 当団体は全国から相談を受けているため、設立からしばらくした後、直接スタッフが駆けつけられるよう和歌山だけでなく東京にも事務所を置いた。西日本は和歌山、東日本は東京という形で全国的にサポートをしている。相談数としては、東京や関東からが多い状況である。
- ・ スタッフは、生みの親担当と育ての親担当に分かれており、人数は全体で 12 名。東京は育ての親担当が 4 名と生みの親担当が 2 名の合計 6 名。和歌山は、育ての親担当 2 名と生みの親担当 2 名（理事長含む）、事務員 2 名の合計 6 名。相談支援では、社会福祉士や助産師、保育士等の資格を持つスタッフが在籍し、専門性を活かした対応を行っている。
- ・ スタッフの資格について、社会福祉士の他に保健師や助産師の資格が役立つ場面もある。稀に助産師が電話で介助しながら自宅出産した例もあるが、本来は病院で医師に診てもらった方が良いと考えている。
- ・ スタッフへの研修は元々行っていたが、今年からミダス財団とのパートナーシップ締結を機に、人材育成を行う株式会社 Xpotential が作成したスキルマップに基づき実施している。

- ・ 団体の強みとしては、スタッフが全国からの相談に対応できるフットワークの軽さが挙げられる。

(2) 実施している取り組みについて

① 妊娠期の相談

- ・ マッチングまでの流れとしては、まず妊婦の支援から始まる。生みの親の大半は医療機関を受診していないので、まず受診につなげている。電話やメールで情報提供を行い、直接妊婦に会いに行くのが出産予定日の早くて2ヶ月前。養親を決めるのは、早ければ予定日の1ヶ月前くらいだが、多くのケースでは1ヶ月も時間はなく、あと3日という時もあった。その間にスタッフは、養親や生みの親の役所に電話をして準備等を整えている。
- ・ 相談は、メールでのやりとりが殆どなため、返事が返ってこないと連絡が取れなくなってしまうことから、1通1通慎重に作っている。様々なルールがあり、こちらが聞きたいことがあっても一気に聞かず、長い文章にしないことを心がけている。3つ以上質問をせず、メールの最後は具体的に指示をして終える等、工夫している。相談者の中には年齢が若く障害を抱えた方もいるため、特に病院につながっていない場合には慎重にメールを作っている。
- ・ 資料やホームページでも、わかりやすい文章を大切にしている。ひらがなを使う等、あまり難しい説明は書かないようにしている。相談を受けた後にアンケートを取ると「説明がわかりやすかった」「対応が早かった」という声が多くある。
- ・ 通院できていない妊婦に対しては、当団体のスタッフが実際に病院へ一緒に行き、費用も当団体で負担する。一方で当団体に依存しすぎると、こどもを自分で育てる選択肢を考えなくなってしまうため、相談支援と特別養子縁組は切り離さないといけないと考えている。ただ、相談者側にはお金がなく、まず安心感を得たいというニーズがある。
- ・ 相談者を役所とつなげたいが、役所に抵抗感を持っていることも多くある。例えばある方は、未成年で保護者がおり、役所も関わってはいるが、当団体としか会話ができない状況だった。そうしたケースではスタッフが話を聞いて役所と相談者の仲介役をしている。
- ・ 当団体では、養親不足を理由に相談を断ったことはない。一方で特別養子縁組の数を増やしたいが、スタッフの負担を減らす取り組みが必要であるため、ミダス財団の力も借りながらやっていきたい。

② 養親希望者の確保・育成

【課題・背景】

- ・ 課題として、養親希望者の数がかなり減っている。養親不足は業界全体で顕著であると感じており、相談者から「養親がいなかったため別の団体から断られた」という相談もある。
- ・ 養親希望者からの当団体への問い合わせも減っている。一方で児童相談所では希望者が増えていると聞くと、経済的な条件が関わっていると思う。以前は、「行政がやっている方が安心で、養親に対するケアが多いのではないか」という誤解もあったため、児童相談

所に希望者が流れている感じがあった。現在は民間あっせん機関も体制がしっかりしたところもあるというのが伝わっている上で、希望者が少なくなっていると感じる。

- ・ 養育里親に力を入れている自治体や、赤ちゃん縁組をしている自治体等、自治体による差も大きいと感じる。当団体としては、赤ちゃん縁組は民間あっせん機関、高年齢児や虐待等のケースは児童相談所と、棲み分けするのが好ましいと感じている。自治体では里親手当等がある一方で、民間あっせん機関ではむしろ手数料を支払わないといけないという、養親希望者の金銭負担の問題もある。
- ・ 和歌山県では手数料負担軽減事業はないが、県とのやり取りの中で、予算の問題や和歌山県にどれだけ養親がいるのか等、様々なハードルを感じる。

【研修・アセスメント】

- ・ 養親希望者が審査に合格する割合を増やせないかと考え、今年から ATTI Japan の研修を新たに取り入れた。以前は、面談の審査で希望者の半分以上が不合格になっており、資料請求をした方の約 10 分の 1 だけが合格する状況だったが、現在では約 6 分の 1 が合格している。
- ・ ATTI Japan では心理系の研修に強みがあるので、夫婦で意見が違ふ、資質に差がある、生育歴にトラウマがあるといった養親希望者を対象に、夫婦間のバランスを見抜いたり、話し合いをしたりする、ACT（アタッチメント・コミュニケーション・トレーニング）という研修を受けてもらっている。以前は希望者の資質を判断できなければ不合格とする方針だったが、現在ではこの研修で専門家の意見を聞くことができ、こどもを迎えた後も伴走してくれているので心強い。
- ・ 妊婦相談もそうであるが、養親希望者も関東に多い。一方で、マッチングは地域が近すぎないように、地域を広げたいと思っており、オンライン広告で養親希望者を募集する等の工夫もしている。
- ・ 養親は、児童相談所に登録して研修を受けている方は全体の 1～2 割ほどで、大半が当団体で初めて研修を受けている。不妊治療を受けていた人も多い。治療中は特別養子縁組を考えられなかったものの、気づいたら年齢も高くなっていたため、児童相談所ではなく急いで民間あっせん機関を選んでいる方も多しと感じる。
- ・ 養親希望者向けに真実告知についても研修を行っているが、当団体では誓約書のようなものの提出は求めている。オンデマンド研修の最後に「真実告知は必要だと思いますか？」「もし生みの親がプレゼントをしたいと言ったら受け取ってもらえますか？」等とアンケートで尋ね、より聞き取りを深くするようにしている。研修での学びに加え、審査のポイントにもなっている。
- ・ 養育に不安を持つ養親も多いが、障害や病気については研修をととても丁寧に行い、厳しいことや、実際の養育の大変さも含め伝えている。当然それでも不安はなくなることはないが、一定の理解は得られ、10 年前と比較してミスマッチは減っていると感じる。研修では養親の親にも病気や障害のリスクも含め説明するようにお願いしている。

【情報提供】

- ・ マッチング後の養親には「推定体重は何グラムでした」「順調ですよ」等、妊婦健診の結

果についても伝えている。医師によっても提供してもらえる情報の量は異なり、生みの親であればすぐ医師にアクセスしてこどもの病気の状況や治療について聞けるにもかかわらず、養親であるため聞けないというのは大きな不安になる。当団体は全国で様々な医療機関にその都度連携をお願いするため、それが難しさにもなっている。

③ 縁組成立後支援

【アンケート】

- ・ 委託後、すべての養親を対象にアンケートを送っている。「委託時から家庭環境で変わったことはないか（例えば離婚願望等）」「幸福度（5段階）」「真実告知の実施有無と方法」や、交流会の内容・頻度の希望、職員に伝えたいこと等を尋ねている。審判確定後半年は当団体もサポートしているものの、以降は養親とコミュニケーションをとる機会がないため、アンケートを通じて養親の気持ち等を把握している。結果は、毎年秋冬の会報に掲載している。

【研修】

- ・ 真実告知の研修は、専門の講師を招き年1回全体研修とグループワークショップを行っている。真実告知を上手くできていない家庭もあり、上手くできている例を伝える等、工夫している。養親からは「講師の先生の話がわかりやすい」「真実告知のイメージを持てました」等の感想も多く、毎年好評である。真実告知は、新生児委託で養親が1番悩むところ。赤ちゃんの頃から養親のもとで育てているため「わざわざ言う必要があるのか」と考える人もいる。「みんな悩んでいることなんだよ」とお互いにシェアしていけたら心強いと感じる。

【養親の交流】

- ・ 「養親会」をミダス財団と企画し、養親同士の交流を行っている。交流会に対する養親からのニーズは大きく、今年から北海道・東北、関東、中部・甲信越、近畿、九州・四国・中国の合計5地域で年1回行っている。育ての親担当のスタッフがそれぞれ自分の地域を担当する。全体交流会も企画しており、今年はクリスマス会を愛知県で実施予定。実際に会ってつながり、LINE交換をして仲良くなったという養親もいる。また、地域ごとのZoom交流会も年に2回企画している。以前はテーマを設定していなかったが、テーマがあった方が話しやすいということで、今後は取り入れて行く予定。参加者数は地域によって異なり、先日の東北では10組ほど、近畿では20組ほどが参加。クリスマス会の申込者数も40組ほどで、総勢120～130名ぐらいになる。当団体としても委託後に養親と会える機会は限られているため、交流会で職員に「こんな大きくなりましたよ」と声かけてくださいと嬉しい。
- ・ 養親とスタッフのみが入れるコミュニティサイトも運営している。自由に養子の成長や育児中の気持ち等を投稿でき、他の養親がコメントする。アクティブな参加者数としては限られており、全員にサイトを案内しても利用しない人も半数以上いるが、地域交流会の情報もサイトに載せ、見てもらえるように工夫している。今後サイト内には、発達障害等の育てにくさを感じている養親がクローズドで情報交換できるページと、オープン

に育児相談ができるページを作る予定。相談は、同じ体験をしている養親同士の方が心強いと感じるし、養親はあっせんをした団体のスタッフに向けてはなかなか「苦しい」「子育てがしんどい」と言いにくいと思うため、養親同士のつながりを大事にしたい。

(3) 今後の支援制度のあり方について

- ・ 当団体の課題として、まだ10年目で先のことがわからない点が挙げられる。他の団体から色々情報を得られると良いし、そうしたシステムができるのを望んでいる。当団体では設立時から新生児の委託が多いため、現時点で1番年齢が上の養子でも8歳くらい。そのため、まだ養親からの、養子の思春期特有の悩みや出自に関する相談は少ない。高年齢児の委託をしている他団体の体験や知恵を共有してもらいたいし、体制強化もしていきたい。
- ・ 長年の課題としては、養親の金銭負担が大きい点が挙げられる。手数料負担軽減事業も国と県の半分ずつという負担では、県が実施するかどうかで自治体間の差が生まれてしまう。国をあげて補助を行えば、件数は増えるのではないかと感じる。
- ・ 当団体は共働きを可能としているので、養親の多くは委託前後で育児休業をとっている。まれにパートを辞めて専業主婦になる方もいるが、養親の6割ぐらいは共働き。育児休業は法律的に養親も取得可能ではあるが、人事から「うちの会社では初めてなので、調べるのに時間がかかる」と言われることがある。必要な書類については会社によって異なるため、養親にはしっかり会社と話し合うようお願いしており、当団体でも何が必要なのか確認している。ただ一方で育児休業の手配をしている間に、生みの親から同意撤回されることもある。それについても研修で養親希望者に伝えている。また特別養子縁組が成立するまでは育児休業が取れないケースもあり、当団体の委託証明書で可能というところもあれば、公的機関の書類が必須というところもあり、その場合は申立後の家庭裁判所からの事件係属証明書がいるため、どうしてもタイムラグができてしまい、有給休暇を使って休んでもらう等、養親の苦労が多くある。

5. 社会福祉法人日本国際社会事業団 (ISSJ)

(1) 機関概要

① 設立の経緯・実績

- ・ 昭和27年から養子縁組事業を開始、昭和34年に社会福祉法人化した。戦後、日本人女性と駐留兵士との間に生まれたこどもの養子縁組支援を始めたのがきっかけである。昭和46年には第二種社会福祉事業に係る届け出を行った。
- ・ 令和5年度の特別養子縁組の成立件数は1件。例年0件～1件程度の委託で推移しているが、今年度は現時点で4件ある（成立ではなく委託件数）。妊娠中の女性から直接ISSJに相談が寄せられるケースが増えている。今年度は1件のみ他団体からの紹介ケースがあった。

② 支援体制（令和6年12月末時点）

- ・ 養子縁組支援に携わる相談員は、8名（常勤6名、非常勤2名）、そのうち3名は社会福祉士、2名は社会福祉士と精神保健福祉士の資格を有している。資格をもたない3名は、外国の大学でソーシャルワーク課程を修了している。

(2) 実施している取り組みについて

① 養子縁組に関する記録の開示やルーツ探しについて

【「養子縁組後の相談窓口」立ち上げの背景】

- ・ ISSJは、国際養子縁組から始まり、養子縁組のあっせんと成立後の支援を行ってきた。成人した養子の出自に関する問い合わせにも対応してきたことから、そうした相談を受けられる窓口を運営したいという思いがあった。そこで日本財団から助成を受け、令和2年10月に「養子縁組後の相談窓口」を立ち上げた。
- ・ 団体として70年以上の歴史があるため、以前から成人した養子や養子の家族、国際養子縁組で海を渡った養子からもルーツ探しの相談や問い合わせを受けていた。設立当初から特別養子縁組が創設されるまでは普通養子縁組しかなかったこともあり、戸籍を辿り、生みの家族とつながる再会支援のノウハウを蓄積していた。
- ・ 他方、それは養子縁組記録を保管しているからできた支援であった。次第にISSJで縁組をしていない養子からも相談が寄せられるようになったが、当初は記録がない外部ケースの相談を受けることについて、非常に慎重な姿勢を取っていた。まずは事情をよく知る養親に相談をするように伝えていたが、一方で相談者は、養親に聞けない事情があるために相談先を探していることもわかってきた。親子関係を壊したくないといった養親への配慮等、様々な葛藤を持つなかで相談するところがなく、困っている養子たちが予想以上に多くいることもわかってきたので、これまでのノウハウを応用しながら支援できるのではないかと考え、窓口を立ち上げるに至った。
- ・ 現在はテリングや真実告知等も浸透しているが、養子縁組の時期によっては生い立ちを知らない養子当事者もいて、パスポートを作るときや、結婚のタイミング等に戸籍謄本を取り寄せて養子縁組の事実を知る人も少なくない。不意に養子と知ることによって直面する葛藤や悩みは養子縁組がオープンに語られてこなかった日本社会特有の現象ではないか。今ある民間あっせん機関は成立後支援をととても大事にしているし、この10年で法律や制度に加え、養子縁組を取り巻く状況もかなり変わってきている。支援のあり方や養子縁組に対する考え方が変化するなかで、支援が届かないまま取り残された養子当事者の葛藤や悩みが、本人の個人的な課題や問題とされていることに、いたたまれない気持ちになる。

【「養子縁組後の相談窓口」の対応実績】

- ・ 令和3年度は25件、令和4年度は50件、令和5年度は76件と増えている。直近1年（令和5年11月～令和6年10月）は、91件の問い合わせがあった。「誰に相談したらよいかわからないような場合にはこの窓口には」と周知されつつあるのではないかと。

- ・ 令和5年度の内訳では、76件中47件が養子本人からの問い合わせだった。その他には養親（18件）や養子のこども（3件）、生みの家族（2件）、その他（6件）からの相談があった。また、国内からの問い合わせは43件、国外は33件だった。神奈川・横浜エリアから国際養子縁組となった養子がインターネットでISSJを見つけ、相談を寄せることもあり、相談者が元いた児童養護施設に連絡して、相談にのってもらえるようにつなげることもある。国外に居住する当事者から話をきくと、日本におけるルーツ探し支援を検索するとISSJしかヒットしないといい、相談が集約されやすい状況にある。
- ・ 国外で問い合わせが多い国はアメリカやカナダ。カナダはベビーライフがブリティッシュコロンビア州の養親希望者に養子縁組支援をしていたため、廃業によって生みの親との連絡手段が途絶えた養親からの相談が増えた時期もあった。国内は東京近郊からの相談が多い印象だが、全国各地のさまざまな年代から相談が寄せられている。
- ・ 令和5年度の問い合わせ76件中、ISSJがあっせんしたケースは4件で、他機関ケースがほとんど。どこの児童相談所、民間あっせん機関で養子縁組されたかわからないと訴える相談者が多い。調べていくと、乳児院にいたことがわかり、児童相談所のあっせんだろうと推定できることもある。都道府県に問い合わせもするが、養子を担当する児童相談所と養親（里親）を担当する児童相談所が異なる可能性もあるため、どこに何を問い合わせるかを整理しながら相談先の選択肢を探し出していく。全体としては、児童相談所によるあっせんが多い印象だが、最後までわからない場合や、世代によっては個人があっせんしたと思われる養子縁組もある。
- ・ 相談者の年齢もかなり幅が広く、10代から70代以上もいる。ルーツ探しには終わりがなく、どのライフステージでも起こり得る。養親を看取ってからルーツ探しを始める養子もいる。
- ・ 問い合わせを受けてインテークをし、実際に支援を開始するにあたって同意書を交わす割合は、6割くらい。相談先があることがわかって安心する人、自分でできる情報収集を自分のペースで始める人もいる。同意書を交わして相談を始めたとしても、その後中断して、数年後に再開する人もいる。
- ・ 以前はルーツ探しをする際に必要経費として相談料をとっていたが、現在は無料としている。養子縁組民間あっせん機関助成事業で、相談員（ソーシャルワーカー）の人件費をカバーすることができている。
- ・ 同様の取り組みをしているところは他にはないよう。来年度のこども家庭庁の予算を見ると、このルーツ探し支援のモデル事業（こどもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業）は一般事業化されないままになっている。民間あっせん機関は自機関であっせんした家庭には成立後支援をしているので、あえて相談窓口を立ち上げる必要はないと考えているのかもしれない。
- ・ 出自を知る権利が広く謳われるようになり、支援を必要とする当事者からの問い合わせは今後も増える可能性があると思う。

【「養子縁組後の相談窓口」における具体的な支援の流れ】

- ・ 当事者からは問い合わせフォーム、メール、電話にて問い合わせを受ける。当事者は、大

多数が成人した養子だが、稀に養親、養子の子、未成年の養子の場合もある。基本的には当事者が主たる相談者になることが望ましいと考えているため、悩んでいる当事者を心配する第三者から相談が寄せられた場合は、できる限り当事者本人とつなげてほしいと伝えている。未成年の養子に係る相談の場合は、養親を主たる相談者として、養親がどのように養子のルーツ探しを支援できるか相談にのっている。

- 問い合わせを受けた後は、メールや Zoom、電話等でインタビューを実施する。そのなかで、なぜ今、出自に向き合いたいと思ったか、いつ頃からそのように感じていたか、どのようなことを知りたいか、想定外の結果に至ったときに相談する相手はいるか、心理的な負荷がかかったときにどういった対処法が考えられるか、出自に向き合った先に何を期待しゴールとするか等、できる限り多角的に面談を行っている。生みの親やその家族が養子縁組を選択した理由は様々であり、想像や想定とは異なる事象にたどり着く可能性があることも伝えるようにしている。
- その結果を踏まえ、本人の期待や目標設定と ISSJ が提供できる支援内容を擦り合わせながら、支援内容を検討する。本人が納得すれば同意書を交わし、ルーツ探しに係るリスクも理解してもらった上で支援を始める。
- 支援が終了するまでに要する期間は、目標設定による。例えば、「きょうだいがいるかどうかを知りたい」という場合、戸籍を辿って収集した情報に満足すれば終了する。「きょうだいや生みの親に会いたい」となると、住所地が審判書等に書いてあって、そこが実家の住所であれば、生みの親に宛てた手紙を書くことが選択肢の一つになる。生みの親や家族と連絡が取れたら、どのようなことを伝えたいかは当事者に考えてもらうが、最初の手紙の送付は ISSJ が担っている。養子から直接手紙が送られてくると、生みの親やその家族への衝撃が大きいからである。その後、手紙を受け取った人が ISSJ に連絡をくれることもあれば、そこには生みの家族（祖父母や生みの親のきょうだい）しか住んでおらず、家族が生みの親に連絡を取ったり、ISSJ の手紙を転送する等して、生みの親から返信が届くまでに時間がかかることもある。生みの親も気持ちの準備ができておらず、葛藤する場合もある。「どんな事が起こるのか」「どんな気持ちで会えばいいのか」という生みの親の不安な気持ちに寄り添いつつ、養子からのアクションに応える準備を手助けすることもある。養子、生みの親、生みの親の家族、それぞれの準備を整えたうえで、会うタイミングを見定めることになる。

【支援をする上で重要な点】

- 期待値の調整（本人が期待していることと実際に想定される支援内容を擦り合わせる）、その後に起こる波及効果等、想像を巡らせることができるように、働きかけることも意味があると考えている。一方でその擦り合わせが難しく苦慮することもある。
- ルーツ探し支援の難しさとして、相談者が求めている事柄を言語化し、伝達することが挙げられる。例えば、当事者本人が相談先となる児童相談所や乳児院に何を求めているのかを分かるように伝え、支援者がその意図を汲み取って対応する、あるいは対応してもらえるように調整することは意外と難しい。
- 出自に関する情報が様々なところに分散している。家庭裁判所の記録を入手する際にも、

問い合わせをすると、事件番号がないと調べられない、照会できないと受付で言われたりする。当事者が自らの状況や問い合わせの目的を説明するのは容易ではなく、支援者が事前に受付や記録係に連絡して事情を説明し、当事者がどれだけその情報を必要としているかを説明すれば、記録係の協力を得られることもある。その橋渡しをすることが大事。これは施設に対しても同様で、いきなり当事者から連絡をするのではなく、支援者から「こういう相談を受けていて、お困りなのでお話を聞いてもらえませんか」と説明すると、施設側も対応を考えてくれる。当事者と相談を受ける側がいきなり対峙するよりも、間に立って緩衝材になり交通整理する第三者機関があると、当事者の心理的な負担が減るため、そこが ISSJ の介入する意味だと思っている。

- エンパワメントも大切で、当事者たちは「養親を傷つけてまで自分の出自を知りたいと思うことは正当なのか」「この権利は行使して良いのか」と思いながら、様々なところに問い合わせをし、その過程で傷ついたり、自己嫌悪に陥ってしまうこともある。知りたいと思うのは正当なことで、誰しもが持っている自然な欲求だということを当事者本人に伝え、相談を受ける側にも理解してもらえるよう働きかけているが、そうした考えが浸透しているとはいいがたく苦慮することもある。例えば「明日さっそく児童相談所に聞いてみます」と言って本人が問い合わせをすると、「それは必要ですか?」と言われてしまうこともある。想定外の対応に傷ついたり、自信をなくしてしまうこともあるため、相談者本人のレディネス、特性、性格にも配慮して、これから起こり得ること（予見性）を伝えるようにもしている。想定外の対応に悔しさや失望を表現できる人は良いが、連絡がつかなくなる人もおり、相談窓口として相談者とつながり続けることの難しさも感じている。
- 養子当事者が知りたい情報を養親が持っている可能性は高いが、「養親に申し訳ない」と思う人は、養親に正面から聞いていない人がほとんどである。「申し訳ないと思うのは、あなただけじゃなくて、過去に会った養子の人もそう語っていたよ」等と話をする。ISSJからは絶対に「親子間に秘密はない方が良い」と伝えることはない。「養親に聞かずに進めたい」という当事者の意向があれば、その意向を尊重して進めていく。
- 養親に伝えることに抵抗がある人に対して ISSJ から何かを強いることはないが、恋人や友人等、信頼している人がいれば、その人たちにルーツ探しについて話してみることを勧めることはある。ISSJ との面談をきっかけに信頼のおける人たちと対話を重ねることで、勇気が湧いて養親とも出自について話をするのができたというケースもある。「これは当たり前の気持ちで、自分だけが抱えているものではない」と肯定されると安心感を持つことができる。信頼できる人に気持ちを話せるようになることは、気持ちを整理していくために当事者が辿る大切なプロセスだと思う。
- 連絡を受けた生みの親の反応として、驚きが怒りとして表出されることもある。もちろん怒り、不安、怯えという感情は当然だと思うので、ISSJ としてもこうした反応は想定をしている。当事者の心理的な衝撃を分散、緩和するためにも、誰かが間に入ることが重要である。
- 相談の最初の切り口（主訴）が、最終的な目標設定になることは稀。インテークでは、「生

みの母に会ってみたい」という人が多く、その理由を「会って健康情報を知りたい」「会って姿を見てみたい」という人もいる。会うことが一番大事と感じているのか、情報を得るために会うことが必要だと感じているのかでは会うことの意味合いが違ってくる。話を聞くなかで、「悩みを相談できる人がいない」「自分の周りに養子がいない」という人には、当事者活動や当事者団体の情報を提供すると、関心を示す場合もある。

② 縁組成立後支援

- ・ 縁組成立後は、今回のようなアンケート調査をきっかけに近況を聞いたり、クリスマスや年始のときにメール等を送ったりしている。返信には、家族写真を添付してくれる家族もいる。
- ・ 以前は国際養子縁組が多かったため、委託をしたこどもが成立後しばらく経つと、養親と共に養親の出身国に帰ることも多かった。「なにかあればここ（ISSJ）に相談すればあなたの記録がある」と養親が養子のこどもに伝えたり、伝えるために ISSJ を訪問する家族もいた。情報の開示を求める先というより、自分の記録がここにあることを知るだけで安心につながり、いざというときに相談する場所として当事者に認識してもらえることが大切ではないか。
- ・ 国外に住んでいる養子は日本語を学ぶ機会が限られるため、戸籍制度を理解したり、戸籍に書かれている内容を自分で読み解くことができない。そのため、翻訳したり、内容を伝える役割も大事になる。国外で暮らす養子当事者にとって、言葉や戸籍制度を知らないことは、情報へのアクセスを難しくしてしまう。

(3) 今後の支援制度のあり方について

- ・ マッチングの傾向として、ISSJ に登録する養親の一定数は外国籍で、外国籍の養親候補の方がこどもの受け入れ幅が寛容な傾向がある。一方でニーズがあるこどもが外国籍の養親に委託され、いつか日本を離れて生活するという状況は、日本でニーズのあるこどもが養子として受け入れられづらいということでもある。逆にこどもに障害があるから養子縁組をしてほしいという生みの家族からの相談も多く、そうした訴えが養子縁組の理由になり得るのか葛藤がある。どうしたら、ニーズのあるこどもを地域の中で養育できるのか、養子縁組という選択で本当にいいのかという葛藤もある。
- ・ 大局的な視点で言えば、子育て支援が必要であると思う。養育や教育のあり方がインクルーシブであれば、さまざまな子がいて当然だと考えるようになるし、こどもたちはそのなかで学び、育てる親もさまざまなこどもの子育てが当たり前になる。まだ日本は社会の中でこどもを育てるという発想が乏しいため、いわゆる「普通の子育てを普通にできる家族になりたい」という希望が強くなってしまっているように感じる。こどものための養子縁組であるなら、条件が整ったこどものためだけの制度にするのはいびつである。誰もが家庭で育てることができる社会を作っていくことが大切になる。医療的ケア児の親がそうであるように、ニーズのあるこどもを養子縁組で家庭に迎える場合、養親を通常の研修でフォローするのは無理がある。子育てのあり方をもう少し寛容に捉えられるよう

な社会を形成することが大事ではないか。

- ・ 自分の出自に関する情報にもかかわらず、児童相談所、乳児院、児童養護施設、裁判所等に問い合わせをしてありかを探さなければならないのは、とても大変で、ときには無理解によって養子当事者が傷ついてしまうこともある。ISSJの窓口相談を寄せて支援を受ける方法はあるが、相談窓口に通らないうまま、自分で情報をたぐり寄せようとする人も多くいる。情報開示の範囲や可否もが組織や担当者の判断や裁量によって変わることもある。その属人的な対応によって、アクセスが制限されているのであれば、それは決して権利の保障ではない。出自に関して情報を残すことを定めたのであれば、当事者がそこにアクセスできるように管理すべき。災害、ヒューマンエラー、廃業等で記録が消失してしまうリスクを考えると、中央機関を設置し、出自情報をきちんと保存・管理していくことが必要ではないか。

6. 医療法人団諍友会 田中病院

(1) 機関概要

① 設立の経緯・実績

- ・ 平成30年頃、院長が乳児院を訪れたことをきっかけに、こどもたちを支援する必要性を感じ、養子縁組あっせん事業を始めた。養子縁組が増えれば最初から家庭で暮らすことができ、こどもにとってはそれが一番なのではないかと思った。
- ・ あんしん母と子の産婦人科連絡協議会にも加入している。特定妊婦への支援事例等、様々なテーマで勉強会が年2回開催されているほか、養親希望者の登録時面接は、一次面接を当院で実施し、二次面接は埼玉県のあんしん母と子の産婦人科連絡協議会の本部にて行っている。
- ・ 当院は産科であるため、医療機関にしかできないこと、社会全体の役に立つこと、他の団体が行っていないことを軸に、他の民間あっせん機関や児童相談所、そして養子・養親の全体的な支援に繋がる役割を中心に担うべきだと考え、養子縁組の手続き等に関するツール開発に注力している。養子縁組あっせんの実施件数に主軸を置いていないため、養子縁組の成立件数は多くない。
- ・ さらに、養子・養親や支援者の言いにくい（声に出しにくい）意見を支援に反映させるために、あるいは多岐に跨る領域の実態を学ぶために令和2年に特別養子縁組応援プロジェクト 任意団体エレパニ（以下、エレパニ）という団体を立ち上げ、勉強会等を実施しその中で困りごとを拾い上げるようにしている。その中で得られた知見や現場の困りごとをツール開発に反映させるようにしている。

② 支援体制（令和7年1月時点）

- ・ 社会福祉士、看護師、助産師の3名。その他、萬屋育子氏やATTI Japanの榊原明美氏から、特に縁組成立後支援についてスーパーバイズを受けている。
- ・ 縁組成立後は、萬屋氏、榊原氏、社会福祉士でチームを組み、最低月1回の応援ミーティ

ングを行う。こどもを委託した日から1年半の間実施している。

(2) 実施している取り組みについて

① 妊娠期の相談

- ・ 生みの親からの相談は令和6年度で4件程度。ただ、相談の中で、養子縁組ではなく自分で育てる決断をする人もいるため、養子縁組に至ったのは2件。
- ・ 特別養子縁組に直接つながるケースを主に扱うというよりも、県内の特定妊婦からの相談を主に扱っておりかなり多い。未婚やシングルマザー、高校生や10代等の相談が増えている実感がある。
- ・ 相談に来る方の中には、パーソナリティ障害や家族機能不全でうまく話すことができず、困ったことが言い出せない方もいる。そうした背景を職員が理解するように努めている。
- ・ 特定妊婦からの相談は、話を聞くということが大部分を占めるが、診療時間内で話しきれない場合は、社会福祉士が別枠で対応時間を設けている。そこでは、生活面や育児面について聞き、場合によっては本人の了解を得た上で行政の保健師と情報共有を行う。
- ・ 妊婦健診の際も、話を聞いた上で必要に応じて社会福祉士から行政へ情報共有をしている。また、行政の母子手帳交付の面接時に心配な方がいた場合は、事前に当院に連絡が入り、診察で気になる点があった時には連絡をもらいたいと依頼が来ることもある。
- ・ 妊娠期の相談で特別養子縁組を選択肢とするケースとしては、本人は中絶の意思があったが、籍を入れていないパートナーは育てたいとして意見が異なっていたケースや、中絶できない妊娠中期に妊娠を知ったケース等がある。制度自体がメジャーではないため、養子縁組と聞くとネガティブなイメージから「こどもがかawaiiそうだと」と抵抗を示す人が多いと感じている。
- ・ 相談では、最初に相談者が話しづらい内容（パートナーや家族との関係性）をあまり聞いてほしくないという空気感がある場合もあるが、次回に回さず、話が出たタイミングで深掘りする方がスムーズだと感じる。言いたくない気持ちが強い人には、必要以上に深く聞かないようにと考えているが、人によって対応も異なるので、日々難しさを感じている。

② 養親希望者の確保・育成

- ・ 養親希望者の募集は随時ホームページ等で行っている。養親希望者の登録は45歳までと年齢制限を設けているが、問い合わせのほとんどが40代後半や50代といった年齢の方である。不妊治療を終了されて、45歳を超えてから養子縁組を検討する人が多い。そのため登録をお断りすることも増えており、登録中の養親候補者が少ない。
- ・ 養親希望者は、居住地と近いところで民間あっせん機関を探している人が多い。山口県内やその近辺、中国地方や福岡県等。また、あっせん機関がない四国からの問い合わせが多い。
- ・ 養親希望者を対象とした登録前の研修は、10組を上限としており、昨年度5月は5組、

12月は2組が参加した。

- ・ 夫婦の関係性や子育てに関する考え方等を面接で聞いている。その時に、例えば体罰を容認する考え方の場合や、夫婦の関係性が対等ではない状態だと登録は難しい。こどもが委託された後も家族関係が成立するかを想定した時に、夫婦の片方の意思が強すぎる場合うまくいかないパターンもあるため、登録には進まずもう一度夫婦間での話し合いを依頼している。
- ・ 養親登録された人や過去の待機者からマッチングをしている。タイミングが難しく、養親希望者の待機者が多く生みの親からの相談が無い場合もある。一方で待機者がいない時に生みの親からの相談があった時は、児童相談所等に相談してその中の待機者に依頼することもある。
- ・ 不妊治療で当院に来院した人への養子縁組制度の紹介も行っている。長年不妊治療をされており、治療終了を検討している人に、院長が判断して1つの選択肢として提示し、担当者から詳細を説明する。当院内の目に入りやすい場所に特別養子縁組に関するポスター掲示もしている。

③ 養親候補者に関する記録の開示やルーツ探し

【産院訪問】

- ・ 数年前から、こどもが生まれた後に、養親の産院訪問の取り組みを行っている。当院に入院してもらい、育児の技術を習得したり、出産～出産後の状況等の具体的なエピソードを産科医や助産師から聞いたりして、追体験してもらう。
- ・ 養親からは、「文章や口頭説明ではぼんやりしていた部分が、実際にこどもが生まれた場所を見て、命のバトンを引き継いだ実感が湧いた」という感想もあった。1年目の訪問だけでは養親が聞いたことを忘れてしまう可能性があるため、委託から1年後に再度訪問してもらうようにしている。
- ・ また、真実告知の際にリアリティのある情報伝達ができるよう、生みの親とこどもの日常生活をなるべく多く撮影し、視覚的・聴覚的に理解できる情報を残すようにしている。健診中の写真、家族との写真、職員と一緒に映っている写真、おむつ替えや抱っこ中の写真等。
- ・ 将来のこどものルーツ探しを見据えた取り組みでもある。養子は生みの家族について知りたいと願っている一方で、情報が欠落したり、情報の数が少なかったりする等、養子が知りたいことと養親が知っていることの間には落差が発生してしまうことがある。養親は直接生みの親と交渉することはできないため、それならば支援者が工夫し、生みの親の存在をより感じられるような情報を得ていこうという思いから始まった。

【母子面会】

- ・ 1ヶ月検診までの間に生みの親（母）と養親の面会を設定しており、これまで3件程度実施した。お互いが負担を感じないよう、時間は10分程度で、写真撮影を行う。生みの親本人が難しい場合は、親（祖父母）が会うケースもある。
- ・ こどもを育てることについて葛藤してきた生みの親は、養親に会うことで、正しい選択

をしたと感じたり、安心したりすることができる。

- ・ ただし、生みの親の状況によっては面会を断念するケースもある（養親への態度に配慮が感じられない・精神状態が不安定・こどもに対する危害を加える可能性がある等）。
- ・ あるケースでは、実際に生みの親と養親が対面したことで人柄が伝わり、やりとりは挨拶程度ではあったが、生みの親は「この人にならお願いできると思った、すごく安心できた」と語られていた。養親は「託されたと思った。絶対に自分が幸せにする。母になる重みを感じた」と語っていた。養親・生みの親に対して事前にそれぞれの情報は伝えていたが、「実際に会うことで腑に落ちる」「良かった」と両者からの感想があった。
- ・ 母子面会の際には、支援者から養親に、生みの親が悩んできた過程について、重荷にならないように配慮して伝えている。
- ・ 母子面会をすることで、生みの親の雰囲気や人柄が印象に残るので、真実告知の時に養親が自分で説明できるようになる。写真や手紙、支援者から聞いた情報だけだと想像になってしまうが、実際に会うことで印象に残るので、役立ててほしいという思いで取り組んでいる。また、こうした取り組みを理解してくれた養親ならば、将来こどもがルーツ探しをしたいと言ってきた時にも、身構えずに対応できるのではないかと考えている。
- ・ 家庭裁判所の調査書に書いてある内容は一面的であり、生みの親がこどもを育てられない理由だけが記載されていると、養子から見た時に偏った母親像になってしまう。それを避けるためにも、母子面会が必要だと考える。
- ・ 母子面会以外の、生みの親と養親の間のやり取りは、トラブル防止のためにも当院が仲介している。生みの親が年1回プレゼントを贈りたいと希望する場合は当院に送付してもらったり、写真のやり取りを希望する場合は当院が養親にその旨を伝え、最近の写真を送ってもらったりしている。

④ 縁組成立後支援

【「行政手続きマニュアル」の作成】

- ・ 縁組成立後、応援ミーティングをするなかで、自治体の窓口で手続きがスムーズにできない、乳幼児医療費助成制度医療証・児童手当がもらえない等の声があった。特別養子縁組に関連する手続きの経験が少ない自治体も多く、養親が苦勞している様子がわかった。
- ・ エレパニが主体となり、行政職員にヒアリングを行ったところ、根拠法がわからないために時間がかかってしまうということだった。そこで、元山形県中央児童相談所長の五十嵐氏にも協力してもらい、行政職員が見てわかりやすいようないわゆる「行政文書」に落とし込みつつ、根拠法を付記した手続きのマニュアルを作成した。民間あっせん機関や児童相談所に配布し、今のところ増刷がかかる等の反響がある。
- ・ 実際に、当院で養子縁組が成立した養親の方にマニュアルを携行してもらったところ、自治体での手続きがスムーズに進んだ。今後も困りごとに対応してアップデートしていく予定。

【サロン、その他】

- ・ 応援ミーティング以外には、家庭訪問や、こどもを含めた養親サロンを年2回開催して

いる。内容は、お話や勉強会、こどもと遊ぶ等。昨年の春に開催するまで、コロナ禍の影響もあって開催できていなかった。参加者は10組程度で、当院でのあっせんにかかわらず、児童相談所や別の民間あっせん機関で養子縁組をした方も参加できる。真実告知等、同じ境遇だからこそその話題が出やすい。

- ・ 真実告知は特別にすると言いづらくなるので、普段から目に見える場所に生みの親の写真を置いておくことで自然に話ができたと事例等を応援ミーティングで提供している。
- ・ 当院で養子縁組をした方だと、一番高い年齢のこどもで10歳。応援ミーティングは基本は1歳半までなので、その後はサロンの声かけをするが、こどもが大きくなるにつれて参加が難しくなってくるので、サロン参加者はこどもが2、3歳くらいまでが多い。
- ・ 育児休業については、当院の養親で取得した人もいる。仕事をしていない人が多いが、仕事をしている人でも研修を受講する段階から職場に話しているという声も聞く。不妊治療の段階で委託の可能性を伝えているのかもしれない。急なお休みになる場合は有給を使用されているケースもある。

(3) 今後の支援制度のあり方について

- ・ 小児科を受診する際、養親が妊娠経過について知らない・生みの親の病歴や検査等のデータが何もないという状態で、毎回特別養子縁組について説明しなければならないという課題がある。そこで、エレパニが作成している医療関係支援ツールを民間あっせん機関や児童相談所に配布することで、養親の傷つきや困りごとを減らせると考える。ツールには、小児科で提示できるパンフレットが含まれており、名前の呼び方への配慮や、何か問い合わせたいことがある場合には民間あっせん機関に直接連絡してほしいこと等が書いてある。
- ・ 社会から民間あっせん機関に対してネガティブな印象を持たれていることも多く、医療機関が生みの親と関わる中で特別養子縁組が望ましいと思うケースがあっても、民間あっせん機関に問い合わせをしづらい面もある。民間あっせん機関の社会的地位を上げるような情報発信が必要。
- ・ 養親は不妊治療で時間やお金がかかっており、さらに養子縁組の手数料となると金銭的負担が大きい。山口県が実施している手数料負担軽減事業は良い事業だと思う。実施している自治体が少ないため、養親の負担が少しでも軽減できるようもっと広まってほしい。山口県の養親であれば利用できるが、近隣では広島県や四国等の場合は利用できないので悔しい思いをしている。
- ・ 当院に養親希望の待機者がいない場合、児童相談所等に相談することになるが、地域の児童相談所ごとに温度差を感じた。例えば、里親委託を推進している自治体では養子縁組より里親委託を優先するという考えになり、いきなり養子縁組せずに一旦施設で様子を見るという判断になるように、考え方が自治体によって異なっている。こちらから希望する地域の児童相談所に相談できるわけではないので、自治体が違えばもっとスムーズに支援できたかもしれないと思うケースもある。

- ・ 国が里親委託率を上げる取り組みをしているが、民間あっせん機関としては悩ましい。こどもにとっては養子縁組の方が良いのではないかと思う部分もあるが、国の方針や児童相談所の考えで里親委託の判断となる場合に悩ましく感じてしまう。
- ・ 当院に養親希望者から多くの問い合わせがあるが、年齢制限で断るケースが多い。年齢が高くなるほど子育てする上での体力が必要だと考えると、将来を考えてやはり45歳前後だとは感じているが、年齢制限で断ることが心苦しい。そうすると、不妊治療の早い段階で養子縁組のことを視野に入れてもらうしかない。制度を早い段階で啓発する必要もあるが、不妊治療の辞めどきも難しいのだろうとも思う。養子縁組が選択肢の1つとしてもっと広まれば、不妊治療と養子縁組の検討を同時進行できて、選択肢が広がるのではないか。不妊治療が何年も続いて終わりがけに養子縁組という選択肢が出てくることが多いので、検討する時間がない。より身近な制度になってほしい。あっせんを行っていない医療機関でも、ポスター掲示だけでも実施してもらえるといい。

第4章 特別養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査

要旨

<養子の主な調査結果>

【ご回答者の属性】

- ・ アンケートの回答者は、女性が64.5%、男性が25.8%だった。現在の年齢は16歳から42歳まで幅広く、平均年齢は24.7歳だった。また、現在の家庭で生活を始めた時の平均年齢は1.1歳（最小値0歳、最大値5歳）で、養子縁組成立時の平均年齢は2.5歳（最小値0歳、最大値17歳）だった。
- ・ 養子縁組を仲介した機関は児童相談所の割合が41.9%、民間あっせん機関が35.5%だった。

【養子縁組に関する支援の経験や支援制度】

- ・ 養子縁組成立後、養子縁組の仲介をした機関に限らず、1回以上受けた支援の中で、最も満足度が高かったのは「他の里親や養子縁組家庭・養子同士の交流に関する支援」で、45.2%が「良かった」と回答している。一方で、最も支援を受けていない割合が高かったのは「生みの親やその親族との交流に関する支援」で、61.3%が支援を受けていない。また、養子縁組家庭で生活する上で課題に感じた点としては、「出自やルーツ探しについて」が48.4%と最も高く、次いで「生い立ちに関する授業等の学校生活について」が38.7%となっている。
- ・ 養子縁組の成立後に受けられる現状の支援制度に対する全体的な満足度は、「満足している（38.7%）」「どちらかといえば満足している（32.3%）」の合計が71%にのぼった。

【出自やルーツ探しに関すること】

- ・ 養子の48.4%が「真実告知（テリング）を受けた」、32.3%が「最初から知っていた」と回答している。また、養親から真実告知（テリング）を最初に受けた時のおおよその年齢は平均8.7歳だった。
- ・ 養親とのマッチングの理由については、「聞いたことはない」の割合が最も高く38.7%、次いで「養親から聞いた」が35.5%だった。
- ・ 養子縁組に関する記録へのアクセス方法を知っているかについては、54.8%が「知らない」、38.7%が「知っている」と回答している。アクセス方法を知っている方のうち「自分で調べた」と回答した方が58.3%だった。
- ・ 養子縁組に関する記録を得ようと思った経験が「ある」の割合は41.9%で、「ない」の割合は51.6%だった。養子縁組に関する記録を得ようとして実際に試みた経験がある方は32.3%で、そのうち希望する記録を得ることができたのは10.0%、一部得ることができたのは70.0%、全く得ることができなかったのは20.0%だった。また、記録を得ようとして実際に試みた年齢の平均は20.6歳だった。
- ・ 自分の出自に関する情報については、「すべて知りたい」と回答した割合が64.5%と最も高く、次いで「自分の出自に関する情報を知りたいと思わない」が12.9%となっている。
- ・ 今後、未成年であっても養子本人の権利として養子縁組の記録にアクセスできるようになる場合、何歳くらいからがいいかについては、「18歳以上（高校卒業以上）」の割合が32.3%と最も高いものの、6歳未満から20歳以上まで回答にばらつきが見られる。
- ・ 養子縁組の記録にアクセスできることをどのように伝えるべきかについては、「養親から説明する」の割合が48.4%と最も高く、次いで「養子縁組の仲介をした機関から、全

員に書面等で伝える(25.8%)」となっているが、自由記述では「養親・機関の両方から伝える義務がある」との意見もあった。

【養子縁組制度全体】

- ・ 養子の声が社会に届いていないこと、出自を知る権利に基づいた病歴等を含む出自情報・記録へのアクセスや養子が知りたい情報の整理、制度自体の周知等に対する意見があった。

<養親の主な調査結果>

【ご回答者の属性】

- ・ アンケートの回答者は、女性が74.6%、男性が24.5%だった。現在の年齢は32歳から70歳までと幅広く、平均年齢は48.5歳だった。また、現在のお子様の平均年齢は7.6歳（最小値0歳、最大値35歳）で、養育開始時のお子様の平均年齢は0.5歳（最小値0歳、最大値9歳）、養子縁組成立時のお子様の平均年齢は1.3歳（最小値0歳、最大値14歳）だった。
- ・ 養子縁組を仲介した機関は民間あっせん機関の割合が62.1%、児童相談所が37.6%だった。

【養子縁組に関する支援の経験や支援制度】

- ・ 養子縁組を検討した当初の主なきっかけは、「こどもが欲しかった」が82.1%で最も高く、次いで「不妊治療を経験した」が72.0%だった。
- ・ 養子縁組の検討を始めてから課題に感じた点は、「真実告知（テリング）について（51.6%）」「養子縁組に関する周囲への説明について（39.4%）」「養子縁組の手続きについて（36.6%）」の順に割合が高かった。養子縁組の成立前に受講する研修で扱って欲しい内容は、「真実告知（テリング）について（64.7%）」「出自やルーツ探しについて（47.5%）」「養子縁組の手続きについて（43.4%）」の順に割合が高かった。自由記述では、こどもの養育や障害・疾病に関すること、養子縁組に関する支援や制度についてもニーズが挙げられた。また、養子縁組の成立後、養育をする上で課題に感じた点についても、最も割合が高かったのは「真実告知（テリング）について（46.2%）」だった。
- ・ 養育開始の直前（委託前）の夫婦の就労状況については、共働きの割合が62.1%、片方が就労していた割合が37.9%だった。養育開始時の育児休業の利用状況については、「利用する意向はなかった」の割合が39.1%で最も高く、次いで「利用したい意向があり利用した（25.8%）」となっている。利用したい意向があったが利用できなかった理由については、「養子縁組の仲介をした機関が育児への専念を重視していたため（25.8%）」「こどもの年齢以外で制度の利用要件を満たしていなかったため（16.7%）」「こどもの年齢や制度の利用要件は満たしていたが、他の理由で利用が困難だったため（15.2%）」「こどもが1歳以上で対象にならなかったため（13.6%）」の内訳だった。自由記述では、職場の理解や環境面、勤務形態や働き方等、様々な課題が見られた。
- ・ 養子縁組の成立時、養子縁組の仲介機関から、成立後に受けられる支援について案内を受けた内容としては、「養子縁組の仲介をした機関への相談方法」の割合が71.0%で最も高く、次いで「他の養子縁組家庭との交流の方法（67.9%）」だった。なお、案内された他の養子縁組家庭との具体的な交流方法は、「養子縁組の仲介をした機関を介して」の割合が66.1%で最も高く、次いで「里親会に加入して（24.2%）」だった。
- ・ 養子縁組成立後、養子縁組の仲介をした機関に限らず、1回以上受けた支援の中で、最も満足度が高かったのは養子と同様に「他の里親や養子縁組家庭・養子同士の交流に関する支援」で、69.7%が「良かった」と回答している。一方、養子と同様に「生みの親やその親族との交流に関する支援」は支援を受けていない割合が55.5%で最も高かった。

- ・ 養親に対する国や自治体の制度として、特に拡充が必要だと思う制度は、「養子縁組を前提にこどもが委託された時点で利用できる育児休業制度（58.5%）」「こどもの受け入れ前に必要な活動のための休暇制度（48.6%）」「民間あっせん機関で養子縁組の仲介を受ける場合の手数料負担軽減（47.9%）」が上位3件を占めた。その他にも手続きの支援や支援対象の拡大等に関する意見があった。
- ・ 養子縁組の成立後に受けられる現状の支援制度に対する全体的な満足度は、「満足している（15.1%）」「どちらかといえば満足している（49.9%）」の合計が65%にのぼった。

【出自やルーツ探しに関すること】

- ・ 真実告知（テリング）については、73.8%が「真実告知（テリング）を実施した」、12.5%が「最初から知っていた」と回答している。また、真実告知（テリング）を最初に実施した時の養子のおおよその年齢は平均2.1歳だった。
- ・ 養子とのマッチングの理由については、「聞いたことはない」の割合が最も高く58.5%、次いで「養子縁組の仲介をした機関から聞いた」が30.1%だった。
- ・ 養子縁組成立時に、仲介機関から養子の出自に関する情報提供があったかについては86.9%が「あった」と回答しているが、その内容は、家族関係等最低限の情報しかなかったという声から、生みの親に直接会って聞くことができた方まで、様々であった。
- ・ 養子縁組成立時に、仲介機関から養子縁組に関する記録へのアクセス方法について情報提供があったかについては、49.9%が「なかった」、49.0%が「あった」と回答している。情報提供がなかったと回答した方のうち、「アクセス方法を知らない」と回答した割合が53.2%だった。
- ・ 今後、未成年であっても養子本人の権利として養子縁組の記録にアクセスできるようになる場合、何歳くらいからがいいかについては、「18歳以上（高校卒業以上）」の割合が33.8%と最も高く、次いで「15歳以上（高校生以上）」が19.8%だった。
- ・ 養子に、養子縁組の記録にアクセスできることをどのようにして伝えるべきかについては、「養親から説明する」の割合が68.4%と最も高く、次いで「養子縁組の仲介をした機関から、全員に書面等で伝える」が19.3%だった。

【養子縁組制度全体】

- ・ 転居後等も含めた縁組成立後の継続的な支援や真実告知の伴走支援、各自治体における対応の統一、当事者同士の交流、経済的な支援、ルーツ探しや出自を知る権利の保障に関する支援等の充実のほか、民間あっせん機関や児童相談所の人員体制の強化を望む声等が寄せられた。

1. アンケート調査概要

1. 目的

養子縁組の各段階(研修、縁組成立前養育、縁組成立後)における望ましい支援のあり方について、当事者である養子・養親の意見を踏まえて検討を行うため、当事者が支援を受けた経験やニーズをアンケート調査で収集する。

2. 調査対象

下記に当てはまる方で、令和6年11月1日現在、日本に住んでいる方

- ・ 特別養子縁組が成立した、15歳以上の養子
- ・ 2004(平成16)年11月1日～2024(令和6)年10月31日の間に特別養子縁組が成立した養親

※養子・養親のどちらか一人だけでも回答可能とした。

※養親は養父・養母それぞれが1回ずつ回答可能とし、どちらか一人だけでも回答可能とした。

3. 調査方法

「自治体・民間あっせん機関アンケート調査」で実施協力が得られた自治体・民間あっせん機関や当事者団体等を通じて、対象家庭にWEBアンケートへの回答を依頼した。調査実施期間は令和6年11月6日～令和7年1月23日。

4. 主な調査内容

- ①回答される方(養子・養親)の属性について
- ②養子縁組に関する支援の経験や支援制度について
- ③出自やルーツ探しに関することについて
- ④養子縁組の制度全体について

※回答負担を考慮し、全体の設問数を25問程度(回答時間15分程度以内)に設定。

※特段の断りのない場合は、令和6年11月1日現在の状況について回答。

※調査結果中の自由記述については、主な内容を任意に抽出し、一部編集した上で取りまとめた。また、集計の結果、割合が0%となった選択肢については、グラフ上に表示していない場合がある。

※本調査中の「養子縁組に関する記録」とは、出自に関する情報を含む。

※本調査中の「民間あっせん機関」とは、民間団体(あっせん法成立前に養子縁組を行っていた団体や医療機関等)を含む。

5. 回収結果

養子 31 件、養親 535 件の有効回答があった。

図表 4-1 回収結果

	回収数	有効回答数	有効回答率
養子	36	31	86.1%
養親	535	535	100.0%

II. アンケート調査結果

1. 養子アンケート調査結果

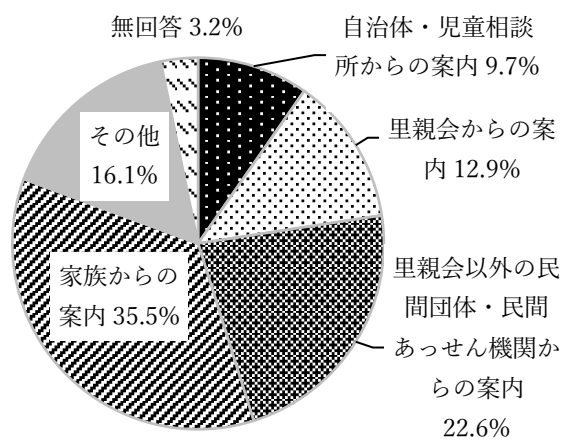
(1) アンケートについて

① アンケートを知ったきっかけ

「家族からの案内」の割合が 35.5%で最も高く、次いで「里親会以外の民間団体・民間あっせん機関からの案内（22.6%）」となっている。

(n=31)

図表 4-2 アンケートを知ったきっかけ



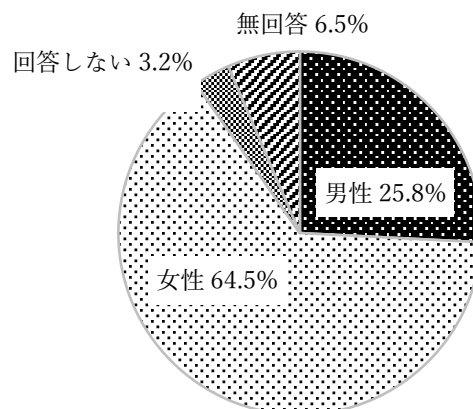
(2) ご自身について

① 性別

「女性」が 64.5%、「男性」が 25.8%となっている。

(n=31)

図表 4-3 性別



② 現在の年齢

(n=31)

図表 4-4 現在の年齢

単位：歳、無回答 3 件

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
692	24.7	24.5	16	42

(n=31)

図表 4-5 現在の年齢（年代別）

		人数
合計値		31 (100%)
内訳	10代	5 (16.1%)
	20代	19 (61.3%)
	30代	3 (9.7%)
	40代	1 (3.2%)
	無回答	3 (9.7%)

③ 現在の家庭で生活を始めた時の年齢

(n=31)

図表 4-6 現在の家庭で生活を始めた時の年齢

単位：歳、無回答 4 件

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
30	1.1	0	0	5

④ 養子縁組成立時の年齢

(n=31)

図表 4-7 養子縁組成立時の年齢

単位：歳、無回答 6 件

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
63	2.5	1	0	17

(n=31)

図表 4-8 養子縁組成立時の年齢（年齢別）

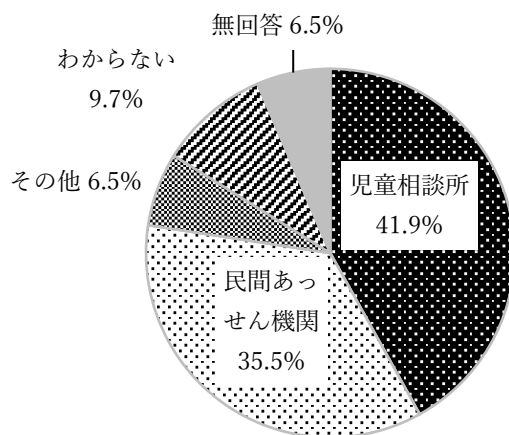
		人数
合計値		31(100%)
内訳	0歳	10(32.3%)
	1歳	4(12.9%)
	2歳	3(9.7%)
	3歳	3(9.7%)
	4歳	0(0.0%)
	5歳	3(9.7%)
	6歳	2(6.5%)
	7歳	0(0.0%)
	8歳	0(0.0%)
	9歳	0(0.0%)
	10歳	0(0.0%)
	11歳	0(0.0%)
	12歳	0(0.0%)
	13歳	0(0.0%)
	14歳	0(0.0%)
	15歳	0(0.0%)
	16歳	0(0.0%)
	17歳	1(3.2%)
		無回答

⑤ 養子縁組の仲介をした機関

「児童相談所」の割合が41.9%で最も高く、次いで「民間あっせん機関（35.5%）」となっている。

(n=31)

図表 4-9 養子縁組の仲介をした機関



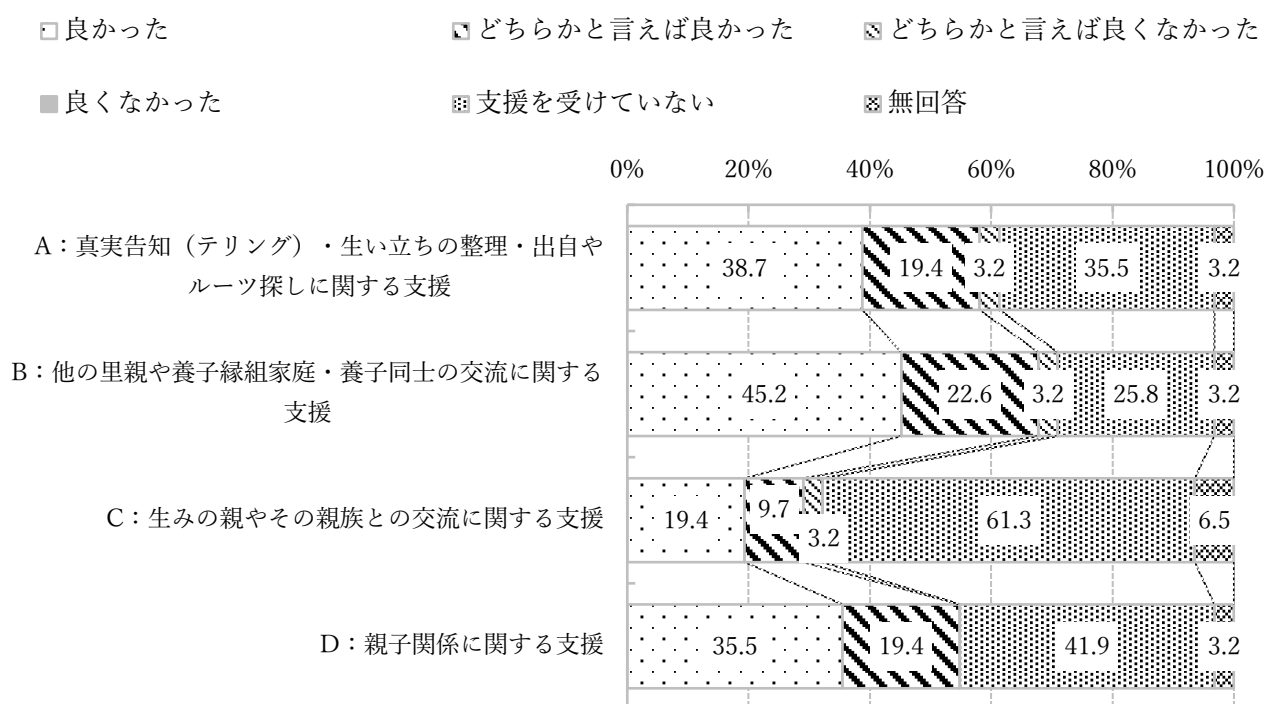
(3) 養子縁組に関する支援の経験や支援制度について

① 養子縁組成立後、養子縁組の仲介をした機関に限らず、1回以上受けた支援の種類とその満足度

受けた支援の中で「良かった」の割合が最も高かったのは「B：他の里親や養子縁組家庭・養子同士の交流に関する支援」で45.2%、次いで「A：真実告知（テリング）・生き立ちの整理・出自やルーツ探しに関する支援（38.7%）」となっている。また、支援を受けていない割合が最も高かったのは、「C：生みの親やその親族との交流に関する支援」で61.3%、次いで「親子関係に関する支援（41.9%）」となっている。

(n=31)

図表 4-10 養子縁組成立後、養子縁組の仲介をした機関に限らず、1回以上受けた支援の種類とその満足度

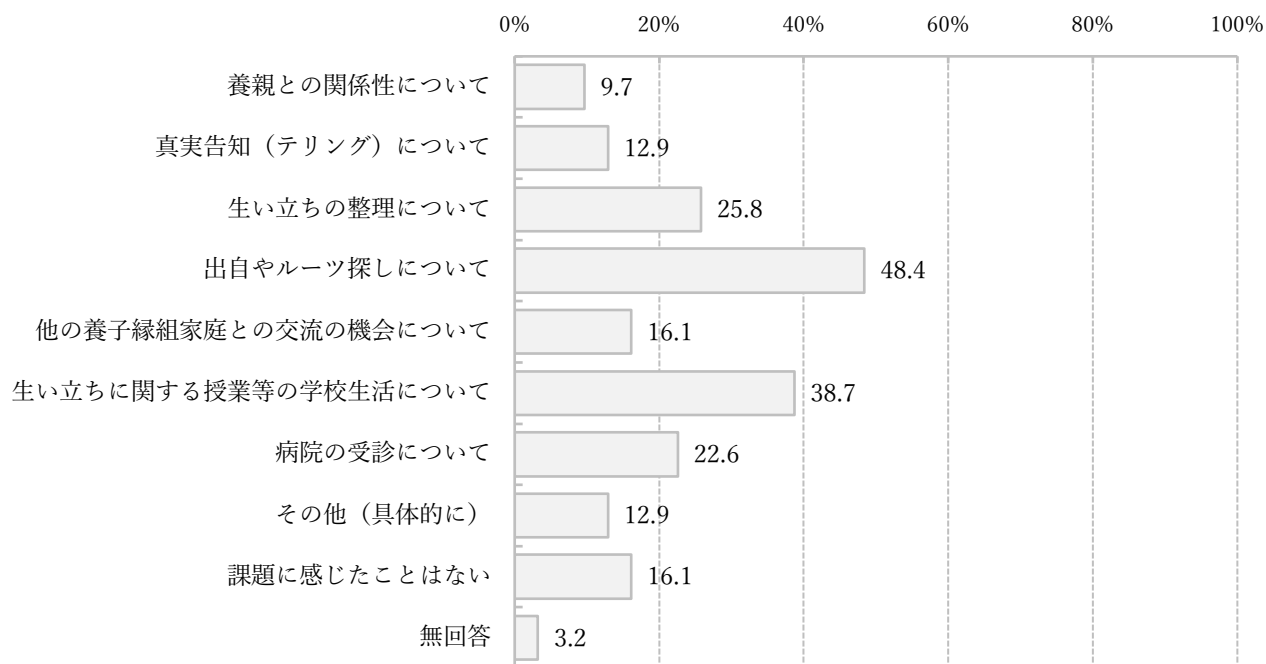


② 養子縁組家庭で生活する上で課題に感じた点

「出自やルーツ探しについて」の割合が48.4%で最も高く、次いで「生き立ちに関する授業等の学校生活について（38.7%）」となっている。

(n=31)

図表 4-1 1 養子縁組家庭で生活する上で課題に感じた点（複数回答）



その他の回答

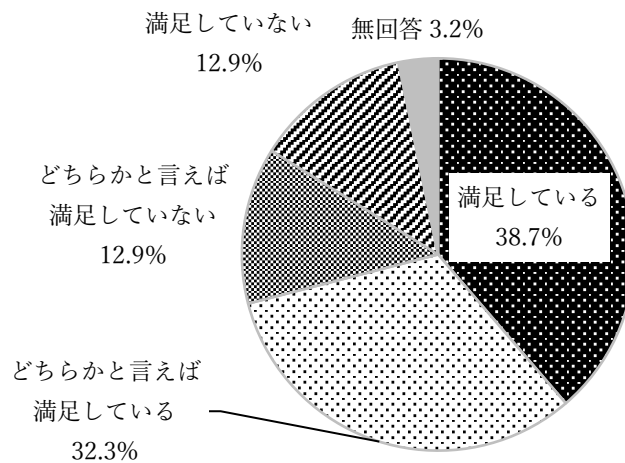
- ・ 血縁者のアレルギー有無
- ・ パスポート等の取り方
- ・ テスト等で点数が悪いと養子だから仕方ないとなった事
- ・ 自分が結婚するときなどで相手に打ち明けるとき

③ 養子縁組の成立後に受けられる現状の支援制度に対する全体的な満足度

「満足している」の割合が38.7%で最も高く、次いで「どちらかと言えば満足している(32.3%)」となっている。

(n=31)

図表 4-1 2 養子縁組の成立後に受けられる現状の支援制度に対する全体的な満足度

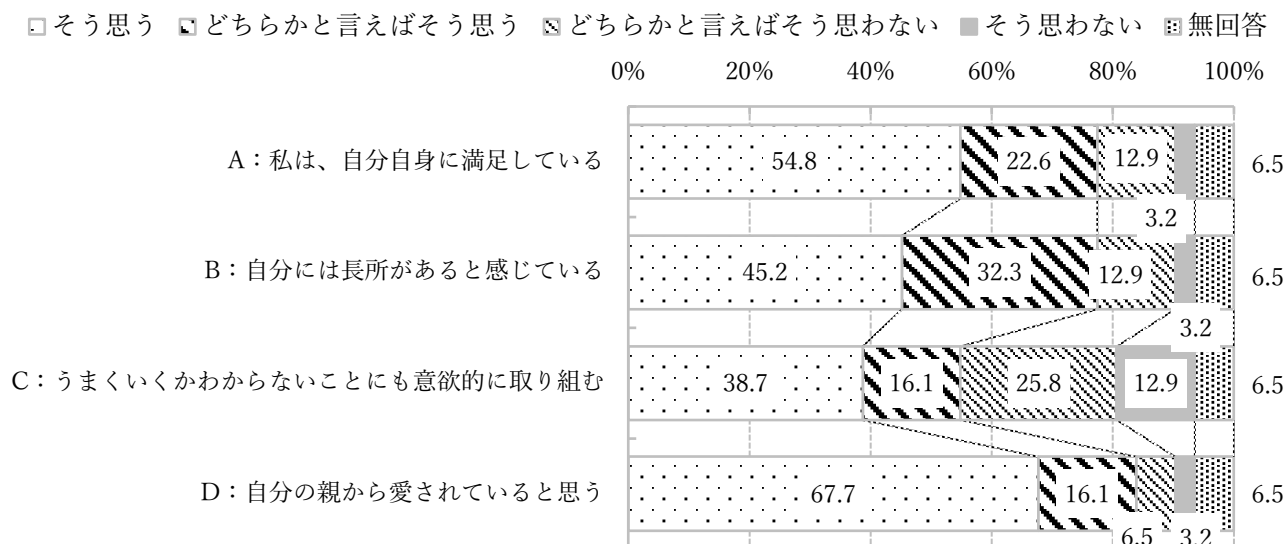


④ 現在の生活についてあてはまること

「そう思う」の割合が最も高かったのは「D：自分の親から愛されていると思う」で 67.7%、次いで「A：私は、自分自身に満足している（54.8%）」となっている。

(n=31)

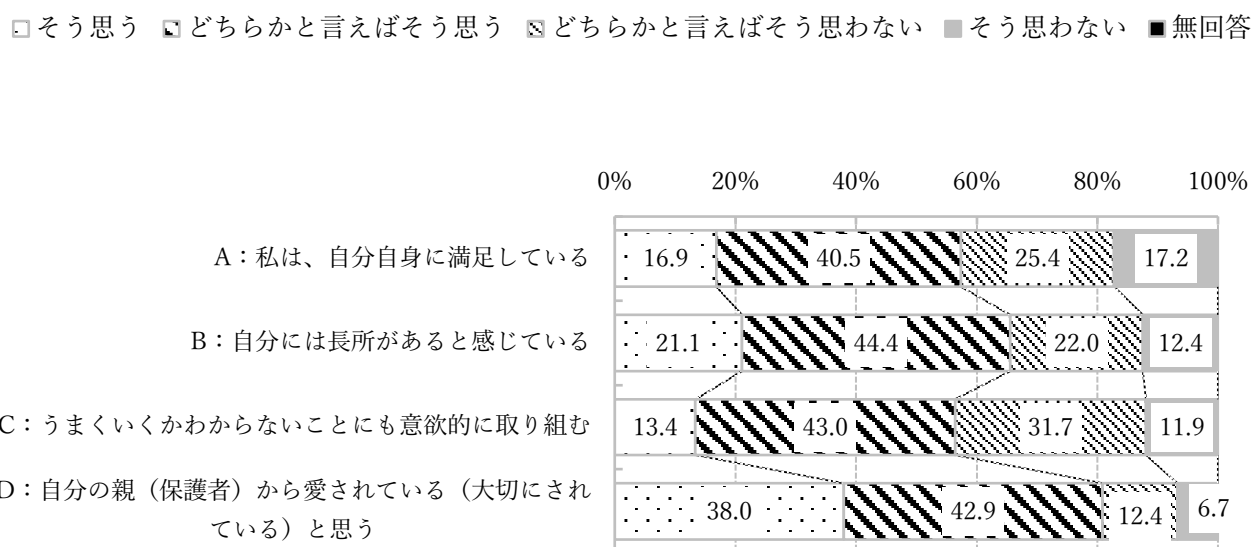
図表 4-13 現在の生活についてあてはまること



⑤ 現在の生活についてあてはまること（過去調査）

(n=1089)

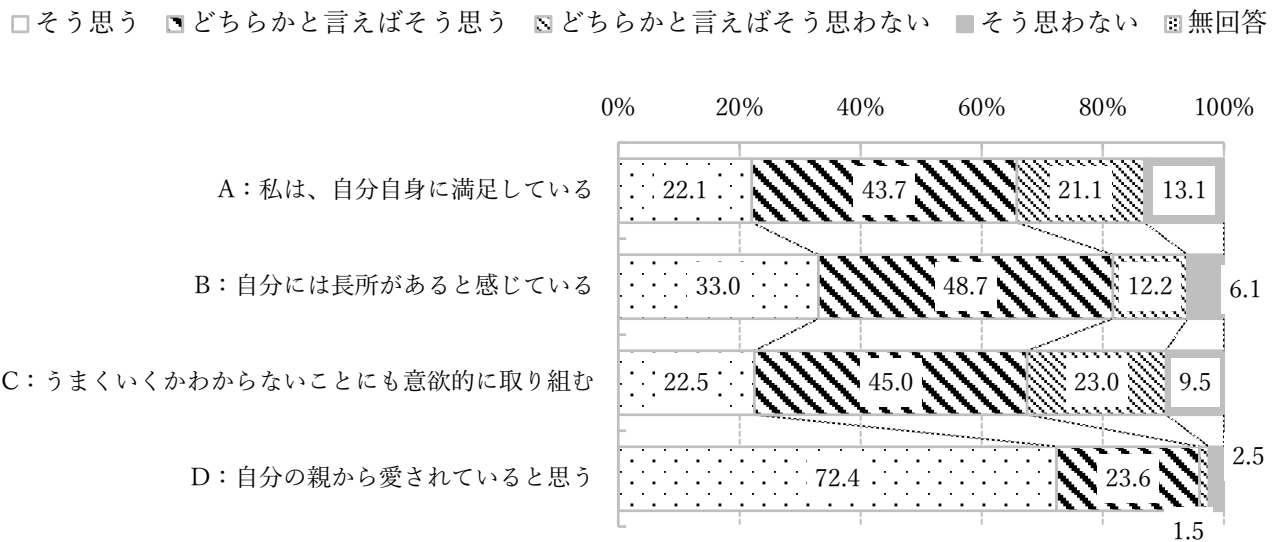
図表 4-14 我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査（こども家庭庁 長官官房参事官（総合政策担当），令和5年度）における回答（参考）



※調査対象は、満13歳から満29歳までの男女となっており、本調査とは異なることに留意が必要である。

(A:n=199、B:n=197、C:n=200、D:n=199)

図表 4-15 子が15歳以上の養子縁組家庭の生活実態調査 報告書（日本財団, 2017年4月）
における回答（参考）



※調査対象は、特別養子縁組または未成年普通養子縁組で迎えた子どもが2016年8月1日時点で満15歳以上の家庭の子（養子）となっており、本調査とは異なること、また、本調査と回答者が重複している可能性があることに留意が必要である。

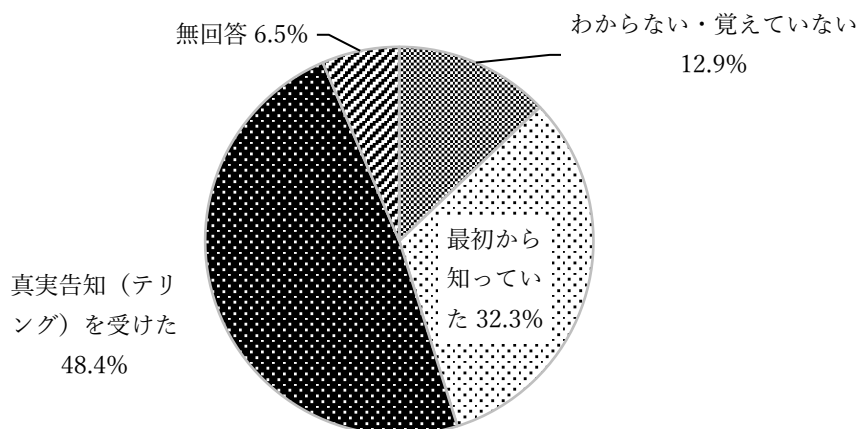
(4) 出自やルーツ探しに関することについて

① 養親から真実告知（テリング）を受けた経験

「真実告知(テリング)を受けた」の割合が 48.4%で最も高く、次いで「最初から知っていた(32.3%)」となっている。

(n=31)

図表 4-16 養親から真実告知（テリング）を受けた経験



② 養親から真実告知（テリング）を受けた場合、最初に受けた時のおおよその年齢

(n=15)

図表 4-17 養親から真実告知（テリング）を受けた場合、最初に受けた時のおおよその年齢

単位：歳

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
130	8.7	5	0	25

(n=15)

図表 4-18 養親から真実告知（テリング）を受けた場合、最初に受けた時のおおよその年齢

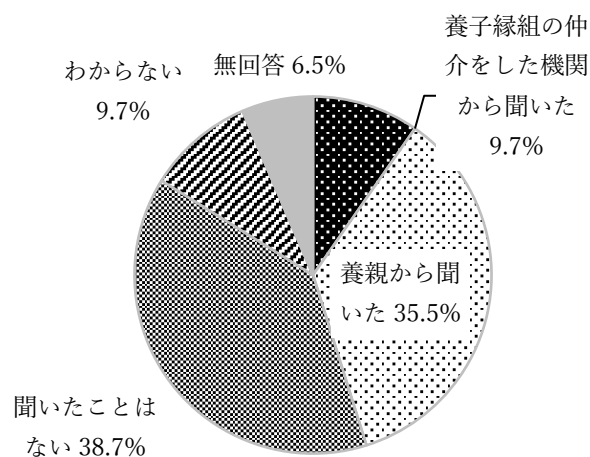
		人数
合計値		15(100%)
内訳	0歳	1(6.7%)
	1歳	0(0.0%)
	2歳	0(0.0%)
	3歳	2(13.3%)
	4歳	3(20.0%)
	5歳	4(26.7%)
	6歳	0(0.0%)
	7歳	0(0.0%)
	8歳	0(0.0%)
	9歳	0(0.0%)
	10歳	1(6.7%)
	11歳	0(0.0%)
	12歳	1(6.7%)
	13歳	0(0.0%)
	14歳	0(0.0%)
	15歳	0(0.0%)
	16歳	0(0.0%)
	17歳	0(0.0%)
	18歳以上	3(20.0%)
	無回答	0(0.0%)

③ 養親とのマッチング理由を聞いた経験

「聞いたことはない」の割合が 38.7%で最も高く、次いで「養親から聞いた (35.5%)」となっている。

(n=31)

図表 4-19 養親とのマッチング理由を聞いた経験

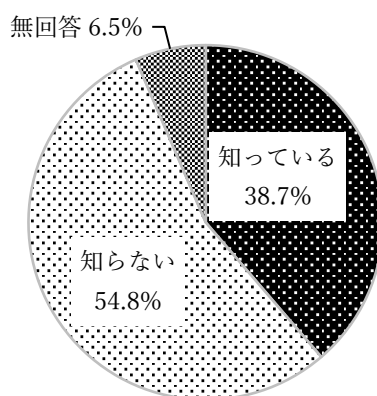


④ 養子縁組に関する記録へのアクセス方法を知っているか

「知らない」が 54.8%、「知っている」が 38.7%となっている。

(n=31)

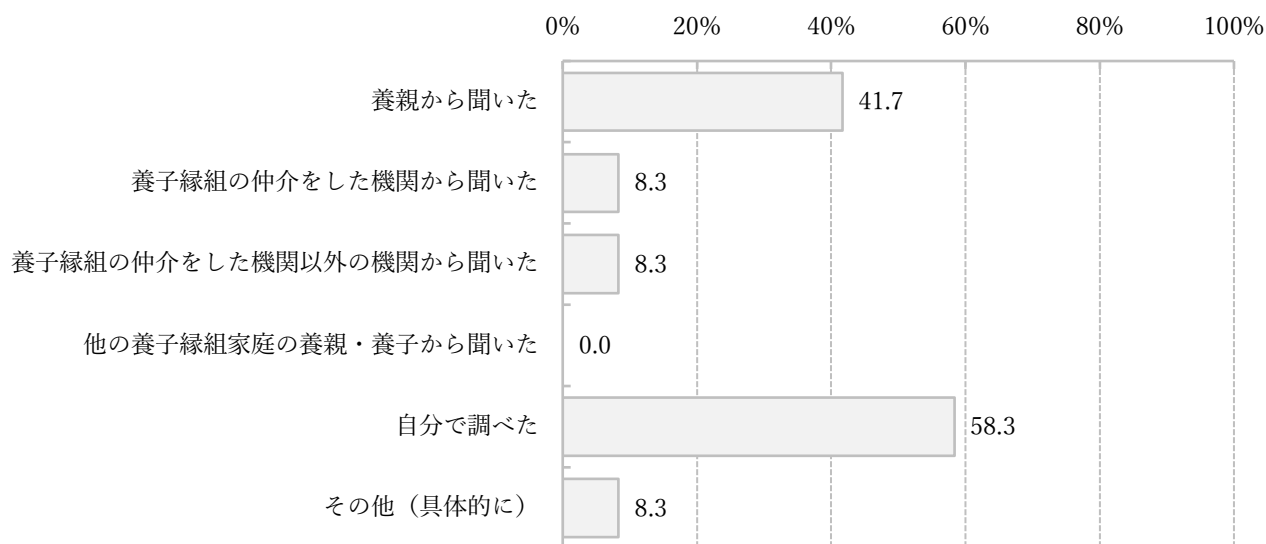
図表 4-20 養子縁組に関する記録へのアクセス方法を知っているか



⑤ 養子縁組に関する記録へのアクセス方法を知っている場合、どのように知ったか
 「自分で調べた」の割合が 58.3%で最も高く、次いで「養親から聞いた (41.7%)」となっている。

(n=12)

図表 4-2 1 養子縁組に関する記録へのアクセス方法を知っている場合、どのように知ったか
 (複数回答)



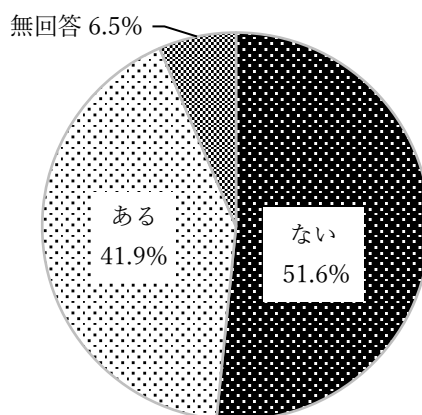
その他の回答

- ・ 大学、大学院で

⑥ 養子縁組に関する記録を得ようと思った経験
 「ない」が 51.6%、「ある」が 41.9%となっている。

(n=31)

図表 4-2 2 養子縁組に関する記録を得ようと思った経験



⑦ 養子縁組に関する記録を得ようと思った経験がある場合、初めて得ようと思った年齢
(n=13)

図表 4-2 3 養子縁組に関する記録を得ようと思った経験がある場合、初めて得ようと思った年齢

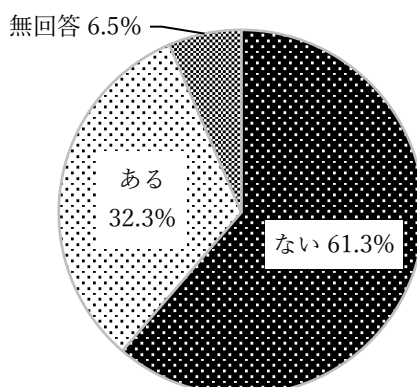
単位：歳

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
232	17.9	19	13	25

⑧ 養子縁組に関する記録を得ようとして実際に試みた経験
「ない」が61.3%、「ある」が32.3%となっている。

(n=31)

図表 4-2 4 養子縁組に関する記録を得ようとして実際に試みた経験



⑨ 養子縁組に関する記録を得ようとして実際に試みたことがある場合、初めて試みた年齢
(n=10)

図表 4-2 5 養子縁組に関する記録を得ようとして実際に試みたことがある場合、初めて試みた年齢

単位：歳

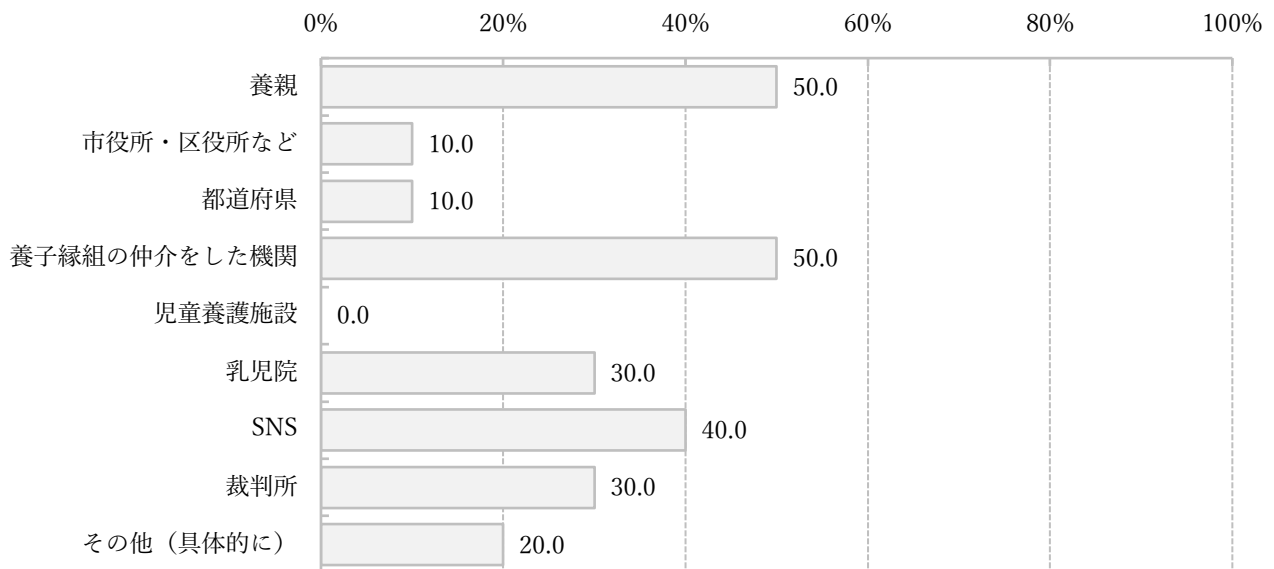
合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
206	20.6	18	15	30

⑩ 養子縁組に関する記録を得ようと実際に試みたことがある場合、養子縁組に関する記録を得るためにアクセスした先

「養親」及び「養子縁組を仲介した機関」の割合が 50.0%で最も高く、次いで「SNS (40.0%)」となっている。

(n=10)

図表 4-26 養子縁組に関する記録を得ようと実際に試みたことがある場合、養子縁組に関する記録を得るためにアクセスした先（複数回答）



その他の回答

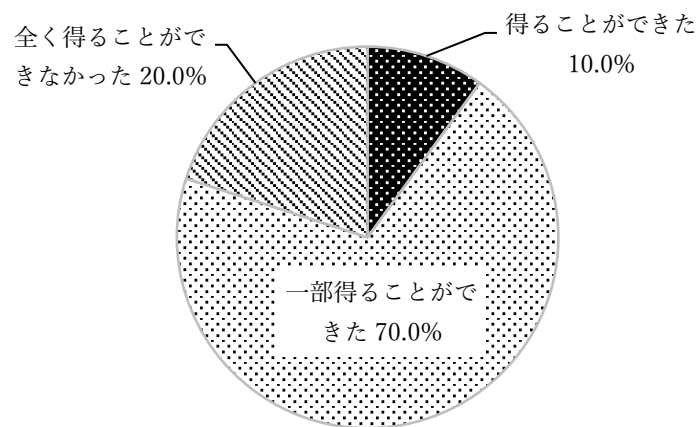
- ・ ISSJ
- ・ 引退された方で自分のことを知っている人を里親会での集まりなどで探した。また、図書館で新聞記事を自分で見つけた。

⑪ 養子縁組に関する記録を得ようと実際に試みたことがある場合、希望する記録を得ることができたか

「一部得ることができた」の割合が70.0%で最も高く、次いで「全く得ることができなかった(20.0%)」となっている。

(n=10)

図表 4-27 養子縁組に関する記録を得ようと実際に試みたことがある場合、希望する記録を得ることができたか

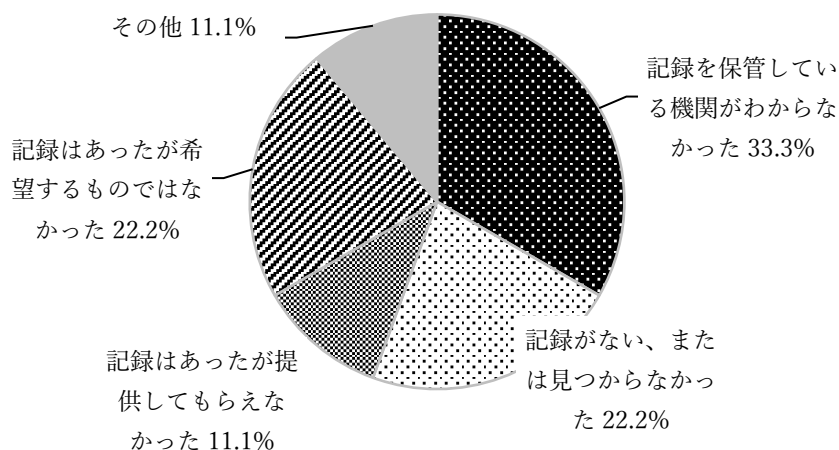


⑫ 養子縁組に関する記録を得ようと実際に試みたことがある場合、希望する記録を一部得ることができた、または全く得ることができなかった理由

「記録を保管している機関がわからなかった」の割合が 33.3%で最も高く、次いで「記録がない、または見つからなかった」「記録はあったが希望するものではなかった」がいずれも 22.2%となっている。

(n=9)

図表 4-28 養子縁組に関する記録を得ようと実際に試みたことがある場合、希望する記録を一部得ることができた、または全く得ることができなかった理由



その他の回答

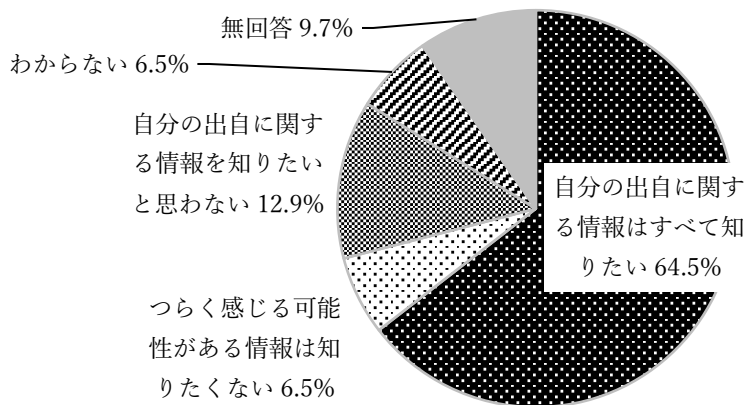
- ・ 記録はあったが、血縁上の祖父が提供を拒否。また、裁判所などにおいては記録の保管期間が過ぎ破棄されていた。

⑬ 自分の出自に関する情報について知りたい範囲

「自分の出自に関する情報はすべて知りたい」の割合が 64.5%で最も高く、次いで「自分の出自に関する情報を知りたいと思わない (12.9%)」となっている。

(n=31)

表 4-29 自分の出自に関する情報について知りたい範囲

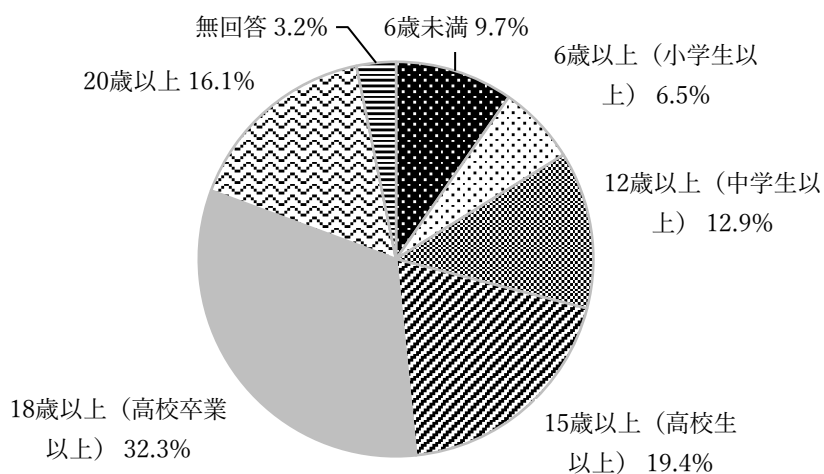


⑭ 今後、未成年であっても希望すれば養子本人の権利として養子縁組の記録にアクセスできるようになる場合、何歳くらいからがいいか

「18歳以上 (高校卒業以上)」の割合が 32.3%で最も高く、次いで「15歳以上 (高校生以上) (19.4%)」となっている。

(n=31)

図表 4-30 今後、未成年であっても希望すれば養子本人の権利として養子縁組の記録にアクセスできるようになる場合、何歳くらいからがいいか

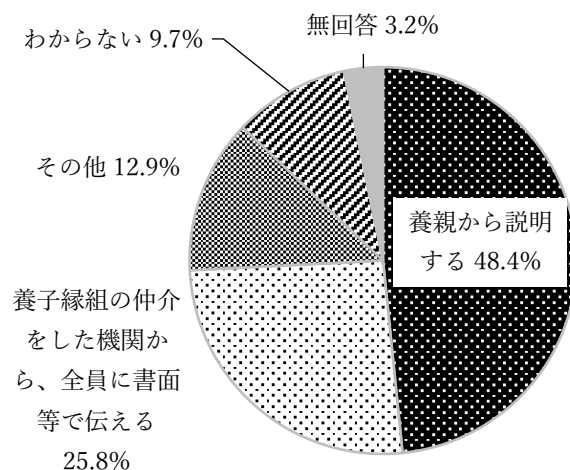


⑮ 養子に、養子縁組の記録にアクセスできることをどのようにして伝えるべきか

「養親から説明する」の割合が 48.4%で最も高く、次いで「養子縁組の仲介をした機関から、全員に書面等で伝える(25.8%)」となっている。

(n=31)

図表 4-3 1 養子に、養子縁組の記録にアクセスできることをどのようにして伝えるべきか



その他の回答

- ・ 養親からはもちろん、隠されることを防ぐためにも、仲介機関などから直接面会の上で伝えることが望ましいと考える。
- ・ 養親との関係性があるのであれば親から、もし無いのであれば、仲介機関がやるべきだと思う。
- ・ 養親からも機関からも、どちらにも伝える義務があると思う。
- ・ 裁判所

(5) 養子縁組の制度全体について

① 養子縁組の支援や現在の制度について感じている課題や要望

- ・ 現在、養子縁組を支援している人は、長年養子縁組に携わってきた人や養親が多く、実際に一番の当事者である養子の声が全く入っていないと感じる。実際、養子の気持ちを全く理解していない支援者が理解した気になって講演している様子をよく見かける。また、大人の方が主張しやすいため、養親のための特別養子縁組になっていると感じることが多々ある。今後、養子の声をどう社会に出していくか、支援者に届けるかが課題だと思う。
- ・ とってもいい制度なのでもっとフランクにみんなに知ってもらえる機会を増やして欲しい。
- ・ 生みの親の家系の病歴などを可能な限り知りたい。
- ・ 同性愛者の方にももっと知ってもらいたいと思う。同性婚した方でも、子供が欲しいと思う人はいると思うし、私もそー思う。また、養子縁組はしてもいいんだよ。もっと発信して欲しい！また、これからする方やしてる方同士の交流ももっと増やすといいと思う。

- ・ 真実告知について。知る権利はあるが、子どもそれぞれに知る必要も無い情報もあると思う。その問題を整理する必要がある。
- ・ 記録などは残しておいてほしい。いつ記録を確認したくなる日がくるかわからないから
- ・ 養子は一般の家庭とは異なり遺伝情報などが一切ないです。遺伝子検査をすることで自分の情報を知りたい
- ・ 出自に関する情報を知りたい時に頼れる機関がお世話になった民間のあっせん団体しかないこと。私自身親が亡くなって6年後に事実を知らされた。亡くなるくらいは早く知りたかった。大人になった養子が出自をアクセスしやすい、韓国にあるセンターができればいいと思う。
- ・ 遺伝性の病気のリスクなどについて、養子本人が希望すればある程度知ることができる状態であって欲しい。
- ・ 縁組の、仲介機関からの説明が不足。
- ・ 産んでくれたお母さんに会いたい
- ・ 養子縁組になると行政からの支援もなくなるため、当事者は孤立になりやすいと思います。それが田舎であればあるほど養子縁組児童ということがスティグマになることも考えられます。また、現在記録の開示で、すべてを開示できないと乳児院から言われている現状で、30年以上前の乳児院の悲惨さ（記録のずさんさ）が書かれているため、見せれない等も言われており、大人になってからの生い立ち整理がこんなにも難しいのか、と痛感しています。自分自身が児童相談所に勤務していることもあり、そのようなことがあってはならないとも思っていますし、ライフストーリーワークについても乳児院（特に医療系）からは軽んじられているように感じています。

② その他、意見やコメント

- ・ 私は小さい頃から養子であることを伝えられていたし、絵本などでどういう制度か説明も受けていたので、現在の両親とは別の産みの母親がいることにも違和感を感じず、過ごしてきました。産みの母親が別であろうが、一緒に暮らして育ててくれた両親が、血縁関係が無かろうが、自分にとっての父親と母親に変わりないと思っていたので、成長してから養子であることを伝えるより幼い頃から養子である旨を説明する方がよいのではないかと個人的には思っています。兄も私とは別のところからの養子で家族4人全員血が繋がってませんが、養子であることで揉めたことが一回もありません。今の家族に出会わせてくれた「環の会」にはいつも感謝しています。
- ・ 特別養子縁組、里親家庭。それぞれの幸せがあると思います。1番は子供の未来、が大切という大前提は踏まえて頂きたい。また、養親へのサポートも必要だと考えます。
- ・ 出自を知る権利は、その後の人格形成においても当事者たちが乗り越える必要な壁でもあると思います。そしてそれを一緒に乗り越えてくれる人の存在（友人や親等）は必ず必要であり、当事者任せではいけないと思います。

2. 養親アンケート調査結果

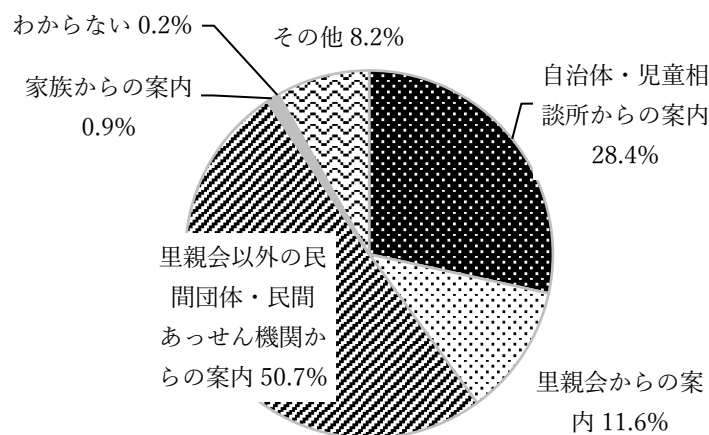
(1) アンケートについて

① アンケートを知ったきっかけ

「里親会以外の民間団体・民間あっせん機関からの案内」の割合が 50.7%で最も高く、次いで「自治体・児童相談所からの案内（28.4%）」となっている。

(n=535)

図表 4-3 2 アンケートを知ったきっかけ



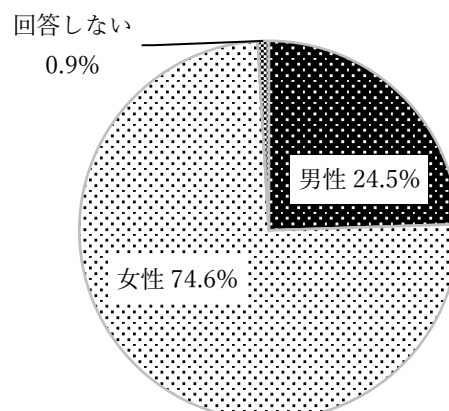
(2) ご自身について

① 性別

「女性」が 74.6%、「男性」が 24.5%となっている。

(n=535)

図表 4-3 3 性別



② 現在のご自身の年齢

(n=535)

図表 4-3 4 現在のご自身の年齢

単位：歳、無回答 1 件

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
25890	48.5	48	32	70

(n=535)

図表 4-3 5 現在のご自身の年齢（年代別）

		人数
合計値		535 (100%)
内訳	30代	55 (10.3%)
	40代	249 (46.5%)
	50代	195 (36.4%)
	60代	33 (6.2%)
	70代	2 (0.4%)
	無回答	1 (0.2%)

③ 現在のお子様の年齢

(n=535)

図表 4-3 6 現在のお子様の年齢

単位：歳、無回答 3 件

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
4051	7.6	7	0	35

(n=535)

図表 4-37 現在のお子様の年齢（年代別）

		人数
合計値		535 (100%)
内訳	5歳以下	219 (40.9%)
	6歳～12歳	230 (43.0%)
	13歳～18歳	57 (10.7%)
	19歳以上	27 (5.0%)
	無回答	2 (0.4%)

④ 養育開始時のお子様の年齢

(n=535)

図表 4-38 養育開始時のお子様の年齢

単位：歳、無回答 37 件

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
270	0.5	0	0	9

⑤ 養子縁組成立時のお子様の年齢

(n=535)

図表 4-39 養子縁組成立時のお子様の年齢

単位：歳、無回答 12 件

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
680	1.3	1	0	14

(n=535)

図表 4-40 養子縁組成立時のお子様の年齢

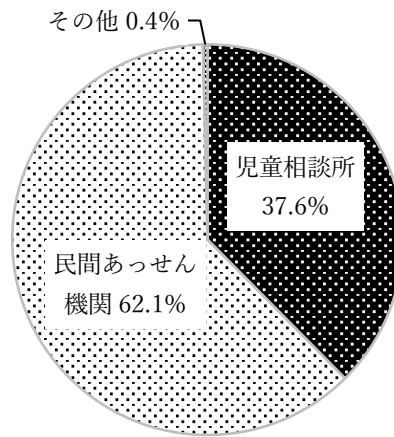
		人数
合計値		535 (100%)
内訳	0 歳	240 (44.9%)
	1 歳	154 (28.8%)
	2 歳	40 (7.5%)
	3 歳	28 (5.2%)
	4 歳	19 (3.6%)
	5 歳	13 (2.4%)
	6 歳	20 (3.7%)
	7 歳	5 (0.9%)
	8 歳	6 (1.1%)
	9 歳	1 (0.2%)
	10 歳	2 (0.4%)
	11 歳	0 (0.0%)
	12 歳	0 (0.0%)
	13 歳	0 (0.0%)
	14 歳	2 (0.4%)
	15 歳	0 (0.0%)
	16 歳	0 (0.0%)
	17 歳	0 (0.0%)
	無回答	5 (0.9%)

⑥ 養子縁組の仲介をした機関

「民間あっせん機関」の割合が62.1%で最も高く、次いで「児童相談所（37.6%）」となっている。

(n=535)

図表 4-4 1 養子縁組の仲介をした機関



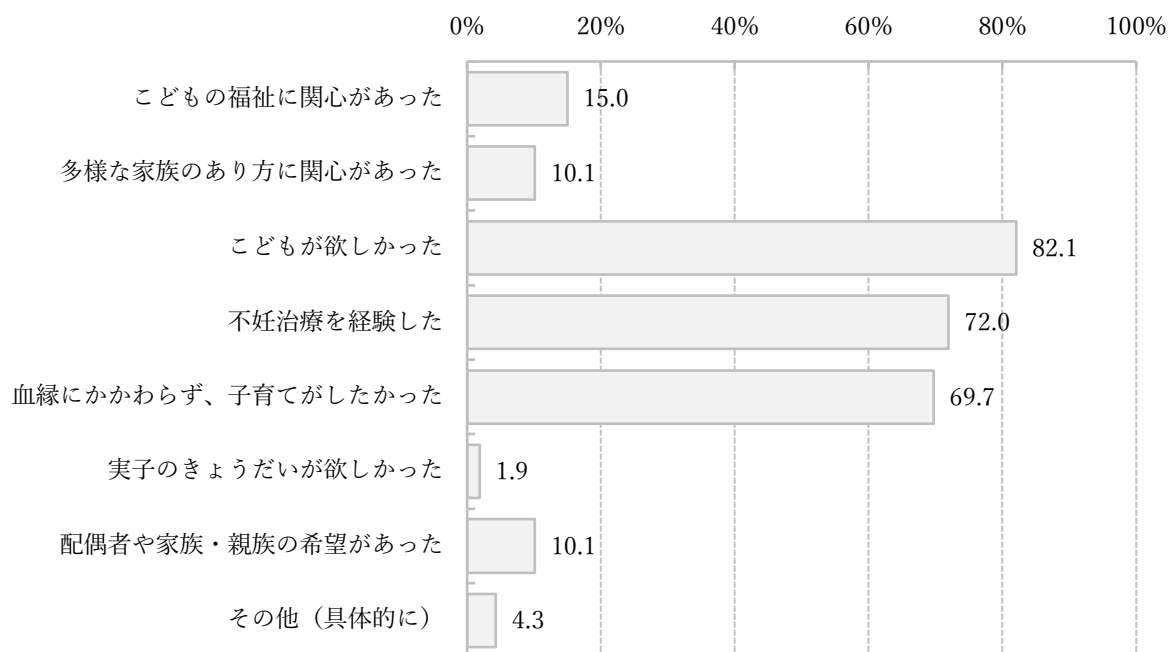
(3) 養子縁組に関する支援の経験や支援制度について

① 養子縁組を検討した当初の主なきっかけ

「こどもが欲しかった」の割合が 82.1%で最も高く、次いで「不妊治療を経験した (72.0%)」となっている。

(n=535)

図表 4-4 2 養子縁組を検討した当初の主なきっかけ (複数回答)



その他の回答

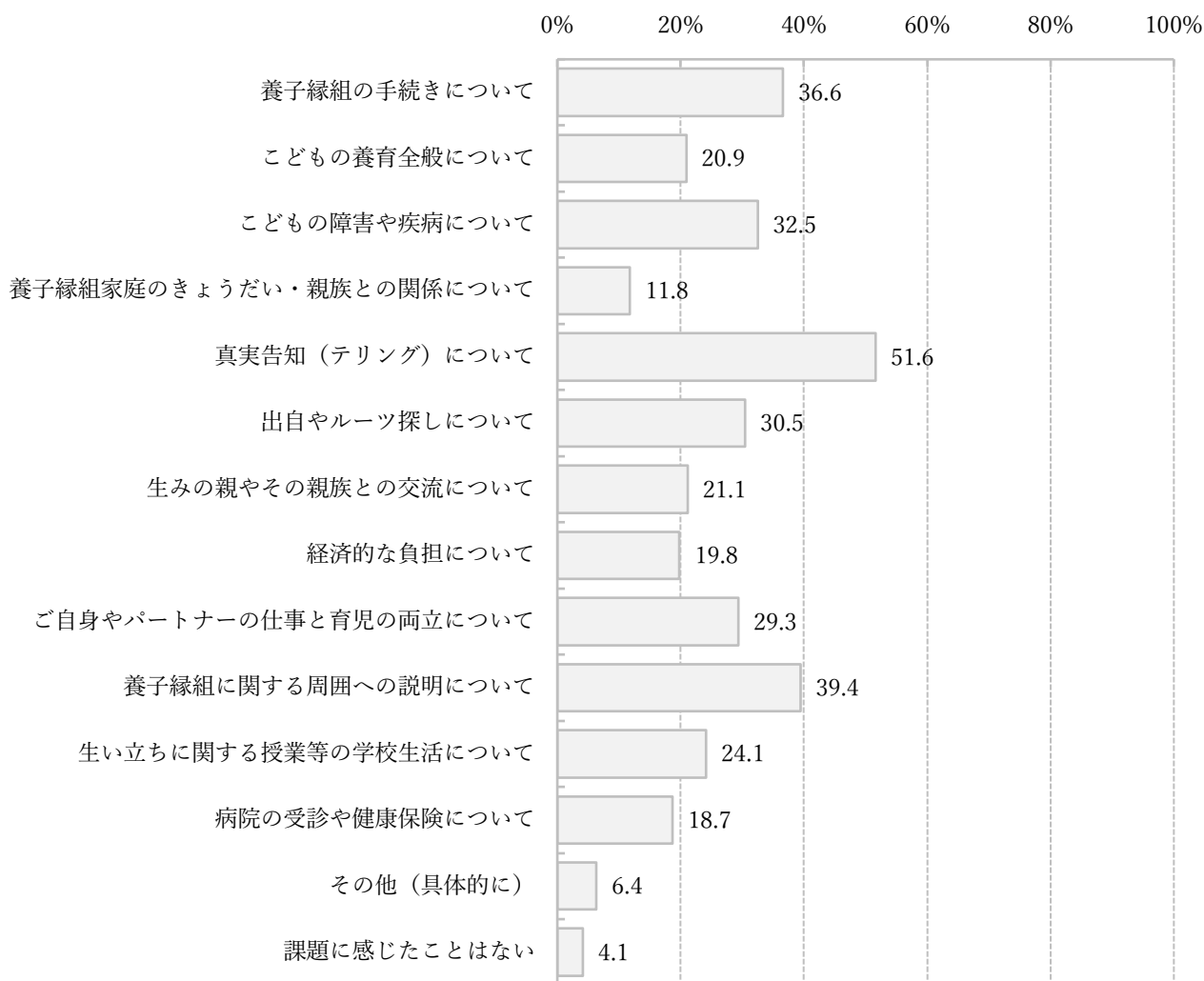
- ・ 子どもが生みの親の家庭に復帰する可能性がなくなった。
- ・ 生みの親が特別養子縁組前提の里子を希望していたので、里親委託された時点で、養子縁組するように児童相談所から言われていた。
- ・ 子どもを里子として養育していく中で、本児には親がおらず、また、お互いに愛着が深まり養子縁組を考えた。
- ・ 姉(養育里子)がきょうだいを欲しがった。
- ・ アメリカに留学したとき、アメリカでは養子縁組が普通だったので。
- ・ カナダに住んでいた時家族構成の中に養子縁組の方がいることがスタンダードだったため抵抗なく選択した。
- ・ 子どもの頃から里親になりたかった。
- ・ 度重なる流産手術
- ・ 病気で実子が望めなくなった。

② 養子縁組の検討を始めてから課題に感じた点

「真実告知（テリング）について」の割合が 51.6%で最も高く、次いで「養子縁組に関する周囲への説明について（39.4%）」となっている。

(n=535)

図表 4-4-3 養子縁組の検討を始めてから課題に感じた点（複数回答）



その他の回答

- ・ 家の広さや年齢等の条件
- ・ 考え始めた時、すでに 40 歳近く養子縁組をさせてくれる団体がなかなか見つからなかった。
- ・ いつ子どもを迎えられるかというタイミング
- ・ 裁判時に実母の心変わりの可能性に対する不安。
- ・ 育休取得、在留許可、帰化手続き
- ・ 育児休業に入れる時期が、養育開始時期とずれ、その間は有休を消化する必要があった。
- ・ 育児休暇がとれない、とれてもお給料は発生しない、長期外泊のあいだ仕事は有給を使わないといけない、それを職場に理解してもらえるか。

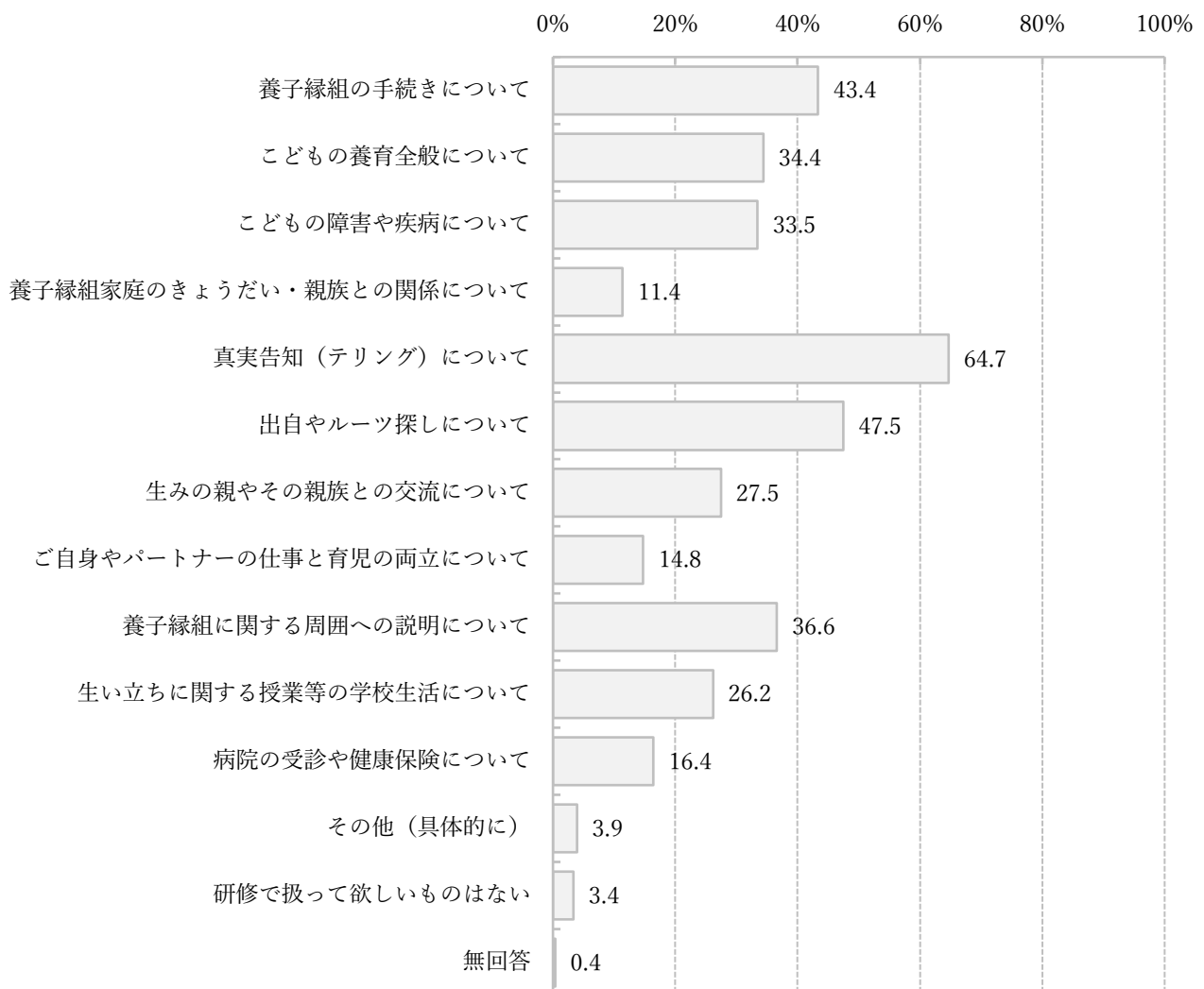
- ・ 養子縁組が成立した後、県を跨いでの引越しをし、行政からの支援、情報等全くない事
- ・ 引越しをしたことで、縁組をした自治体との繋がりがなくなり、養親の交流や、将来の養子同士の交流の機会が少なくなる事
- ・ こどもの家族の既往歴について詳細がわからない。

③ 養子縁組の成立前に受講する研修で扱って欲しい内容

「真実告知（テリング）について」の割合が64.7%で最も高く、次いで「出自やルーツ探しについて（47.5%）」となっている。

(n=535)

図表 4-4 4 養子縁組の成立前に受講する研修で扱って欲しい内容（複数回答）



その他の回答

<こどもの養育や障害・疾病>

- ・ 今は発達障害のお子さんもふえていると聞きます。また、学習面でも(LDに限らず)課題を抱えるお子さんも多いように思います。そのようなお子さんであっても乗り越えていけること説明し、力づけて頂ける研修をして頂けることを願っています。
- ・ 実子だと言われる遺伝的なことでの医療的配慮を先に聞いておきたい。
- ・ 愛着障害について

<支援や制度>

- ・ 不安なことがあってもどんなフォロー体制があるのか、迎える前に教えてあげてほしい。
- ・ 養親の年齢制限の知識があればもっと早く決断できて、二人、三人の養育もできたかもしれないと後悔している。
- ・ 養子縁組の子どもたちが社会でどう受け入れられているか。養子縁組に興味を持った親だからこそ、多様な家族についての理解と当該家族になった場合の社会的役割。
- ・ 養子縁組制度に関する法体系や労働法上の取り扱い
- ・ 職場における養子に対する育児関連諸手当の受給申請に係る法令上の根拠が、このようになっているとの説明があれば、養子受け入れ時に申請がしやすかったと思います。

<その他>

- ・ 座学より体験者との交流の時間を増やした方がいい。
- ・ 子供の権利擁護について
- ・ トリプルP^{*}の受講
- ・ 母親教室と同じ内容
- ・ 性教育について。自分の生き立ちに事情がある子どもの気持ちに配慮した説明の仕方（一般的な性教育だけでは、自分の生き立ちと重ねて、複雑な思いをする子もいると思うので）

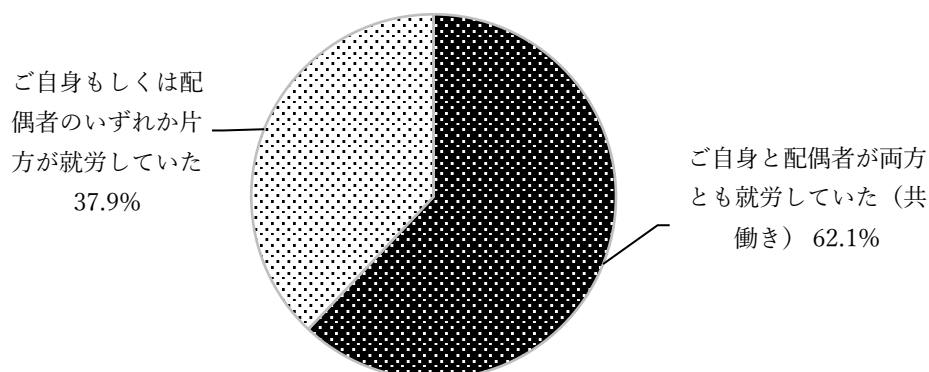
※子育て支援プログラム

④ 養育開始の直前（委託前）のご自身及び配偶者の就労状況

「ご自身と配偶者が両方とも就労していた（共働き）」の割合が62.1%で最も高く、次いで「ご自身もしくは配偶者のいずれか片方が就労していた（37.9%）」となっている。

(n=535)

図表 4-45 養育開始の直前（委託前）のご自身及び配偶者の就労状況

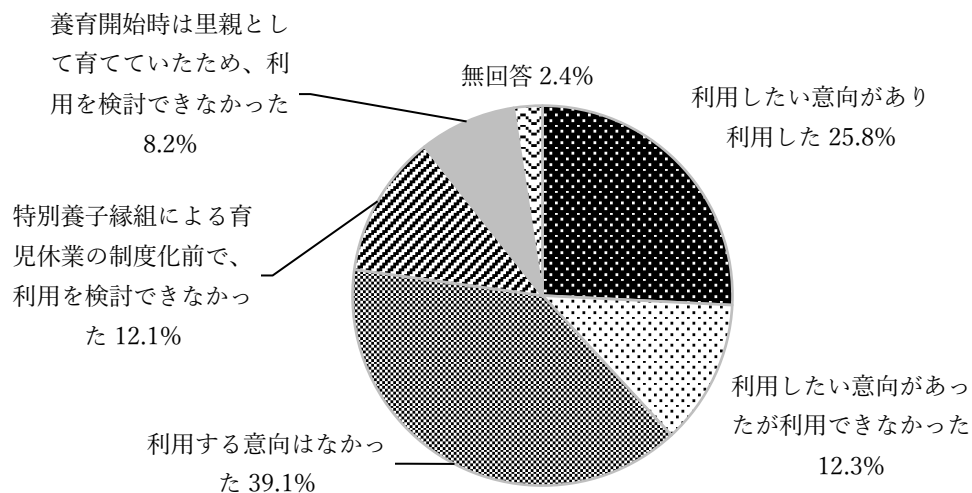


⑤ 養育開始時の育児休業の利用状況

「利用する意向はなかった」の割合が 39.1%で最も高く、次いで「利用したい意向があり利用した (25.8%)」となっている。

(n=535)

図表 4-4 6 養育開始時の育児休業の利用状況

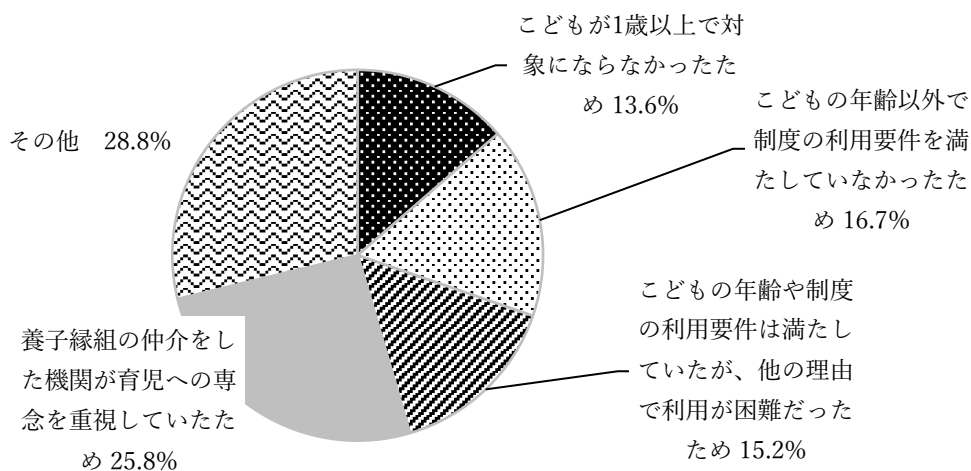


⑥ 育児休業を利用したい意向があったが利用できなかった場合の理由

「その他」の割合が 28.8%で最も高く、次いで「養子縁組の仲介をした機関が育児への専念を重視していたため (25.8%)」となっている。

(n=66)

図表 4-4 7 育児休業を利用したい意向があったが利用できなかった場合の理由



こどもの年齢や制度の利用要件以外の理由

- ・ 職場への申請期限までに児相の書類ができていなかったため
- ・ 育児休業に関する職場との調整ができていなかったため
- ・ 職場の理解を得ることが難しかったのと、私自身が説明する自信がなかったため。
- ・ 勤務先が遠方にあり、育児をしながらの復帰を考えられなかったため
- ・ 妻が育児休業を取得し、その後夫（私）側も育児休業を重ねて取得しようとしたが、新型コロナ発生により職場におけるマネジメントが求められたため
- ・ 経済的理由。育休は平均賃金の6割しか支給されない。また欠勤扱いとなるため、賞与に影響がでるため。

その他の回答

<職場の理解・環境>

- ・ 職場に育休の制度はあるが、特別養子縁組制度の実態を踏まえた制度設計になっておらず、取得できなかった。
- ・ 勤務先で初めて養子縁組の子供のケースだったため、「前例がないので」ということで取得できなかった。
- ・ 会社側の「育休2年まで」と、団体の「子どもが3歳になるまで」までの年数があわず、退職した。
- ・ その頃はまだ父親が育休を取る雰囲気はなかった。
- ・ 仕事多忙で休めなかった。
- ・ 職場から了承されなかった

<勤務形態・働き方>

- ・ 仕事の形態がパートだったため
- ・ 派遣社員だったこともあり、特に育休の話が出ることはなく契約解除となったけど、もし育休の選択があったなら利用したかったなと思います。
- ・ フリーランスで育児休暇がないため

<上記以外の回答>

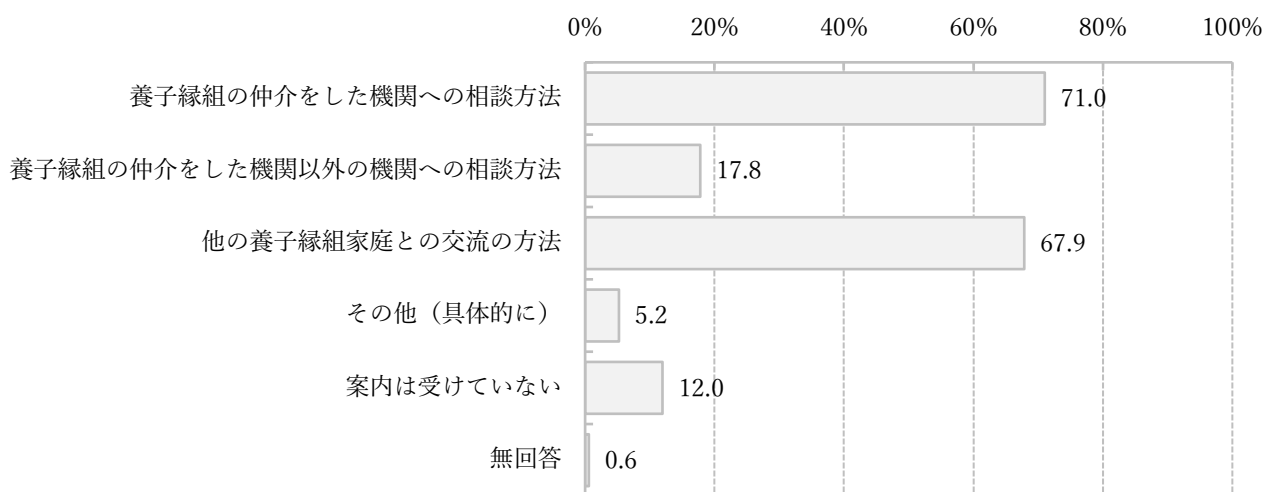
- ・ 制度を知らなかった。
- ・ 経済的な安定を求めて休まず就労した。

⑦ 養子縁組の成立時、養子縁組の仲介機関から、成立後に受けられる支援についてどんな案内を受けたか

「養子縁組の仲介をした機関への相談方法」の割合が71.0%で最も高く、次いで「他の養子縁組家庭との交流の方法（67.9%）」となっている。

(n=535)

図表 4-4 8 養子縁組の成立時、養子縁組の仲介機関から、成立後に受けられる支援について
どんな案内を受けたか



養子縁組の仲介をした機関以外の機関の具体名

- ・ 児童相談所
- ・ 里親支援センター
- ・ フォスタリング機関
- ・ 里親支援専門相談員
- ・ 乳児院
- ・ 児童養護施設
- ・ 医療機関
- ・ 家庭裁判所
- ・ 自治体
- ・ ファミリーサポートセンター
- ・ 公的機関の保健師
- ・ 子ども家庭センター
- ・ 小中学校
- ・ 保健所
- ・ 地域の里親会
- ・ 家族会、当事者団体

その他の回答

- ・ 真実告知や発達障害に関する講話・勉強会・シンポジウム
- ・ ベビーマッサージなど
- ・ 生みの親との面会や手紙、写真送付などの交流方法

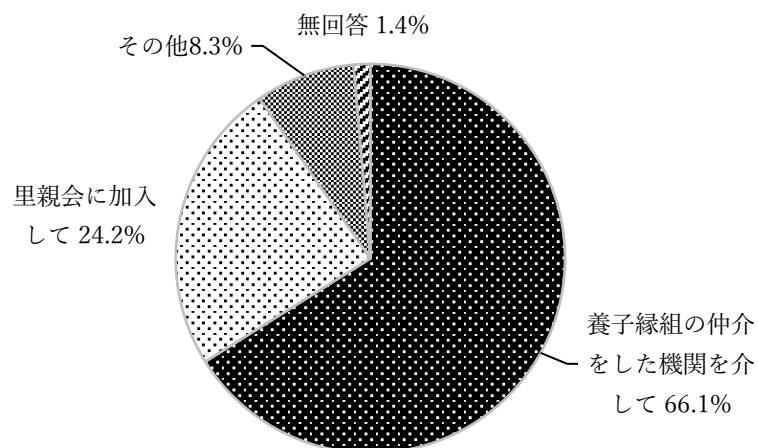
- ・ レスパイトの利用
- ・ 自治体からの補助金の情報
- ・ 市との連携をとるために、児相の方が会合を開いてくれた。市と児相と私たち夫婦で会った。

⑧ 養子縁組の成立時、養子縁組の仲介機関から成立後に受けられる支援として「他の養子縁組家庭との交流方法」の案内を受けた場合の具体的な方法

「養子縁組の仲介をした機関を介して」の割合が 66.1%で最も高く、次いで「里親会に加入して (24.2%)」となっている。

(n=363)

図表 4-4 9 養子縁組の成立時、養子縁組の仲介機関から成立後に受けられる支援として「他の養子縁組家庭との交流方法」の案内を受けた場合の具体的な方法

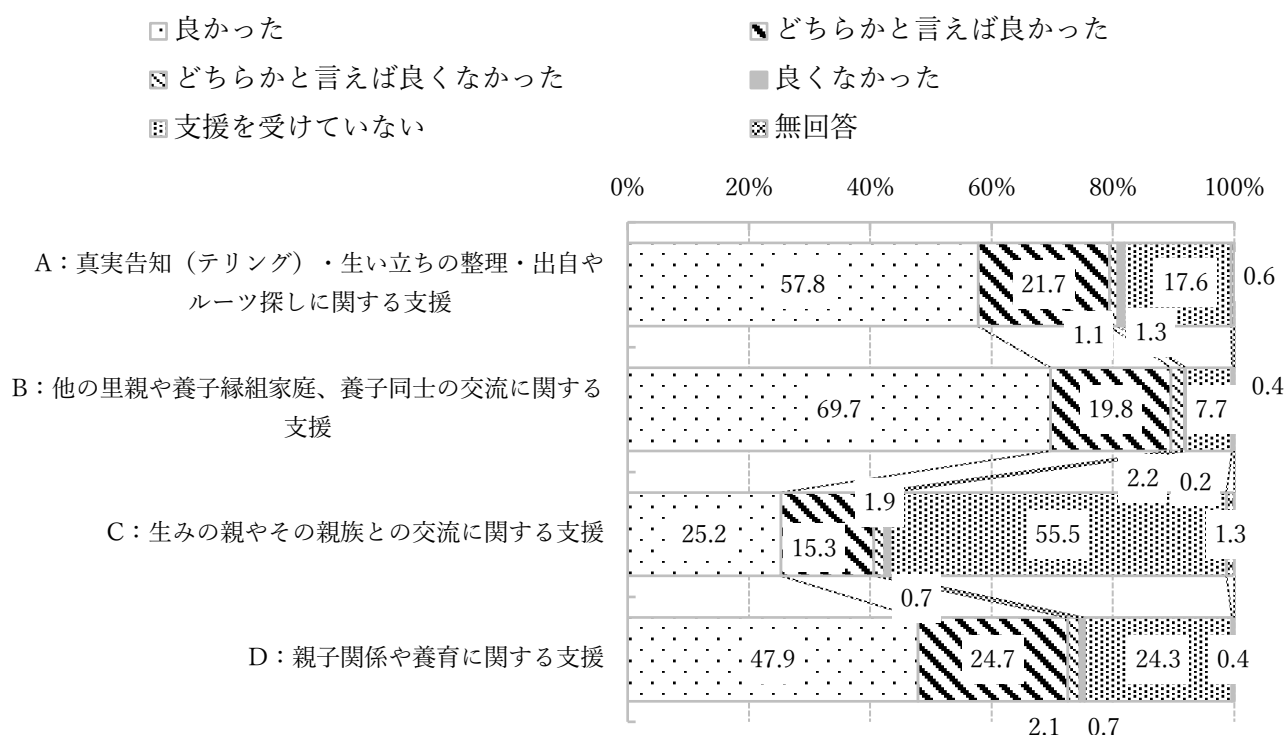


⑨ 養子縁組成立後、養子縁組の仲介をした機関に限らず、1回以上受けた支援の種類とその満足度

受けた支援の中で「良かった」の割合が最も高かったのは「B：他の里親や養子縁組家庭・養子同士の交流に関する支援」で69.7%、次いで「A：真実告知（テリング）・生い立ちの整理・出自やルーツ探しに関する支援（57.8%）」となっている。また、支援を受けていない割合が最も高かったのは、「C：生みの親やその親族との交流に関する支援」で55.5%、次いで「親子関係に関する支援（24.3%）」となっている。

(n=535)

図表 4-50 養子縁組成立後、養子縁組の仲介をした機関に限らず、1回以上受けた支援の種類とその満足度

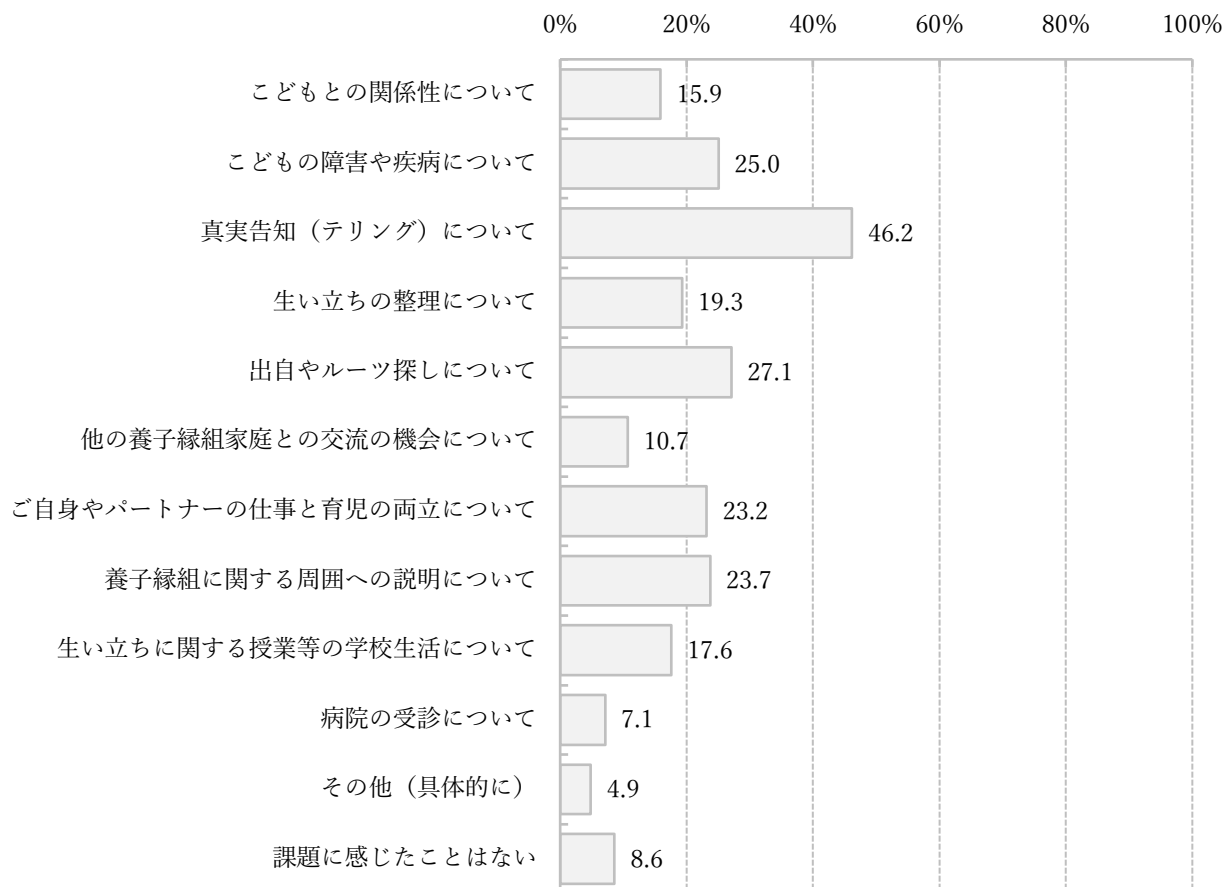


⑩ 養子縁組成立後、養育をする上で課題に感じた点

「真実告知（テリング）について」の割合が46.2%で最も高く、次いで「出自やルーツ探しについて（27.1%）」となっている。

(n=535)

図表 4-5 1 養子縁組成立後、養育をする上で課題に感じた点（複数回答）



その他の回答

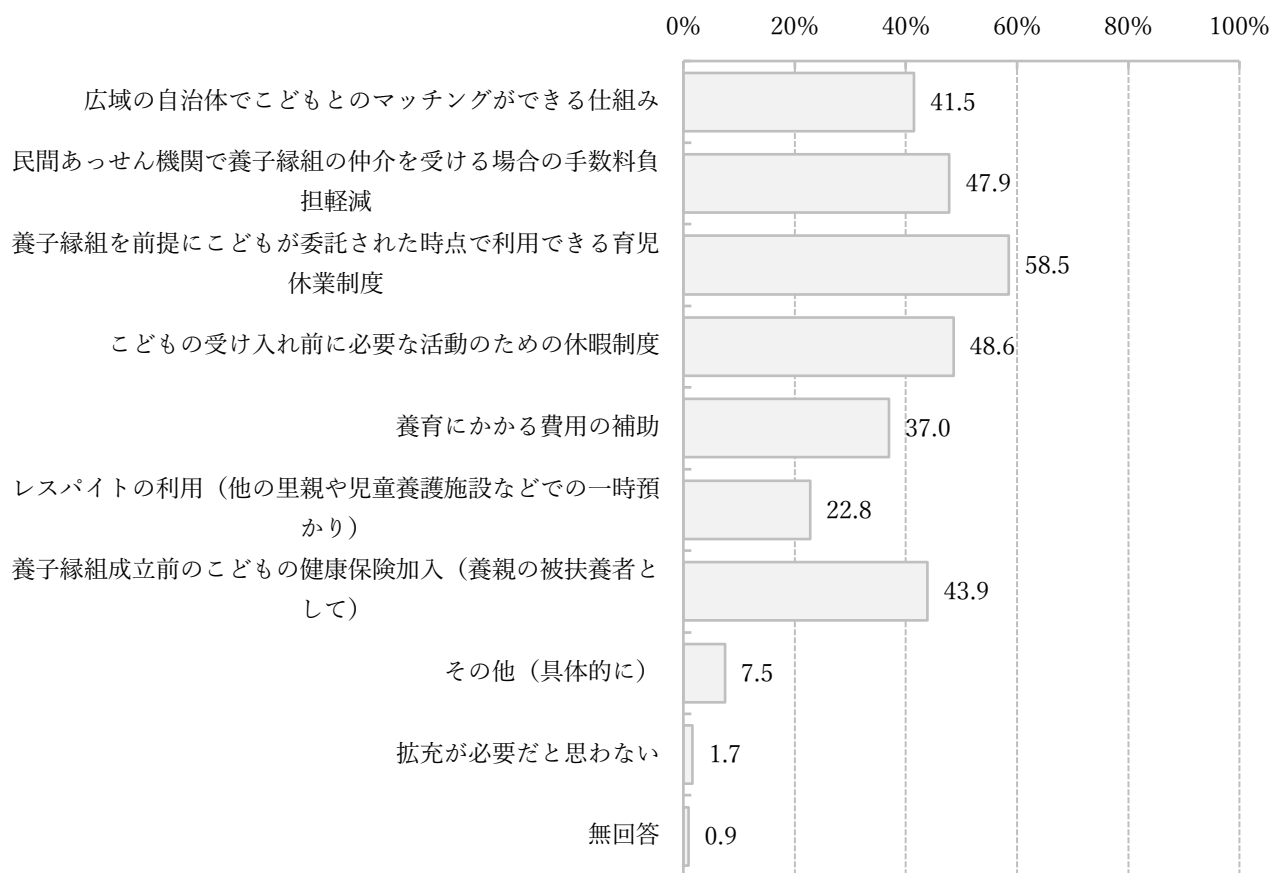
- ・ 育児そのもの
- ・ ミルク作りや離乳食など慣れない事について
- ・ 学習面での遅れがあり、相談できる人が周りにいなかったため、大きな課題でした。
- ・ 養母からの強い分離不安による養子の精神不安の相談先。
- ・ 自身の体力
- ・ 配偶者の子育ての考え方の違い
- ・ 養子とその周辺の問題よりも養親同士が持っていた潜在的な関係性の問題の方がよほど問題だった
- ・ 出生証明書が実母様の母子手帳に書かれており、銀行口座開設などの身分証明書として使用できない
- ・ 生みの親の遺伝的な情報が無く病院の問診票に正確に書けない。
- ・ 子どもの1ヶ月検診は出産した病院で行うという慣習

⑪ 養親に対する国や自治体の制度として、特に拡充が必要だと思う制度（すでに利用している制度も含む）

「養子縁組を前提にこどもが委託された時点で利用できる育児休業制度」の割合が 58.5%で最も高く、次いで「こどもの受け入れ前に必要な活動のための休暇制度（48.6%）」となっている。

(n=535)

図表 4-5 2 養親に対する国や自治体の制度として、特に拡充が必要だと思う制度（すでに利用している制度も含む）（複数回答）



その他の回答

<手続き>

- ・ 区役所等での手続きの簡素化
- ・ 市区町村役場で特別養子縁組の手続きに関する知識が少なく、国保加入や住民登録などの初期手続き時点で、養親サイドが上手に説明や交渉ができないと、スムーズに手続きできない。それを鑑みて、自治体窓口の知識レベルを向上させてほしい。
- ・ どの自治体でも手続きに必要な書類が統一されていること
- ・ 委託までのステップの簡略化（基準をさげるということではなく、ステップの負担を減らし間口を広げる）
- ・ 出生証明を新しい母子手帳に記載してほしい

<経済的支援>

- ・ 子供を受け入れる前に、施設実習の宿泊場所の補助
- ・ 民間あっせん機関を経由したとしても、縁組成立前までは、児童相談所経由とおなじように養育費を補助する制度が必要。
- ・ 民間の団体経由でも成立までの期間、里親制度と同等の経済的支援が欲しい

<育児休業、保育所利用>

- ・ 育休手当の年齢制限緩和
- ・ 保育所への入所考慮(2人目委託時に上の子が入所できる)
- ・ 長期外泊で仕事を休むのは難しい。保育園を利用できるか預ける場所を作って仕事をしながら受け入れることができるようにして欲しい。共働きが当たり前の時代に1ヶ月有給で休むのは大変。またすぐに保育園に入れず育児休暇を申請できない年齢の子供だと仕事をやめなきゃならない。
- ・ 仕事としっかり両立出来るような制度、子供を迎えるタイミングについても育児休業も含めて制度化して頂きたいです。

<支援の充実や対象の拡大>

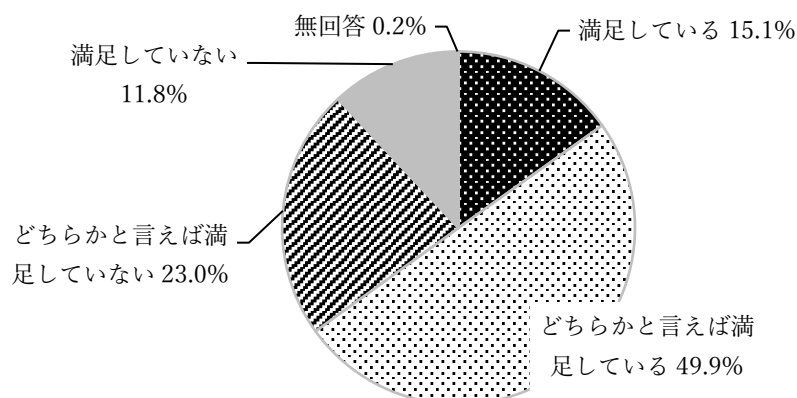
- ・ 縁組成立で終結ではなく、特養ならではの悩みに対応する支援機関
- ・ 県を跨いでの引越しをしても、同じように支援してほしい
- ・ あっせん業者が突然廃業した時の対応
- ・ 子育て含めた相談先
- ・ 育児の相談がすぐにできる電話相談
- ・ 養子縁組の審判成立前は扶養親族と扱われないため、税制の障害者控除が受けられませんでした。法律によりますと里子の場合は扶養親族に含められるそうです。その点の足並みをそろえて欲しいと感じました。
- ・ 縁組成立前の税金の扶養控除対象
- ・ 実子を出産した人と同じ制度が使えるようにしてほしい。

⑫ 養子縁組の成立後に受けられる現状の支援制度に対する全体的な満足度

「どちらかと言えば満足している」の割合が49.9%で最も高く、次いで「どちらかと言えば満足していない(23.0%)」となっている。

(n=535)

図表 4-5 3 養子縁組の成立後に受けられる現状の支援制度に対する全体的な満足度



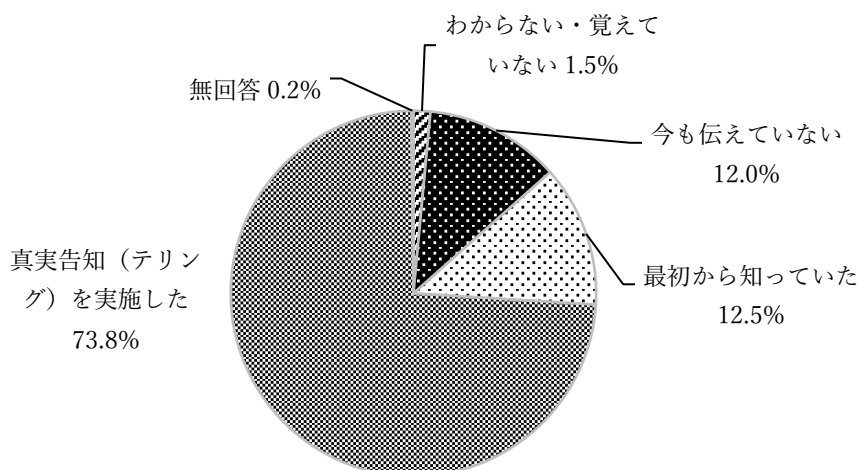
(4) 出自やルーツ探しに関することについて

① 真実告知（テリング）実施の経験

「真実告知（テリング）を実施した」の割合が73.8%で最も高く、次いで「最初から知っていた（12.5%）」となっている。

(n=535)

図表 4-5 4 真実告知（テリング）実施の経験



② 真実告知（テリング）を実施した場合、最初に実施した時の子どものおおよその年齢

(n=395)

図表 4-5 5 真実告知（テリング）を実施した場合、最初に実施した時の子どものおおよその年齢

単位：歳、無回答 4 件

合計値	平均値	中央値	最小値	最大値
833	2.1	2	0	10

(n=395)

図表 4-56 真実告知（テリング）を実施した場合、最初に実施した時の子どものおおよその年齢（年齢別）

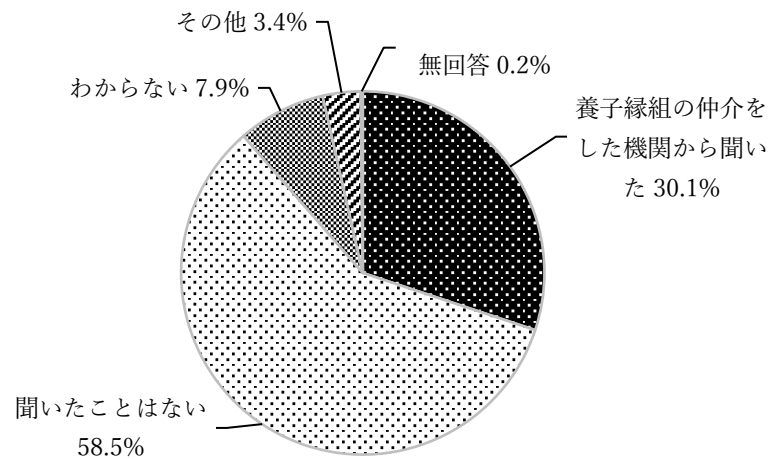
		人数
合計値		395 (100%)
内訳	0 歳	127 (32.2%)
	1 歳	44 (11.1%)
	2 歳	60 (15.2%)
	3 歳	84 (21.3%)
	4 歳	32 (8.1%)
	5 歳	19 (4.8%)
	6 歳	22 (5.6%)
	7 歳	1 (0.3%)
	8 歳	2 (0.5%)
	9 歳	3 (0.8%)
	10 歳	1 (0.3%)
	11 歳	0 (0.0%)
	12 歳	0 (0.0%)
	13 歳	0 (0.0%)
	14 歳	0 (0.0%)
	15 歳	0 (0.0%)
	16 歳	0 (0.0%)
	17 歳	0 (0.0%)
	18 歳以上	0 (0.0%)
	無回答	0 (0.0%)

③ 養子とのマッチングの理由を聞いた経験

「聞いたことはない」の割合が 58.5%で最も高く、次いで「養子縁組の仲介をした機関から聞いた (30.1%)」となっている。

(n=535)

図表 4-57 マッチングの理由を聞いた経験



その他の回答

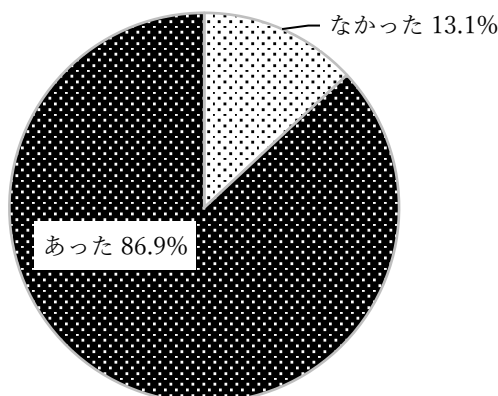
- ・ 生まれた病院の看護師さんから子どもが私たちを選んだと聞いた。
- ・ 個人的にではなく、事前研修かなにかで、タイミング（待機家庭になった順番）や、居住地が離れていること、と聞いていた。
- ・ 最初から教えないと言われている。
- ・ 裁判所の審判記録を取り寄せた。
- ・ 愛の手の記事を読み申し込んだ。

④ 養子縁組成立時に、仲介機関から養子の出自に関する情報提供があったか

「あった」が86.9%、「なかった」が13.1%となっている。

(n=535)

図表 4-5 8 養子縁組成立時に、仲介機関から養子の出自に関する情報提供があったか



情報提供の具体的な内容

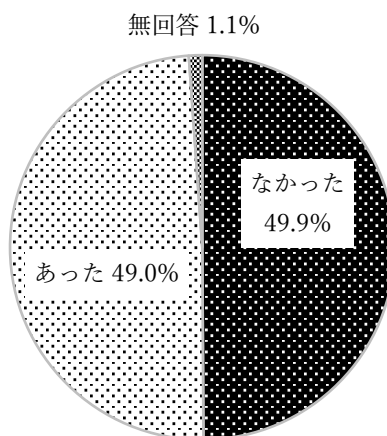
- ・ 産みの親の生き立ち、家庭環境、生活環境、現状の状況、氏名、年齢、住所、国籍、職業、家族やきょうだいの情報、既往歴、アレルギーの有無、縁組成立時のコメント、名前の由来、育てられなかった理由、養子縁組を決意された際の理由や様子、出産時の様子、養親に対して望むこと、交流に対する希望、母子手帳、裁判所の記録など
- ・ 家族関係など情報としては最低限のもの
- ・ 預けられていた時に着ていた衣服とその際に撮った実母の写真
- ・ 実母さんが子どもに向けて手紙を書いていた手紙の受け取り。写真の受け取り。
- ・ 産みの親から名前の由来などの情報や子供の育て方に対する希望は聞きました。
- ・ 児童相談所が把握していることについては、かなり詳しい情報を口頭や文書にて教えてもらうことができた。
- ・ 児童の措置についての通知を受け取った際に、児童福祉司が作成した児童記録票と児童相談所援助指針票、社会診断所見票を受け取っています。
- ・ 実母が全て伝えることに了承されていたので、あっせん団体が得ている情報をかなり詳細に開示頂きました。
- ・ だいたいの説明は受けた。詳しくは裁判所での資料で知った。
- ・ 口頭で説明があった後、直接面会した。
- ・ 産みの親と直接会って聞くことができた
- ・ ほぼなかった。産みの親の年齢と家庭環境を簡単に教えて頂いたぐらい。
- ・ 2人迎えたが兄は情報があまりなく、弟はある。差がありすぎる。

⑤ 養子縁組成立時に、仲介機関から養子縁組に関する記録へのアクセス方法について情報提供があったか

「なかった」が49.9%、「あった」が49.0%となっている。

(n=535)

図表 4-5 9 養子縁組成立時に、仲介機関から養子縁組に関する記録へのアクセス方法について情報提供があったか



情報提供の具体的な内容

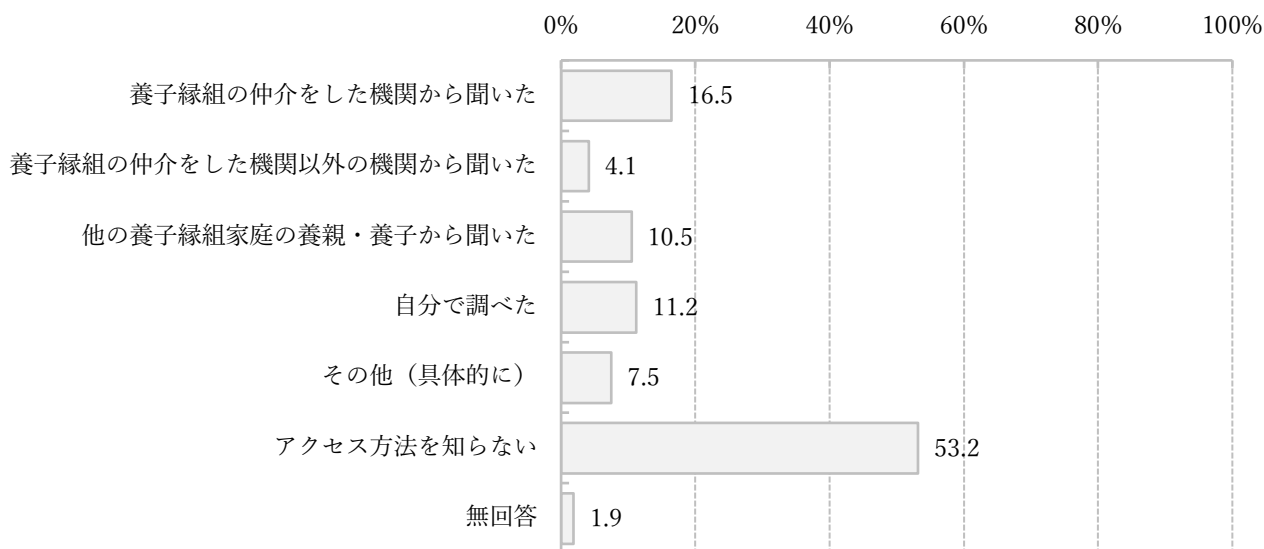
- ・ 家庭裁判所の事件記録の取得方法
- ・ 裁判所、児童相談所の記録の開示に関すること
- ・ マニュアルが作られており裁判所とのやりとりの流れなどが記載あり。
- ・ 縁組成立5年以内に審判記録を取り寄せできるので、取り寄せておいたほうがよいと情報提供があった。
- ・ 戸籍から確認できること
- ・ 仲介してくださった団体に、養子縁組に関する記録が残されていること、そしていつでも団体に希望すれば見せていただけることなど。
- ・ 仲介をしてくれた機関で保管している書類、情報に関して説明があった。
- ・ 子どもが成人し、子ども自身が知りたいと思ったときに開示される。
- ・ 機関にて保管されているため、子供が18歳になったら相談できる。
- ・ 団体を通じての、産みの親との連絡は可能であるとの説明は受けている。
- ・ 児童相談所に永久的に記録が永久的に保存されるということ。
- ・ 児童相談所へ連絡。入所していた乳児院へ連絡。裁判所への資料請求。など。
- ・ こどもがルーツ探しをしたくなった時には、記録が見相に保管されている。本人が探す糸口となること。

⑥ 養子縁組成立時に、仲介機関から養子縁組に関する記録へのアクセス方法について情報提供がなかった場合、アクセス方法をどのように知ったか

「アクセス方法を知らない」の割合が 53.2%で最も高く、次いで「養子縁組の仲介をした機関から聞いた（16.5%）」となっている。

(n=267)

図表 4-60 養子縁組成立時に、仲介機関から養子縁組に関する記録へのアクセス方法について情報提供がなかった場合、アクセス方法をどのように知ったか（複数回答）



その他の回答

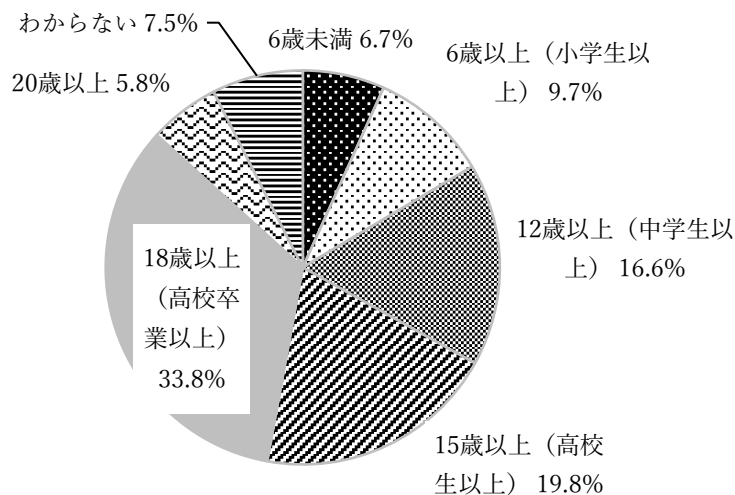
- ・ 弁護士、家庭裁判所の調査官
- ・ 縁組成立前に聞いていた
- ・ ネットでの経験者のブログ

⑦ 今後、未成年であっても希望すれば養子本人の権利として養子縁組の記録にアクセスできるようになる場合、何歳くらいからがいいか

「18歳以上（高校卒業以上）」の割合が33.8%で最も高く、次いで「15歳以上（高校生以上）（19.8%）」となっている。

(n=535)

図表 4-6 1 今後、未成年であっても希望すれば養子本人の権利として養子縁組の記録にアクセスできるようになる場合、何歳くらいからがいいか

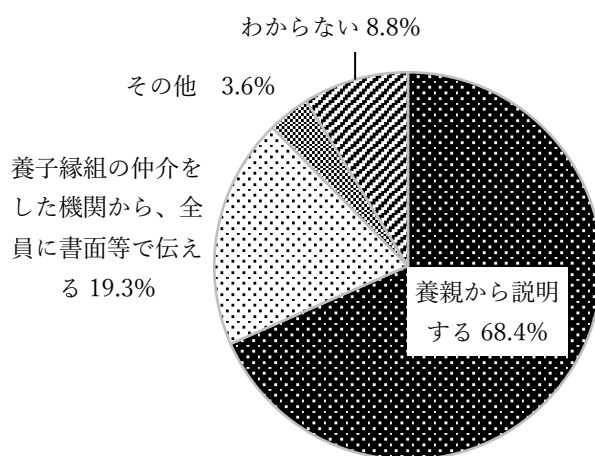


⑧ 養子に、養子縁組の記録にアクセスできることをどのようにして伝えるべきか

「養親から説明する」の割合が68.4%で最も高く、次いで「養子縁組の仲介をした機関から、全員に書面等で伝える（19.3%）」となっている。

(n=535)

図表 4-6 2 養子に、養子縁組の記録にアクセスできることをどのように伝えるべきか



その他の回答

- ・ 養親からか、仲介した機関からなど選べるとよい。
- ・ 子供と養親との関係性は各々違うと思うので、仲介期間と養親で話し合うことが大切かなと思います。
- ・ 養親から伝えるが、養親への遠慮などがないように、支援機関などの第3者も関わる。
- ・ 養親が伝えれば良いが、伝えない人もいるかもしれないので児童相談所などからも伝えた方がよい。
- ・ 養親と仲介した機関が一緒に。
- ・ 養子縁組をした段階で、必要な情報の手続きの仕方などを国としてフォーマットを作り、書面で本人に渡すようにする。
- ・ 心理士からリスクなどについても配慮しつつ本人の状況に合わせて伝える。
- ・ 学校で
- ・ 広く権利として周知し、ネット等で調べれば必ずわかるようにする。

(5) 養子縁組の制度全体について

① 養子縁組の支援や現在の制度について感じている課題や要望

<縁組成立後の支援について>

① 相談・訪問支援

- ・ 養子縁組成立後も関係機関などの訪問が年に一度位はあった方がよいと思います。
- ・ 養子縁組後も児童相談所が継続して関わってほしい。
- ・ 養子縁組が成立したあとの支援や情報が少ない。養親も力のある人ばかりではないので、養子縁組成立後も支援が必要な養親や、発達に心配のある養子の可能性があれば見守りや必要な機関につながるように支援することが必要と感じる。
- ・ 小学校に入ってからどんどん明らかになる発達の課題について「もう実子になっているので」と児相に断われ相談先がなかった。里子との差が大きすぎる。せめて、ほかの相談先に繋いで欲しかった。
- ・ 児相からの紹介で養子縁組したが、縁組が整うと、児相は相談や情報提供等の支援は、こちらから要請しないとなかなかしてくれないと感じた。もう少し、縁組後も子供を心配してほしいと感じている。
- ・ 縁組後 18 歳以上の子の問題行動について相談窓口がない。
- ・ 子どものメンタルフォローできる専門機関が自治体にあればいいと思う。
- ・ 養子縁組という家庭であること+何かしらの課題を抱える子どもたちが多く感じている。子どもたちにとっては、いくつもの他者との違いを背負っていることになるため、他者との違いを意識し始める思春期以降になって、本人たちが相談できる場所や拠り所があればいいと希望する。
- ・ 自身が会員登録をしている民間の斡旋団体は支援が手厚いが、もっと国や自治体が行う支援の拡充を願う。特に養子本人への支援拡充を希望します。

② 真実告知（テリング）

- ・ 縁組成立後の支援の少なさが課題。養子への第三者的な心理サポートがほしい。テリングについてもどのように進めてよいか、伴走者がほしい
- ・ 真実告知をする際のサポートを充実させることが大事かと思う 具体的には心理士、児童福祉士、小児科医など、個々の個性によりそって対応できる専門家の機関が欲しいと思う。
- ・ 告知を進めていく上で告知のあり方は常に課題となっています。家庭によって様々だとは思いますが、研修があったり、経験談を聞く機会があると嬉しい。実際に、自分で探

して研修などを受けてとても参考になりました。

③交流支援

- ・ 養子同士、養親同士が交流しやすい場を提供して欲しい。現在はどうかわかりませんが、その当時は養育里親への支援はあっても、養子縁組里親への支援は、薄かったように思います。実子となるから、縁組後は一般の親子と同様と考えられているのかなと私は感じました。
- ・ あっせんしてもらった民間団体には、たくさんの養子縁組家庭がいるが、自分たちの県には数組しかいないため、他団体などの養子縁組家庭と知り合う機会があればいいと思う。
- ・ 養親や養子同士が繋がれる場がもっとあればいいと思う。

④転居や仲介機関による支援の違い等

- ・ 私が住んでいる市では、縁組後も養子縁組里親として研修やサロンに参加が出来るのですが、引っ越しで今の市を離れてしまうと参加が不可となり支援が途切れてしまうので、市単位ではなく国として支援を統一していただきたいです。
- ・ 県を跨いだ引越しをした身では、引越しした途端に全く支援もなくなりました。こちらから、情報を得るしかなくなり、里親さんも知らないので非常に孤立感を感じています。
- ・ 自治体によって制度や対応が違うので、同じにして欲しい。
- ・ 児相経由の養親は里親サロンなどに参加できるが、民間からの委託の養親は参加出来ない。
- ・ 養子縁組と里親を、一緒にされることがあるが、分けて考えてほしい。

<経済的な支援について>

- ・ 民間あっせん団体による委託と児童相談所による委託では費用面で差があり過ぎます。家庭養育を推進するのであれば、どこから委託をうけても同じサポートが受けられるようにしていただきたいです。民間団体や養親の善意に委ねられていることが多いと感じます。
- ・ 民間の斡旋団体を通した場合、成立までの経済的負担が大きいと感じました。社会的養護が必要な子どもが家庭で育つべきだと本気で考えるのであれば、裕福でなくてもあたたかい家庭がある人が委託を受けられるような仕組みが必要だと思います。
- ・ 養子あっせんの事務手数料や実母出産費用の養親による実費負担など、子ども1人をお迎えするために、全部をひっくるめると総額100万円～200万円程度かかるので、養子をお迎えしたくても出来ない夫婦もいることを身にしみて感じている。限られた都道府県だけでなく、全国どこでも事務手数料の負担軽減が受けられるように、国が補助してほしい。
- ・ 養子里親にも里親手当等を支給して欲しい。民間斡旋機関から養子を受ける際の補助金について国は事業化して、補助金をつけているが、多くの自治体が予算を付けていないので、補助金が交付されない。国の分(半額)でも、交付されるようにしてほしい。
- ・ 養育の段階では里親手当があるので大変助かっているのですが、養子縁組が成立すると一切の金銭的援助がなくなります。里親も年齢がかなり高い状況が多く、病気、入院、治療等で思ったようには働けないことも多いと思います。子どもにとっては養子縁組をすることが一番安定出来る良い方法と思いますが、養親の金銭的不安等で縁組を躊躇される方がいるとしたらとてももったいないと思います。養子縁組を推進するなら、金銭的不安を少しでも解消出来るような支援があると非常に助かります。
- ・ 民間あっせん団体からの養子縁組にはお金がかかる。それ以外にも生みの母の出産での費用(帝王切開、入院費)を病院に支払いました。せめて病院での費用に保険なり何らかの補助があれば助かります。

- ・ 高齢で縁組した場合、将来の教育費が心配。こどもが希望すれば誰もが教育を受けられる支援をしてほしい
- ・ 子供の福祉を考えるともっと縁組したかったが、教育費など子供にかかることを考えると、縁組は1人だけしかできなかった。里親制度のように金銭的な援助があるとありがたいと思っている。
- ・ 2人目の縁組は補助があると前向きに考えやすいと思います。

<育児休業等の休暇取得について>

- ・ 養子縁組前提で養育開始したときに、速やかに育休が取れるようにすべき。自分の勤め先は、育休を取るのに事件継続証明書の提出が必要で、実質的には、養育開始と同時に育休を取ることが出来ない仕組みだった。
- ・ 養育開始と同時に育休を取得できないことにより、有休で対応できない人が一定数出ると思います。仕事か縁組かの二択を迫られる状況は無くしてほしいです。
- ・ 受託後、裁判所への申立を行うまでの間が制度的空白になりやすい。特に育休を取る場合、申立までは申請が認められず、有給などで凌ぐ場合が多く、綱渡りになる家庭も多いように感じます。その期間の手当があるとありがたいです。
- ・ 縁組で育休を取る制度をもっと整えてほしい。現状だと、産休にあたる期間に養母の育休がとれず、欠勤や有給で対応するしかない。
- ・ 委託開始までのマッチング期間、有休を利用して仕事を休まなければなりませんでしたが。また、委託開始から育休開始まで約1か月かかり、その間も有休を利用せざるを得ませんでした。「特別養子縁組に伴う休暇（有休）」が全企業に設定されることを切に願います。
- ・ 受け入れまでの研修期間も仕事をしていたのですが、その当時2020年は有給を取得するしかなく、もし一般の産休に相当するような特別休暇があれば共働きの家庭でも養子制度へのハードルが下がるかもしれないと思いました。
- ・ 働きながら研修の日程調整をするのがとにかく大変でした。そのための休暇制度があるのととても助かったと思います。また、私どもは3ヶ月の子を受託しましたが、通常の妊娠してから出産までの準備期間が私たちには無く、養子縁組の打診から受託まで仕事をしながら10日間程度で必要なものを揃えるのはかなり大変でした。ケースバイケースかとは思いますが、準備をする為の休暇制度も設けていただくと助かったと思います。
- ・ 子供とのご縁がいつかわからないので、どちらか一方が仕事を辞めて待機する事になっていますが、共働きが当たり前のようになっている事や物価高騰などを思うと、職を辞する事なく待機期間中からお休みがとれるよう、個人が頑張るのではなく社会が見守るような環境になれば、養親になろうと思う人も増えるのではないかと思う。
- ・ 子どもの年齢にかかわらず、養育開始から1年は育児休業を取得できるようにしてほしい。
- ・ 育児休暇が子供の年齢にかかわらず育て始めから3年間とれるとありがたい。
- ・ 育児休業給付金、育休制度が一歳になるまでに申請しなくてはいけないため、一歳以上をむかえたとしてもハードルがある。
- ・ 仕事との両立に関して、育児休業や看護休暇等、実子と同様の支援はありますが、どれも低年齢に限られます。養子に関しては低年齢とは限らないので、その点を考慮して制度を充実させてほしいです。

<制度の普及・啓発について>

- ・ 社会的に正しく認識してもらえるように教育に組み込んでほしい。それが結果的に助かる命が増えたり、養親や養子が偏見等なく安心して子育てできる環境作りに繋がったりすると思います。

- ・ 養子縁組の制度をもっともっと周知させる。学校で税金や投資の授業のように伝えてほしい。若者が見そうなサイトに広告を出すとか。無料で助けてくれる団体があることを知って赤ちゃんを1人で産んで死なせてしまうことを防いでほしい。
- ・ もっと養子縁組についての理解が深まって欲しい。子どもが虐待されるニュースを見るたびに、「養子や里親の選択肢があります」ということも含めてニュースで伝えてくれれば、不幸な子どもが少しは減るのに…と思う。産婦人科や不妊治療クリニック、高校大学でも、目につくところにポスター掲示などして欲しい。
- ・ 特別養子縁組に限らず普通養子縁組の制度も含めてその存在を世の中にもっと広めて頂けることを国・行政に期待しています。そうすれば、欧米のように、当たり前のような子どもたちが存在するということが皆が理解することができます。結果として、養子として育った子どもたちも今よりもずっと生きやすい世の中になると私は信じています。
- ・ 子育てをしていて養子縁組の認知の広がりを感じる事が多々ありますが、養子＝親に捨てられた子供＝可哀想な子というイメージを持つ人も未だに多いと実感しております。その度子供を持ってなかった私達養親にたくさんの幸せを運んでくれた子、生みの親が幸せになってほしいから泣く泣く離れることにした生みの親にも愛されている子だと周囲に説明しております。養子は可哀想な子ではないという世間のイメージになるといいなと思っております。
- ・ まだまだ制度自体が認識されていないと思います。不妊治療に代わる選択肢ともっと広く認知されて欲しいです。
- ・ 福祉・教育に関する現場で子どもや家庭に関わる方々が、里親・養子縁組への理解を深める機会を、もっと増やしてほしいです。特に保育や学校関係の方には、ぜひ研修などを受けていただきたいです。
- ・ 養子縁組制度について保育園、幼稚園、小学校、中学校の教育者に正しく認知され理解が深まることを願っています。また、生い立ちの授業や二分の一成人式のハードルの高さがよく話題に上り、養子縁組されたどのご家庭でも不安を抱かれる行事だと思えます。家族構成が多様化した今、これらの取り組みがどこまで子どもたちの命や家族を大切にしようという意識に繋がっているのか、疑問をもっています。今後見直して頂きたい課題です。

<出自を知る権利や養子縁組に関する記録について>

- ・ 養子縁組成立後は相談回数も面談も少なくなるので、出自に関する情報の問い合わせ先など成長に合わせて必要な情報が欲しい
- ・ 真実告知は、養親の気持ち都合ではなく、子供を1番に考えて真実告知するべきであり子供の権利であると思います。
- ・ 養子縁組後のことは養親の考えによるので、養子は養親によって、真実告知をどこまでされるのか規定はないので、養子の考えを第一優先にしているとは思えない。なので、養子が知りたいと思った時点で、養子が相談できる支援機関が1つあり、そこに連絡すれば知ることができる機関が必要だと思う。複数だとどこに連絡を取ればよいか養子もわからなくなるため、国の機関で1つに集約すべきだ。
- ・ 個人情報保護の観点から出自を追っていくことが難しくなっていると聞いているため、出自情報については国が一元管理するなど子どもの知る権利に対して取り組んで頂きたい。
- ・ 子どもが幼い頃は特に気にしていなかった本人のルーツ探しなどは、子どもが多感な時期になることが多いと思うので、情報提供だけでなく、心のケアも第三者に入ってもらえたら養子、養親ともに助かるのではと思います。また子どもが成人しても、養親だけでは抱えきれないことが出て来た時にいつでも頼れるような支援先があるとありがたいです。

- ・ 小学生になると出自を知りたく、自分の言葉で質問をしてきました。そのタイミングで、記録にアクセスできることも伝えてあげてよいと思います。それは、親離れする前の時期がよいと思うからです。実感としては4年生前かな。まだ、一緒に話せる時期。自分で抱え込まなくてもよい時期。
- ・ 子どもが出自を知るということは自分探し、自分を認めるということにつながると考えています。息子がルーツ探しを始めた時に彼の人生の足かせにならないかと心配です。生みの親御さんとはせめて成人するまでは仲介団体が繋がっていてほしいと切に願います。
- ・ 子どもが出自を知りたいと言ってきた時、当時関わった職員がいない。記録はあると思うが直接様子を聞きたいと思うのではないかと思う。
- ・ 裁判記録が5年しか保存されないのは大問題。裁判所とは別の専門機関で保存して、出自を辿ることができるようにすべき。
- ・ 養子を迎えた時に養子縁組に至った経緯や養子の病歴などあまり教えて貰えなかったので 養育開始時に教えてほしい。
- ・ 将来、養子が望んだときに見ることのできる、どのような経緯で養子に出ることになったかの記録を残してもらいたい。
- ・ 先天性、後天性にかかわらず子どもに遺伝性疾患の可能性があるなら情報がほしい。対応が早いほうがよかったり、医師から情報を求められる場合がある。
- ・ 実家族の既往歴を確認できるチェックリストなどを作ってほしい。

<養子縁組に関する手続きについて>

- ・ 養子縁組関係の手続き区役所でする際、一から説明が必要で担当者が理解するのに時間がかかる。児相より情報提供したうえでスムーズに手続きができるようになるとういと思う。
- ・ 手続きが複雑で各都道府県により対応の内容も違うなど統一性が無い。もう少し国がしっかりとガイドラインを作りどこの都道府県でも同じ対応が出来るようにして欲しい。
- ・ 成立までの看護期間が、同居人という扱いになり、様々な公的機関での手続きが大変だった。中には親族でないとと言われて手続きできないこともある。
- ・ 苗字の姓も視野に入れて出来れば入学前に、養子縁組の手続きが終れたら安心して入学式が迎えられるかなと思いました。
- ・ 縁組する前に、子供が入院したのですが、医師からの説明や様々な種類の手続きが出来なくて大変困った。
- ・ 病院などは認知不足のため養子縁組成立前に予防接種を受けさせてもらえない医院がありました。
- ・ 出生証明を新しい母子手帳に記載してほしい。

<病院の受診や健康保険について>

- ・ 養子縁組に関する認知が不足していると感じる。血縁がある前提で行政手続、病院、学校での対応が気になるときはあり、説明するのが煩雑。養子縁組が当たり前の社会にすることが重要。
- ・ 病院や自治体などあらゆるところで子どもの旧姓についてこちらから説明しないといけない。また説明しても理解できない機関も多い。
- ・ 養子縁組が成立するまでの間、健診を受ける病院を探すのに苦労した。役所で病院のリストはくれたが、1件ずつ電話をして事情を話し、受け入れてくれる病院を探すのが大変だった。
- ・ 縁組成立前に別姓でも良いので親の健康保険に加入できるとよいです。
- ・ 我が子は障害を持って生まれてきたので受け入れ時から通院が必要でしたが、直ぐに養

親の健康保険に入ることも出来ず、単独で国保に加入しました。

- ・ 自治体によっては特別養子縁組成立前の試験養育期間中は児童手当や子ども医療証が申請できないため、申請できるようにしてほしいです。
- ・ 出生後の初めての検診は、近所の病院には断られました。
- ・ 新生児を受託した際の産後の1ヶ月検診について、産みの親が出産した産院でないと受診できないという理由で近所の病院に何件も断られ、自分達でなんとか1件だけ探し当て受診できたが、そうでなければ新生児を連れて遠方の産院まで行かないとならないかもしれない。生後初期の大事な検診なので、その辺りの体制をきちんと整えてほしい。

<特別なニーズのあるこどもについて>

- ・ 社会的養護を経験したお子さんには発達の問題を抱えている子も多いと感じます。現在の日本では縁組が成立した時点で里子から実子となり国からの支援も無くなります。普通の子育てよりも更に多様な支援が必要な状況であると感じます。孤立しない子育てとなるよう支援機関との関わりが必要と感じます。
- ・ 特に発達障害の子が多いと感じる。特性にあわせた育児や福祉の利用、相談機関などについてあらかじめ教えて貰えると助かります。
- ・ 外国籍の子どもの養子縁組について、情報が少ない。また、養子縁組が成立するまでは、短期滞在の在留資格しか得られない場合が多く、身分が不安定。

<支援体制について>

- ・ 児童相談所での養子縁組担当職員の増員。
- ・ 養子縁組や里親制度がもっと一般的になるために、サポート機関への人的、財政的支援が充実していく事が必要だと思います。
- ・ 現在、入所している養護施設の子供達を、あっせんできる、支援や広報などの活動を積極的に行う機関を作ってほしいです。
- ・ 児童相談所が兼務するのではなく、里親養子縁組の手続きや対応に専任する専門の担当者が必要だと考えます。委託したらそれで終わりではなく、養子が成人してもなお悩むタイミングはたくさんあるので、継続的な支援が可能なスタッフや機関の教育が必要だと感じます。また、養親も子育て経験者から、未経験者まで幅広くいることを鑑み、それに対応し相談に乗れるスタッフがいることを強く望みます。
- ・ 養育里親に比べたら縁組後の支援機関が殆どなく今後は必ず必要だと思う。
- ・ 自治体によっては特別養子縁組を希望する生みの親がおらず、自治体の枠をこえてマッチングできる仕組みがあってもいいのかもしれない。

<その他>

- ・ 民間、行政ともに委託までのステップに時間と労力がかかるため、その負担を減らす工夫があるといいなと切に思います。 審査の基準やインプットをゆるくするという方向ではなく（すでに行われていると思いますが）オンライン活用や仕事の調整の支援などがあると、志ある受け入れ家庭がもっと志願しやすくなるのではと思います。
- ・ 法律婚の夫婦以外も養親になれるよう、養親の対象者を拡大してほしい。
- ・ 年齢の壁。おそらく、どこの斡旋団体も年齢制限を設けていると思うが、不妊治療をある程度経験すると養親を希望するときには年齢が上がってしまっている。一概に年齢で区切るのではないような支援があるといいとおもう。
- ・ 私の住む自治体では、縁組希望の家庭には縁組の子供は1人だけという決まりがある。養子縁組制度が世間に広く認知されて、今後、縁組希望のケースが増えていくことが予想されるならば、1軒に縁組の子供は1人までというルールを変えていってはどうだろうかと思う。

- ・ 私たちは候補に手を挙げて1位に選ばれない期間が何年もあったため、原因を教えてほしかった。ご縁だから、ということだけではなく、これまで選ばれている人の属性など様々なケースを分析し、考えられることを教えてもらえると、改善できることもあると思う。
- ・ 大人になった当事者たちの声、活動が広がることは、今の子どもたちの大きな味方、支えになるように思います。それは、養親にとってもありがたいことです。当事者たちの活動支援をお願いします。

② その他、意見やコメント

<制度への感謝・関係者への労い>

- ・ 今、毎日がとても幸せです。
- ・ 特別養子縁組で18年、色々悩む事はありませんでしたが、私達夫婦にとってはいい子に育ち、すばらしい出会いでした。
- ・ 養護施設で多人数で過ごすよりは自分だけの、自分だけが独占できる母親、父親を持つことは小さな子どもには重要。特別養子縁組家庭が更に増えるといいと思う。血が繋がってなくても、しっかり「家族」になれます。母親にならせてくれてありがとう。
- ・ この制度のおかげで自分の視野がとても広がり、関わっていることに喜びを感じます。
- ・ この様な発言の場があり 感謝します。
- ・ 身近なところで、定期的集いを催していただいております、元気をもらっています。当事者同士が情報交換し、子どもたちも顔なじみになり、子どもたちもいつか助け合える存在になれたらいいなあと思います。温かな会を企画していただいている方に感謝です。
- ・ 養子縁組の制度と児相の職員さんの支援があったおかげで子育てや親（自分）育てが出来ています。
- ・ 子どもを授かれて幸せです。もちろん普通のご家庭と同じ育児の悩みはありますが。告知の後から子どもの中に捨てられるかもしれないみたいな恐怖は出て来てしまいましたので怒って「出ていけ！」等だけは絶対に言わないようにしたりと少しは気をつける部分はありますが子育てが出来て良かったです。子どもを心から愛しています。最愛の子どもです。深い親子の絆はあると感じています。
- ・ 特別養子縁組をしてから、私たち夫婦は、生活が一変しました。大変なこともありますが、素晴らしい景色を、子どもが見せてくれています。世界一幸せで、この子が宝物です。この制度に、感謝します。
- ・ 特別養子縁組という制度があるお陰で2人の可愛い子どもに出会え家族になれたことに大変感謝しています。これからも必要とされている養子・養親が幸せになれる出会い体制が発展していく事を願っています。ありがとうございました。
- ・ 支援する側の方は、すべての人に平等に情報を提供してほしい。血縁関係がなくても、一緒に過ごした時間が、家族としてのつながりを強くしてくれると思う。縁と運命、奇跡が出逢わせてくれたことに感謝したい。

<その他>

- ・ 特別養子縁組での子育ては、普通の子育てと同じだと言う方もいるが、私はかなり工夫が必要なのではないかと感じている。大きくなるにしたがって、子どもの行動や考え方、能力や素質などを見ると子どもの背景を感じずにはいられない。
- ・ 田舎では特別養子縁組を隠して育てることは無理です。
- ・ 養子縁組後は、養親がいかにか支援にかかわろうとするかによって、利用している人としていない人の差が大きい。そのことによって、養子にデメリットが生じないように、養子が何歳でも相談にのり、支援していく機関が必要だと思う。
- ・ これまでについて振り返りをする良い機会になりました。

- ・ 民間の団体は児童相談所に批判的だが、私たちは児童相談所は子どもの事を一番に考えて支援してくれていて満足している。民間の団体が批判することにより、児童相談所に相談することを躊躇う人がいるのではないかと感じるので、協力して行ってほしいと思う。
- ・ 縁組成立して、まだ2年です。これから、いろんなことがあると思います。声を聞いてくれるこのようなアンケートをまたお願いします。
- ・ きょうだいの斡旋について 養子には、(可能であれば)きょうだいの斡旋を望みます。成長後の養子同士の情報交換の場として交流会がありますが、成長すると養子自体が交流会に出席しなくなったり、養親が斡旋団体から脱退するなどとなってきており、養親同士の交流どころか、遠路はるばる義務的に交流を行っている状況です。養親の相互相談(情報交換)の場は、近隣の養子縁組家族であり、養子同士は、最終的にはきょうだいであると感じています。

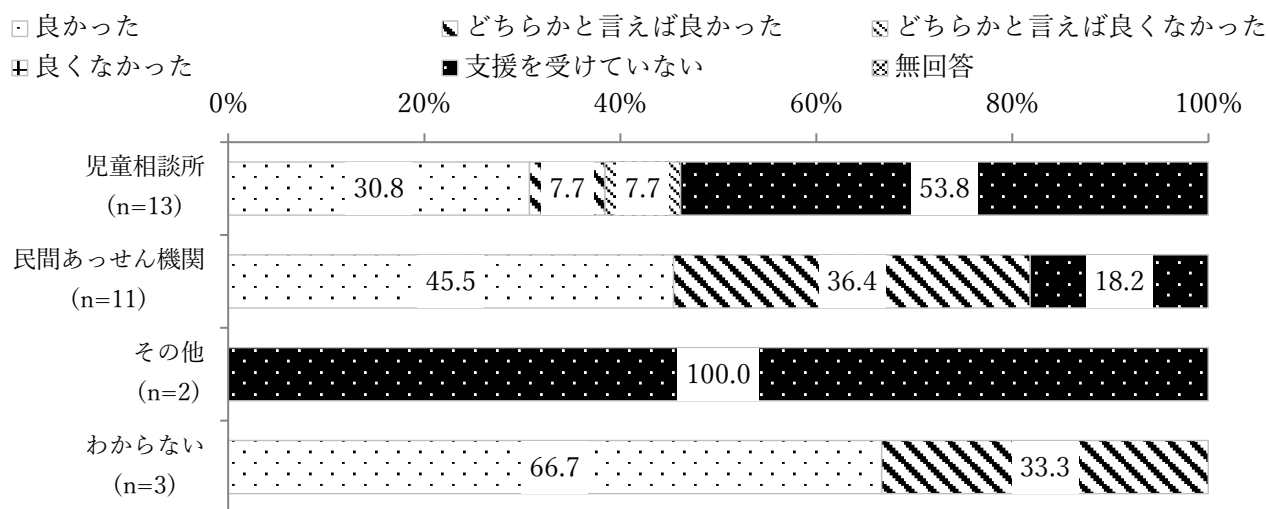
3. 養子アンケート クロス集計結果

(1) 養子縁組成立後、養子縁組の仲介をした機関に限らず、1回以上受けた支援の種類とその満足度と、養子縁組の仲介をした機関

① A：真実告知（テリング）・生き立ちの整理・出自やルーツ探しに関する支援

(n=31)

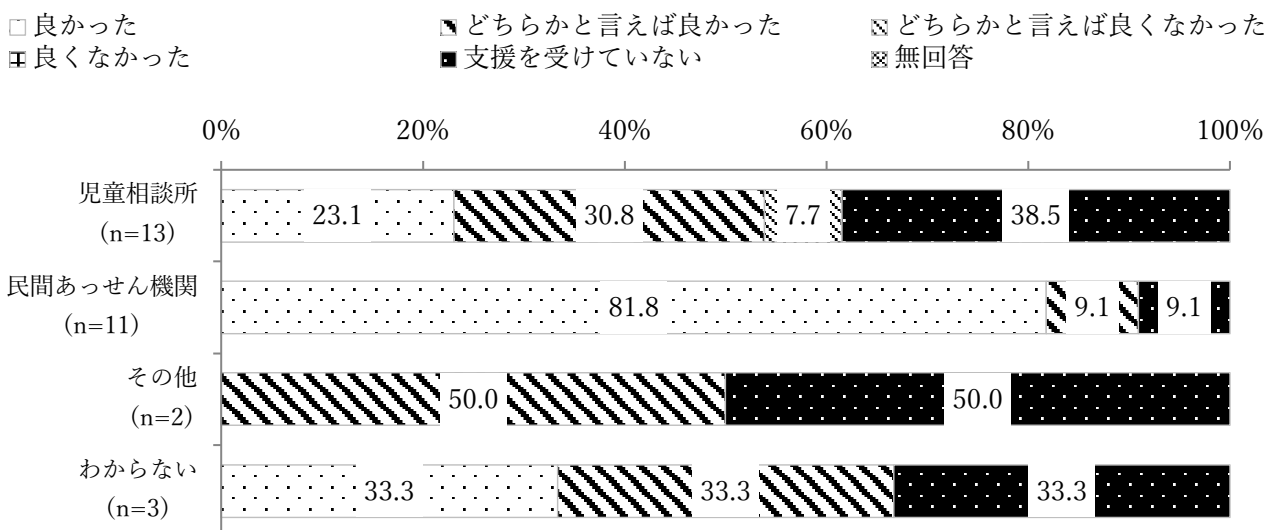
図表 4-63 真実告知（テリング）・生き立ちの整理・出自やルーツ探しに関する支援を受けた経験・満足度と、養子縁組の仲介をした機関



② B：他の里親や養子縁組家庭・養子同士の交流に関する支援

(n=31)

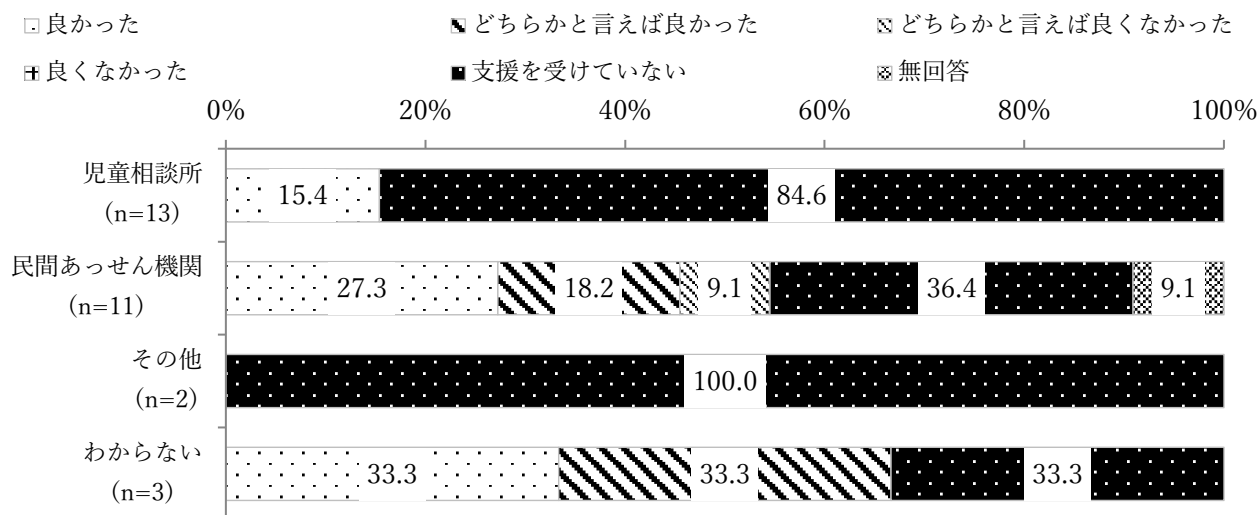
図表 4-64 他の里親や養子縁組家庭・養子同士の交流に関する支援を受けた経験・満足度と、養子縁組の仲介をした機関



③ C：生みの親やその親族との交流に関する支援

(n=31)

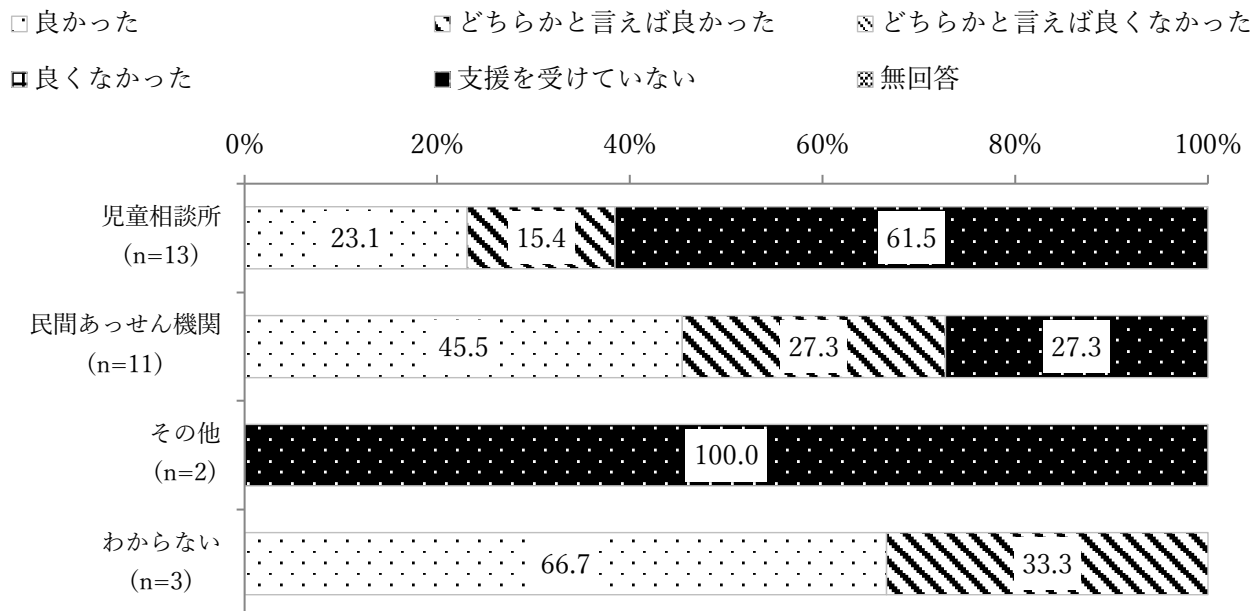
図表 4-65 生みの親やその親族との交流に関する支援を受けた経験・満足度と、養子縁組の仲介をした機関



④ D：親子関係に関する支援

(n=31)

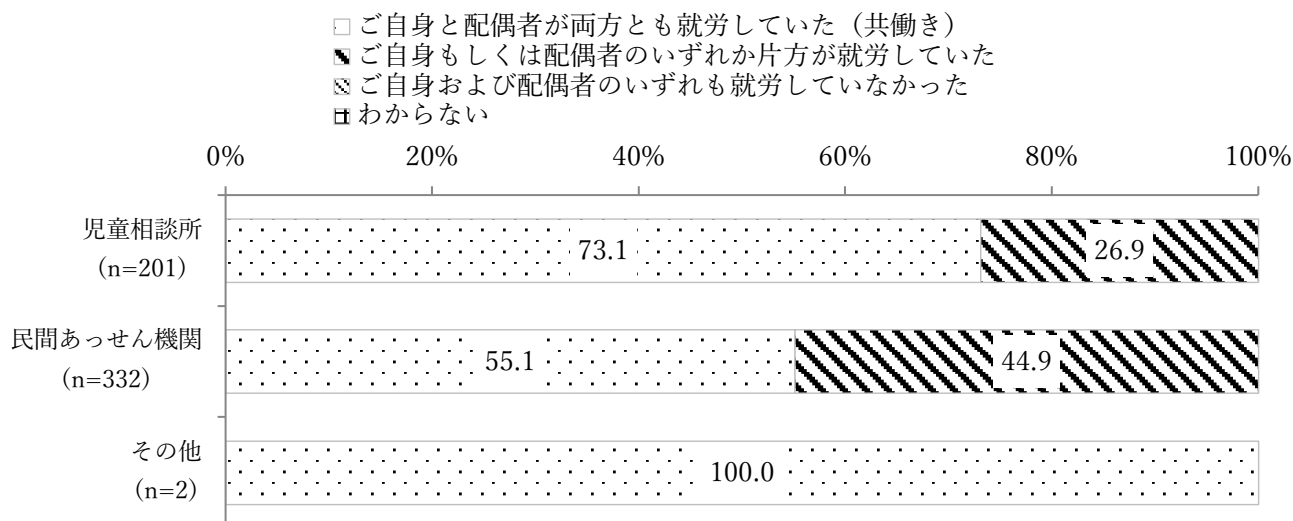
図表 4-66 親子関係に関する支援を受けた経験・満足度と、養子縁組の仲介をした機関



4. 養親アンケート クロス集計結果

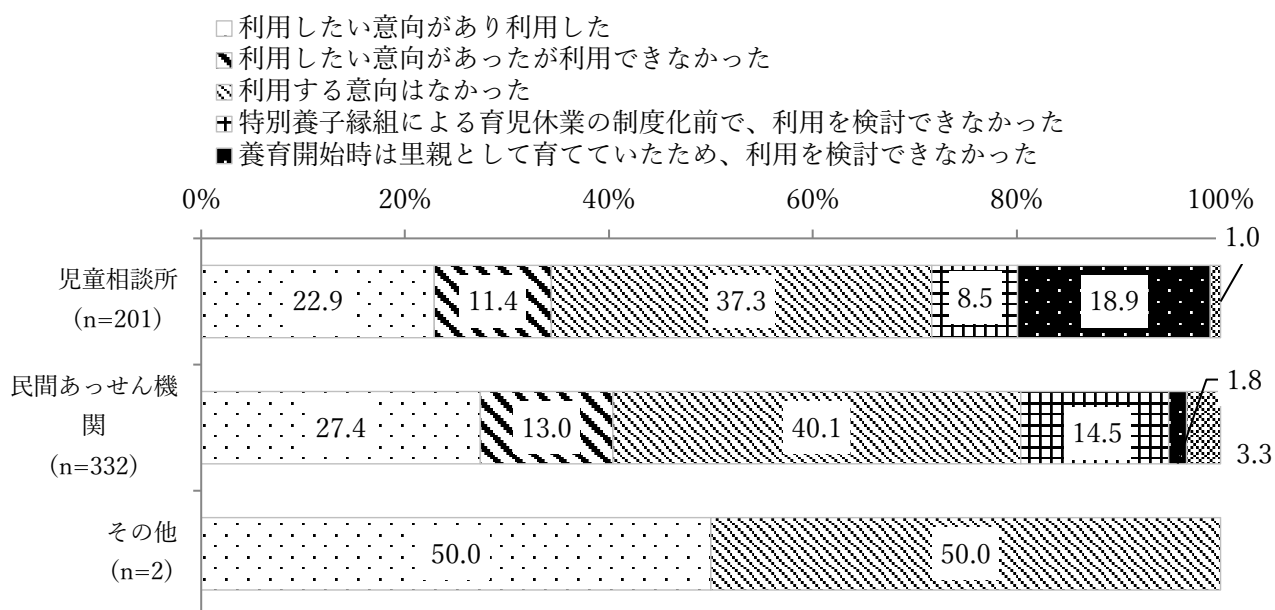
(1) 養育開始の直前（委託前）のご自身及び配偶者の就労状況と、養子縁組の仲介をした機関 (n=535)

図表 4-67 養育開始の直前（委託前）のご自身及び配偶者の就労状況と、養子縁組の仲介をした機関



(2) 養育開始時の育児休業の利用状況と、養子縁組の仲介をした機関 (n=535)

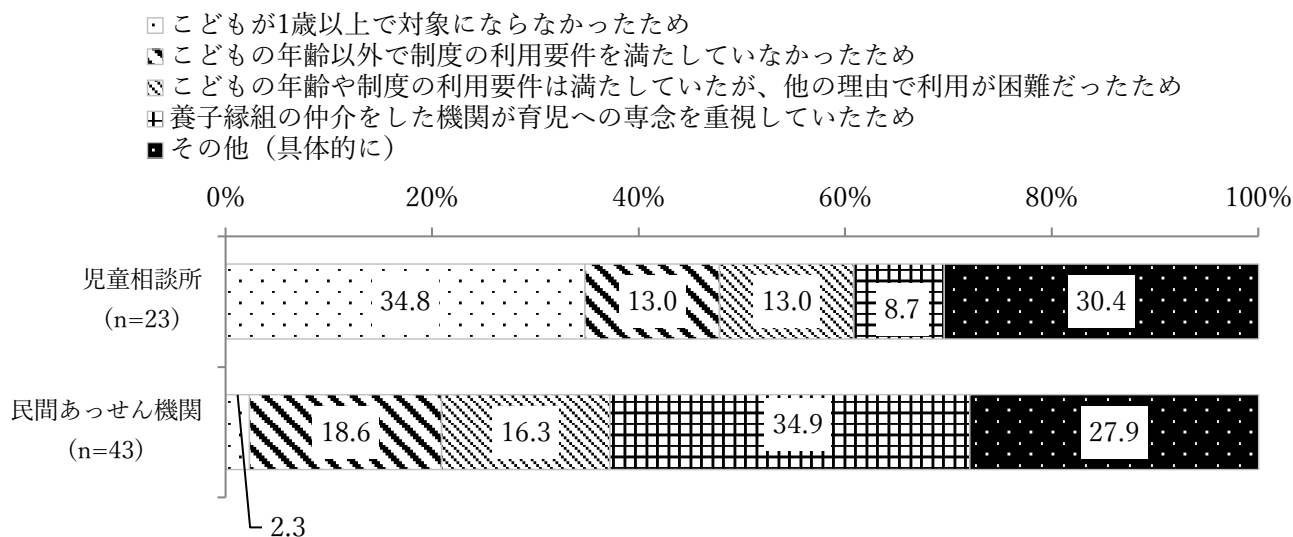
図表 4-68 養育開始時の育児休業の利用状況と、養子縁組の仲介をした機関



(3) 育児休業を利用したい意向があったが利用できなかった場合の理由と、養子縁組の仲介をした機関

(n=66)

図表 4-69 育児休業を利用したい意向があったが利用できなかった場合の理由と、養子縁組の仲介をした機関

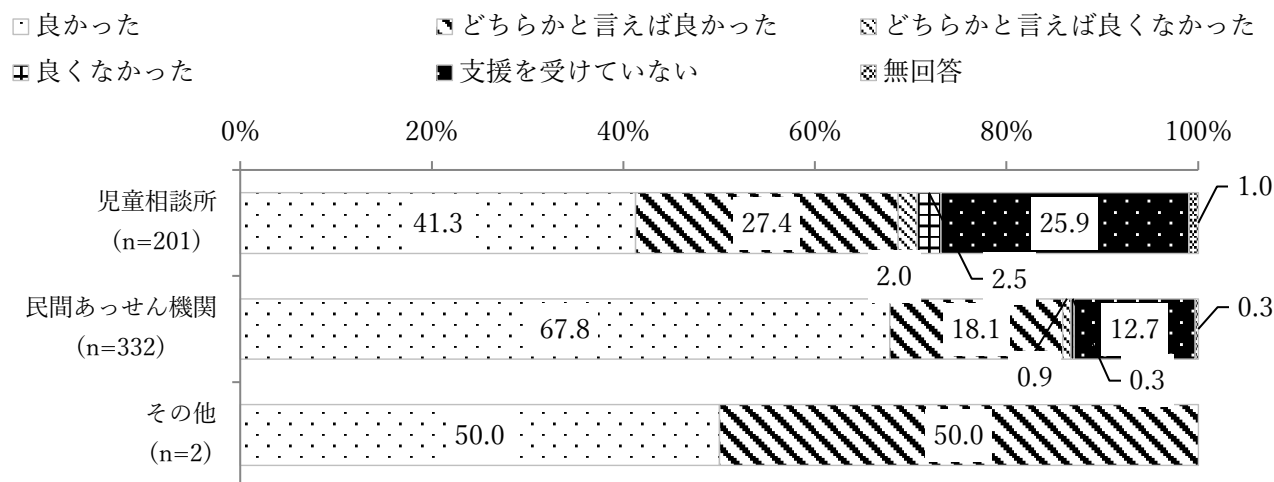


(4) 養子縁組成立後、養子縁組の仲介をした機関に限らず、1回以上受けた支援の種類とその満足度と、養子縁組の仲介をした機関

① A：真実告知（テリング）・生い立ちの整理・出自やルーツ探しに関する支援

(n=535)

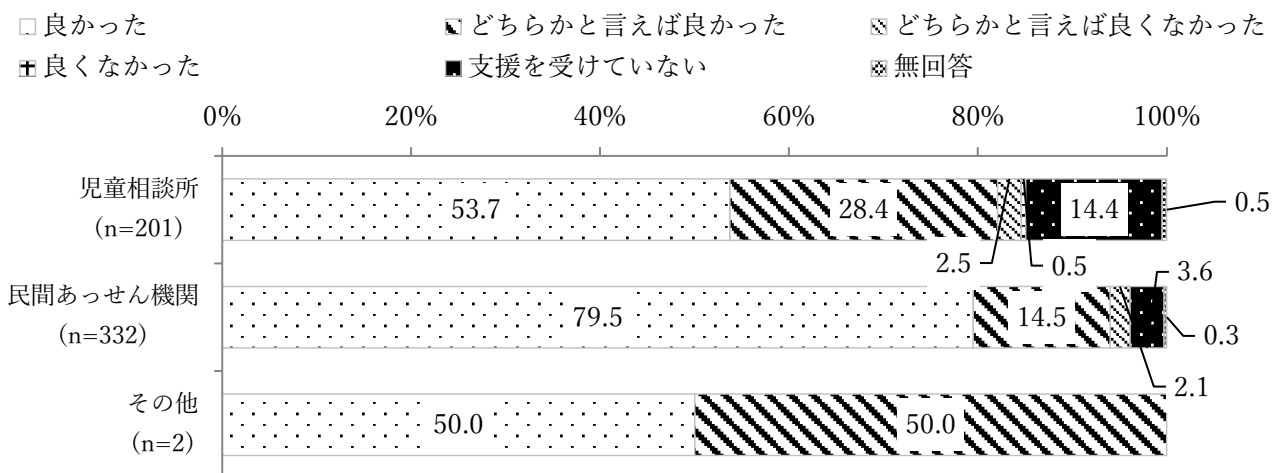
図表 4-70 真実告知（テリング）・生い立ちの整理・出自やルーツ探しに関する支援を受けた経験・満足度と、養子縁組の仲介をした機関



② B：他の里親や養子縁組家庭・養子同士の交流に関する支援

(n=535)

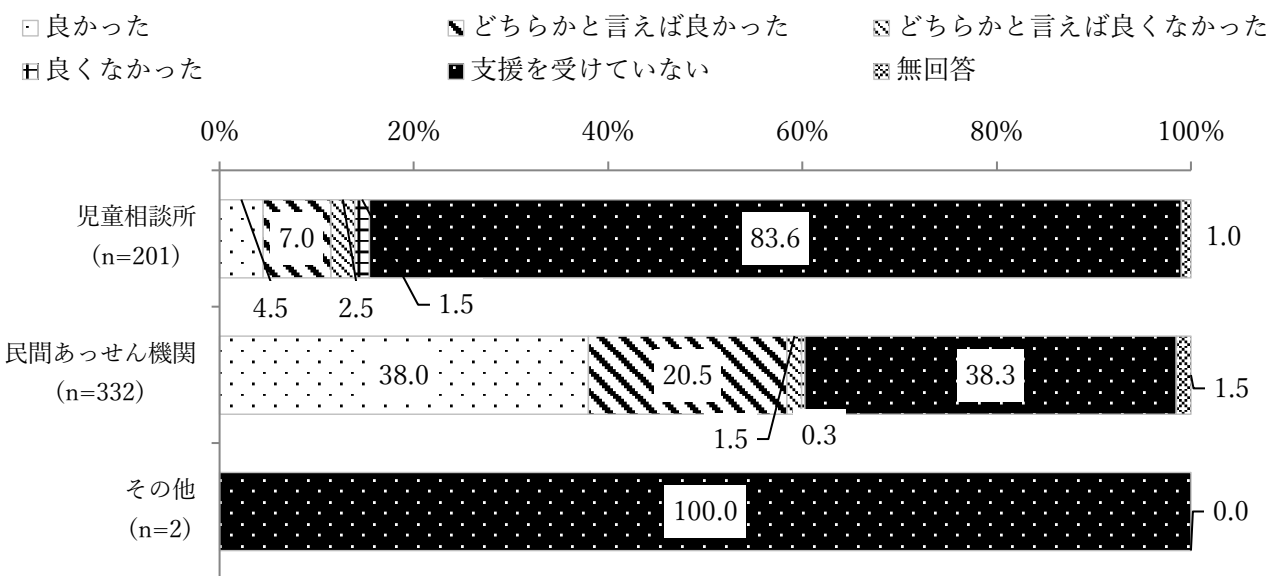
図表 4-7 1 他の里親や養子縁組家庭・養子同士の交流に関する支援を受けた経験・満足度と、養子縁組の仲介をした機関



③ C：生みの親やその親族との交流に関する支援

(n=535)

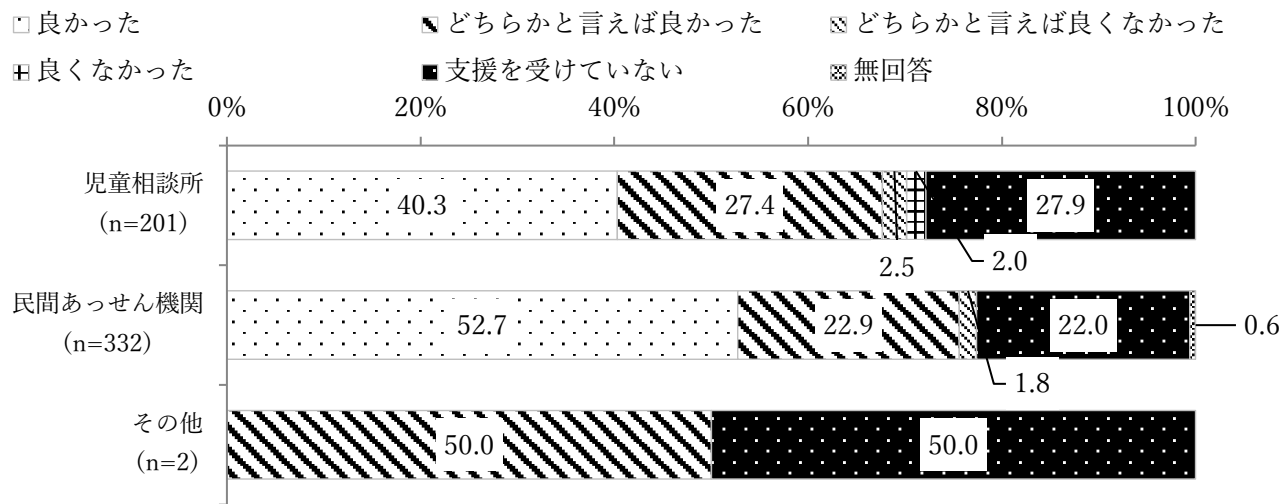
図表 4-7 2 生みの親やその親族との交流に関する支援を受けた経験・満足度と、養子縁組の仲介をした機関



④ D：親子関係に関する支援

(n=535)

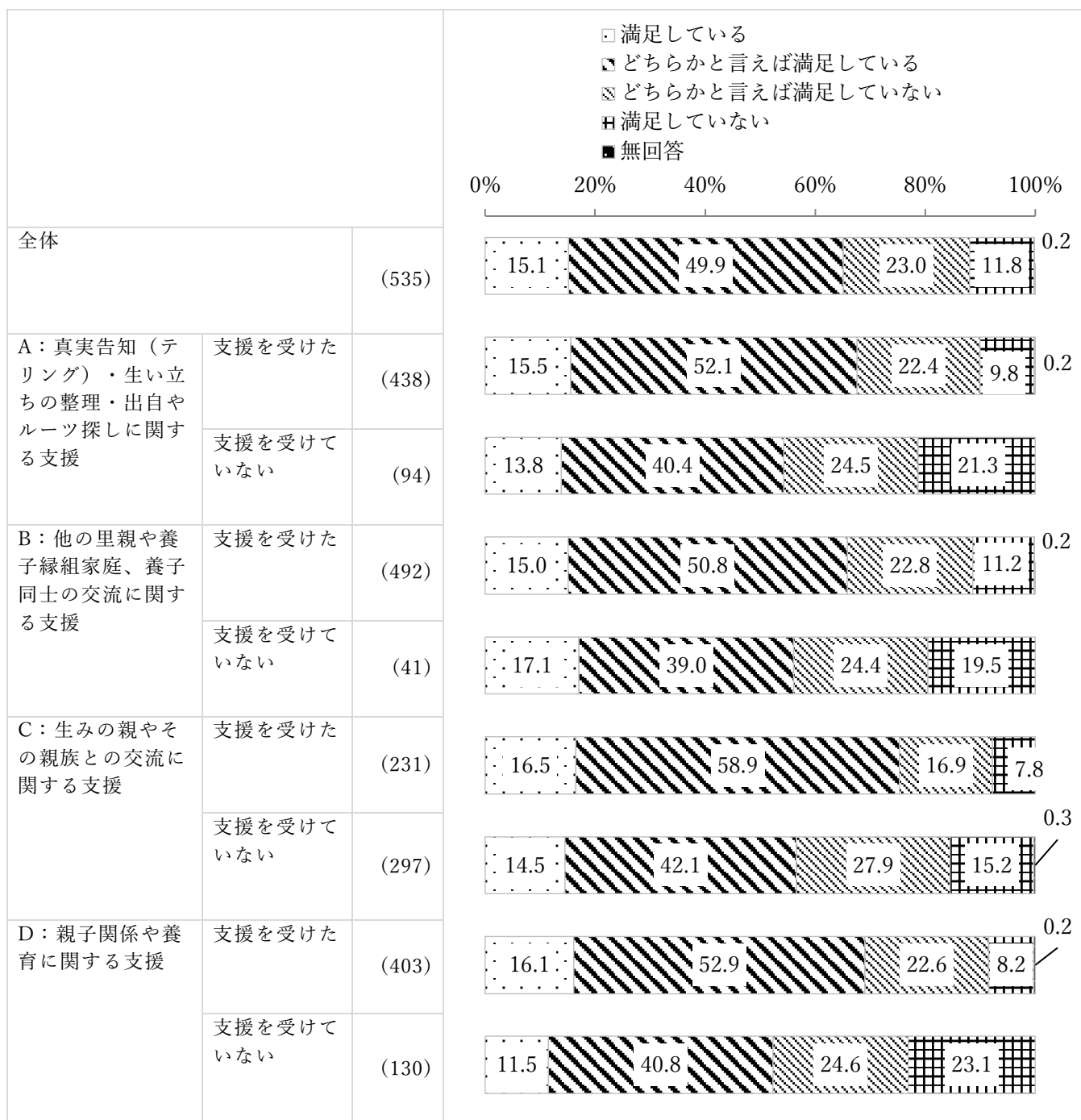
図表 4-73 親子関係に関する支援を受けた経験・満足度と、養子縁組の仲介をした機関



(5) 養子縁組の成立後に受けられる支援制度に対する全体的な満足度と、養子縁組成立後、養子縁組の仲介をした機関に限らず、1回以上各種支援を受けた経験

(n=535)

図表 4-7 4 養子縁組の成立後に受けられる支援制度に対する全体的な満足度と、養子縁組成立後、養子縁組の仲介をした機関に限らず、1回以上各種支援を受けた経験

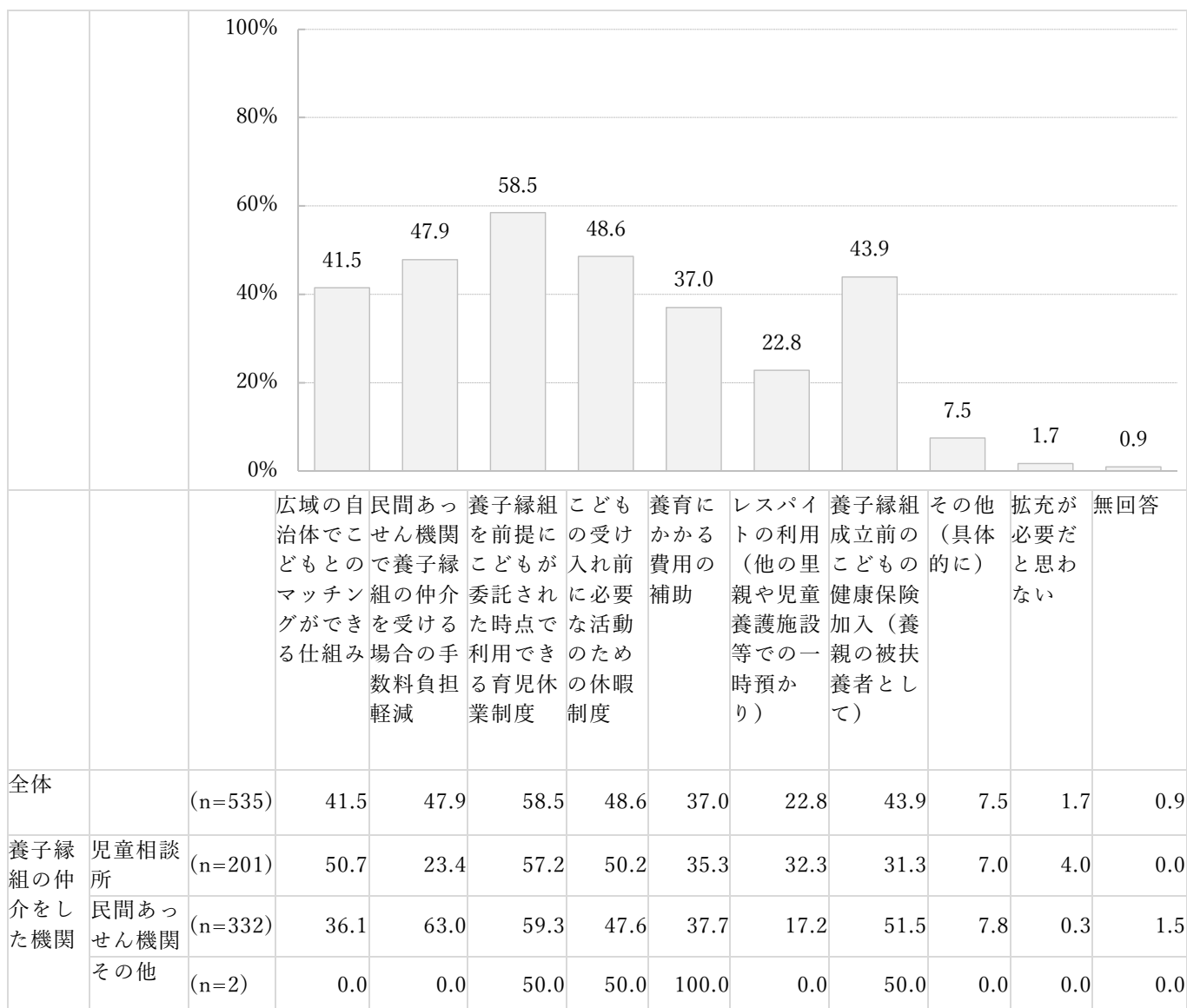


※「支援を受けた」は、養子縁組成立後、養子縁組の仲介をした機関に限らず、1回以上受けた支援について、「支援を受けていない」の回答と無回答を除いた回答の合計値

(6) 養親に対する国や自治体の制度として特に拡充が必要だと思う制度（すでに利用している制度も含む）と、養子縁組の仲介をした機関

(n=535)

図表 4-7 5 養親に対する国や自治体の制度として特に拡充が必要だと思う制度（すでに利用している制度も含む）（複数回答）と、養子縁組の仲介をした機関



第5章 特別養子縁組の支援に関する養子・養親インタビュー調査

要旨

<養子の主な調査結果>

- ・ 養子縁組に関連してこれまでに受けた支援について、3名のうち、児童相談所を通じて養子縁組となった2名はほぼ受けておらず、民間あっせん機関を通じた養子縁組だった1名は養子同士の定期的な集まりへの参加経験があった。
- ・ 集まりへの参加経験のある方は、家族のなかで養子縁組についてオープンに話しており、課題を感じた経験は特になかった。一方、養子縁組に関連した支援を受けていない2名のうち1名は、家族内では養子縁組の話はタブーであり、養親からは真実告知を受けないまま、20代で戸籍を見て養子であることを知った。もう1名は、幼児期に（縁組前の）戸籍名で名簿が作られたことがきっかけで養子縁組であることを知ることとなった。
- ・ 学校生活においては、2名が養子であることを周囲に伝えたことがきっかけでいじめを受けた経験があった他、生い立ちの授業で配慮がなく困った経験があった。
- ・ 養子縁組に関する記録について、3名のうち、2名はアクセス経験があり、その過程で学校に通えないほど気持ちが落ち込んだり、心理的な衝撃を受けたりしていた。アクセス経験がない1名は、すでにいろいろなことを知っているため今後も開示請求は考えていないが、生みの親に会って成長できたことを伝えたいという気持ちがあった。
- ・ 縁組成立後の支援に関する考えとして、成立後の支援がなく養親が孤立することは大きな課題であること、児童相談所や民間あっせん機関等の相談員が里親家庭と同じように継続的に様子を見てくれてこどもの様子に合わせて真実告知のタイミングを相談できること、切れ目のないつながりがあることが重要であること、養子縁組家庭の集まりに早い段階で参加することで気持ちが楽になって自分だけでないと思える等があった。また、こどもを迎えるまでに傷つきがあった養親に対するケアが重要であることも触れられた。
- ・ 記録へのアクセスやルーツ探しについては、社会にフラットに情報があつたり、伴走してくれる機関があつたりするとよいこと、小さい頃から真実告知と併せて一緒にやっていながら記録にアクセスできることを伝えること、養親が悩んだ時に専門家が一緒に考えてくれると良いこと、開示請求の際の金銭的なサポートの必要性、情報が統括されている中央機関のようなワンストップ支援が必要であること、法律が味方についてくれると心強いこと、養子の選択と思いが尊重されることと選択肢が整っていくことが大事であること等の意見があった。

<養親の主な調査結果>

- ・ 支援を受けた経験については、3家庭5名のこどものうち、児童相談所経由での養子縁組だった2名のこどもについては、養親が里親支援機関による支援を継続的に受けたと回答し、民間あっせん機関を通じた養子縁組だった3名については、生みの家庭と交流があることやこどもの状況を毎年報告しているほか、民間あっせん機関がなくなったという回答があった。
- ・ 里親支援機関による支援を受けている2家庭の養親は、困ったときに相談ができることが心強いこと、身近に相談できる場があることや他の家庭と交流ができることが重要だと感じていた。一方、民間あっせん機関を通じた養子縁組だった1家庭は、自治体の養子縁組の集まりには民間の場合は入れないと言われたものの積極的に動いて入ることができたとのことだった。
- ・ マッチング理由の説明については、2家庭が特に受けていなかったが、受けていた1家

庭は、その家庭が大事にしていることが生みの親からの要望に適していたためとの説明を受けていた。

- 育児休業等については、手続き時にこどもの旧姓を会社の多くの人に見られることを懸念して取得しなかったことや、特別養子縁組での育児休業が会社では初めてでいろいろなことが決まっていなかったという経験が聞かれた。また、国民健康保険の費用や手続きの煩雑さについても負担感が見られた。
- 特別養子縁組での子育てがしやすくなるために必要な支援や制度に関する考えとして、養親からは、研修の内容やサポート等具体的なことが事前に分かる方がいいこと、成立後の研修や相談する場があることの重要性、成立までのスケジュールの把握、養子縁組の認知度の向上、周囲にどこまで養子縁組であることを伝えるべきか難しさがあること、こどもの精神面のケアの必要性、あっせんした機関を問わず受け入れてくれる支援機関があるといいこと等が挙げられた。

1. インタビュー調査概要

1. 目的

養子縁組の各段階(研修、縁組成立前養育、縁組成立後)における望ましい支援のあり方について、当事者である養子・養親の意見を踏まえて検討を行うため、これまでに受けた支援の経験と要望、改善が必要なこと、今後必要な支援・制度等について詳細を把握する。

2. 調査対象

(1) 特別養子縁組が成立した 18 歳以上の養子 (3 名 : 女性 2 名・男性 1 名、30 代 2 名・20 代 1 名)

- ・ 児童相談所経由で縁組された方 2 名
- ・ 民間あっせん機関で縁組された方 1 名

(2) 2004(平成 16)年 11 月 1 日～2024(令和 6)年 10 月 31 日の間(直近 20 年間)に特別養子縁組が成立した養親(ご夫婦 1 組を含む 3 組 4 名 : 女性 3 名・男性 1 名、40 代 2 名・50 代 2 名、養子の年齢 1～6 歳)

- ・ 児童相談所経由で縁組された方 1 組(お子さんの人数 1 名)
- ・ 民間あっせん機関で縁組された方 1 組(お子さんの人数 2 名)
- ・ 児童相談所と民間あっせん機関で縁組された方 1 組(お子さんの人数 2 名)

3. 調査方法

養子・養親ごとのグループインタビュー(半構造化インタビュー、オンライン)

4. 主な調査内容

(1) 養子の方

- ① ご自身について
 - ・ 現在のご自身の年齢、縁組成立時のご自身の年齢
 - ・ 養子縁組の仲介機関
- ② 支援を受けた経験や課題について
 - ・ 養子縁組に関連してこれまでに受けてよかった支援と課題に感じたこと
 - ・ マッチング理由の説明について
 - ・ 生みの家族(親やきょうだい)との交流のあり方(成立前・申立て中・成立後)
- ③ ルーツ探しに関する経験と要望
 - ・ 真実告知や生い立ちの整理に関する経験
 - ・ 養子縁組に関する記録へのアクセス経験の有無と、アクセスを希望する場合に必要なと思う支援や課題
 - ・ 養子縁組に関する記録にアクセスできると良い年齢と、アクセスできることについて誰から伝えるべきか(養親・仲介機関等)

(2) 養親の方

- ① ご自身について
 - ・ 現在のご自身の年齢、現在の養子の年齢、成立時の養子の年齢
 - ・ 養子縁組の仲介機関
- ② 支援を受けた経験や課題について
 - ・ 養子縁組に関連してこれまでに受けてよかった支援と課題に感じたこと
 - ・ 養子縁組の検討段階や、成立前に取得できるとよい情報
 - ・ マッチング理由の説明について
 - ・ 生みの家族との交流のあり方（成立前・申立て中・成立後）
 - ・ 身近な地域で養子縁組支援の専門機関（相談・交流）があつて良かったこと、そうした機関がない場合に課題だと感じる事
- ③ 制度に関する利用経験と要望
 - ・ 育児休業の取得経験や仕事との両立に対する課題・要望
 - ・ 特別養子縁組での子育てがしやすくなるために必要な支援・制度や、養子縁組にかかわる活動のための休暇について

5. 調査実施時期

令和7年2月5日（水）各90分

※ 本調査の実施にあたっては、調査依頼状に調査名称、目的、調査対象者、調査項目、結果の公開方法、個人が特定されないように加工をすること、協力は自由な意志が尊重され協力しない場合も不利益がないこと、ご協力の場合でも答えにくい設問は、無理に回答いただく必要がないこと、インタビューの途中で回答をやめることができること、調査への協力に伴う心理的な負担の可能性について記載した上で、協力の同意が得られた方に依頼した。

II. インタビュー調査結果

1. 養子インタビュー調査結果

(1) 支援を受けた経験や課題について

1) Aさん（民間あっせん機関での縁組）

- ・ 本当のうちに来たのが生まれてすぐということもあり、実子と同然に育てられた。怒られる時は怒られるし、課題などは感じたことは特にない。
- ・ 学校で困ったことはあった。今言ったように実子と同然だったので家の生活は支障がなかったが、自分が同じクラスの子に養子なんだと話してしまったのがきっかけで、言い方を悪くすれば、いじめに遭ってしまった。しばらく学校に行けない時期も何日かあった。
- ・ 乗り越えられたのは、親の影響が一番大きかった。学校で友達に養子だと話したら、小学生のときなので養子といってもその意味はわからないが、友達から、解釈すると「捨て子ちゃん」と言われた。それを親に話したら、自分の気が済むまで学校に行かなくていいとってくれた。そういうきっかけで心が楽になった。開き直ったというか。自分には親がついていてくれるから心配しなくていいんだと。だいぶ親の存在が大きかった。多分当時の自分は、それを親に少し言いづらかった部分もあったとは思う。うちの場合は、きょうだいみんな血が繋がっていないので、そういう環境もあって自分は一人じゃないって思うことができた。
- ・ きょうだいにも相談したこともあった。中学高校になって、ご飯を食べた後などに、きょうだいや親も交えて話し合ったり。こういうことはどう思う？などと話をよくしていた。きょうだいそれぞれ思うことは違う。一番よく話すのが、生みの親に会ってみたいかどうかということ。会いたい・会いたくない（会わなくてもいい）の意見に別れる。自分はどちらかといえば会いたい側。なぜそう思うの？なども話している。基本的にうちの中では隠すということはなく、オープンに話している。オープンに話さないと伝わらないこともあると思う。
- ・ 親の関係で、養子の定期的な集まりがあった。その中で、親とこどもそれぞれの近況報告をやっていた。集まるのは養子や里子なので、同じ立場の人と、普段は学校で言えないようなこととかを言ったり。自分も20代になり、いま小中学生のこどもが「学校でこういうことがあった」と話すのを聴く側にまわっている。自分もそういう経験あったよ、と話して、その時自分はこうしたよ、と話して、それが正解というわけではないが、一つの参考になればいいかなと。こどもだけの空間で話す。
- ・ 自分がそれに参加し始めたのは高校生すぎからだったが、小中学生で参加していたら違う気持ちがあったと思う。高校生から参加した自分でも、気持ちが少しは楽になる、自分だけじゃないと思えた。そういう集まりに積極的に参加してくれる、初めて来て、お試しで見に来たという人もいるが、そういう人と話したりすることもあり、それだけで結構違うんじゃないかなと思う。集まりがあるということを知っているだけでも違うんじゃない

ないかなと。

- ・ 高校生になるまでは、親に連れて行かれていた。会場にはいたが、小さかったので周りで遊んでいただけ。話に参加したり、養子として皆さんに意見を話すようになったりしたのは高校生くらいから。
- ・ 学校での経験とかを話してくれる子もいる。こどもがどう考えているか、こども目線で聞きたいと、親からも聞かれることがたまにある。その子ではないので自分はわからないが、自分の意見を言うようにしている。少しでも参考になればと思う。

2) Bさん（児童相談所経由での縁組）

- ・ 受けて良かった支援と言われると、支援になるかわからないが、一番は児童相談所という場所があって、養子縁組という制度があってくれたこと。逆に言えば、それ以外の支援は全く受けてこなかった。ネガティブな意味で受けていない。
- ・ （養子縁組であることは）20代の時に自分で戸籍を見て事故的に知った。養親からは真実告知を受けたわけではなく、知った時に養親は傍にいなかった。一緒に育ったきょうだいは、実子、里子、養子の私だった。きょうだいのひとは途中で措置解除になったので、高校生くらいでいなくなったが、当時は自分が実子だと思っていて、（措置解除になった里子の）きょうだい、養子だと思っていた。養子と里子の違いなんてわかっていなかったし、里子が家庭からいなくなるなんて知らなかった。措置解除になってうちの親から縁がなくなるという説明すら受けていなかった。きょうだいについても自分についても養子縁組・里子の話はタブーとされるような感じで、家庭ではずっと話に出しちゃいけない感じの雰囲気です。
- ・ 30代で結婚する間際の時に、養子であることを知っている親に打ち明けてやっと話ができたくらい、ずっと話をしなかつた。そうなっていることが一番の課題だと感じている。児童相談所経由というのもあるが、縁組すると養親任せになり、孤立してしまい、横のつながりも何もなくて、家庭に投げている状態。親もどういふふうで育てようとか、いつ真実告知したらいいかとか悩んでいたと思うが、話せる人もおらず、孤立してきたことがいちばんの課題になると思う。
- ・ （知った経緯としては）資格の手続きをする時に、戸籍が必要で謄本を取り寄せた。きょうだいのことを知りたかったのもある。
- ・ 様々なことが巧妙に親に合わせられていた。偶然、不自然ではない血液型だった。自分はやけに身長が伸びないなとは思っていたが、成長不良なのかなと思っていた。学校で生い立ちの授業は、やっていないのか休んだのか配慮されたのか分からないが、経験していない。1/2成人式もなかった。
- ・ 強いて言うなら、大学で幼稚園免許をとるための科目があり、母子手帳を持ってくるように言われ、養親から無くしたと言われて困ったことがある。
- ・ 名前も養親が改名したので、養親からももらった名前になっていたため、疑うことなく育っていた。病院を受診した時などの記憶はあまりない。
- ・ 里子のきょうだいもオープンにしていたかと言うとタブーだったが、里子のきょうだい

以外には、相談できる人がほとんどいなくて、Aさんのような環境はとても素敵だなと思った。大人になると養子の仲間を探すのに苦労し、ネットで探していた。今は、横のつながりができたらなと思って活動している。

3) Cさん（児童相談所経由での縁組）

- ・ 支援と言われると漠然としていて、何を受けただろう？となるくらい、受けていないと感じる。親が良かれと思って「児童相談所の援助はいらない」という強気な里親だったので、児童相談所の助けもなかった。自分の人生の節目で様々な出会いがあって、それが一つずつの支援、エンパワメントになり、落とし所を作っていたと感じる。
- ・ （住んでいた）X自治体は閉鎖的で、こどもを乳児院から出すことすら抵抗があった。主席判事との出会いがきっかけで委託になった。養子縁組のときも、里親会で講演をしていた方に繋がり、名前のことでも教育委員会の不手際で色々あったが、そのリカバリーは真実告知だったのではないかと、今になれば解釈できる。
- ・ 高校は市外に出た。繁華街の方で、そこで出会った子たちが「あなたはあなた」と認めてくれた。大学では、真実告知のことを授業でたまたま取り上げてくれた。それまで養子縁組だったということを忘れていたがハッとした。その後の過程で、出自のことも理解したし、今もまさにライフストーリーをやっている。節目があって機会があって、ご縁があって、というのが自分にとっては支援になった。
- ・ きょうだいはたくさんいて、自分は末っ子。歳はいちばん近いきょうだいでも、かなり年齢が離れている。親は、もともとベトナム戦争の子を預かるころから始めている。歳が離れていたのも、よく言われていたのは、可愛がられていたと。きょうだいが高校生の時に家に行っているのも、みんなが良くしてくれたのがよかった。
- ・ 治安が悪い地域で、うっかり捨て子だと言ってしまうから卒業までいじめがあった。中学校に上がって親も奮闘してくれたが、中3までいじめられていた。自分も鈍感だったりする気質なのでそれでもいいか、と最後は開き直っていた。親も戦ってくれたが、時代も時代だし、言うことも聞いてくれないし、そういう時代だったと思う。不登校になりかけたが、行っては帰り、と言うのを繰り返して、登校は絶対にさせられた。「行くことに意義がある」と言われたが、家に帰ってきて怒られるかと言うと怒られず、海に一緒に行ったり、動物に癒されたり、飼い犬に癒されたりして、二人三脚で乗り切った。
- ・ 名前の授業は困った。名前が違ったため。名前は意味があった、とその授業で知ったから良かったが、写真を持ってきて、と言われ、節目で撮っていた写真はあったが、これはまずいなど。生まれてすぐはない。（生い立ちの授業での）配慮とかも全然なかった。愛猫との写真を持って行った。

(2) 真実告知や出自・ルーツ探しについて

1) Aさん（民間あっせん機関での縁組）

- ・ 真実告知は、自分の場合は養親からではなく、自分から言ってしまった。幼稚園の時に、

本当にふとした時に、自分はお母さんから生まれてないんだよ、と自分から言ったのが始まり。おそらくその時は直感で。親からは「ああ、そうだよ」という返答だった。

- ・今は話すことも多く、大体のことはわかっているが、(当時は)自分から親に養子だと言う話をして、それからは日常会話的にそういう話をしていたので、なんというか身構えて話すこともなかった。別に壁に感じるというのもあまりなかった。
- ・日常会話のなかで自分の生い立ちを知ったと言う感じだった。書類関係は全く見ていない。親の口、きょうだいの口からそういうことを聞いたという感じ。
- ・今のところは資料の開示請求などは考えていない。ほぼ知っているの。生みの親に会いに行くなどもまだ動いていない。きょうだいは、今の親にも相談なしで、一人で生みの親に会いに行ってしまった。それを会った後に聞いて、きょうだいは、「自分の親だなあ」という感想を言っていた。
- ・自分としては、たしかに生みの親に会ってみたい気持ちはある。会いたい理由といっても、中には言い方は悪いが恨みがある人もいると思うが、自分は今さら恨んでもしょうがないと思っている。ここまで成長できたと報告するだけでも、だいぶ違うのではと思っている。お互い変化はあると思う。自分もここまで成長できたとすることで気持ちが変わるかもしれないし、生みの親もどうなるかわからないけど安心してくれるかもしれない。

2) Bさん(児童相談所経由での縁組)

- ・(真実告知は)20代の時に自分で戸籍を見て知ったのが最初。そこから戸籍の附票を取ったり除籍謄本をたくさん遡ったりして取った、ひとりで。その中である程度生みの親の名前や当時の住所や乳児院にいたこと、いろんな経緯が大体明らかになった。乳児院にいたこともその時に自分で知った。
- ・職業柄知っていたので、そのあと審判書を取りに行ったら。審判書を知っていたから取りに行こうと思っただけで、アクセスする仕方は全く何も教えられずにいた。ただ審判書を取りに行くにしても、真実告知を受けていなかったのが家庭裁判所がどこかわからなかった。当時住んでいたところから1/2の確率で行ったところが、たまたま当たっていた。
- ・困ったのが、先に戸籍を取っていたので当時の名前はわかったが、開示請求で書くのが当時の名前だったこと。改名をさせられており、苗字も名前も違うので別人のような状態だった。書類を役所の窓口の人が持ってきてくれたが、私の人生についての大事な情報が載っているとは知らずに、ペラっと目の前で渡され、封筒にも入らずコピーしていいよという感じだった。その後も事務的な手続きだけで、心理的なサポートもなく、養子に出された経緯を知った。
- ・審判書の内容は結構書いてあった。こういう事情で乳児院に預けられて、養親が登録していた理由など。そこではひとまず情報過多な感じで、1年くらいでやったので、気持ちを整理するのに時間がかかり、その後児童相談所に開示請求をした。ただ、郵送で開示請求をしたのが悪かったかもしれないが、ほぼ黒塗りの状況でコピーが戻ってきた。児童

相談所の記録で新しくわかったのは出生体重くらいで、新しくわかった情報がほとんどなかった。審判書の方が知りたい情報があった。だめもとで、生まれた病院のカルテの開示請求もした。5年の保存はすぎていて開示はできないと言われたが、自分が生まれたことの記録はある、ということだった。

- ・ 具体的にルーツを辿ったのはその辺り。何か支援や具体的な手続きを教えてくれたり、前後の心理的なケアもなかったため、養子の友達に話して聞いてもらうのが一番だった。説明してくれるホームページなど、なんでもいいので情報が得られるところがあると思う。
- ・ これを一気に大人になってからやったので、親はもう頼れない関係なので、頼れる相談機関、伴走してくれる機関が別であればよかった。ISSJさんなどがされているような窓口が当時もあればと思った。理想としては、小さい頃から真実告知と併せて、養親と一緒にやっていくこと。養親も悩むので、そこに専門家が一緒に作戦を考えてくれたりするといい。知った当時は、大学に通えなくなるくらい落ち込んだ。
- ・ (親に頼れないというのは) 真実告知をしてこなかった親なので、伝えたくないという気持ちがあるんだろうと思う。良い言い方をすれば、尊重したい、傷つけないと言う気持ちもあったが、家族関係としてあまり風通しがよくない、聞きたいことが聞けない関係だったので、頼れない、頼りたくない、話しても怒られる気しかしない、というネガティブな想像しかできない。

3) Cさん (児童相談所経由での縁組)

- ・ (ルーツ探しに関しては) 乳児院に初めて行った。聞いてることと違うところが何個かあって、ちょっとそれにはだいぶ。友達に30年以上信じていたこと違ってどうしたらいい？と言ったら、あなたはこれだからいいと言ってくれて開きなおれた。
- ・ (最初に知ったのは) 幼稚園に入る頃。名簿で名前と住所が全員に配られる時代だった。当時は父母空欄で自治体からもらった名前だったが、養親は通称名で載せるように頼んだ。ところが、そのリストに戸籍の名前が記載されてしまい、多くの人たちに知られることになり、大変なことになったと親がパニックになった。よその子だとわかってしまい、母が他人から言われるよりも早く母から伝える必要があった(傷つかないようにするため)。
- ・ 自分より2歳上ぐらいの年齢に、苗字は違うが、同じ名前でもらい子がいた。その親族はすごくしんどい思いをしたことがわかっていた。
- ・ 親は急いで取り繕いで嘘をついた。事実と違うことを言ったが、そこから私自身も書く絵が真っ黒になったり、笑わなくなったりするなど心理的に出てきて、幼稚園に入っただん底になった。これが1回目の真実告知。
- ・ 2回目は、思春期で中学生の時に親とけんかした。血も繋がってないのに！と言った時に、親があんたの(生みの)親は生きてる、と言ってきた。そこからは親が怖かったので、荒れずにいたが、気持ち的にはどうしたらいい？となった。自分は覚えていないが、夢をよく見ている、首から下はすごく若いお母さん、首から上が母の顔で、一致しなくて怖い

と泣いていたそうだ。それくらい混乱していたんだろうと思う。

- ・（混乱した理由は）それまでは（生みの）両親は死んでいたと言われていたこと。覚えているのは、自分なりに亡くなった父母に手紙を書いていた。（養）母には渡さずにゴミ箱に捨てていたが、自分なりに落ち着かせようとしていたのかなど。小学校高学年頃のこと。喧嘩の時に生みの母が生きていたことを知り、生みの親がなんで自分を捨てたのか、会いたい、そこを聞き出したいと言った。本当に自分の中で信じていたことが全部崩れ去った、土台が外されたという感覚に近い。
- ・ そういうこと（2回目の真実告知）はあったが、構ってられないくらい部活が多忙で救われた。高校で友人に出会って色々あって節目で、友人に過去のことを伝えると「あなたはあなたでしょ」と言ってくれたことも救いだったし、その時に生い立ちのことを少し母に聞いた。20代は生い立ちを人伝で聞いたので満足していたが、30代に入って、意固地さも出てきて書類で見ないと納得できないと思い、書面の開示請求をいま順番にしている。児童相談所はたぶん嫌だろうなと思いつつながら。
- ・ 乳児院の記録も、嘘！という感じだった。誕生日も違う。1日だが。生みの親からの電話がちゃんとあったことも知らされていなかった。X日に産んだと言われたが、戸籍は（その前日の）Y日。病院の先生が臍帯から取って、おそらくこの日であろうと言われていたが、一日後だった。あくまで憶測だが医師の判断が強かったのでは。30年間あまり、自分の誕生日を信じていたが、本当は1日後だった。

(3) 養子縁組に関する記録へのアクセスについて

1) Aさん（民間あっせん機関での縁組）

- ・ きょうだいも、生みの母に会いに行った件では、全部親にも相談せずに自分でやってしまった。きょうだいの場合は、いろいろわかっていたので、何をすればいいかがわかっていた。それよりは、ISSJさんのように段取りがわかる方がいいのではないかなと思う。

2) Bさん（児童相談所経由での縁組）

- ・ 理想は、前提としては里子のように児童相談所や民間の相談員が継続的に様子を見てくれること。養子にとっても養親にとってもいいと思う。真実告知と言っても何歳がいいとは決められず、その子の様子に合わせてタイミングを相談できるワーカーが見てくれるのがいい。そのなかで、こどもにも真実告知にあわせて、記録にアクセスできることを伝えられるのがいいと思うと、書面で来るよりはパンフレットくらいの、「情報を迎える機関があります」というものが出回っているのがいい。DV相談カードのようなもの。普通にフラットに、情報が世の中にあり、私たちだけではなく社会が知ってくれていたらいいなというのが理想だと感じる。
- ・ ISSJさんのような窓口は、当時あったらきっと頼ったと思う。
- ・ 乳児院でも記録をたどろうとしたら、すでに乳児院が潰れていた。記録も職員も辿りようがなく、あっせん機関もそのようなことが以前あったと思う。方法もそうだが、そもそも情報が統括される、どこかに行けばある、という場所が、まずはないと困る。審判書の

30年の問題など、色々な問題が点在しているので。

- ・ 中央機関的なワンストップ支援が必要だと思う。そこまで整備されるのはとても時間がかかるので、それまでの間だけでもISSJさんみたいな窓口があるのはとてもありがたい。

3) Cさん（児童相談所経由での縁組）

- ・ 真実告知は、年齢制限なくてもいいと思う。アクセスするのも制限はいらないと思う。年齢とその子の発達に応じた言い方をしたほうがいい。アクセス年齢は、乳児院の担当の先生が数年前に亡くなったのがわかり、「もっと早くやっておけば良かった」と後悔している。最後に会ったのが小学生の時だった。今の視点でもっと聞けた話もあっただろうなど。
- ・ いつでもあなたはアクセスできるよ、ということと一緒に伝えてあげた方がいい。全記録を読みたいとなったならナイーブなところなので、住民票を動かせる15歳くらいからアクセスできるようにしてあげたらいいのかなど。Bさんも言うてくれたように、ホームページにも段取りとかを出して欲しい。開示請求で弁護士を入れなければいけないときの金銭的サポートもほしいなどと思う。重なっていくものだと思うので。
- ・ （安全にやるためには）私としては、法律が味方についてくれると心強いと感じる。今は方法・手段がわからない。DV相談のカードがトイレなどに置いてあるように、そこから第一歩としてもらえた方が、いざいつか知りたいとなった時に。審判書も30年なので、もっと早く知っておけばという後悔が先になるよりいい。
- ・ Bさんの言うように、継続的に顔がわかるのは大切だと思っている。今回乳児院に行って自分の写っている写真を見た。当時を知っている先生は一人たまたまいたが、他の先生は退職している。辿れないんだ、という「やっぱり」というところはあった。継続的に年1とか、切れ目のないつながりがあれば、いざ振り返った時に「ここどうだった？」と確認もしたいので、知っている方がいるという後ろ盾は心強いと思った。

(4) 最後に伝えたいこと

1) Aさん（民間あっせん機関での縁組）

- ・ 今、自分は、養子の集まりで養親に向かって話すということをやっている。養親にも養子にも、自分が次の世代の養子の希望になれたらと思っている。自分の場合は親子の信頼関係があり、それは希少、あまりないケースのようで、自分から見れば普通だけど他の家庭から見るとよく見えるみたい。どうしたらそうなれるか、とたまに聞かれる。親・子に対して話を聞く機会があるので、養子だけ「養子」じゃないみたいな育ち方をしているのであまり参考にならないかもしれないが、少しでも参考になれば。
- ・ こういう家庭があるから大丈夫だと思ってもらえるような、そういうお手本と言ったら家庭がそれぞれなので違うが、一つの例として。

2) Bさん（児童相談所経由での縁組）

- ・ 養子だけ「養子」じゃない、というのは理想的だなと感じた。自分が大人になってから

養子と聞いた時に、親はあくまで実子にしたかったのだとすごく感じた。養子として愛してくれたらよかったのに。名前も変えて工作もして実子として育てたかったのだと思う。そう言う意味では、昔の世代というのもあるが、意図的に児童相談所からの関わりを断つ家庭もあると思うが、養親も養子を迎えるまでに、たくさん傷ついたり葛藤したりした時に消化されていないと、それがまわりまわって養子につながるのではないかと思った。

- ・ 制度としてどんな支援がいちばんいいか、というのは難しいが、一番いい支援というのはなく、その子によって違うのだと思う。きょうだいによっても違う。その養子の選択、思いを団体の方針によって縛られたり、真実告知をされないことによって選択すらできなかったり、大人の介在によって素直に選択できないことが一番の問題。選択肢が少ないというのが、いまの現状だと感じる。子どもの権利にもつながることだが、選択肢をたくさん増やして、横のつながりが欲しい人はつながるし、つながらなくてもいい人はホームページで情報を得るだけでもいい、たくさん選択肢が整っていくのがいいのかなと思っている。

3) Cさん（児童相談所経由での縁組）

- ・ お二方とも、それぞれの家庭だなと。こどもが十人十色いるように養親も十人十色だと思っている。どれが正しい、どれが間違いというのは一切ないが、だからこそ本当にそれぞれを尊重しあえるような支援がつくっていきけるといい。私も養子というのが烙印、スティグマという状態で育ってきているが、家族の中では実子のように愛情をかけられて育ってきた。養子が特別なことではない、いろんな事情があるが、2本の足で立って自立するというゴールは実子でも養子でもおなじ。ステップファミリーもそうだが、片親は知っているが片親を知らないという友人もいた。そういう境目も、ある意味変な横のつながりのようかもしれないが、案外刺激をもらえることがある。養子の集まりは、私も一番求めていたが、それ以外から得られることもたくさんある。
- ・ 法制度は長い目で見ると話だとは思っているが、声を上げられる当事者がサポートに回ったり支援をしたりしながら、それは普通のことだよということを伝えていくのがミッションだと感じている。小さい子たちにも、いろんなことがあっても、頼れるところがあるよと言っていけたらいいと思っている。

2. 養親インタビュー調査結果

(1) 支援を受けた経験や課題について

1) Dさん（児童相談所経由での縁組）

- ・ こどもは X 乳児院からの養子縁組だった。里親支援機関による支援がちょうど始まった年に初めて研修を受けた。
- ・ 里親支援機関の存在はすごく大きくて、研修もそうだが交流がはじまってから乳児院からのサポートがすごく手厚かった。交流から委託後まで、乳児院がこどものお世話に関する相談に乗ってくれた。夜中に夜泣きが大変な時も電話で対応してくれて、何度も救われた。最初から、いつでも電話してくれていいと言ってくれる。2～3回は電話したと思う。日中も、もちろんわからないことがあれば相談できる。
- ・ 今は年に一度位であるが、家庭訪問もしてくれて様子を見てくれたり、イベント・講習に行ったり、相談しやすい環境にある。家庭訪問は、乳児院の先生と里親支援機関のワーカーがくる。措置後すぐは、児童相談所も一緒に来ることもあった。縁組成立するまでは、1～2ヶ月に一度くらいの頻度で、児童相談所か里親支援機関と乳児院が訪問してくれて相談に乗ってくれたりもした。
- ・ 近い時期に研修を受けていた同期を紹介してくれる。こども同士の年が近いので、定期的に遊んだり相談したりできている。

2) Eさん（民間あっせん機関・児童相談所での縁組）

- ・ 支援を受けて良かったこととしては、里親認定制度があってよかった。民間にエントリーした時は、こどもを養子で迎えるための教育がない時代だった。市の里親認定をとって教育を受けてくれと言われた。
- ・ 里親認定を受けた後は、認定を受けた人たちが参加できる会があり、先輩里親の話を知ったり交流したりするつながりができた。その会の年1回の総会では、講師を呼んだ勉強会の開催もあり、知り得ない情報が得られるし、大学などで研究している講師の話が聞いて役立っている。里親認定を受けた後に、先輩や委託を待っている人たちと話ができる交流会を開催してくれていて、行けない時もあるけど、それが良い。
- ・ 児童相談所と民間あっせん機関の併願の状態だった。
- ・ 会の交流会は養子縁組・養育里親が両方参加している。年齢が上の子達を持っている人が多かったので、養子のこどもがどんなことを思っているかなど将来の話も聞いた。
- ・ 勉強会や交流会の開催場所は住んでいるところから数駅の範囲内だったので行きやすかった。コロナもあってこどもを連れて行かなければならなかったのも、電車・車どちらで行きやすいか考えた。遠かったり、駅の方だったり人混みが気になったと思う。
- ・ 里親支援機関ができたのは委託を受けた後だった。それまでは児童相談所・施設からの支援だった。諸々の支援は、里親支援機関ができたからというより、専門の部門があってそこをしっかりと発信し続けてくれていたのはありがたい。

3) Fさん（民間あっせん機関での縁組）

- ・ こどもが生まれてすぐ引き受けた。妊娠していれば母親学級などを受けると思うが、そういうのを受けていないのでコミュニティがない。保健所とのつながりもいきなりできることになる。最初の団体の時は、保健所に先に電話してくれて説明してくれていた。保健師もとてもいい人で、3ヶ月検診もまだ名前が変わっていなかったが今の名前で受付してくれたりした。近所の方もいるので、養子であることを隠していなかったとしても、全員に言う必要もない。病院では違う名前と呼ばれたりしてしまうので、あれ？と見られてしまうのを防いでくれていた。ただ、それも人によるのかなと思い、そういう保健師に会えてよかった。
- ・ 2人目の養子縁組の時に（養親希望者手数料負担軽減事業の）40万円の補助金が出たが、1人目の時は知らず、児童相談所の人にも教えてくれなかった。2人目の時に初めて知り、3月上旬に急いで手続きをした。1人目の時にもこの制度があったか？と聞いたら、あったが、年度ごとなので今からの申請は無理だと言われた。他の養親と交流をするなかで、自治体によってもらえる・もらえないがあるのは統一したほうがいいのではという意見もある。都内でも区によると聞いた。児童相談所がその区にない場合はNGと言われることもあるらしい。こういう情報を自分で探しに行くのはむずかしい。児童相談所の窓口も同じだったのに、人によって案内する情報が違った。
- ・ 入籍の手続きで区役所に行く際も、対応する人によって結構差があり、2人目の時に「これは普通じゃないから」といわれ、すごく時間がかかった。1人目の時は事前に連絡したら調べてくれてすぐできた。2人目の時も事前に連絡して、準備する書類はあるかと聞いておいたのに、「普通じゃないからわかりません」などと言われた。国・自治体として進めている事業なのに公務員がそういうことを言うのはどうなんだろうと思う。そういう体験をしたと言うのは他の養親からもよく聞く。養子縁組制度が世間には知られていなくても、せめて公務員には知っていてほしいという養親たちからの意見がある。

(2) マッチング理由の説明について

1) Dさん（児童相談所経由での縁組）

- ・ 児童相談所に提出する書類の中で、家族紹介シートというものがあり、「我が家自慢」を書いて提出した。その中で、我が家は食べ歩きも好きだし、食事を大事にしていることを書いた。児童相談所の方から、（生みの）お母さんが食事に困らない家庭で育ててほしいという要望があるということで、その我が家自慢を見て決めましたと言われた。

2) Eさん（民間あっせん機関・児童相談所での縁組）

- ・ 民間あっせん機関・児童相談所ともに、マッチング理由は聞かされていない。民間あっせん機関で縁組をした1人目の子については「生まれました。受けますか、受けませんか」という電話をもらった。なんで私たちになったかと聞いたが、こちらのマッチングの結果と言われた。

- ・ 児童相談所で縁組をした2人目については、当初里親認定をとった後、(民間あっせん機関から)1人目の委託が先にあったため、2人目の委託を断っていた。2年くらいたったある日に電話をもらって、一度こどもに会ってみませんかと言われた。委託を受けようと決めた上で会いに行き、委託となった。マッチング理由を聞いていない方が肩に力がいらないかと思ってしまう。

3) Fさん(民間あっせん機関での縁組)

- ・ マッチングは基本的に順番と言われた。専業主婦だとすぐ受け入れられるので順番が早くなるか。働いている場合、産休育休を取るのに時間がかかったり、休める時期を会社と相談しなければならないので順番が遅くなるかはあったようだ。

(3) 生みの家族との交流のあり方(成立前・申立て中・成立後)

1) Dさん(児童相談所経由での縁組)

- ・ 生みの親と会うことは絶対にないと最初から言われていて、成立するまでは児童相談所を通じて生みの母に聞きたいことを聞いたので、児童相談所から質問を投げてもらった。手紙をもらったり、里親支援機関がリストを作ってくれて、好きな食べものや、こどもの頃のことなどA4で2枚くらいに児童相談所が加筆してまとめたものをもらったりした。
- ・ 児童相談所からは、成立後の交流はないです、と言われている。生みの親から児童相談所に連絡が来たらどうするかと聞いたら、「私(養親)の個人情報を出さないことにはないので、答えられないということになる」と言われた。
- ・ 児童相談所長申立てをしたため、生みの親の情報は一切見られない。この辺りに住んでいた、というくらいはわかるが、居場所もわからない。こどもが大きくなって会いたくなったかどうかと思っている。そうしたことを手伝ってくれる団体を利用する手段もあると思う。

2) Eさん(民間あっせん機関・児童相談所での縁組)

- ・ 1人目のこどもの生みの親とは交流がない。団体を通じて、年に1回の写真・手紙とコメントをやりとりすると当時聞いていたが、仲介を受けた民間あっせん機関がなくなった。こちらからも生みの親からも特にアプローチしていない。X自治体は、民間あっせん機関の廃業後、記録は預かったがやり取りはしないと聞いた。生みの親に連絡はしてみてもいいようだが、電話にも出ないし連絡を返してくれることがなかったようだ。
- ・ 2人目は、申立て中に児童相談所が生みの親から手紙を預かり、名前の理由などが書いてあった。こちらからは成立後でないとアプローチができないと言われて、手紙を書いて渡してもらった。それ以降は特に交流はない。
- ・ 成立後、裁判の記録は取りに行った。その中に生みの親が育てられないということが理由に書いてあって、あまり交流を望んでいないのかなという感じがした。育つ中でどういったアプローチをするかわからないので、備えて考えておかないといけないが。裁判記録に書いてある住所に今も住んでいるかはわからない。

- ・ 生みの親の誕生会を、本人不在でやっている。1週間前、1人目のこどもの生みの親の誕生会をした時に初めてこどもから質問が来た。産んでくれた人は死んだのかと。そこまで至るようになったのかと思った。どこかで元気に生きていると思うよと伝えたが、うまく答えられず、そういうことの相談に乗ってほしいと思う。1人目のこどもの場合は他人から諭してもらった方が入りやすいタイプだと思う。話しやすい人として、里親支援機関のワーカーなどの相談相手がいてくれると嬉しい。小学校にまだ一人で行けないが、その時も里親支援機関が相談に乗ってくれて心強かった。

3) Fさん（民間あっせん機関での縁組）

- ・ 1人目のこどもは未熟児で病院にいる時間が長く、生みの親は退院されていて、こどもだけ入院しているところに迎えに行った。団体が用意した部屋で、先方の家族と会った。生みの親が未成年だったこともあり、生みの親の両親と祖父母、きょうだいも来た。仲介を受けた団体はなくなったが、その家族とは交流できている。裁判所の記録にも住所が書いてあり、お互いわかるので、手紙を書いたが、生みの親は未成年なので、そのお母さんと連絡を取り合って、誕生日に写真と簡単なコメントを伝えるようにしている。本人じゃないからやりとりができるのかなと思う。
- ・ こうした交流を引き受けてくれる団体を探して、手続きをするか考え中。「成長を見守りたい」と生みの親の親から言われていたのもある。引き継いでくれる団体があり、そこに頼むかどうかを悩んでいる。こどもが大きくなって知りたいと言われた時に情報をもらうにしても、団体を取り次いでくれないと無理かなと思う。
- ・ 2人目は病院に迎えに行ったが、生みの親の希望で会わないとのことだった。こどもとも会わないとのことだったので交流はしていない。仲介した団体はあるので、そこが連絡を取りたいかどうかの意思を生みの親に毎年確認する感じ。うちはこどもの状況を団体に毎年報告していく。

(4) 身近な地域で養子縁組支援の専門機関（相談・交流）があって良かったこと、そうした機関がない場合に課題だと感じること

1) Dさん（児童相談所経由での縁組）

- ・ 里親支援機関の存在が大きい。イベントも定期的であり、こどもも何となく認識していて、保育園の先生とはちょっと違う。普段から生みの親の写真を見せたり話をしたりするようにしているが、里親支援機関にいくと仲良くして優しくしてくれて友達がいる場所として特別になっている。電話すれば相談に乗ってくれる点も含めて身近でありがたい存在。

2) Eさん（民間あっせん機関・児童相談所での縁組）

- ・ 1人目のこどもが学校で暴れてしまい、それが続いた時にすぐるところ、話を聞いてくれるところがあってよかった。その里親支援機関は委託を受けたのが、児童相談所だろうが民間だろうが、わけへだてなく相談に乗ってくれるのが心強い。

3) Fさん（民間あっせん機関での縁組）

- ・ 団体がなくなったので、上の子の方は相談する場所もないし、交流会もない。自分で活動しているんな知り合いを作ったと言うのが実態。本当は自治体にも特別養子縁組のサークルがあったが、民間あっせん機関で縁組をした人は入れないと言われた。仲介を受けた団体がなくなったから入れて欲しいと頼み込んで入れてもらった。他の地区の人は断られたりしている。なくなった団体の同期で地方に住む方は、つながっていなくて心配。誰も知り合いがいないと言っている。
- ・ 今週末も茶話会に行く予定で、こども同士も友だちになったりしている。里親支援機関の乳児院でも知り合いは増えた。キャンプもやったりしているがそこには入れず、公園で遊ぶのにたまに入れてもらったりしている。乳児院と児童相談所でコラボしてやっているサークルに入れてもらっている形。
- ・ 自分はこどもにとって必要だと思うから積極的に動いているが、地方の友達は動いていない。5歳のこどもがいる養親が4人いるが、真実告知もしていない、どうしようと言っている。相談先がないから怖いと言っている。

(5) 育児休業の取得経験や仕事との両立に対する課題・要望

1) Dさん（児童相談所経由での縁組）

- ・ 当時仕事を辞めていて育児休業はとらなかった。夫の会社に制度自体はあったので、夫は申請したが、その当時、会社に証明となる書類を出せと言われた。委託措置だったので、児童相談所からの書類を出さなければならなかったが、まだ（こどもが）入籍しておらず旧姓を会社の大勢に見られるのも嫌なので、取らなかった。

2) Eさん（民間あっせん機関・児童相談所での縁組）

- ・ 妻だけが育児休業を取得した。割と大きい企業だったのに、特別養子縁組は自分が初めてだった。特別養子縁組で育休が取れるようになったと社内でお知らせがあった。そうであれば色々ルールも決まっているだろうと思って、こどもが来る7ヶ月前に上司と人事に相談したところ、何も決まっていなかった。書類などについて質問すると、「明日会議で決める」という感じだった。自分が置かれている立場もあり、育休をとっている人が他にもいたため、早めに言ってなるべく迷惑をかけないようにと思った。
- ・ （民間あっせん機関から）こどもが来るのは3日前にわかった。それまでも上司にまめに報告をしていた。待機父母になったのが1月で、今からいつ来ても不思議じゃないと言われていた。3月の里親認定の認定式のときに電話があった。落ち着いて上司も受け入れてくれた。
- ・ 結果的には育休は取れたが、こどもが来てからも3日くらいは会社に行っていた。完全には仕事が引き継げなかったため。こどもが夜泣きして寝ていなくても行って引き継げなければならなかった。
- ・ 保育園に入れず、育児休業は1年半とった。結局認可保育園には入れず、半年間認可外

に入れて、2年目から認可に移った。

- ・ 1人目のこどもが保育園に入って落ち着いてきたら、児童相談所から2人目はどうかと連絡がきた。児童相談所には希望しないと連絡していたのに連絡が来た。きょうだいがいた方がいいかとは思っていると話したら、赤ちゃんと一度会いませんか。乳児院にこどもを迎えていて、委託を進めていかなければならないと言うタイミングで打診があったと思われる。
- ・ 2人目の時はコロナが一番ひどい時で、仕事がない状況だった。休みに入ることができ、2人目を受け入れることにした時には、児童相談所が1ヶ月以上交流の時間をとってくれた。
- ・ 縁組時の手続きについては、(仲介した)民間あっせん機関の住所にこどもの住所が移って、そこから自分たちのところに移す手続きを自分で行う。扶養者の手続きをした書類を持って住民票の手続きをして母子手帳をもらう。
- ・ 1人目を迎えたのは3月下旬で、申立をしたのは4月下旬。裁判所が家庭訪問に来たのが5月で、その時はすでに育休に入っていた。申立の前までも育休をとっていた。ものすごく社内で労務などいろんな方と面接をした。会社側も色々考えてくれたんだと思う。
- ・ 育児休業の手続きの際、書類に生みの母の名前を書いたりしなければならなかった。そのため、メモで「実母の名前があるので最低限の開示をお願いします」と伝えた。

3) Fさん(民間あっせん機関での縁組)

- ・ 夫と自分は同じ会社で働いていて、結婚してからも働いていたが、不妊というより不育の方で流産してしまい、会社を辞めることになり、育休はとっていない。
- ・ 育休について、夫は大企業で制度としてはあったが、役職者だったので取れなかった。会社には特別養子縁組だと伝えたら会社のメンバーはあたたかくお祝いしてくれた。
- ・ 会社での手続きは、最初は同居人の扱いで特に何もなく、戸籍に入った時にパソコンで手続きをして人事部にデータがいくだけだった。人を介さずに手続きできた。
- ・ 小6まで時短勤務ができ、育休も4年まで可能だったが、実際には仕事の内容的に取れなかったと思う。誰かにすぐ引き継げるかと言われれば、正社員が必要なので無理だったと思う。養子縁組だから取得のハードルが高いというのはなかったと思う。不妊治療での外出もできるようになっている。
- ・ 縁組後は会社の健康保険に入るまで国保になり、家族と違うので、入れるなら最初から家族一緒に入れた方がいいと思った。国保の費用を払ったり手続きをしたりする必要があった。費用も成立までは養親負担。成立して会社の保険に入った時に、ぎりぎり国保で病院に行ってしまった時の払い戻しなどの手続きが煩雑。

(6) 特別養子縁組での子育てがしやすくなるために必要な支援・制度や、養子縁組にかかわる活動のための休暇について

1) Dさん（児童相談所経由での縁組）

- ・ 2020年に研修を受けた。その前の年に情報を集めていた時、自治体名で検索すると、行政の相談窓口しか出てこず、イメージがわからなかった。研修の内容やサポートなど。具体的なものが見えずに決断までに時間がかかった。今は里親支援機関のホームページをみると充実しているので、今それを見たらフットワーク軽く検討できていたかも。
- ・ 必要な支援は里親支援機関と乳児院から本当によくしてもらった。成立後も「真実告知」の講習など助かっている。制度よりとにかく近くに相談に乗ってくれる人の場があるだけで、本当に心強いと思っている。
- ・ 委託から成立まで1年半近くかかっている。当初生みの親には育てたい意向があった。生みの親の審判が確定する前に、もし気持ちが変わってしまったらという不安があった。児童相談所なのでしょうがないと思っていたが、さすがに長く感じ、里親支援機関、児童相談所にも不安であることは伝えた。入籍した時は本当に安心した。

2) Eさん（民間あっせん機関・児童相談所での縁組）

- ・ 民間団体でどういう教育をしているかわからないが、自分の時は団体での教育がなかった。同居人として子どもを迎えてから成立するまでのおおまかな日程を知りたいと言ったら、人によると言われた。民間あっせん機関で子ども迎えて裁判が終わるまでを一度経験したら、大体これくらいの時期にこれをするというスケジュールはわかった。これを知れば養親の不安が減るのではと思う。他の養親に対してこの話をしたらすごく安心されて、集まりで行った時にこの話を聞いていた方で、子どもを迎えた人たちから安心できた、次に何をしなければならぬかがわかったと感想があった。裁判は長引くかもしれないけど、ここでこういう手続きがあるということがわかると安心できる。
- ・ 里親制度が世の中に認知されていない。そもそもの一般家庭の方は里親の必要性がないから認識はない。アメリカのセレブの世界の話。日本でもそういうことが当たり前で、クラスにも1,2人はいることが普通になれば、実子だけが普通ではない、そういう経緯で迎えた子どもがいても「子どもがいる家庭」と認識され、認知度が上がれば変わるのではないか。会社で受けられる制度なども変わっていくのでは。

3) Fさん（民間あっせん機関での縁組）

- ・ 1人目のとき、民間あっせん機関で3日間みっちり研修を受けた。タイムスケジュールの話もあり、先に縁組された養親さんのおかげだと思う。
- ・ 2人目の時は、別の団体だった。そういう研修が充実しておらず、スケジュールのリストを持っているよ、と後輩にも話したりしていた。
- ・ 2人目は難しいと感じている。仕事を辞めたこともあって幼稚園になった。1人目の時には大勢に養子縁組であることを言わずに済んだが、2人目は1人目の子の習い事などの世界があるので、知らせざるを得ない。仲良い人には隠したくないが、大勢に無意味に知

らせる必要はないと思っているのに、格好のネタにされてしまった。世の中に広まっていないことをやっている人という感じ。自治体やあっせんしている人にとっては 2 人目の委託は信頼しやすいのだと思うが、(養親にとっては) 難しさはある。

- ・ 理想としては、こども自身にカウンセリングをしてほしい。真実告知したが、人によると思う。その場でいろんな人に言う子もいれば、うちのこどもはわかったと言って嘔み締め黙っているタイプ。母・父としてサポートするのは当然だが、専門家に精神面のケアをしてもらえるとすごくいい。交流会で一緒に接しながら聞いてもらうなど、会議室などのように“いかにも”な感じではない方法で。上の子は色々考えていると思う。こどもそれぞれいろんなタイプがあり、100 人いたら 100 種類ある。自治体が開催した茶話会で、大学の先生が来て、イギリスだとそういう支援がセットになっていると聞いて、すごくいいと思った。生みの親との交流というよりメンタルケアの支援がある。
- ・ 親を悲しませたくないという思いが強いこどもなので、嫌なことを言いたがらず抱えてしまう。そういう面をケアできる専門家がいたらいい。里親支援機関のスタッフと交流があるわけではない。里親支援機関みたいな立場の人がメンタルケアもできたら。どの団体の人でも受け入れてくれたり、児童相談所のなかにそういう機関があったらいい。
- ・ 養子縁組に特化した支援はあったほうがいい。サロンに行っても発達障害や生きづらさの相談が多く、その話になるとずっとそれが続いてしまうので、それとも別にしてくれるといいなと思う。

第6章 調査研究の総括

本調査研究の結果及び検討委員会での議論を踏まえて、主な調査結果と考察を下記の通りまとめたとめた。

I. 児童相談所・民間あっせん機関等を対象とした各調査結果のまとめ

1. 支援の課題と各支援機関の取り組み

(1) 養親候補者の確保・育成

- 自治体・民間あっせん機関アンケート調査によれば、自治体は養子縁組里親の登録数が平均 98.5 世帯（最大値 504、最小値 4）、民間あっせん機関は養親候補者の登録数が平均 9.2 世帯（最大値 41、最小値 0）だった。自治体の登録数が多い理由として、里親支援機関へのインタビュー調査では養子縁組成立後に児童相談所や里親支援機関等から支援を受けるために登録を継続している場合等もあった。こどものマッチングが進まず未委託養子縁組里親が存在することや、養育里親との重複登録の可否、登録制度の運用が自治体ごとに異なっていること等の影響等も考えられる。
- 今後特に強化が必要な支援内容として、「養親候補者の啓発・リクルート」を選択した民間あっせん機関は約 7 割にのぼり、アンケート及びインタビュー調査では複数の民間あっせん機関から養親候補者が不足しているとの言及があった。理由としては、民間あっせん機関の手数料負担が大きいことや、育児休業を取得する際にこどもの委託から申立てまでに制度的な空白期間が存在することで、仕事との両立に支障があること等が指摘されている。
- 民間あっせん機関へのインタビュー調査では、養親候補者の不足に対して、希望者が登録審査に合格する割合を増やせるよう夫婦間の関係にアプローチする心理系の研修を取り入れる、養親候補者がいないかを児童相談所に相談する等の工夫が見られた。
- 児童相談所は、児童相談所運営指針において「民間養子縁組あっせん法第 3 条第 2 項に規定されている日本国内における養子縁組の優先に関し、民間あっせん機関から連携協力を求められた場合は、管内において養親希望者を探すなど、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、協力すること」と規定されている。また、HITOTOWA（2023）によれば、自機関で適切な養親候補者が見つからない場合、児童相談所は「子どもや養親候補者への訪問が必要であること等を考慮し、少なくとも近隣の都道府県への相談を行うべきである」との対応策も示されている。各自治体及び民間あっせん機関においては、自治体または機関を超えた連携・相談を行うことが求められている。

(2) 養子縁組成立後の支援

- 養子縁組成立後の支援については、各機関で様々な取り組みが実施されているところであるが、今後特に強化が必要な支援内容として、アンケート調査で「養子縁組成立後の養親への支援」を選択した自治体及び民間あっせん機関は約 4 割、「養子縁組成立後のこど

もへの支援」を選択した自治体は約3割、民間あっせん機関は約5割だった。

- ・ 里親支援機関へのインタビューでは、養子縁組家庭が自治体外に転居したケースで乳児院と連携して支援をしている例や、他自治体から転入してきたケースでは支援ニーズがあっても支援の対象外¹となってしまうこと等が聞かれ、転居前に受けていた支援内容について、転居先に情報共有されない場合がある。このような場合に養子縁組家庭に関する情報共有の方法に課題がある。
- ・ 養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査結果（HITOTOWA, 2023）によれば、必要となる支援は時間の経過やこどもの成長段階により変化すること、養子と養親では支援ニーズが異なることが明らかとなっている。真実告知（テリング）に関する相談や他の養子・養親との交流、出自やルーツ探しに関すること、生い立ちの整理、親子関係に関すること、生みの親との交流等、各年代（こどもの就学前～小中生・中学生・18歳以上）でその家庭に合った支援を提供することが望ましい。今回の養子インタビュー調査でも、中学生の年代（思春期）で養親との喧嘩から出自についての情報を知って混乱を感じたエピソードや、小中学校の年代から他の養子と交流する機会があることの大切さ、20代（大学生）になり一人でルーツ探しをしたものの本来は小さい頃から真実告知と併せて伴走支援を受けられることが理想であること等のニーズが聞かれた。なお、各年代に対する支援のポイントについては、第7章「特別養子縁組の効果的な支援を行うための留意点（案）」を参照されたい。
- ・ 民間あっせん機関へのインタビュー調査では、注力している取り組みとして、対面・オンラインで養親が相談できるコミュニティを運営していることや、縁組成立後1年半程度の応援ミーティング、行政での手続きを円滑化するマニュアル作成等の工夫が挙げられた。
- ・ 令和5（2024）年度の成立件数は、児童相談所のケースでは1自治体あたり平均4.3件、民間あっせん機関のケースでは平均11件だった。機関による違いはあるものの、平均値をもとに試算すれば、こどもが18歳程度までの養子縁組家庭は、自治体では80組程度、民間あっせん機関では200組程度いると推定される。全国規模で考えれば平成17（2005）年～令和4（2022）年の18年間の成立件数は合計で8,509件にのぼる（司法統計）。縁組成立後の支援が法令に規定されていることに基づいて、これら全ての養子・養親が支援対象者になり得るという視点に立てば、支援対象者数やそのニーズに合わせた支援体制について、自治体、民間あっせん機関等で、支援体制の拡充に向けて、潜在的な支援ニーズの洗い出しやアプローチ方法等を検討することが望ましい。

(3) 養子縁組に関する記録の開示やルーツ探し

- ・ 自治体・民間あっせん機関アンケート調査では、今後特に強化が必要な支援内容として、自治体の半数以上が「真実告知（テリング）」を選択し、民間あっせん機関の約半数が「養子縁組の記録の開示にかかる支援」を選択していた。後者の背景として、民間あっせん機

¹ インタビューを実施した里親支援機関「かわさき里親支援センターさくら」では、養子縁組里親名簿に登録されており、川崎市の児童相談所で委託を受けた家庭が支援対象となっている。

関においては、調査時点で平成 30（2018）年のあっせん法施行から約 6 年が経過するとともに、事業開始から一定の年数が経ち、あっせんをしたこどもの年齢が高くなっていることも推察される。

- ・ インタビュー調査では、児童相談所が生みの親と面談を行う際に同席して情報を聞き取ったり関係性をつくったりしている里親支援機関があったほか、自機関でのあっせんを問わずルーツ探しを支援する「養子縁組後の相談窓口」を運営している民間あっせん機関もあった。社会福祉法人日本国際社会事業団（ISSJ）が運営する「養子縁組後の相談窓口」への問い合わせは、令和 2（2020）年度の立ち上げ以降増えており（令和 3（2021）年度：25 件、令和 4（2022）年度：50 件、令和 5（2023）年度：76 件）、令和 5（2023）年度の問い合わせのうち約 6 割は養子本人から、その他養親や、養子のこども、生みの家族等からの問い合わせもあったことから、養子縁組の記録の開示支援に対する養子当事者ニーズの高まりがみられる。
- ・ なお、記録の開示やルーツ探しを含む養子縁組成立後の支援について、詳細は「特別養子縁組の効果的な支援を行うための留意点（案）」を参照されたい。

(4) 経済的な負担の軽減

- ・ アンケート調査によれば、養親希望者手数料負担軽減事業を実施している自治体は 25.0% となっており、実施していない理由として近隣に民間あっせん機関がない、養子縁組の成立件数が少ない、支援ニーズが把握できない、予算が確保できない等が挙げられた。一方、アンケート及びインタビュー調査では、複数の民間あっせん機関から、民間あっせん機関で養子縁組を行う場合の養親の経済的負担について言及があった。
- ・ インタビュー調査を行った明石市では、管内に民間あっせん機関はないが、令和 4 年度から手数料負担軽減事業を実施している。頻繁に養子縁組が必要なケースが発生するわけではないものの、当事業を実施することで養子縁組里親を支援する位置付けとしていた。本事業を単体で推進するのではなく、こどもの福祉を全体的に拡充していくという計画のもと、マクロの視点で施策の中に位置付けていくことが重要という指摘もあった。
- ・ 加えて、事業を検討する際には、自治体内に民間あっせん機関がない場合でも、他自治体の民間あっせん機関であっせんを受ける養親がいることを踏まえることが重要である。令和 4 年度養子縁組実態調査結果（民間あっせん機関）では、養親希望者の住所別（児童相談所設置自治体別、合計 763 件）に民間あっせん機関への申込み状況が示されており、ほとんどの自治体に養親希望者がいることが明らかとなっている。

2. 養子縁組の支援体制

(1) 妊娠葛藤相談窓口

- ・ 自治体・民間あっせん機関アンケート調査では、回答があった自治体のうち、妊娠葛藤相談窓口を設置している自治体は全体の 58.9% となっており、窓口を設置している自治体について、令和 5 年度の新規妊娠葛藤相談件数は合計 11,588 件（1 自治体あたり平均

463.5 件)、回答があった民間あっせん機関では合計 2,162 件 (1 機関あたり平均 144.1 件) だった。

- ・ 妊娠葛藤相談のうち、全てのケースで支援方針に特別養子縁組を組み入れるわけではないものの、ハイリスクとなる前から支援につながる機会を広げ、こどもの最善の利益を実現できるよう、全国で相談窓口の整備が進むことが望ましいと考えられる。

(2) 養子縁組成立後の支援体制

- ・ 養子縁組成立後の支援について、児童相談所運営指針では「縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、それ以後も必要な状況把握や情報提供、助言その他の援助を行う」とされている。あっせん法第 33 条では、民間あっせん機関においても、「養子縁組の成立後において、養子となった者、養親となった者又は養子となった者の実父若しくは実母を支援するため、その求めに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努める」こと、また、民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針によれば、こうした支援は「養子縁組の成立の日から 6 月が経過するまではもとより、それ以後も継続的に行わなければならないこと」とされている。
- ・ 縁組成立後の養子縁組家庭の状況把握としては、自治体アンケート調査によれば、特別養子縁組成立件数 (令和元年度～令和 5 年度合計) が「16 件 (中央値) 以下」の自治体では、36.0%が「令和 6 年 9 月 1 日時点で状況把握ができる割合」を「100%」と回答しているのに対し、「17 件以上」の自治体では 7.4%だった。
- ・ また、縁組成立後支援をしている自治体のうち、「100%状況把握できる」と回答した自治体は「児童相談所のみで支援している」場合は 8.3%、「児童相談所に加え、里親支援センターや里親支援機関 (フォスタリング機関を含む) で支援している」場合は 21.6%だった。
- ・ 市町村等に引き継いで支援を継続しているケースもあると考えられるが、自治体が縁組成立後に養子縁組家庭の状況を把握することが難しくなる要因としては、縁組が成立してケースが終結した後に引き継ぎ続けるのが難しいことや、担当者の異動によって継続的な相談対応がしづらくなること等が過去にも指摘されている (HITOTOWA, 2021; HITOTOWA, 2023)。
- ・ 加えて児童相談所では、縁組成立後支援として具体的にどのような支援を行うべきかを明記したものがなく、児童相談所あたりの年間の成立件数が少ない場合には、養子縁組のケースを担当しない限り、経験が引き継がれず知見を得難いといった課題もあることも過去の調査において指摘されている (HITOTOWA, 2023)。
- ・ また、養親が支援の必要性を感じていても、様々な事情から児童相談所に伝えることが難しい場合や、真実告知 (テリング) に悩みを抱える等、支援を受けた方が良い状況にもかかわらず「支援は必要ない」と考えている可能性もある。本調査研究の検討委員会では、養親であるが故に、「完璧な子育てを目指さなければならない」というプレッシャーを抱えてしまう場合もあるという委員からの指摘があった。養子・養親インタビュー調

査では、養親が支援は必要ないとして支援を受けなかった一方で、養子には支援ニーズがあった事例もあるほか、真実告知について相談先がない養親が、こどもが5歳になっても実施できないままとなっている事例もあった。こうした事態を未然に防ぐためにも、養親候補者への研修等で養子縁組を必要とするこどもの背景やこどもの支援ニーズを丁寧に伝えたり、「支援機関に頼ることは恥ずかしいことではない」というメッセージ等を伝え続ける等により、支援を受けることの心理的なハードルを下げるとともに、必要な時にアクセスしやすい相談先があることが重要と考えられる。養子インタビュー調査でも、児童相談所や民間あっせん機関等に対して、養子は継続的に切れ目なく関わってもらいたいとの声が上げられた。

- ・ 養子アンケートの自由記述でも「養子の声をどう社会に出していくか、支援者に届けるかが課題」という指摘があったように、養子の中には、様々な背景から自分の意見を社会に対して発信することが難しい方も少なくないことが推察され、今後自治体や民間あっせん機関がこうした養子当事者のニーズをどのように把握し、支援に反映していくか検討が必要である。
- ・ なお、民間あっせん機関アンケート調査では、回答のあった機関のうち、養子縁組家庭の「状況把握ができる割合」を「100%」と回答している機関は61.5%だった。
- ・ こうした状況に関連して、自治体・民間あっせん機関等インタビュー調査では、川崎市（かわさき里親支援センターさくら）と大分県（養子縁組里親支援機関ブレス・ユー）で養子縁組を専門とした里親支援機関を設置している事例があった。真実告知やライフストーリーワーク等、養育家庭と養子縁組家庭では悩みや押さえるべきポイントが異なるため特化した支援が提供できることや、成立前後だけでなく長期的な成長に寄り添えること、一貫して同じ職員が対応することで養親候補者や養親とのコミュニケーションが円滑になること、成立前後で里親担当が変更になる等の事情に左右されずに支援できること等の良さが挙げられた。
- ・ 一方で、自治体アンケート調査では、児童相談所による養子縁組支援の実施機関は「アセスメント」「マッチング」「縁組成立前の家庭への支援」「縁組成立後の支援」は児童相談所、「普及啓発・リクルート」は児童相談所と里親支援機関（フォスタリング機関含む）の両者が最も多く、里親支援機関による実施が多かったのは「研修」のみだった。
- ・ 自治体において養子縁組家庭の把握や支援を行うに当たり、児童相談所が継続的に行う場合や児童相談所と他機関が連携して支援を行っている場合もあるが、自治体によっては、里親支援機関等が養子縁組の普及啓発・リクルートから縁組成立後支援までを包括的に扱っている取り組みもある。
- ・ 養子縁組家庭は、養子縁組あっせんを行う機関のある自治体かどうかを問わず存在していることを踏まえると、地域の養子縁組家庭が孤立しないようどのように支援していくかを検討することが望ましく、大分県の取り組みを例に養子縁組に特化した支援機関の設置等も選択肢として考えられる。

II. 養子・養親を対象とした各調査結果のまとめ

1. 支援を受けた経験と課題

(1) 養子縁組成立前の支援

- ・ 養親が研修で扱ってほしい内容として、養親アンケート調査では「真実告知（テリング）（64.7%）」「出自やルーツ探し（47.5%）」「養子縁組の手続き（43.4%）」「養子縁組に関する周囲への説明（36.6%）」「こどもの養育全般（34.4%）」「こどもの障害や疾病（33.5%）」の順にニーズが高く、選択した養親が3割を超えた。また、これらには、前述の通り養育里親とは伝えるべきポイントが異なるものも含まれていると考えられる。
- ・ 養親インタビュー調査では、養子縁組成立までの期間で知りたい情報として、養子縁組の申し立てまでのスケジュールについて言及された。養子縁組を初めて経験する人の方が多いことに鑑みると、養親の不安を少しでも軽減できるよう、あっせんを行う機関が当面のスケジュールや見通し等を丁寧に情報提供していくことが重要と考えられる。

(2) 養子縁組成立後の支援

- ・ 養子・養親アンケート調査によれば、縁組成立後に支援を受けた経験は、あっせんを受けた機関や養子・養親により異なることが明らかになった。「真実告知（テリング）・生い立ちの整理・出自やルーツ探し」については、児童相談所であっせんを受けた人のうち養子の53.8%、養親の25.9%が支援を受けた経験がなく、民間あっせん機関²では養子の18.2%、養親の12.7%が支援を受けた経験がなかった。「他の里親や養子縁組家庭・養子同士の交流に関する支援」を受けた経験がないのは児童相談所で養子が38.5%、養親が14.4%、民間あっせん機関で養子が9.1%、養親が3.6%、「生みの親やその親族との交流に関する支援」を受けた経験がないのは児童相談所で養子が84.6%、養親が83.6%、民間あっせん機関で養子が36.4%、養親が38.3%、「親子関係に関する支援」を受けた経験がないのは児童相談所で養子が61.5%、養親が27.9%、民間あっせん機関で養子が27.3%、養親が22.0%だった。
- ・ 「養子縁組の成立後に受けられる現状の支援制度に関する全体的な満足度」は、前述の各種支援を受けた経験のある養親の場合、いずれも約66%～75%が「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答しているのに対し、各種支援を受けた経験のない養親ではいずれも約52%～57%だった。
- ・ 養子・養親インタビュー調査では、養親が受けて良かった支援として、相談しやすい支援機関が身近にあることや、先輩の養親や同世代の養親と交流・相談できる場があること、子ども同士も交流できること等が聞かれた。養子からも、今後必要な支援として、養親やあっせんを受けた機関の意向によらず養子それぞれが必要な支援を選択できること、養子同士の交流の機会があること等が挙げられた。
- ・ 今後の支援体制の検討においては、民間あっせん機関や児童相談所、養子縁組を専門と

² 民間団体（あっせん法成立前に養子縁組を行っていた団体や医療機関等）を含む。

した里親支援機関が提供する支援だけでなく、里親会や当事者団体等の活動も含めて、どのように養子・養親に情報を届け、支援にアクセスしやすい環境を作るかが重要になると考えられる。

(3) 養子縁組に関する記録の開示やルーツ探し

- ・ 養子・養親アンケート調査によれば、縁組成立後、養親が養育をするうえで課題に感じた点は「真実告知（テリング）（46.2%）」が最も多く、養子が養子縁組家庭で生活をするうえで課題と感じた点は「出自やルーツ探し（48.4%）」が最も多かった。
- ・ 養子が真実告知（テリング）を受けた年齢は0歳～25歳と幅広いが、養子インタビュー調査では、養親から真実告知を受けないまま、自ら戸籍を取り寄せて養子であることを知った事例もあった。養子からの声として、養親が真実告知について支援機関や他の養親に相談できず、悩んだり、孤立したりしていることも言及された。
- ・ 養子縁組に関する記録やルーツ探しに関しては、養子縁組を通じて家族となったという事実を前提として考えるべきであり、本調査研究の検討委員からは養親による真実告知（テリング）を義務として定める必要があること、その際には、告知に困難を伴ってサポートが必要なケースへの支援体制を構築する必要性があるという意見もあった。
- ・ 養子縁組に関する記録へのアクセス方法を知らない養子は約半数となっており、「知っている」と回答した養子のうち、自分で調べた人が約6割を占めた。養子縁組の成立時、養子縁組のあっせんを受けた機関からアクセス方法の情報提供がなかった養親は約半数、そのうちアクセス方法を知らない養親も約半数となっていた。
- ・ 養子縁組の成立時、出自に関する情報についてあっせんを受けた機関から提供があった養親は約9割だったが、自由記述では情報の内容や量にばらつきが見られたため、支援機関は出自を知る権利を保障する観点から、生みの親のプライバシー保障にも配慮しつつ可能な限り情報を記録するとともに、開示されることを前提とした記録の取得が重要である。辛く感じる可能性がある情報も含めて、自分の出自に関する情報は全て知りたいと考えている養子は約6割となっていることから、養子が情報を得たいと思ったときに、出自に関する情報を取り扱う前後には心理的なサポートを含めた支援を受けて、アクセスできるような環境整備が必要と考えられる。
- ・ 養子・養親インタビュー調査では、養子から、縁組成立後も支援機関が継続的に支援し、その中で真実告知をサポートしたり記録にアクセスできることを伝えたりした方がいいという意見や、記録にアクセスできることやその段取りを広く伝えてほしいという意見があった。また、養親からは、民間あっせん機関が廃業となった場合等も含めて、生みの親との交流を仲介してくれる機関が必要だとする意見があった。
- ・ 養子アンケート調査では、養子縁組の記録にアクセスできることを養親から伝えるべきだと考える養子は約半数だったが、養子縁組のあっせんをした機関から全員に書面等で伝えるべきだと考える養子も約4分の1となった。
- ・ さらに、今後の出自を知る権利の保障に向けた取り組みとして、出自情報を明確化することや、生みの親からの出自情報の収集、記録をより詳細かつ確実に取得することが必

要である。また、それらを適切に管理し、アクセス、開示支援を含めた体制づくりを行うことが重要となる。養子縁組に関する記録の適切な取得・管理及びアクセス支援を一元的に行う国の中央機関設置についても、養子インタビューやアンケート、民間あっせん機関インタビュー、本調査研究の検討委員からの意見において言及があり、過去の調査においても、提言として養子縁組に関わる情報の取得・管理・アクセス支援を統括する国レベルの中央機関の設置（日本財団, 2022）が指摘されていることから、今後その必要性も含めた議論や検討が望まれている。

- 併せて、「真実告知」という言葉は、様々な解釈があり、言葉自体がもたらす印象から、養子や養親に対して緊張感を与える言葉となっている可能性がある。大切な支援のプロセスではあるが、もう少し双方にとって緊張を和らげられるような用語の改変や再定義（捉え直し）についても検討する必要があるだろう。

(4) 学校生活や周囲への説明

- アンケート調査によれば、養子縁組家庭で生活をするうえで「生い立ちに関する授業等の学校生活」を課題だと感じている養子は約4割だった。インタビュー調査でも、養子から生い立ちに関する授業で配慮がなく困った事例や、養子であると話したことをきっかけにいじめに遭ったケース等が聞かれた。
- 養子縁組の検討を始めてから、課題に感じた点として「養子縁組に関する周囲への説明」を選んだ養親は約4割となっており、インタビュー調査では2人目のこどもの養子縁組をした際に、1人目のこどもの習い事等の人間関係の中で養子縁組であることを知らせざるを得ず、困難を感じた事例があった。養子・養親ともに、学校や地域等において養子縁組家庭であることを伝えるか否か、その伝え方、伝えた後の影響等で悩むことは少なくないと考えられる。
- 学校が、養子縁組家庭であることを知らない等の事情も考えられるが、こどもにとって生活の大部分を過ごす大切な居場所の一つであり、養子縁組家庭であることを理由にそれが脅かされることはあってはならない。養子縁組家庭、里親家庭、ステップファミリー等の中途養育家庭を含む家族の多様性に配慮した授業展開や啓発活動のあり方を、学校や教育委員会等と連携して自治体単位で検討することも考えられる。養親にとっても地域コミュニティや、こどもの学校・習い事等における他の保護者との関わりは同様に重要である。
- このことから、支援をする際には地域社会の中で養子縁組家庭が孤立することのないよう配慮し、養子縁組家庭に対する理解を拡げることが重要である。生い立ちに関する授業等は、公教育のなかで丁寧に取り扱われるか、もしくは取り扱わないように働きかけるか等も含めた検討も必要になると考えられる。加えて、多様な家族のあり方や社会的養育について、学ぶことができる機会を積極的に増やすことを検討すべきという本調査研究の検討委員からの意見もあった。
- なお、養親アンケート調査の自由記述では、病院を受診する際、病院側に特別養子縁組制度の理解が不足しており、養親からの説明が必要なことやスムーズに理解が得られない

ことがあった、養子縁組成立までの期間に各種検診を受診できる病院を探す難しさ等も課題として挙げられた。養子縁組家庭が必要な医療に安心してアクセスできるよう支援することも必要である。

2. 支援制度に対する要望と今後について

(1) 経済的な負担の軽減

- ・ 養親アンケート調査では、「民間あっせん機関で養子縁組の仲介を受ける場合の手数料負担軽減」について、特に制度の拡充が必要だとする養親は民間あっせん機関²であっせんを受けた方の約6割にのぼる。令和4年度養子縁組実態調査（民間あっせん機関）によれば、養親希望者手数料負担軽減事業を実施していない自治体に居住する養親の場合、平均103万円が必要となる。生みの親の出産にかかる費用や入院費を病院に支払う場合があることも、同アンケートの自由記述から明らかとなっている。
- ・ 加えて、養子縁組成立前の健康保険の加入・利用にかかる経済的負担も課題となっている。「養子縁組成立前のこどもの健康保険加入」について、特に制度の拡充が必要だとする養親は、民間あっせん機関²であっせんを受けた方の約半数だった。
- ・ 児童相談所のケースで、養子縁組里親としてこどもの委託を受けている場合は、児童相談所から受診券が発行され、医療費は全額公費負担となる。一方、民間あっせん機関のケースでは、審判確定までは養親の被扶養者として健康保険に加入することができず、養親に医療費の経済的負担が生じていると考えられる。特に、障害や疾病等の特別なニーズがあるこどもの場合には、こうした負担が大きくなることも想定される。
- ・ 前述の通り、民間あっせん機関において養親候補者の確保が課題となっていることも鑑みると、養子縁組を前向きに検討できる養親候補者を増やせるよう、児童相談所と民間あっせん機関であっせんを受ける養親の経済的負担の格差是正に向けた取り組みが重要と考えられる。
- ・ 加えて、本調査研究の検討委員からは、縁組成立後の経済的支援の必要性や、縁組成立後は実子同様となる養子縁組家庭への経済的支援を実現する難しさ等について多様な意見があった。養育里親としてこどもを育てており、特別養子縁組をすることを検討しているが、大学進学にあたって給付型の奨学金が受けられる選択肢を残すために養育里親としての養育を継続するケースがあったという指摘もあった。縁組成立後の経済的支援については、今後の検討が望まれる。

(2) 育児休業等の休暇取得

- ・ こどもの養育を開始する直前の就労状況としては、養親アンケートでは共働きが62.1%で多数を占め、機関別にみると児童相談所73.1%、民間あっせん機関²55.1%で、児童相談所であっせんを受けた人の方が共働きの割合が高かった。養親アンケート調査の自由記述では、（こどもの委託について）「いつ連絡がきても良い様にして欲しい」と言われ、正社員として長年勤めていた会社を退職せざるを得なかったとの声や、こどもの委託に向け

て「どちらか一方が仕事を辞めて待機する」ことになっており、共働き世帯の増加や物価高騰等を踏まえて、待機期間中から休みが取れるようになってほしいとの声があった。

- ・ 育児休業の利用状況は、「利用する意向はなかった（39.1%）」「利用したい意向があり利用した（25.8%）」の順で割合が高かったが、何らかの理由で利用できなかったと回答した割合は合計 32.6%だった（内訳：「利用したい意向があったが利用できなかった（12.3%）」「特別養子縁組による育児休業の制度化前で、利用を検討できなかった（12.1%）」「養育開始時は里親として育てていたため、利用を検討できなかった（8.2%）」）。
- ・ なお、「利用する意向はなかった（39.1%）」と回答した養親の背景として、夫婦いずれか一方が働いていない世帯が一定数いることや、養親候補者（養子縁組里親）として登録した際にあらかじめ仕事を辞めて待機している場合等も考えられる。
- ・ 育児休業制度を「利用したい意向があったが利用できなかった」と回答した方（66名）の利用できなかった理由は、「養子縁組の仲介をした機関が育児への専念を重視していたため（25.8%）」が多かったほか、こどもが1歳以上で対象にならなかった、制度の利用要件を満たしていなかった等の回答があった。育児への専念については、あっせんを行う機関がこどもの安定のために一定期間の育児への専念を求める一方で、監護期間が育児休業制度の対象となる前であったり、制度改正後であっても後述するような制度的な課題があったりすることから、十分な休業期間が確保できず利用できなかった養親がいることが考えられる。
- ・ 平成 29（2017）年の改正育児・介護休業法において、特別養子縁組の監護期間や養子縁組里親に委託されている場合等³も育児休業の取得が可能になり、養子縁組里親は措置決定通知書の措置日から、民間あっせん機関の養親候補者は特別養子縁組の成立の請求が裁判所に係属してからは取得ができるよう規定された。
- ・ しかし、令和 4 年度養子縁組実態調査結果（民間あっせん機関）によれば、民間あっせん機関の「同居開始～養子縁組申立て」までの所要日数は平均 65 日で、凡そ 2 ヶ月程度を要しており、裁判所に係属するまで育児休業が認められない場合、育児休業や育児休業給付金・保険料免除について制度的な空白期間が生じている。養親アンケートの自由記述では、申立てまで休暇で凌ぐのが綱渡りであることやマッチングにも有給休暇を使ったといった指摘が多数あり、全企業に「特別養子縁組に伴う休暇（有休）」を設けてほしいとの要望があった。
- ・ 児童相談所においては、新生児ではないこどもの委託も多いため、原則 1 歳になるまでの育児休業の取得期間が限られたり、こどもが 1 歳以上で取得できなかったりする場合もあり、養子縁組でこどもを養育する際の育児休業制度の課題も指摘されている。
- ・ 養親アンケート調査の結果においても、特に拡充が必要だと思うものとして、「養子縁組を前提にこどもが委託された時点で利用できる育児休業制度（58.5%）」「こどもの受け入

³ 育児休業の対象として次の関係にあるこどもが示されている。①特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子を養育している場合（特別養子縁組の成立の請求が裁判所に係属している場合に限る）②養子縁組里親に委託されている子を養育している場合 ③当該労働者を養子縁組里親として委託することが適当と認められるにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該労働者を養育里親として委託された子を養育する場合

れ前に必要な活動のための休暇制度（48.6%）」の回答があり、ニーズの高さが示されている。育児休業の取得やこどもの受け入れ前の活動をしやすくするためには、制度の拡充のみならず、特別養子縁組に対する企業側の理解が必要であり、そのための啓発活動等も検討されることが重要である。

- ・ 養親から制度的な課題が指摘されている点については、こどもの委託時点で育児休業が取れる仕組みや、養子縁組前も含めた休暇をアダプションリーブ（Adoption leave）として制度化している諸外国もあり、日本においても企業等が特別養子縁組に伴う休暇を付与したり、こどもの委託があった時点で育児休業（育児休業給付金・保険料免除含む）が利用できたりする等、仕事を続けながらこどもを養育できるような制度を推進していく取り組みが期待されている。加えて、1歳以上でも、特別養子縁組が望ましいこどもやケアが必要なこどもがいることを踏まえれば、こどもを養育する際の休業等の選択肢のあり方を検討することは、こどもの健やかな成長発達に加えて、養育者が仕事と家庭生活を両立できる支援として意義があると考えられる。
- ・ また、生みの親等が反対したケースについては、児童相談所の場合は、「養子縁組里親として委託することが適当と認められるにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該労働者を養育里親として委託された子を養育する場合」も育児休業の対象となる。養子縁組里親と同様に、養親候補者が養育することが適当だと認められる場合には、こどもにとって不利益がないよう、委託一時保護や養子縁組里親としての委託を検討する等、児童相談所等の関係機関は民間あっせん機関と密に連絡をとり、相互に協力して支援にあたる等の積極的な対応が求められる。

III. 今後の検討について

- ・ 本調査研究を通して、今後の検討課題として、以下の点が検討委員会において示された。
 - ◆他国の事例等も参考に、養子や養親に対する経済的支援・心理的支援の両面から具体策を検討する必要性があること。
 - ◆社会的養護を経験した後に、様々な事情から普通養子縁組となった当事者に対する支援を検討対象に加えること。
 - ◆自治体と民間あっせん機関の連携ケースについて、さらなる実態把握および課題整理を行い、自治体と民間あっせん機関等の連携方策を国において検討すること。
 - ◆民間あっせん機関の養親希望者の養子縁組里親登録の必須化や、民間あっせん機関によるあっせんで養子縁組が成立した養親を地域の里親会へ仲介する等についても検討すること。
 - ◆こどもの出自を知る権利の保障に鑑み、まずは出自情報をどのように定義できるのか、幅広く検討すること。また、それに伴い養子縁組成立後の支援のあり方について検討すること。
 - ◆養子縁組当事者である、養子、養親の意見や経験等を、どのように収集し施策に反映できるか検討すること。

第7章 特別養子縁組の効果的な支援を行うための留意点（案）

各種調査を通じて抽出した課題から、養子・養親の支援ニーズを踏まえて、特別養子縁組の支援を効果的に行うための留意点（案）をまとめた。

特別養子縁組の効果的な支援を行うための留意点
(案)

I. 支援方針の検討

- 養子縁組⁴の対象となる子どもについては、新生児や乳児が主となっているが、児童相談所運営指針においては「親から分離されての措置が長期にわたる可能性が高い場合は、こどもの養育の場の永続性担保の観点から養子縁組を積極的に活用すること」が示されている。新生児や乳児に限定することなく、児童相談所運営指針に記載の下記の点等も十分に踏まえてケースの支援方針を検討することが必要である。
- ア. 援助方針の検討に当たっては、現在の子どもと家庭の状況のみならず、18歳以降の自立生活を含めて、子どもに永続的かつ安定した養育環境を保障する視点で検討することが重要である。
- イ. 子どもが18歳になった時点においても親子関係再構築が達成される見込みが極めて低い場合には、援助方針を検討する項目の一つとして特別養子縁組を積極的に組み入れること。
- ウ. 特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず他に養育できる親族等がない子どもや新生児・乳幼児であって長期的に実方の父母の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離された後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなどが想定される。
- また、自治体（児童相談所）や民間あっせん機関は、関係機関と必要な情報共有を十分に行ったうえで、こどもの意向や意見を踏まえて、最善の利益の観点から支援方針の検討を行う。

II. 普及啓発・リクルート

- 養子縁組里親や養子縁組制度の周知に当たっては、養親候補者⁵が不妊治療を経験した後には養子縁組の検討を始める場合も少なくないことから、状況に応じて選択肢の1つとして提示できるよう、医療機関等と連携することも重要である。具体的には、医療機関職員による養子縁組制度に関する情報提供のタイミングや内容への理解促進、養親候補者の不妊治療終了や中断に関する心理的ケア等が挙げられる。
- 養親候補者が養子縁組を検討するきっかけは、不妊治療の経験以外にも「子どもが欲しかった」や「血縁にかかわらず子育てがしたかった」のほか、「こどもの福祉に関心があった」「多様な家族のあり方に関心があった」「配偶者や家族・親族の希望があった」「実子のきょうだいがほしかった」等、社会やこどもの福祉に貢献する思いを持って養親に

⁴ 本文中の養子縁組とは、特別養子縁組のことを指す。

⁵ 養子縁組によって養親となることを希望する者または養親となる（べき）者のこと。なお、法令等から文章を引用している場合、養親希望者と記載している場合がある。

なることを希望する場合もある。養親候補者は、様々な背景がある中で養子縁組を検討していることを念頭におきながら、こどものための制度として普及啓発・リクルートに取り組むことが望ましい。

- 養親は、養子縁組成立後には養親から真実告知（テリング）の実施が必要となることやその意義について、支援者から予め養親候補者に伝えることが重要である。真実告知（テリング）に対して正しい理解が得られないまま養子縁組をした場合、養親から真実告知（テリング）が適切に実施されない恐れがあり、家庭内で生みの親や養子縁組に関する話題に触れることができなかつたり、戸籍の取得等で自身の生い立ちを知つたりする等、養子が一人で不安や悩みを抱えてしまうこともあるためである。

III. 養親候補者の研修

- 家族関係の再構築やその後の自立を見据えた養育を行う養育里親と、縁組成立後は養子として養子縁組家庭での生活を継続する養子縁組里親では、こどもと養育者間において、永続的な家族関係が構築されること等に違いがある。そのため、自治体における養子縁組里親研修においては、養育里親希望者とは別に集中的に実施する時間帯が設けられたり、養子縁組制度に特化した内容を研修に盛り込む等、工夫や配慮がなされている。
- 自治体及び民間あっせん機関が養親候補者を対象として研修を行う場合は、養子縁組の成立前に準備しておくべきことだけでなく、成立後に生じうる困りごとにも対応できる内容とすることが重要である。例えば、以下のような内容を取り入れることで、予め養親候補者の養育に対する不安を軽減し、縁組成立後の生活に向けた準備が円滑になると考えられる。座学だけではなく、参加者同士の対話を含むグループワーク形式とする等、主体的な受講を促す構成とすることも有効である。

（養親候補者の登録前）

- ・ 養育里親と養子縁組里親の養育過程における共通点（愛着形成等）と相違点（真実告知（テリング）の方法やタイミング等）
- ・ 社会的養育やこどもの権利（特に意見表明権や出自を知る権利等）に関すること
- ・ 特別なニーズ（障害・疾病・外国籍等）を持つこどもの養育
- ・ 真実告知（テリング）の概要、意義
- ・ 養子縁組の手続き（申立にかかる手続きや入籍に伴う自治体窓口における手続き等）
- ・ 養子縁組成立までのスケジュール
- ・ 育児休業制度の利用方法
- ・ 縁組成立後に受けられる支援（相談、他の養子縁組家庭との交流、真実告知（テリング）・生い立ちの整理・出自やルーツ探し、生みの親やその親族との交流、養子縁組に関する記録へのアクセス等）や相談先

(養親候補者の登録後・委託後)

- ・ 養育に関すること（愛着形成、性教育、体罰の禁止等）や親子関係の構築支援
 - ・ 乳幼児の子育てにおいて必要な知識（小児医学、予防接種や検診の受け方、家の中の安全確保、ミルク・離乳食・沐浴等を含む育児に関する事等）
 - ・ 特別なニーズ（障害・疾病・外国籍等）を持つこどもの養育
 - ・ 真実告知（テリング）の意義、具体的な実施方法
 - ・ 生い立ちの整理、ライフストーリーワーク
 - ・ 養子縁組に関することの周囲への説明方法（こどもの保育園や学校、病院、親族等）
 - ・ 自治体等の子育て支援サービスの利用方法
 - ・ 養親希望者手数料負担軽減事業（実施している自治体の場合）の利用方法
- なお、これらの内容については研修だけでなく、こどもの委託後や養子縁組成立後も養親に説明することが望ましい。また、真実告知（テリング）等、こどもの発達や特性に合わせた継続的な支援が必要なものについては、1度きりの研修にとどまらず、支援者が必要に応じて養子縁組家庭の相談に応じることが重要である。

IV. 養子縁組成立後の支援

1. 基本的な視点

- 養子縁組成立後の支援について、児童相談所運営指針では「縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、それ以後も必要な状況把握や情報提供、助言その他の援助を行う」と定められている。あっせん法⁶第33条では、民間あっせん機関においても、「養子縁組の成立後において、養子となった者、養親となった者又は養子となった者の実父若しくは実母を支援するため、その求めに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努める」こと、また、民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針によれば、こうした支援は「養子縁組の成立の日から6月が経過するまではもとより、それ以後も継続的に行わなければならないこと」とされている。
- 養子縁組の成立後半年以降も、養子・養親に対して適切な支援を行うためには、支援機関との良好な関係性が重要であることから、児童相談所や民間あっせん機関等が養子縁組家庭と信頼関係を構築し、継続的に支援を提供できる体制をとっておくことが望ましい。自治体においては、職員の異動等の影響を受けることなく養子縁組家庭に関わることができるよう、養子縁組家庭等を担当するチームを組織することや、養子縁組里親や養子縁組家庭に対する包括的な業務を担う支援機関を設けることも有効である。

⁶ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）

- 養子となるこどもは、たとえ乳児であっても中途養育となるため、施設や里親等のもとで育つこどもと同様の支援ニーズを有する場合が少なくない。縁組成立を理由に十分な支援を受けることができない場合、養親が困難を抱え、養子縁組家庭での生活がこどもの最善の利益とならない可能性も考えられる。
- そのため、養子や養親から支援を求められた時はもとより、支援機関がアウトリーチも含めて、養子・養親の潜在的な支援ニーズを把握することが重要である。児童相談所・民間あっせん機関においては、法令で規定されているように縁組成立後も継続的に支援を行うことを前提に、少なくともこどもが成人するまで、養子縁組が成立したすべての家庭が支援を求める可能性があることを念頭に支援体制を構築する必要がある。また、養親が何らかの支援の必要性を表明するかどうかにかかわらず、養子には何らかの支援ニーズがあることを想定して対応することが重要である。特に、記録へのアクセスやルーツ探しについては、成人となった後も継続して支援ニーズがあることが示唆されたため、留意が必要である。
- 児童相談所や自治体が管内の養子縁組家庭に対して、支援を行う際は、民間あっせん機関であっせんを受けた養子縁組家庭や、他自治体から転居してきた養子縁組家庭も、支援対象に含めるのが望ましい。養親が身近な地域に悩みや不安を相談できる仲間や支援機関がない場合に、家庭が孤立し、こどもに対する影響が生じることも考えられることから、支援ニーズを有する可能性がある地域の家庭としてサポートすることが重要である。児童相談所運営指針においても、「民間あっせん機関から、遠隔地の養親等に対する養子縁組成立後の支援体制に関し、協力を求められた場合には、関係機関と連携を図りながら、4（児童相談所における養子縁組成立後の支援）と同等の支援が行えるよう必要な援助を行う。」とされている。

2. 支援のポイント

- 過去の調査を踏まえれば、養子・養親が必要とする支援は時間の経過やこどもの成長段階によって変化する。各家庭の状況に応じて、支援を行うことが前提ではあるが、例えば、養子縁組に関連して各年代で特に定期的な支援ニーズが高いものは以下が考えられる。

<どの年代にも共通>

- ・ こどもの年齢に応じた真実告知（テリング）の実施
- ・ 他の養子縁組家庭（養子・養親）との交流機会の確保
- ・ 地域や学校、保育園、幼稚園等のコミュニティで、養子縁組のことをどのように説明するか

- ・ 養子縁組に関する記録へのアクセス、ルーツ探し
- ・ 生みの親やその親族との交流

<就学前>

- ・ 新生児や乳児の養育全般
- ・ 各種検診・予防接種等の受診
- ・ こどもの発達や障害への対応
- ・ 養親の仕事と育児の両立

<小学生>

- ・ こどもの生い立ちの整理やライフストーリーワークの実施
- ・ こどもの発達や障害への対応
- ・ こどもの学校生活への対応（友人関係や生い立ちの授業、行き渋り等）
- ・ こどもの思春期を見据えた準備

<中学生以降>

- ・ こどもの生い立ちの整理やライフストーリーワークの実施
- ・ こどもの思春期への対応

- 養子縁組成立後、養親が前向きに養育できるよう、養子縁組成立時には、支援機関が養親候補者のどのような良さを生かして養育してほしいと考えてマッチングしたのかを伝えることが望ましい。
- 養子縁組成立後、養親が各自治体の窓口で戸籍や住民票等の手続きを行う際、時間がかかったり、養子縁組についてなかなか理解が得られなかったりして苦慮している事例が多い。このような実態を踏まえ、養親の意向に応じて事前に支援機関から自治体に連絡を行う等の配慮が必要である。
- 養子縁組成立までの間の検診や、新生児の場合の産後1ヶ月検診等に対応できる医療機関が限られている場合もあるため、一緒に病院を探したり、情報提供を行ったりする等の支援が必要である。
- 養子・養親ともに、学校や地域等において養子縁組家庭であることを伝えるか否か、その伝え方、伝えた後の影響等で悩むことは少なくない。養子が小学生になり、学校で生い立ちの授業や1/2成人式等が行われる場合、こどもが自分の生い立ちをどのように説明すべきか悩んだり、日頃の友人との会話から養子であることがわかった時にいじめに遭ったりする事例もある。こどもが不用意に傷つくことを防ぎ、養子縁組家庭が安心して地域で生活できるよう、前提として支援機関は養子縁組家庭に対する理解が得られるよう

努めるとともに、養子への十分な配慮が得られるように教育機関とも連携して支援を行うことが必要である。

V. 出自やルーツ探しに関する支援

- 真実告知（テリング）は、養子が成長とともにアイデンティティを形成していく上で欠かせないプロセスである。養子がパスポートの作成や結婚等のタイミングで戸籍を通じて養子縁組の事実を知る事例や、養親から真実告知（テリング）を受けないまま、周囲から養子であることを聞くといった事例もあり、相談先がない孤独な状況の中で大きな心理的葛藤が生じたり精神的に不安定になったりする場合もある。こどもの発達や特性に合わせて必ず実施できるよう、養親と支援機関が協力して、こどもに合った進め方を検討し続けることが求められる。
- 養親が安心して悩みを相談できる機関やインフォーマルなつながりがあることが、こどもの出自を知る権利の保障にも寄与すると考えられる。養親に対する研修だけでなく、支援機関が継続的に関わって具体的な段取りや方法を助言していくことが、こどもにとって大切である。また、あわせて、真実告知（テリング）を受けた後の養子の心理的サポートや養親の不安に寄り添った支援も重要である。
- ルーツ探しは、年齢を問わず、養子の生涯にわたって続くものである。現状は記録へのアクセス方法や保管先・保管期限等を知らない養子・養親も一定数、存在していることから、養子縁組の成立時に、記録にアクセスできることやその方法を養親に伝えることが必要である。また、養子が一定年齢に達した際は、必要に応じて養親と協議し、支援機関から養子に対してアクセス方法等を伝えることも検討することが望ましい。
- 前提として、養子縁組に関する記録は児童相談所運営指針で永年保存が定められており、民間あっせん機関においても、あっせん法第 18 条及び民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省令第 125 号）第 7 条第 3 項において、養子縁組あっせん事業に係る業務の全部を廃止するまで帳簿を保存しなければならないとされている。
これを踏まえ、支援を行うに当たっては、児童相談所・民間あっせん機関は、原則として養子や養親候補者、生みの親等の情報を含む全ての養子縁組に関する記録を残し、適切な方法で保管すべきである。また、その際には名前や出来事等の事実情報だけでなく、具体的なエピソードも含むことが重要である。
- 具体的に記録すべき項目等は「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について」（令和 3 年 3 月 26 日付け子家発 0326 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）

を確認されたい。特別養子縁組に関する養子・養親アンケート調査結果(HITOTOWA, 2025)からは、養子から生みの親の家族歴や遺伝的情報がほしいと望む声が多くみられた。

- 養子やその家族が、養子縁組の記録を探したり、生みの親とのコンタクトを試みたりする過程では、心理的な負荷がかかったり、想像とは異なる事実に出たり着いたり、想定していなかったことが起こったりする可能性もある。そのため、記録を探したり問い合わせたりする際のサポート、問い合わせ前後のカウンセリング、生みの親やその親族との交流のサポート等、第三者の支援機関が間に入って支援することが望ましい。自機関での支援が難しい場合は、児童相談所や民間あっせん機関等の相談窓口につなぐことも有効である。
- ルーツ探しにあたっては、「養親を傷つけているのではないか」「養親に申し訳ない」という気持ちを抱えている養子もおり、記録を探す過程で傷ついたり、自己嫌悪に陥ったりしてしまうこともある。支援をする際には、知りたいと思う気持ちを受け止め、それが自然な気持ちであることを伝える等、養子の気持ちを支えていくことが重要である。
- 自分の出自に関する情報をどこまで知りたいと思うかは、一人ひとりの意向が異なるため、支援機関の考えを押し付けるのではなく、養子の意思を尊重した上で年齢や発達に配慮した支援を行うことが大切である。
- 生みの親やきょうだい、その親族との交流については、養子の利益になると考えられる場合は、支援機関が間に入って支援を行うことが有効である。交流方法として手紙や写真等のやりとり等が考えられるが、交流をどのように行うべきかについては、養子の最善の利益の観点から、こどもの意向も考慮して養子とも十分に話し合いを重ねる等、個々のケースに合わせて検討する。
- 養子縁組成立後に、こどもと生みの親との交流が望ましい場合は、相互に安心して交流できるよう、あっせんをした機関が介在して事前に取り決めを行う等の工夫が必要である。また、養子にとって、生みの家族のきょうだいの存在を知ることや交流も重要だと考えられ、特に年齢の高いこどもに対しては、こどもの意向も十分考慮して支援方法の検討を行う。なお、生みの親や生みの家族のきょうだいとの交流を進めるにあたっては、養子を心理的にサポートすることを最優先に考えながら、支援機関は養親への配慮や気持ちへの寄り添い等、留意することが望ましい。

VI. 児童相談所と民間あっせん機関の連携

- 児童相談所と民間あっせん機関の連携については、「民間あっせん機関及び児童相談所の連携のための手引きについて」(令和2年7月3日付子家発 0703 第1号付厚生労働省子

ども家庭局家庭福祉課長通知)に示されており、こどもや養親(候補者を含む)にとって、両機関の相互の協力や連携が必要な場合に参照されたい。

- 児童相談所における、自機関内で適切な養親候補者が見つからない場合の対応としては、児童相談所運営指針において、管外の児童相談所や民間あっせん機関との連携を含め、養親の確保などに継続的に取り組むこととされており、都道府県内の児童相談所はもちろん、他の都道府県や民間あっせん機関への相談・連携が求められている。自機関及び都道府県内の児童相談所でも適切な養親候補者が見つからない場合は、こどもや養親候補者への訪問が必要であること等を考慮し、少なくとも近隣の都道府県への相談を行うべきである。なお、ケースによっては、近隣の都道府県ではない方が適当な場合があることには留意が必要である。また、自機関で登録されている養親候補者に対して、定期的に養育可能なこどもの年齢等についての意向を調査し、可能性のある候補者にまずは打診をすることも有効である。
- 民間あっせん機関においても、可能な限り日本国内において児童が養育されるよう、民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針第一の三において、児童相談所や他の民間あっせん機関と連携して日本国内在住の養親希望者を探すこととされている。さらに、児童相談所運営指針では、児童相談所が民間あっせん機関から連携協力を求められた場合、児童相談所は、管内において養親希望者を探すなど、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、協力することとされている。
- 一定年齢以上のこどもや障害児、医療的ケア児、外国にルーツを持つこども等の特別な支援や配慮が必要となる場合、自機関内で養親候補者を探すことが難しい場合が少なく、縁組成立後も関係機関が協力して支援することが必要な場合がある。なお、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について(平成29年11月27日付け子発1127第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)によれば、民間あっせん機関のみならず児童相談所においても、児童に兄弟姉妹がいる場合は可能な限り同一の家庭又は家庭における養育環境と同様の養育環境において養育がなされるようにするなど、配慮が必要である。また、児童の権利に関する条約第20条第3項によれば、児童相談所及び民間あっせん機関は、外国にルーツを持つこどもの養子縁組にあたっては、児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとされていることを踏まえて養親候補者の選定を行う必要がある。
- 児童相談所運営指針においては、実方の父母が、養育の見込みがないにもかかわらず、特別養子縁組に同意しない場合やその意思がたびたび変わる場合、意思を示さない場合などには、児童相談所長による申立を検討することとされている。民間あっせん機関においても、上記のようなケースでは、児童相談所に対して児童相談所長による申立の相談

を行うことが考えられるが、予め児童相談所の担当者に状況説明を行い、生みの親と面会してもらうことや関係者会議等を開いておくこと等により、児童相談所が関与する必要性を明確にし、こどものパーマネンシー保障のために相互に協力を行うことが望ましい。

- 児童相談所は、民間あっせん機関から、実方の父母の失踪や縁組成立前養育の中止等に伴う児童福祉法第25条第1項の規定による通告を受けた場合等は、管轄を決定した上で、「こどもの状況を確認するとともに、こどもの安全を確保するために必要な措置を講ずる」と規定されている。民間あっせん機関による養子縁組においては、事件係属が育児休業の要件となる場合、申立てを取り下げれば、養親の育児休業が認められなくなる可能性がある。管轄する児童相談所は、生みの親等が反対したケースについて、養子縁組里親と同様に、養親候補者が養育することが適当と認められる場合は、こどもにとって不利益がないよう、委託一時保護や養子縁組里親としての委託を検討する等、民間あっせん機関と密に連絡をとり、相互に協力して支援にあたる等の積極的な対応が求められる。

第8章 資料編

1. 参考文献

- ・ こども家庭庁 長官官房参事官（総合政策担当）（2023）我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査
- ・ こども家庭庁（2024）令和4年度養子縁組実態調査結果
- ・ 日本財団（2017）子が15歳以上の養子縁組家庭の生活実態調査 報告書
- ・ 日本財団（2022）養子縁組記録の適切な取得・管理及びアクセス支援に関する研究会報告書
- ・ HITOTOWA（2021）特別養子縁組制度の改正を踏まえた年齢要件の緩和及び手続の改正に係る事例に対する支援のあり方に関する調査研究報告書. 令和2年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書
- ・ HITOTOWA（2023）特別養子縁組のための環境整備に関する調査研究報告書. 令和4年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書

II. アンケート調査票

開始ページ

タイトル

【自治体対象】「特別養子縁組制度推進のための効果的な支援方法等の検討に関する調査研究」 自治体・民間あっせん機関WEBアンケート

メッセージ

◇調査へのご協力をお願い◇
この調査票は、全国の児童相談所設置自治体および民間あっせん機関の方々に、特別養子縁組制度に関する取り組みの現状や課題等についてお伺いするものです。

ご回答の際は、あてはまる選択肢をプルダウンで選択いただくか、具体的な数値、用語等をご記入ください。
(実績がない場合は空欄ではなく0「ゼロ」を記入ください)

特に断りのない場合は、2024(令和6)年9月1日時点の状況についてご記入をお願いします。

回答結果を公表する際は、統計的に処理した上で、回答者が特定されないように加工します。

回答期限：【2024(令和6)年10月14日(月)】

回答の途中で前のページに戻りたい場合は、戻るボタンを押していただくことで戻ることが可能です。
送信前には、確認用の回答一覧にてご自身の回答をご確認いただけます。

閉じるボタン

改ページ

1. 回答機関の概要

Q1. 回答者について教えてください。

貴自治体名 *

部署名

担当者のお名前 *

電話番号（ハイフンなし） *

(半角英数字)

Eメールアドレス *

(E-mail)

Q2.

貴自治体における養子縁組支援の実施機関と、支援内容を選択してください。(該当するものを全て選択)

(複数選択)

	普及啓発・ リクルート	研修	アセスメン ト	マッチング	縁組成立前 の家庭への 支援	縁組成立後 の支援
1. 児童相談所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 里親支援センター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 里親支援機関 (フォスターリング機関含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

◀ 改ページ ▶

II. 妊娠葛藤相談について

Q3.

貴自治体は妊娠葛藤相談窓口を設置していますか。なお運営方法は貴自治体の直接運営・委託運営いずれも対象とします。(選択は1つ)

*

- 設置している
- 設置していない

この質問を表示する条件 "Q3" で "設置している" を "選択した"

Q4.

Q3で「a.設置している」と回答した自治体の方にお伺いします。新規の妊娠葛藤相談の件数を教えてください(委託先が複数ある場合は合計数)。そのうち、過去に別の妊娠で相談を受けた件数がわかる場合はその件数を教えてください。

1. 新規の妊娠葛藤相談件数(令和5年度)

件

0文字 (半角数字)

2. 上記のうち、過去に別の妊娠で相談を受けた件数

件

0文字 (半角数字)

改ページ

III. こどもの委託や養子縁組について

Q5.

貴自治体の児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数、養子縁組里親の登録数、養子縁組里親としてこどもを委託している世帯数、社会的養護のもとで暮らすこども数を教えてください。

1. 特別養子縁組成立件数 (令和5年度)

件

0文字 (半角数字)

2. 養子縁組里親の登録数 (令和6年3月末時点)

世帯

0文字 (半角数字)

3. 養子縁組里親として委託中の世帯数 (令和6年3月末時点)(※1貴自治体以外のこどもを委託している家庭も含みます)

世帯

0文字 (半角数字)

4. 社会的養護のもとで暮らすこども数 (令和6年3月末時点)(※2乳児院・児童養護施設等の児童数+里親・FHへの委託児童数の合計値)

人

0文字 (半角数字)

Q6.

貴自治体では、令和元年度～令和5年度の合計の特別養子縁組の成立件数が1件以上ありますか。

*

選択してください

この質問を表示する条件 "Q6" で "ある" を "選択した"

Q7.

Q6で「ある」と回答した方にお伺いします。令和元年度～令和5年度の合計の特別養子縁組の成立件数を教えてください。

件

0文字 (半角数字)

この質問を表示する条件 "Q6" で "ある" を "選択した"

Q8.

Q7で回答した成立件数のうち、令和6年9月1日時点で状況把握ができるケースはどれくらいの割合ですか。(選択は1つ)

10%未満 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

改ページ

IV. 国庫補助事業について

他の選択肢と同時に選べない選択肢 "あてはまるものはない"

Q9. 特別養子縁組に関連して実施している補助事業はありますか。(選択はいくつでも)
* (複数選択)

- a. 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業
- b. 第三者評価受審促進事業
- c. 養親希望者等支援事業
- d. 障害児等の支援
- e. 心理療法担当職員の配置による相談支援
- f. 高年齢児等への支援体制構築モデル事業
- g. 資質向上モデル事業
- h. 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業
- i. 養親希望者手数料負担軽減事業
- あてはまるものはない

この質問を表示する条件 "Q9" で "i. 養親希望者手数料負担軽減事業" を "選択しなかった"

Q10.

「i. 養親希望者手数料負担軽減事業」を実施していない自治体にお伺いします。本事業を実施していない理由を教えてください。

*

0文字

Q11. 養子縁組に関する国の補助事業に対して期待することがあればご記載ください。

ご意見・ご要望

0文字

改ページ

V.養子縁組に関連する支援について

 選択できる数 “1～5”

 他の選択肢と同時に選べない選択肢 “特に課題に感じていることはない”

Q12.

養子縁組に関して、貴自治体が今後特に支援内容を強化する必要があると感じる項目について、以下から最大5つ選択してください。(選択は5つまで)

* (複数選択)

- a. 妊娠期の相談支援
- b. 養子縁組の検討方針に関するこどものアセスメント
- c. 縁組成立前の生みの親への支援
- d. 養親候補者の啓発・リクルート
- e. 養親候補者への研修
- f. 養親候補者のアセスメント
- g. マッチング
- h. 縁組成立前養育
- i. 縁組成立後の養親への支援
- j. 縁組成立後のこどもへの支援
- k. 縁組成立後のこどもの生みの親への支援
- l. こどもの生みの親とのつながり
- m. 真実告知（テリング）
- n. 養子縁組の記録の保管
- o. 養子縁組の記録の開示にかかる支援
- p. 他機関との連携
- 特に課題に感じていることはない

 この質問を表示する条件 “Q12” で “特に課題に感じていることはない” を “選択しなかった”

Q13. Q12で選んだ選択肢について、具体的な内容があれば教えてください。

0文字

Q14.

Q12の「a～p」の選択肢以外で、今後特に支援内容を強化する必要があると感じることがあれば教えてください。

0文字

Q15.

上記で回答した内容にかかわらず、養子縁組の支援に関して特に工夫していることがあれば教えてください。

0文字

Q16.

令和6年4月の児童相談所運営指針改正を踏まえ、今後の縁組成立後支援に関する現時点でのお考えを教えてください。(選択は1つ)

*

選択してください

Q17. Q16の回答について、具体的な内容があれば教えてください。

0文字

Q18.

養子縁組に関連する制度全体について改善が必要だと感じるものがあれば教えてください。

0文字

◀ 改ページ

VI. 養子・養親アンケート調査へのご協力について

◇調査票配布へのご協力をお願い◇

本調査研究では、特別養子縁組の養子・養親の方を対象にアンケート調査を実施予定です。当事者の皆さまの意見表明の機会として、1人でも多くの方の声を今後の支援に活かしく、趣旨にご賛同いただける場合は、対象家庭への配布にご協力お願いいたします。

● 養子・養親アンケート調査 調査概要 ●

1. 目的

養子縁組の各段階(研修、縁組成立前養育、縁組成立後)における望ましい支援のあり方について、当事者である養子・養親の意見を踏まえて検討を行うため、支援を受けた経験やニーズを把握します。

2. 調査対象 (予定)

特別養子縁組が成立した16歳以上の養子及び直近20年間に特別養子縁組で子どもを迎えた養親
なお、貴自治体で養子縁組が成立した方のほか、相談事業等を通じて繋がりが養子・養親の方も対象となります。

3. 調査方法

実施協力が得られた自治体・民間あっせん機関等を通じて、対象家庭にWEBアンケートへの回答をご依頼させていただきます。

4. 調査票の配布方法

弊社より、自治体・民間あっせん機関等に、アンケート回答用のQRコード及びURLを記載した依頼状をお送りさせていただきますので、メール等で対象家庭にご送付いただければ幸いです。
なお、貴自治体で活動されている里親会にご協力いただける場合は、Q22で里親会のご担当者様のご連絡先をご記入ください。

5. 調査時期

令和6年11月頃配布、令和7年1月上旬頃回収予定

6. その他

本アンケート調査へのご協力にあたって、印刷・郵送費等の負担はございません。ただし、メール送付等にかかる通信費等は、貴自治体でご負担をお願いいたします。本アンケート調査をご回答いただくにあたってのお問い合わせは、弊社の方で対応いたします。

Q19. 上記のアンケート調査にご協力をお願いしますか。(選択は1つ)

*

- a. 協力できる
- b. 調査内容次第で検討する
- c. 協力できない

この質問を表示する条件 "Q19" で "c.協力できない" を "選択した"

Q20.

<「c.協力できない」>と回答した方にお伺いします。具体的な理由を教えてください。

*

0文字

この質問を表示する条件 "Q19" で "a.協力できる" を "選択した" [もしくは] "Q19" で "b.調査内容次第で検討する" を "選択した"

Q21. 養子・養親アンケート調査にかかるご連絡先は本アンケート回答者と同じですか。

選択してください

改ページ

この質問を表示する条件 "Q19" で "a.協力できる" を "選択した" [もしくは] "Q19" で "b.調査内容次第で検討する" を "選択した"

「機関名」を表示する条件 "Q21" で "本アンケート回答者と異なる" を "選択した"

「部署名」を表示する条件 "Q21" で "本アンケート回答者と異なる" を "選択した"

「担当者のお名前」を表示する条件 "Q21" で "本アンケート回答者と異なる" を "選択した"

「Eメールアドレス」を表示する条件 "Q21" で "本アンケート回答者と異なる" を "選択した"

「電話番号（ハイフンなし）」を表示する条件 "Q21" で "本アンケート回答者と異なる" を "選択した"

Q22.

想定される配布対象者数を教えてください。また、養子・養親アンケート調査にかかるご連絡先が本アンケート回答者と異なる場合は連絡先を記入ください。

◆想定される配布対象者数：直近20年間に特別養子縁組をした養親（父母いずれか、または両方の回答も可能）

*

人程度

0文字

(半角数字)

◆想定される配布対象者数：特別養子縁組が成立した16歳以上の養子 *

人程度

0文字

(半角数字)

機関名 *

0文字

部署名

0文字

0文字

Eメールアドレス *

0文字

(E-mail)

電話番号 (ハイフンなし) *

0文字

(半角英数字)

Q23.

現時点で養子・養親アンケート調査に関するご質問や確認すべき内容があればご記載ください。

0文字

 送信前に確認用の回答一覧を表示

メッセージ

調査票は以上となります。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

タイトル

【民間あっせん機関対象】「特別養子縁組制度推進のための効果的な支援方法等の検討に関する調査研究」 自治体・民間あっせん機関WEBアンケート

メッセージ

◇調査へのご協力をお願い◇
この調査票は、全国の児童相談所設置自治体および民間あっせん機関の方々に、特別養子縁組制度に関する取り組みの現状や課題等についてお伺いするものです。

ご回答の際は、あてはまる選択肢をプルダウンで選択いただくか、具体的な数値、用語等をご記入ください。
(実績がない場合は空欄ではなく「ゼロ」を記入ください)

特に断りのない場合は、2024(令和6)年9月1日時点の状況についてご記入をお願いします。

回答結果を公表する際は、統計的に処理した上で、回答者が特定されないよう加工します。

回答期限：【2024(令和6)年10月14日(月)】

回答の途中で前のページに戻りたい場合は、戻るボタンを押していただくことで戻ることが可能です。
送信前には、確認用の回答一覧にてご自身の回答をご確認いただけます。

戻る文/ボタン

戻るページ

I. 回答機関の概要

Q1. 回答者について教えてください。

貴機関名 *

部署名

担当者のお名前 *

電話番号（ハイフンなし） *

(半角英数字)

Eメールアドレス *

(E-mail)

戻るページ

II. 妊婦相談について

Q2.

新規の妊娠相談の件数を教えてください。そのうち、過去に別の妊娠で相談を受けた件数がわかる場合はその件数を教えてください。

1. 新規の妊娠相談件数 (令和5年度)

件

0文字 (半角数字)

2. 上記のうち、過去に別の妊娠で相談を受けた件数

件

0文字 (半角数字)

戻るページ

III. こどもの委託や養子縁組について

戻るページ

Q3.

貴機関を通じた特別養子縁組の成立件数、特別養子縁組の養親候補者の登録数を教えてください。

1. 特別養子縁組成立件数 (令和5年度)

件

0文字 (半角数字)

2. 特別養子縁組の養親候補者の登録数 (令和6年3月末時点)

世帯

0文字 (半角数字)

戻るページ

Q4.

貴機関では、令和元年度～令和5年度の合計の特別養子縁組の成立件数が1件以上ありますか。

*

選択してください

この質問を表示する条件 "Q4" で "ある" を "選択した"

Q5.

「ある」と回答した方にお伺いします。令和元年度～令和5年度の合計の特別養子縁組の成立件数を教えてください。

件

0文字 (半角数字)

戻る 次ページ

この質問を表示する条件 "Q4" で "ある" を "選択した"

Q6.

上記で回答した成立件数のうち、令和6年9月1日時点で状況把握ができるケースはどれくらいの割合ですか。(選択は1つ)

10%未満 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

戻る 次ページ

IV. 国庫補助事業について

戻る 次ページ

Q7. 養子縁組に関する国の補助事業に対して期待することがあればご記載ください。

ご意見・ご要望

0文字

戻る 次ページ

V. 養子縁組に関連する支援について

 選択できる数「1～5」

 他の選択肢と同時に選べない選択肢「特に課題に感じていることはない」

Q8.

養子縁組に関して、貴機関が今後特に支援内容を強化する必要があると感じる項目について、以下から最大5つ選択してください。（選択は5つまで）

* [複数選択]

- a. 妊娠期の相談支援
- b. 養子縁組の検討方針に関するこどものアセスメント
- c. 縁組成立前の生みの親への支援
- d. 養親候補者の啓発・リクルート
- e. 養親候補者への研修
- f. 養親候補者のアセスメント
- g. マッチング
- h. 縁組成立前養育
- i. 縁組成立後の養親への支援
- j. 縁組成立後のこどもへの支援
- k. 縁組成立後のこどもの生みの親への支援
- l. こどもの生みの親とのつながり
- m. 真実告知（テリング）
- n. 養子縁組の記録の保管
- o. 養子縁組の記録の開示にかかる支援
- p. 他機関との連携
- 特に課題に感じていることはない

◀ 前ページ

 この質問を表示する条件「Q8」で「特に課題に感じていることはない」を選択しなかった

Q9. Q8で選んだ選択肢について、具体的な内容があれば教えてください。

0文字

▶ 次ページ

Q10.

Q8の「a～p」の選択肢以外で、今後特に支援内容を強化する必要があると感じることがあれば教えてください。

0文字

戻るページ

Q11.

上記で回答した内容にかかわらず、養子縁組の支援に関して特に工夫していることがあれば教えてください。

0文字

戻るページ

Q12.

養子縁組に関連する制度全体について改善が必要だと感じるものがあれば教えてください。

0文字

VI. 養子・養親アンケート調査へのご協力について

◇調査票配布へのご協力をお願い◇

本調査研究では、特別養子縁組の養子・養親の方を対象にアンケート調査を実施予定です。当事者の皆さまの意見表明の機会として、1人でも多くの方の声を今後の支援に活かしたく、趣旨にご賛同いただける場合は、対象家庭への配布にご協力お願いいたします。

● 養子・養親アンケート調査 調査概要 ●

1. 目的

養子縁組の各段階(研修、縁組成立前養育、縁組成立後)における望ましい支援のあり方について、当事者である養子・養親の意見を踏まえて検討を行うため、支援を受けた経験やニーズを把握します。

2. 調査対象 (予定)

特別養子縁組が成立した16歳以上の養子及び直近20年間に特別養子縁組でこどもを迎えた養親
なお、貴自治体で養子縁組が成立した方のほか、相談事業等を通じて繋がりがあがる養子・養親の方も対象となります。

3. 調査方法

実施協力が得られた自治体・民間あっせん機関等を通じて、対象家庭にWEBアンケートへの回答をご依頼させていただきます。

4. 調査票の配布方法

弊社より、自治体・民間あっせん機関等に、アンケート回答用のQRコード及びURLを記載した依頼状をお送りさせていただきますので、メール等で対象家庭にご送付いただければ幸いです。
なお、貴自治体で活動されている里親会にご協力いただける場合は、Q22で里親会のご担当者様のご連絡先をご記入ください。

5. 調査時期

令和6年11月頃配布、令和7年1月上旬頃回収予定

6. その他

本アンケート調査へのご協力にあたって、印刷・郵送費等の負担はございません。ただし、メール送付等にかかる通信費等は、貴自治体でご負担をお願いいたします。本アンケート調査をご回答いただくにあたってのお問い合わせは、弊社の方で対応いたします。

Q13. 上記のアンケート調査にご協力をお願いしますか。(選択は1つ)

- a. 協力できる
- b. 調査内容次第で検討する
- c. 協力できない

戻るページ

この質問を表示する条件 "Q13" で "c. 協力できない" を "選択した"

Q14.

<「c. 協力できない」>と回答した方にお伺いします。具体的な理由を教えてください。

*

0文字

この質問を表示する条件 "Q13" で "a. 協力できる" を "選択した" [もしくは] "Q13" で "b. 調査内容次第で検討する" を "選択した"

Q15. 養子・養親アンケート調査にかかるご連絡先は本アンケート回答者と同じですか。

選択してください

戻るページ

この質問を表示する条件 "Q13" で "a. 協力できる" を "選択した" [もしくは] "Q13" で "b. 調査内容次第で検討する" を "選択した"

「機関名」を表示する条件 "Q15" で "本アンケート回答者と異なる" を "選択した"

「部署名」を表示する条件 "Q15" で "本アンケート回答者と異なる" を "選択した"

「担当者のお名前」を表示する条件 "Q15" で "本アンケート回答者と異なる" を "選択した"

「Eメールアドレス」を表示する条件 "Q15" で "本アンケート回答者と異なる" を "選択した"

「電話番号（ハイフンなし）」を表示する条件 "Q15" で "本アンケート回答者と異なる" を "選択した"

Q16.

想定される配布対象者数を教えてください。また、養子・養親アンケート調査にかかるご連絡先が本アンケート回答者と異なる場合は連絡先を記入ください。

◆想定される配布対象者数：直近20年間に特別養子縁組をした養親（父母いずれか、または両方の回答も可能）

*
 人程度

0文字 (半角数字)

◆想定される配布対象者数：特別養子縁組が成立した16歳以上の養子 *

人程度

0文字 (半角数字)

機関名 *

0文字

部署名

0文字

担当者のお名前 *

0文字

Eメールアドレス *

0文字

[E-mail]

電話番号（ハイフンなし） *

0文字

(半角英数字)

Q17.

現時点で養子・養親アンケート調査に関するご質問や確認すべき内容があればご記載ください。

0文字

終了ページ

 送信前に確認用の回答一覧を表示

メッセージ

調査票は以上となります。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

特別養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査（養子の 方用）

メッセージ

このたび、株式会社HITOTOWAでは、令和6年度こども家庭庁子ども・子育て支援等推進調査研究事業「特別養子縁組制度推進のための効果的な支援方法等の検討に関する調査研究」において、特別養子縁組が成立した養子・養親の方を対象にアンケート調査を実施させていただくこととなりました。

回答時間は10分～15分ほどのアンケートになります。下記の内容をお読みいただき、ぜひご協力をお願いいたします。

1. 調査目的

特別養子縁組に関する望ましい支援のあり方について、養子・養親の意見をふまえて検討を行うこと

2. 調査対象

下記にあてはまる方で、2024(令和6)年11月1日現在、日本に住んでいる方

- ・特別養子縁組が成立した、15歳以上の養子
- ・2004(平成16)年11月1日～2024(令和6)年10月31日の間に特別養子縁組が成立した養親

※養子・養親のどちらか、おひとりだけでもご回答が可能です。
※養親は養父・養母のそれぞれが1回ずつご回答いただけます。また、どちらかおひとりだけでもご回答が可能です。

3. 調査の回答期限

2025(令和7)年1月8日(水)

4. 調査内容

- (1)回答される方（養子・養親）について
- (2)養子縁組に関するご経験や支援について
- (3)裏実告知（テリング）や出自、ルーツ探しについて
- (4)養子縁組の制度全体について など

5. 結果の公表方法

- ・集計結果については、当社（株式会社HITOTOWA）のWEBサイトにて公開いたします（令和7年4月予定）。
- ・回答結果を公表する際は、統計的に処理した上で、個人が特定されないよう加工いたします。

6. 調査へのご協力について

- ・このアンケート調査に協力するかどうかは、あなたの自由な意思が尊重されます。ご回答いただかなくても、あなたに不利益はまったくありません。
- ・ご協力いただける場合でも、答えにくい設問は、無理に回答いただかなくてもかまいません。また、アンケートは途中で回答をやめることもできます。回答の途中で前のページに戻りたい場合は、「戻るボタン」で戻ることができます。
- ・いただいた回答は、すべて統計的に処理しますので、あなたの回答が家族や知り合いなどに知られることはありません。また、無記名の調査となりますので、回答者はこちらではわかりません（ただし、無記名のため、一度ご送信いただいた（送信ボタンを押した）あとは、回答内容を修正したり、取り消したりすることはできません）。
- ・このページの最後に、「同意する」のチェックをいただいたあと、質問ページが表示されます。全ての質問に回答いただいたあと、送信前には、確認用の回答一覧にてあなたの回答をご確認いただけます。

7. 調査へのご協力に伴う心理的な負担の可能性について

この調査への協力にあたって、あなたのご経験を振り返る場面があります。その際、つらい気持ちになったり、思い出したくなかったことを思い出してしまったりするかもしれません。そうした際にはおひとりでお悩まずに、まわりの信頼できる方にご相談いただくか、もしも知っている人に相談しづらいときには、下記の相談窓口の検索サイトをご利用いただくこともできます。その他、回答することでお困りのことがありましたら、遠慮なく下記の問い合わせ先までご連絡ください。

<相談窓口の検索サイト>

あなたはひとりじゃない（内閣府 孤独・孤立対策推進室）

<https://www.notalone-cao.go.jp/>

<本調査に関するお問い合わせ>

株式会社HITOTOWA 特別養子縁組に関する調査事務局（担当：西郷・佐藤・青山）

E-MAIL：kodomosouken@hitotowa.jp

電話：03-4570-1297（受付時間：月・水・金 10時～16時）

【回答にあたってのお願い】

○それぞれの設問に注意書きがない限り、2024(令和6)年11月1日現在の状況についてお答えくだ

②

さい。
○本調査での「子ども」とは、あなた自身のことをさします。

今回みなさんからいただくご回答の一つ一つが、今後のよりよい支援の検討ための重要な資料となります。
本調査の趣旨をご理解いただき、アンケート調査へのご回答をよろしくお願い申し上げます。

同意文/ボタン

削除

調査への同意

上記の「1.調査目的」「2.調査対象」「4.調査内容」「5.結果の公表方法」「6.調査へのご協力について」「7.研究へのご協力で伴う心理的な負担の可能性について」に同意いただける方は、チェックをお願いします。
※チェック後に質問ページが表示されます。質問の途中で回答をおめスーンも可能です。

同意する

回答する

改ページ

※この調査で「養子縁組」とは、特別養子縁組のことをさします。

はじめに

Q1. このアンケートをどちらで知りましたか。（選択はひとつ）

自治体・児童相談所からの案内

里親会からの案内

里親会以外の民間団体・民間あっせん機関からの案内

家族からの案内

わからない

その他（具体的に）

改ページ

編集 削除

この質問を表示する条件「Q1」で「里親会以外の民間団体・民間あっせん機関からの案内」を「選択した」

Q2.

Q1で「里親会以外の民間団体・民間あっせん機関からの案内」と回答した方におうかがいします。
差し支えなければ（もし問題がなければ）、具体的な団体名をおしえてください。

具体的な団体名

0文字

改ページ

■あなたのことについておうかがいします。

なお、この調査では2024(令和6)年11月1日現在日本に住んでいる方で、**特別養子縁組が成立した15歳以上の養子の方**を対象としております。

Q3. あなたの性別をおしえてください。（選択はひとつ）

男性

女性

どちらともいえない

回答しない

Q4. 現在のあなたのご年齢をおしえてください。

現在のあなたのご年齢

 歳

0文字 (半角数字)

Q5.

「現在の家庭で生活を始めた時」のあなたのご年齢と、「養子縁組が成立した時」のあなたのご年齢が分かればおしえてください。

「現在の家庭で生活を始めた時」のあなたのご年齢

 歳

(半角数字)

「養子縁組が成立した時」のあなたのご年齢

歳

(半角数字)

Q6. 養子縁組の仲介をした機関をおしえてください。(選択はひとつ)

児童相談所

民間団体・民間あっせん機関

わからない

その他(具体的に)

改ページ

■養子縁組に関するご経験や支援についておうかがいします。

Q7.

養子縁組の成立後、養子縁組の仲介をした機関に限らず、現在までに1回以上、下記のAからDの支援を受けたことがありますか。また、支援を受けて良かったと思いますか。(選択はひとつ)

良かった	どちらかと言 えば良かった	どちらかと言 えば良くなか った	良くなかった	支援を受けて いない
------	------------------	------------------------	--------	---------------

A：真実告知(テリング)・生い立ちの整理・出自やルーツ探しに関する支援

B：他の里親や養子縁組家庭・養子同士の交流に関する支援

C：生みの親やその親族との交流に関する支援

D：親子関係に関する支援

選択できる数「0～3」

編集 削除 他の選択数と同時に選べない選択数「課題に感じたことはない」

Q8.

養子縁組家庭で生活をするうえで課題に感じた点があれば、最大3つおしえてください。（選択は3つまで）

(複数選択)

- 養親との関係性について
- 真実告知（テリング）について
- 生い立ちの整理について
- 出自やルーツ探しについて
- 他の養子縁組家庭との交流の機会について
- 生い立ちに関する授業等の学校生活について
- 病院の受診について
- その他（具体的に）
- 課題に感じたことはない

Q9.

養子縁組の成立後に受けられる現状の支援制度について、全体的な満足度をおしえてください。（選択はひとつ）

- 満足している
- どちらかと言えば満足している
- どちらかと言えば満足していない
- 満足していない

改ページ

Q10.

現在の生活についておうかがいします。次のことがらはあなた自身にどのくらいあてはまりますか。（選択はひとつ）

そう思う どちらかと言えば どちらかと言えば そう思わない
そう思う そう思わない

- A：私は、自分自身に満足している
- B：自分には長所があると感じている
- C：うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む

D：自分の親から愛されていると思う

改ページ

■ 眞実告知（テリング）や出自、ルーツ探しについておうかがいします。

※この調査において「養子縁組に関する記録」とは、出自に関する情報を含みます。

Q11.

養親から、育ての親であることを最初に伝えられた（眞実告知・テリングの）時期はいつ頃ですか。（選択はひとつ）

わからない・覚えていない

養親からは聞いていない

最初から知っていた

あなたがだいたい〇歳ごろ

歳

(半角数字)

Q12.

あなたの養子縁組について、養親とあなたのマッチングの理由を聞いたことがありますか。（選択はひとつ）

養子縁組の仲介をした機関から聞いた

養親から聞いた

聞いたことはない

わからない

その他（具体的に）

改ページ

Q13. あなたの養子縁組に関する記録へのアクセス方法を知っていますか。（選択はひとつ）

知っている

知らない

[編集](#) [削除](#) この質問を表示する条件「Q13」で「知っている」を「選択した」

Q14.

Q13で「知っている」と回答された方におうかがいします。
あなたの養子縁組に関する記録へのアクセス方法について、どのように知りましたか。（選択は
いくつでも）

(複数選択)

養親から聞いた

養子縁組の仲介をした機関から聞いた

養子縁組の仲介をした機関以外の機関から聞いた

他の養子縁組家庭の養親・養子から聞いた

自分で調べた

その他（具体的に）

改ページ

Q15.

あなたの養子縁組に関する記録を得ようと思ったことがありますか。（選択はひとつ）

ない

ある →初めて得ようと思った時の年齢○歳ごろ

歳

(半角数字)

Q16.

あなたの養子縁組に関する記録を得ようとして実際にこころみたこと（ためしたこと）がありますか。（選択はひとつ）

ない

ある →初めて実際にこころみた時の年齢○歳ごろ

歳

(半角数字)

[編集](#) [削除](#) この質問を表示する条件「Q16で「ある」→初めて実態にこころみた時の年齢〇歳ごろ」を「選択した」

Q17. Q16で「ある」と回答された方におうかがいします。
記録を得るためにアクセスした先をすべておしえてください。（選択はいくつでも）
(複数選択)

- 養親
- 市役所・区役所など
- 都道府県
- 養子縁組の仲介をした機関
- 児童養護施設
- 乳児院
- SNS
- 裁判所
- その他（具体的に）

[編集](#) [削除](#) この質問を表示する条件「Q16で「ある」→初めて実態にこころみた時の年齢〇歳ごろ」を「選択した」

Q18. Q16で「ある」と回答された方におうかがいします。
希望する情報を得ることができましたか。（選択はひとつ）

- 得ることができた
- 一部得ることができた
- 全く得ることができなかった

改ページ

[編集](#) [削除](#) この質問を表示する条件「Q18で「一部得ることができた」を「選択した」[もしくは]「Q18で「全く得ることができなかった」を「選択した」

Q19.
Q18で「一部得ることができた」「全く得ることができなかった」と回答された方におうかがいします。
一部または全く得ることができなかった理由をおしえてください。（選択肢はひとつ）

- 記録を保管している機関がわからなかった
- 記録がない、または見つからなかった
- 記録はあったが提供してもらえなかった
- 記録はあったが希望するものではなかった
- その他（具体的に）

Q20.

あなたの出自に関する情報について、どの範囲で知りたいと思いますか。（選択はひとつ）

- 自分の出自に関する情報はすべて知りたい
- つらく感じる可能性がある情報は知りたくない
- 自分の出自に関する情報を知りたいと思わない
- わからない

Q21.

現在の日本では、出自を知る権利について定めた法律はありません。
今後、未成年であっても、希望すれば養子本人の権利として養子縁組の記録にアクセスできるようになる場合、何歳くらいからがいいと思いますか。（選択はひとつ）

- 6歳未満
- 6歳以上（小学生以上）
- 12歳以上（中学生以上）
- 15歳以上（高校生以上）
- 18歳以上（高校卒業以上）
- 20歳以上
- わからない

Q22.

養子に、養子縁組の記録にアクセスできることを、どのようにして伝えるべきだと思いますか。（選択はひとつ）

- 養親から説明する
- 養子縁組の仲介をした機関から、全員に書面などで伝える
- その他（具体的に）
- わからない

改ページ

■養子縁組の制度全体についておうかがいします。

Q23.

養子縁組に関して必要な支援や現在の制度などについて、課題に感じていることや要望があれば、あなたのお考えを自由にご記入ください。

0文字

Q24. その他、ご意見やコメントがあれば自由にご記入ください。

0文字

質問は以上になります。多くの設問にご回答いただき誠にありがとうございます。

最後に **【送信】** ボタンを押すと回答が完了になります。

※なお、送信前に前のページの回答を確認したい場合は、戻るボタンを押していただくと戻ることが可能です。

特別養子縁組の支援に関する養子・養親アンケート調査（養親の方用）

メッセージ

このたび、株式会社HITOTOWAでは、令和6年度こども家庭庁子ども・子育て支援等推進調査研究事業「特別養子縁組制度推進のための効果的な支援方法等の検討に関する調査研究」において、特別養子縁組が成立した養子・養親の方を対象にアンケート調査を実施させていただくこととなりました。

回答時間は10分～15分ほどのアンケートになります。下記の内容をお読みいただき、ぜひご協力をお願いいたします。

1. 調査目的

特別養子縁組に関する望ましい支援のあり方について、養子・養親の意見をふまえて検討を行うこと

2. 調査対象

下記にあてはまる方で、2024(令和6)年11月1日現在、日本に住んでいる方

- ・ **特別養子縁組が成立した、15歳以上の養子**
- ・ **2004(平成16)年11月1日～2024(令和6)年10月31日の間に特別養子縁組が成立した養親**

※養子・養親のどちらか、おひとりだけでもご回答が可能です。
※養親は養父・養母のそれぞれが1回ずつご回答いただけます。また、どちらかおひとりだけでもご回答が可能です。

3. 調査の回答期限

2025(令和7)年1月8日(水)

4. 調査内容

- (1)回答される方（養子・養親）について
- (2)養子縁組に関するご経験や支援について
- (3)真実告知（テリング）や出自、ルーツ探しについて
- (4)養子縁組の制度全体について など

5. 結果の公表方法

- ・集計結果については、当社（株式会社HITOTOWA）のWEBサイトにて公開いたします（令和7年4月予定）。
- ・回答結果を公表する際は、統計的に処理した上で、個人が特定されないよう加工いたします。

6. 調査へのご協力について

- ・このアンケート調査に協力するかどうかは、あなたの自由な意思が尊重されます。ご回答いただかなくても、あなたに不利益はまったくありません。
- ・ご協力いただける場合でも、答えにくい設問は、無理に回答いただかなくてもかまいません。また、アンケートは途中で回答をやめることもできます。回答の途中で前のページに戻りたい場合は、「戻るボタン」で戻ることができます。
- ・いただいた回答は、全て統計的に処理しますので、あなたの回答が家族や知り合いなどに知られることはありません。また、無記名の調査となりますので、回答者はこちらではわかりません（ただし、無記名のため、一度ご送信いただいた（送信ボタンを押した）あとは、回答内容を修正したり、取り消したりすることはできません）。
- ・このページの最後に、「同意する」のチェックをいただいたあと、質問ページが表示されます。全ての質問に回答いただいたあと、送信前には、確認用の回答一覧にてあなたの回答をご確認いただけます。

7. 調査へのご協力に伴う心理的な負担の可能性について

この調査への協力にあたって、あなたのご経験を振り返る場面があります。その際、つらい気持ちになったり、思い出したくなかったことを思い出してしまったりするかもしれません。そうした際にはお一人でも悩まずに、まわりの信頼できる方にご相談いただくか、もしも知っている人に相談しづらいときには、下記の相談窓口の検索サイトをご利用いただくこともできます。その他、回答することでお困りのことがありましたら、遠慮なく下記の問い合わせ先までご連絡ください。

<相談窓口の検索サイト>

あなたはひとりじゃない（内閣府 孤独・孤立対策推進室）

<https://www.notalone-cao.go.jp/>

<本調査に関するお問い合わせ>

株式会社HITOTOWA 特別養子縁組に関する調査事務局（担当：西郷・佐藤・青山）

E-MAIL：kodomosouken@hitotowa.jp

電話：03-4570-1297（受付時間：月・水・金 10時～16時）

【回答にあたってのお願い】

○それぞれの設問に注意書きがない限り、2024(令和6)年11月1日現在の状況についてお答えくだ

②

さい。
○養親の方で、お子様（養子）が2人以上いらっしゃる場合、最初に特別養子縁組が成立したお子様についてご回答をお願いいたします。
○本調査での「お子様」とは養子の方のことを指します。

今回みなさんからいただくご回答の一つ一つが、今後のよりよい支援の検討ための重要な資料となります。
本調査の趣旨をご理解いただき、アンケート調査へのご回答をよろしくお願い申し上げます。

別書き/ボタン

削除

調査への同意

上記の「1.調査目的」「2.調査対象」「4.調査内容」「5.結果の公表方法」「6.調査へのご協力について」「7.研究へのご協力に伴う心理的な負担の可能性について」に同意いただける方は、チェックをお願いします。
※チェック後に質問ページが表示されます。質問の途中で回答をやめることも可能です。

同意する

回答する

改ページ

※本調査で「養子縁組」とは、特別養子縁組のことを指します。

■はじめに

Q1. このアンケートをどちらで知りましたか。（選択はひとつ）

自治体・児童相談所からの案内

里親会からの案内

里親会以外の民間団体・民間あっせん機関からの案内

家族からの案内

わからない

その他（具体的に）

改ページ

編集 削除

この質問を表示する条件「Q1」で「里親会以外の民間団体・民間あっせん機関からの案内」を選択した

Q2.

Q1で「里親会以外の民間団体・民間あっせん機関からの案内」と回答した方にお伺いします。差し支えなければ、具体的な団体名を教えてください。

具体的な団体名

0文字

改ページ

■ご自身やお子様についてお伺いします。

なお、本調査では、2024(令和6)年11月1日現在日本に住んでいる方で、**2004(平成16)年11月1日～2024(令和6)年10月31日の間に特別養子縁組が成立した養親の方**を対象としております。

また、対象となるお子様（養子）の中で、**最初に特別養子縁組をしたお子様**についてご回答ください。

Q3. ご自身の性別を教えてください。（選択はひとつ）

男性

女性

どちらともいえない

回答しない

Q4. 現在の、ご自身とお子様のご年齢を教えてください。

ご自身のご年齢

 歳

0文字 (半角数字)

お子様のご年齢

 歳

0文字 (半角数字)

Q5.

「養育開始時」のお子様のご年齢及び、「養子縁組成立時」のお子様のご年齢が分かれば教えてください。

「養育開始時」のお子様のご年齢

歳

(半角数字)

「養子縁組成立時」のお子様のご年齢

歳

(半角数字)

Q6. 養子縁組の仲介をした機関を教えてください。(選択はひとつ)

児童相談所

民間団体・民間あっせん機関

わからない

その他(具体的に)

改ページ

■養子縁組に関するご経験や支援についてお伺いします。

選択できる数「0～3」

Q7.

養子縁組を検討した当初の、主なきっかけを最大3つ教えてください。(選択は3つまで)

(複数選択)

こどもの福祉に関心があった

多様な家族のあり方に関心があった

こどもが欲しかった

不妊治療を経験した

血縁にかかわらず、子育てがしたかった

実子のきょうだいが欲しかった

配偶者や家族・親族の希望があった

その他(具体的に)

選択できる数「0～5」

[編集](#) [削除](#)

他の選択肢と同時に選べない選択肢「課題に感じたことはない」

Q8.

養子縁組の検討を始めてから、課題に感じた点があれば、最大5つ教えてください。（選択は5つまで）

(複数選択)

- 養子縁組の手続きについて
- こどもの養育全般について
- こどもの障害や疾病について
- 養子縁組家庭のきょうだい・親族との関係について
- 真実告知（テリング）について
- 出自やルーツ探しについて
- 生みの親やその親族との交流について
- 経済的な負担について
- ご自身やパートナーの仕事と育児の両立について
- 養子縁組に関する周囲への説明について
- 生い立ちに関する授業等の学校生活について
- 病院の受診や健康保険について
- その他（具体的に）
- 課題に感じたことはない

改ページ

選択できる数「0～5」

[編集](#) [削除](#)

他の選択肢と同時に選べない選択肢「研修で扱って欲しいものはない」

Q9.

養子縁組の成立前に受講する研修で扱って欲しい内容があれば、最大5つ教えてください。（選択は5つまで）

(複数選択)

- 養子縁組の手続きについて
- こどもの養育全般について
- こどもの障害や疾病について
- 養子縁組家庭のきょうだい・親族との関係について
- 真実告知（テリング）について
- 出自やルーツ探しについて
- 生みの親やその親族との交流について
- ご自身やパートナーの仕事と育児の両立について
- 養子縁組に関する周囲への説明について
- 生い立ちに関する授業等の学校生活について

病院の受診や健康保険について

その他（具体的に）

研修で扱って欲しいものはない

改ページ

Q10.

お子様の養育を開始する直前（委託前）の、ご自身及び配偶者の就労の状況を教えてください。（選択はひとつ）

ご自身と配偶者が両方とも就労していた（共働き）

ご自身もしくは配偶者のいずれか片方が就労していた

ご自身もしくは配偶者のいずれも就労していなかった

わからない

Q11.

お子様の養育を開始した時の、ご自身の育児休業の利用状況を教えてください。（選択はひとつ）

利用したい意向があり利用した

利用したい意向があったが利用できなかった

利用する意向はなかった

特別養子縁組による育児休業の制度化前で、利用を検討できなかった

養育開始時は里親として育てていたため、利用を検討できなかった

改ページ

[編集](#) [削除](#)

この質問を表示する条件 "Q11" で "利用したい意向があったが利用できなかった" を "選択した"

Q12.

Q11で「利用したい意向があったが利用できなかった」と回答した方にお伺いします。その主な理由を教えてください。（選択はひとつ）

こどもが1歳以上で対象にならなかったため

こどもの年齢以外で制度の利用要件を満たしていなかったため

こどもの年齢や制度の利用要件は満たしていたが、他の理由で利用が困難だったため

養子縁組の仲介をした機関が育児への専念を重視していたため

その他（具体的に）

編集 削除 この質問を表示する条件「Q12」で「子どもの年齢や制度の利用要件は満たしていたが、他の理由で利用が困難だったため」を選択した

Q13.

Q12で「子どもの年齢や制度の利用要件は満たしていたが、他の理由で利用が困難だったため」と回答した方にお伺いします。
どのような理由でしたか。

理由

0文字

改ページ

編集 削除 他の選択肢と同時に選べない選択肢「案内は受けていない」

Q14.

養子縁組の成立時に、養子縁組の仲介をした機関から、成立後に受けられる支援についてどのような案内を受けましたか。（選択はいくつでも）

(複数選択)

養子縁組の仲介をした機関への相談方法

養子縁組の仲介をした機関以外の機関への相談方法

他の養子縁組家庭との交流の方法

その他（具体的に）

案内は受けていない

改ページ

編集 削除 この質問を表示する条件「Q14」で「養子縁組の仲介をした機関以外の機関への相談方法」を選択した

Q15.

Q14で「養子縁組の仲介をした機関以外の機関への相談方法」と回答した方にお伺いします。
具体的な機関名を教えてください。

具体的な機関名

0文字

[編集](#) [削除](#) この質問を表示する条件「Q14」で「他の養子縁組家庭との交流の方法」を「選択した」

Q16. Q14で「他の養子縁組家庭との交流の方法」と回答した方にお伺いします。
具体的にはどのような方法ですか。（選択はひとつ）

養子縁組の仲介をした機関を介して

里親会に加入して

その他（具体的に）

改ページ

Q17.

養子縁組の成立後、養子縁組の仲介をした機関に限らず、現在までに1回以上、下記のAからDの支援を受けたことがありますか。また、支援を受けて良かったと思いますか。（選択はひとつ）

良かった	どちらかと言 えば良かった	どちらかと言 えば良くなか った	良くなかった	支援を受けて いない
------	------------------	------------------------	--------	---------------

A：真実告知（テリング）・生い立ちの整理・出自やルーツ探しに関する支援

B：他の里親や養子縁組家庭、養子同士の交流に関する支援

C：生みの親やその親族との交流に関する支援

D：親子関係や養育に関する支援

改ページ

選択できる数「0～3」

[編集](#) [削除](#) 他の選択数と同時に選べない選択数「選択に感じたことはない」

Q18.

養子縁組の成立後、養育をするうえで課題に感じた点があれば、最大3つ教えてください。（選択は3つまで）

(複数選択)

- こどもとの関係性について
- こどもの障害や疾病について
- 真実告知（テリング）について
- 生い立ちの整理について
- 出自やルーツ探しについて
- 他の養子縁組家庭との交流の機会について
- ご自身やパートナーの仕事と育児の両立について
- 養子縁組に関する周囲への説明について
- 生い立ちに関する授業等の学校生活について
- 病院の受診について
- その他（具体的に）
- 課題に感じたことはない

改ページ

編集 削除 他の選択肢と同時に選べない選択肢 “拡充が必要だと思わない”

Q19.

養親に対する国や自治体の支援として、特に拡充が必要だと思う制度を教えてください（すでに利用している制度も含む）。（選択はいくつでも）

(複数選択)

- 広域の自治体でこどもとのマッチングができる仕組み
- 民間あっせん機関で養子縁組の仲介を受ける場合の手数料負担軽減
- 養子縁組を前提にこどもが委託された時点で利用できる育児休業制度
- 養育にかかる費用の補助
- レスパイトの利用（他の里親や児童養護施設などでの一時預かり）
- 養子縁組成立前のこどもの健康保険加入（養親の被扶養者として）
- こどもの受け入れ前に必要な活動のための休暇制度
- その他（具体的に）
- 拡充が必要だと思わない

Q20.

養子縁組の成立後に受けられる現状の支援制度について、全体的な満足度を教えてください。（選択はひとつ）

満足している
どちらかと言えば満足している
どちらかと言えば満足していない
満足していない

改ページ

■**真実告知（テリング）**や**出自、ルーツ探し**についてお伺いします。

Q21.

お子様が養子であることを最初に伝えた（真実告知・テリングの）時期はいつ頃ですか。（選択はひとつ）

わからない・覚えていない
今も伝えていない
最初から知っていた
お子様がだいたい〇歳ごろ
歳
(半角数字)

Q22.

お子様との養子縁組について、ご自身及び配偶者と、お子様のマッチングの理由を聞いたことがありますか。（選択はひとつ）

養子縁組の仲介をした機関から聞いた
聞いたことはない
わからない
その他（具体的に）

改ページ

Q23.

養子縁組の成立時に、**お子様の出自に関する情報**について、養子縁組の仲介をした機関から情報提供がありましたか。（選択はひとつ）

なかった

あった（具体的な内容）

Q24.

養子縁組の成立時に、養子縁組に関する記録へのアクセス方法について、養子縁組の仲介をした機関から情報提供がありましたか。（選択はひとつ）

なかった

あった（具体的な内容）

改ページ

[編集](#) [削除](#) 他の選択肢と同時に選べない選択肢“アクセス方法を知らない”

[編集](#) [削除](#) この質問を表示する条件“Q24”で“なかった”を“選択した”

Q25.

Q24で「情報提供がなかった」と回答された方にお伺いします。

養子縁組の成立後、お子様の養子縁組に関する記録へのアクセス方法について、どのように知りましたか。（選択はいくつでも）

(複数選択)

養子縁組の仲介をした機関から聞いた

養子縁組の仲介をした機関以外の機関から聞いた

他の養子縁組家庭の養親・養子から聞いた

自分で調べた

その他（具体的に）

アクセス方法を知らない

改ページ

Q26.

現在の日本では、出自を知る権利について定めた法律はありません。

今後、未成年であっても、希望すれば養子本人の権利として養子縁組の記録にアクセスできるようになる場合、何歳くらいからがいいと思いますか。（選択はひとつ）

- 6歳未満
- 6歳以上（小学生以上）
- 12歳以上（中学生以上）
- 15歳以上（高校生以上）
- 18歳以上（高校卒業以上）
- 20歳以上
- わからない

Q27.

養子に、養子縁組の記録にアクセスできることを、どのようにして伝えるべきだと思いますか。
(選択はひとつ)

- 養親から説明する
- 養子縁組の仲介をした機関から、全員に書面等で伝える
- その他（具体的に）
- わからない

改ページ

■養子縁組の制度全体についてお伺いします。

Q28.

養子縁組に関して必要な支援や現在の制度などについて、課題に感じていることや要望があれば、あなたのお考えを自由にご記入ください。

0文字

Q29. その他、ご意見やコメントがあれば自由にご記入ください。

0文字

質問は以上になります。多くの設問にご回答いただき誠にありがとうございます。

最後に【送信】ボタンを押すと回答が完了になります。

※なお、送信前に前のページの回答を確認したい場合は、戻るボタンを押していただくと戻ることが可能です。

令和6（2024）年度こども家庭庁
子ども・子育て支援等推進調査研究事業

特別養子縁組制度推進のための効果的な支援方法等の検討に関する調査研究 報告書
令和7（2025）年3月

株式会社 HITOTOWA
HITOTOWA こども総研
